

令和7年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業

ひきこもり支援における
共同生活等による支援のあり方に関する調査研究
報告書

令和8（2026）年3月
有限責任監査法人トーマツ

目次

第1章	事業要旨	1
第2章	事業概要	2
1	事業の背景・目的	2
2	事業の内容	2
(1)	当事業における活動	2
(2)	検討委員会委員	3
第3章	アンケート調査	5
1	概要	5
(1)	目的	5
(2)	対象	5
(3)	方法	5
(4)	調査項目	5
2	結果	7
(1)	事業者や運営する施設の基本情報	8
(2)	令和6年度における利用実績について	23
(3)	共同生活型支援による支援の内容について	26
第4章	ヒアリング調査	32
1	概要	32
(1)	目的	32
(2)	対象	32
(3)	調査項目	33
(4)	方法	35
(5)	期間	35
2	結果	35
a)	視察	
(1)	行政が開催する連携体制構築のための会議体等への参画状況	35
(2)	見学・体験時に説明している内容	37
(3)	共同生活開始までの契約関係等手続き	39
(4)	利用開始時における本人・家族への説明方法・説明内容	41
(5)	主な途中解約理由や解約時の手続き及び決まりについて	42
(6)	支援内容	43
(7)	利用者の親との連携方法	46
(8)	地域との連携に関する事項	47
b)	オンライン形式	
(1)	行政が開催する連携体制構築のための会議体等への参画状況	50
(2)	共同生活開始までの契約関係等手続き	50
(3)	利用開始時における本人・家族への説明方法・説明内容	51
(4)	主な途中解約理由や解約時の手続き及び決まりについて	51
(5)	支援内容	52
(6)	利用者の親との連携方法	52
(7)	地域との連携に関する事項	53
c)	座談会形式	
(1)	共同生活型支援の意義	54
(2)	共同生活型支援を行う上での課題等	55
(3)	共同生活型支援を行う上での工夫や大切にしていること	56
d)	当事者ヒアリング	

(1)	共同生活型による支援の開始まで.....	59
(2)	共同生活で最も好きな活動・参加してよかったこと.....	59
(3)	共同生活型支援に参加して辛かったこと、参加する前後でイメージが 違っていたこと.....	61
(4)	さらにあると良いと思うサポート、情報.....	62
(5)	希望者がよりよい共同生活型支援に参加できるようにするために行 政機関ができること.....	63
第5章	共同生活型支援に関するオンライン研修会.....	64
1	概要.....	64
(1)	目的.....	64
(2)	対象.....	64
(3)	方法.....	64
(4)	期間.....	64
2	結果.....	64
(1)	プログラム.....	64
(2)	参加申込者の属性.....	65
(3)	参加者アンケートの結果.....	66
第6章	共同生活型支援チェックリストの作成.....	70
1	概要.....	70
(1)	目的.....	70
(2)	方法.....	70
(3)	検討過程.....	70
(4)	作成した「共同生活型支援チェックリスト」の目的と内容.....	72
第7章	まとめ（総合考察）.....	76
1	アンケート調査結果の考察.....	76
2	ヒアリング調査結果の考察.....	78
3	総合考察～共同生活型支援による「環境調整」がもたらす変化～.....	79
(1)	共同生活型支援の基本的位置づけ.....	79
(2)	「生活リズムの形成・関係性の形成・社会とのかかわりの形成」の三 層構造.....	80
(3)	地域とのかかわりから社会の一員である感覚へ.....	81
(4)	共同生活型支援における家族とのコミュニケーション方法は多様.....	81
(5)	共同生活型支援を行う上での課題と今後の方向性.....	81
第8章	参考資料.....	83

第1章 事業要旨

本事業では、共同生活型支援を実施する施設の運営状況や支援内容を詳細に把握し、自治体にとって悪質事業者との差別化が図れるようにすることを目的とし、標準的な支援例を種類や特徴ごとに類型化し、研修を通じて自治体への理解促進等を促した。また、共同生活型支援を行う事業者が自ら事業内容をチェックするなどして活用できるチェックリストを作成した。

本事業においては、①アンケート調査、②ヒアリング調査、③共同生活型支援に関するオンライン研修会、④共同生活型支援チェックリストの作成、⑤調査研究報告書の作成を行った。

「①アンケート調査」では、既にひきこもり状態にある当事者への共同生活型支援を実施している民間事業者を対象に支援の実態を把握し、共同生活等による支援の状況について実態を把握することを目的としたアンケート調査を実施した。

「②ヒアリング調査」では、①で実施したアンケート調査に回答があった民間事業者の一部を対象に、共同生活等による運営体制や支援の内容の詳細について、a)視察、b)オンライン形式、c)座談会形式といった3つの方法でヒアリング調査を行った。また、協力が得られる場合には、視察のため現地に赴いた際に、d)共同生活型支援に参加する(参加していた)当事者へのヒアリングも実施した。

「③共同生活型支援に関するオンライン研修会」では、自治体でひきこもり支援等に従事する担当者が、民間事業者へのアンケート調査の結果や、共同生活型支援を行う民間事業者からの報告、チェックリスト(案)の説明等を通じ、共同生活型支援のあり方を確認し、その理解を深めることを目的として、共同生活型支援に関するオンライン研修会を開催した。

「④共同生活型支援チェックリストの作成」では、共同生活型支援を行う事業者をはじめ、共同生活型支援への参加を検討している者や、リファーを検討している者が、その支援体制や支援内容等について評価できるようにするためのチェックリストを作成した。

本報告書では、これらの活動結果を示した上で、「総合考察～共同生活型支援による『環境調整』がもたらす変化～」として、共同生活型支援の基本的位置づけや、共同生活型支援の3層構造、地域とのかかわりの影響、家族とのコミュニケーション方法、共同生活型支援を行う上での課題と今後の方向性等についてまとめた。

第2章 事業概要

1 事業の背景・目的

自宅から離れたひきこもり状態にある本人に対し共同生活を取り入れながら伴走型の支援を行うこと（以下、「共同生活型支援」という。）により、社会への繋がりを促すなど効果的に取り組んでいる民間事業者がある。例えば、かつて「若者自立塾」（若者職業的自立支援推進事業）を行っていた団体が、事業廃止後も活動を続け、ひきこもり状態にある本人に対して支援を行っている。

その一方で、本人の同意なく強引に連れ出して満足な支援が行われず、法外な料金を取る、いわゆる「引き出し屋」と呼ばれる悪質事業者も散見される現状がある。

そこで、当事業では、共同生活型支援を実施する施設の運営状況や支援内容を詳細に把握し、自治体にとって悪質事業者との差別化が図れるようにすることを目的とし、標準的な支援例の種類や特徴ごとに類型化し、研修を通じて自治体への理解促進等を促した。また、共同生活型支援を行う事業者が自ら事業内容をチェックするなどして活用できるチェックリストを作成した。

2 事業の内容

(1) 当事業における活動

本事業においては、①アンケート調査、②ヒアリング調査、③共同生活型支援に関するオンライン研修会、④共同生活型支援チェックリストの作成、⑤調査研究報告書の作成を行った。以降、各活動の概要を示す。

① アンケート調査

既にひきこもり状態にある当事者への共同生活型支援を実施している民間事業者を対象に支援の実態を把握し、共同生活等による支援の状況について実態を把握することを目的としたアンケート調査を実施した。詳細は、第3章「アンケート調査」を参照されたい。

② ヒアリング調査

①で実施したアンケート調査に回答があった民間事業者の一部を対象に、共同生活等による運営体制や支援の内容の詳細について、a)視察、b)オンライン形式、c)座談会形式といった3つの方法でヒアリング調査を行った。また、協力が得られる場合には、視察のため現地に赴いた際に、d)共同生活型支援に参加する(参加していた)当事者へのヒアリングも実施した。詳細は、第4章「ヒアリング調査」を参照されたい。

③ 共同生活型支援に関するオンライン研修会

自治体でひきこもり支援等に従事する担当者が、民間事業者へのアンケート調査の結果や、共同生活型支援を行う民間事業者からの報告、チェックリスト（案）の説明等を

通じ、共同生活型支援のあり方を確認し、その理解を深めることを目的として、共同生活型支援に関するオンライン研修会を開催した。詳細は、第5章「共同生活型支援に関するオンライン研修会」を参照されたい。

④ 共同生活型支援チェックリストの作成

共同生活型支援を行う事業者をはじめ、共同生活型支援への参加を検討している者や、リファーマーを検討している者が、その支援体制や支援内容等について評価できるようにするためのチェックリストを作成した。詳細は、第6章「共同生活型支援チェックリストの作成」を参照されたい。

⑤ 調査研究報告書の作成

本事業における各種調査の結果を踏まえて報告書を作成し、検討委員会での内容検討及び協議を経て最終調整を行い、公開した。

(2) 検討委員会委員

調査研究の客観性を確保しつつ、支援の現場に資する成果物を作成するために、ひきこもり支援に知見のある学識経験者、弁護士、自治体職員、支援者、当事者及び家族からなる「検討委員会」を設置・運営した。

検討委員会の委員名簿と開催概要を以下に示す。

図表 1 検討委員会委員名簿（敬称略（委員は委員長を除き五十音順））

＜委員長＞	
玄田 有史	東京大学 社会科学研究所 比較現代経済部門 教授
＜委員＞	
栄枝 明典	栄枝総合法律事務所 弁護士
須知 晴美	特定非営利活動法人ひきこもり未来創造リレーション 奈良わかくさの会 代表
松原 雅子	神戸市福祉局部長（ひきこもり支援担当） 神戸ひきこもり支援室長
宮武 将大	一般社団法人 hito.toco 代表理事
吉田 徹	東海市市民福祉部社会福祉課 統括主任
＜オブザーバー＞	
厚生労働省	社会・援護局 地域福祉課 地域福祉課長 野崎 伸一 地域福祉課長補佐 吉川 貴士 ひきこもり支援専門官 佐野 茂樹 地域福祉係長 武井 栄衛 主査 長谷川 一
＜事務局＞	
有限責任監査法人トーマツ	

※所属や肩書は令和8年3月時点のものである。

図表 2 検討委員会の開催概要

第 1 回検討委員会

○日程：2025 年 6 月 24 日(火) 18:00～20:00（ハイブリッド会議形式）

○議題：

- ・ 開催挨拶
- ・ 委員紹介
- ・ 当事業についての説明・確認
- ・ アンケート調査の検討
- ・ 次回会議の日程・議事について

第 2 回検討委員会

○日程：2025 年 10 月 3 日(金) 15:00～17:00（オンライン会議形式）

○議題：

- ・ アンケート調査の結果報告
- ・ ヒアリング調査計画の検討
- ・ 次回会議の日程・議事について

第 3 回検討委員会

○日程：2025 年 12 月 11 日(木) 18:00～20:00（オンライン会議形式）

○議題：

- ・ ヒアリング調査の結果報告
- ・ チェックリストの内容検討
- ・ 研修計画の検討
- ・ 次回会議の日程・議事について

第 4 回検討委員会

○日程：2026 年 2 月 24 日(火) 17:00～19:00（オンライン会議形式）

○議題：

- ・ 追加ヒアリング調査の結果報告
- ・ チェックリストについての説明・確認
- ・ オンライン研修計画についての説明・確認
- ・ 報告書の内容検討
- ・ 以降の進め方について

第3章 アンケート調査

1 概要

(1) 目的

既にひきこもり状態にある当事者への共同生活型支援を実施している民間事業者を対象に、支援の実態を把握し、ひきこもり支援における共同生活等による支援の状況について実態を把握することを目的としてアンケート調査を実施した。

(2) 対象

ひきこもり状態の当事者に対して共同生活型支援を行う全国の民間事業者(44団体)を対象とした。

なお、対象の選定にあたっては、以下の4つの情報を確認した。

- ① 共同生活型自立支援機構（かつて「若者自立塾」を行っていた団体が中心となり結成した、共同生活支援を実施している集まり。）に加盟している民間事業者
- ② 集中訓練プログラムのある地域若者サポートステーション事業を委託された民間事業者
- ③ かつて「若者自立塾」（若者職業的自立支援推進事業）を行っていた団体で、事業廃止後も同様の事業を行っていると考えられる民間事業者
- ④ ①～③以外で、独自にひきこもり状態にある当事者へ共同生活型支援を実施していると考えられる民間事業者

(3) 方法

調査票の送付による郵送調査を実施した。

具体的には、対象となる民間団体に対して、郵送により依頼状と調査票を送付し、同封した返信用封筒にて調査票を返送していただく形で回答を求めた。

なお、希望する団体には Excel ファイル形式の調査票を送付し、回答入力後のファイルをメールに添付して返送していただく形で回答を求めた。

回答期間は、2025 年 7 月 22 日（火）～8 月 20 日（水）である。

(4) 調査項目

調査では下記Ⅰ～Ⅴの5つのパートに属する項目について質問した。

Q6以降は、「ひきこもり状態にある当事者又はひきこもり経験者を含む就労が困難な若者（無業者）等に対し、共同生活による支援を実施する場所」として運営している施設のうち、調査実施時点で運営している施設について尋ねた。

なお、本アンケート調査における「ひきこもり状態にある当事者又はひきこもり経験者」とは、「様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む修学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交友）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態」の方やその経験のある方とした。

地域若者サポートステーション事業受託事業者に対しては、支援対象者のひきこもり

状態やその経験の有無が不明な場合は、本アンケート調査においては、「若者就労支援システムの『プレ登録詳細』で『無業期間』が6ヶ月以上に該当する方」を対象とするよう示した。なお、対象者には、地域若者サポートステーションの集中訓練プログラム以外の独自の取組で支援している場合も含むこととした。

本調査の詳細な項目を以下に示す。

図表 3 アンケート調査項目

パート	質問番号(形式)	質問内容
Ⅰ. 貴事業者や運営する施設の基本情報	Q1(FA)	事業者名および代表者名
	Q2(SA)	事業者の法人格
	Q3(MA)	国や地方公共団体から委託又は指定されて実施している(していた)もの、実施年度
	Q4(SA)	国や地方公共団体から助成を受けた合宿支援の実施有無
	Q5(MA)	行政が開催する連携体制構築のための会議体等のうち参画しているもの
	Q6(FA)	施設名
	Q7(FA)	施設が所在する都道府県・市区町村
	Q8(FA)	合宿支援を始めてからの経過年数
	Q9(FA)	合宿支援を実施するに至った経緯
	Q10	合宿支援の参加要件について
	Q10_1(SA)	参加可能な年齢についての定めの有無
	Q10_2(SA)	参加可能な性別についての定めの有無
	Q10_3(SA)	合宿支援の期間についての定めの有無
	Q10_4(FA)	年齢、性別、期間以外の合宿支援に参加可能となる条件
	Q11	合宿期間中の退所又は終了について
	Q11_1(SA)	合宿支援期間中の退所の可否
	Q11_2(SA)	合宿支援を途中で取りやめる場合に必要な手続きや決まりの有無
	Q12	合宿の参加費用について
	Q12_1(FA)	合宿の月額参加費用
	Q12_2(FA)	参加費用の内訳
	Q13	合宿支援を行う施設について
	Q13_1(FA)	定員
	Q13_2(FA)	居室数(個室、相部屋)
	Q14	事業者全体の職員数と合宿支援に従事する職員について
	Q14_1(FA)	事業者全体の職員数、施設で合宿支援に従事する職員数
	Q14_2(MA)	配置している専門職
	Q15(MA)	夜間管理の対応として行っていること
	Q16(FA)	職員の配置基準(職員1人あたりの参加者数)
Ⅱ. 令和6年度における利用実績について	Q17(FA)	令和6年度の合宿支援の入所者数(実人数、延べ人数)と延べ人数の内訳(施設の所在する都道府県外からの入所者数、性別ごとの人数、年齢区分ごとの人数)
	Q18(FA)	令和6年度の合宿支援利用の依頼元
	Q19	令和6年度の合宿支援の利用者の入所理由について
	Q19_1(MA)	入所理由(主訴)
	Q19_2(SA)	Q19_1のうち、最多のもの
	Q20(FA)	令和6年度の合宿支援の退所者数(実人数、延べ人数)と延べ人数の内訳(施設の所在する都道府県外からの入所者数、退所後の居住地別の人数)
	Q21(FA)	令和6年度における退所者の滞在日数

パート	質問番号(形式)	質問内容
	Q22(FA)	退所者のうち、予定期間よりも早く合宿支援が終了したケースがあった場合、その理由
	Q23(FA)	退所者のうち、予定期間よりも長く合宿支援を実施したケースがあった場合、その理由
	Q24	退所者の合宿支援終了時の状況について
	Q24_1(MA)	合宿支援終了時の参加者の状況
	Q24_2(SA)	Q24_1のうち、最多のもの
Ⅲ．合宿支援の内容について	Q25(MA)	施設で対応しているもの
	Q26(SA)	本人の意思確認・参加への同意取得の有無
	Q27(MA)	同意取得時において行っていること
	Q28	情報発信について
	Q28_1(MA)	合宿支援の内容や効果等に関する情報の発信方法
	Q28_2(FA)	情報発信の概要やアピールポイント
	Q29	合宿支援で行う支援の内容について
	Q29_1(MA)	合宿支援で行う支援
	Q29_2(MA)	合宿支援終了後(退所後)に利用できる支援
	Q30	合宿支援における生産活動について
	Q30_1(SA)	生産活動に参加した場合の工賃の支払い有無
	Q30_2(FA)	生産活動が行われる時間帯
	Q31(MA)	参加者に対する制限やきまり
	Q32	合宿支援を通して比較的大きく変化すると感じる事項について
	Q32_1(MA)	合宿支援を通して比較的大きく変化すると感じる事項
	Q32_2(SA)	Q32_1のうち、最も変化が大きいもの
	Q33	合宿支援の参加後であっても、参加者が継続的に有する課題として特徴的と考えられるものについて
	Q33_1(MA)	合宿支援の参加後であっても、参加者が継続的に有する課題として特徴的と考えられるもの
	Q33_2(SA)	Q33_1のうち、最多のもの
	Q34(MA)	合宿支援において重視しているゴールや大切にしていること
	Q35(MA)	法人として課題や困難さを感じる事項
	Q36(FA)	支援体制を整えるために取り組んでいること
	Q37(FA)	参加者の権利擁護や虐待防止のために取り組んでいること
	Q38(FA)	緊急時の対応のために備えていること
	Q39(FA)	運営資金を確保するための工夫
	Q40(FA)	国及び地方公共団体に対して望むことや意見
Ⅳ．協力可否	Q41(SA)	ヒアリング調査への協力可否
Ⅴ．照会先	Q42(FA)	照会先（名前・Eメールアドレス）

(形式の凡例) SA:単数回答、MA:複数回答、FA:自由回答

※アンケート調査票においては、共同生活型支援のことを「合宿支援」と表現した。

2 結果

アンケート調査では、26 件（回収率 59.1%）の回答を得た。

以下では、パートⅠからⅢに属する設問のうち、主な集計結果を示す。

なお、地域若者サポートステーション事業における「集中訓練プログラム」（以下、「集中訓練」とする。）の場合は、共同生活の期間や参加費の上限が決まっているため、集計にあたっては、全回答の集計に加え、「集中訓練」を行っていると思われる所を除

いた集計も行っている。以降は、後者に関して「サポステ以外」として示す。

(1) 事業者や運営する施設の基本情報

回答事業者の法人格を確認すると、全体では、「特定非営利活動法人」が 14 件 (53.8%) で最多であり、次いで「認定特定非営利活動法人」、「一般社団法人」、「その他」がそれぞれ 3 件 (11.5%) ずつであった。なお、サポステ以外では、「特定非営利活動」が 10 件 (66.7%) で最多であった。

図表 4 事業者の法人格(Q2)

全体集計			サポステ以外で集計	
	回答数	割合	回答数	割合
1.認定特定非営利活動法人	3	11.5%	2	13.3%
2.特定非営利活動法人	14	53.8%	10	66.7%
3.社会福祉法人	0	0.0%	0	0.0%
4.一般社団法人	3	11.5%	1	6.7%
5.公益財団法人	1	3.8%	1	6.7%
6.学校法人	0	0.0%	0	0.0%
7.株式会社	2	7.7%	1	6.7%
8.法人格なし	0	0.0%	0	0.0%
9.その他	3	11.5%	0	0.0%
合計	26	100.0%	15	100.0%

国や地方公共団体から委託又は指定されて実施している（していた）事業について確認すると、全体では、「地域若者サポートステーションにおける『若年無業者等集中訓練プログラム事業』¹」が 16 件 (61.5%) で最多であり、次いで「厚生労働省の『若者自立塾事業（若年職業的自立支援推進事業）』」が 12 件 (46.2%) であった。なお、サポステ以外では、「厚生労働省の『若者自立塾事業（若年職業的自立支援推進事業）』」が 10 件 (66.7%) で最多であった。

図表 5 国や地方公共団体から委託又は指定されて実施している（していた）事業(Q3)

全体集計			サポステ以外で集計	
	回答数	割合	回答数	割合
1.厚生労働省の「若者自立塾事業（若者職業的自立支援推進事業）」	12	46.2%	10	66.7%
2.地域若者サポートステーションにおける「若年無業者等集中訓練プログラム事業」	16	61.5%	8	53.3%
3.生活困窮者自立支援制度の「就労準備支援事業」	6	23.1%	4	26.7%
4.障害者・就業生活支援センター事業	1	3.8%	1	6.7%
5.就労継続支援 B 型・就労移行支援事業	7	26.9%	4	26.7%
6.生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業	5	19.2%	4	26.7%
7.ひきこもり支援推進事業	3	11.5%	1	6.7%
8.自立訓練（生活訓練）事業	2	7.7%	0	0.0%
9.児童自立生活援助事業による自立援助ホーム	2	7.7%	1	6.7%
10.（選択肢 1～9 以外の）共同生活による支援（合宿支援）を行う事業	6	23.1%	6	40.0%
合計	26	100.0%	15	100.0%

国や地方公共団体からの助成を受けた共同生活型支援の実施有無について確認すると、助成を受けて共同生活型支援を実施しているところは、12 件 (46.2%) であった。

¹ 当事業について、「サポステ以外で集計」の場合でも 8 件の回答がある。これは、以前に集中訓練を行っていた所か、現在、集中訓練を行っているが通所型で行っている所であることが考えられる。

なお、サポステ以外では、4 件（26.7%）であった。

図表 6 国や地方公共団体から助成を受けた共同生活型支援の実施有無(Q4)

全体集計			サポステ以外で集計	
	回答数	割合	回答数	割合
1.はい	12	46.2%	4	26.7%
2.いいえ	14	53.8%	11	73.3%
合計	26	100.0%	15	100.0%

行政が開催する連携体制構築のための会議体等への参画状況を確認すると、全体では、「地域若者サポートステーション関連」への参加が 19 件（73.1%）で最多であり、次いで「子ども・若者支援、社会的養護関連」が 15 件（57.7%）、「生活困窮者自立支援制度関連」が 12 件（46.2%）であった。中には、ひきこもり支援に関連する会議体に参加している所もあった。なお、サポステ以外では、「地域若者サポートステーション関連」への参加が 10 件（66.7%）で最多であった。

図表 7 行政が開催する連携体制構築のための会議体等のうち参画しているもの(Q5)

全体集計			サポステ以外で集計	
	回答数	割合	回答数	割合
1.生活困窮者自立支援制度関連	12	46.2%	7	46.7%
2.重層的支援体制整備事業関連	9	34.6%	5	33.3%
3.障害者自立支援関連	9	34.6%	5	33.3%
4.子ども・若者支援、社会的養護関連	15	57.7%	9	60.0%
5.地域若者サポートステーション関連	19	73.1%	10	66.7%
6.その他	9	34.6%	9	60.0%
合計	26	100.0%	15	100.0%

参加可能な年齢の定めの有無について確認すると、全体では、「年齢を定めている」が 15 件（57.7%）であった。なお、サポステ以外では、8 件（53.3%）であった。

図表 8 共同生活型支援に参加可能な年齢の定めの有無(Q10_1)

全体集計			サポステ以外で集計	
	回答数	割合	回答数	割合
1.年齢を定めている	15	57.7%	8	53.3%
2.年齢を定めていない	8	30.8%	6	40.0%
3.無回答	3	11.5%	1	6.7%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 9 参加可能な年齢(Q10_1)

10-40 歳、10-59 歳、12-39 歳、15 歳以上、概ね 15 歳-概ね 30 歳代、15-49 歳、15-65 歳、16-49 歳

参加可能な性別の定めの有無について確認すると、「性別を定めている」は 0 件（0.0%）であった。

図表 10 共同生活型支援に参加可能な性別の定めの有無(Q10_2)

全体集計			サポステ以外で集計	
	回答数	割合	回答数	割合
1.性別を定めている	0	0.0%	0	0.0%
2.性別を定めていない	23	88.5%	14	93.3%
3.無回答	3	11.5%	1	6.7%
合計	26	100.0%	15	100.0%

共同生活型支援の期間の定めの有無について確認すると、全体では、「期間を定めている」ところは9件（34.6%）であった。なお、サポステ以外では、0件（0.0%）であった。

図表 11 共同生活型支援の期間の定めの有無(Q10_3)

全体集計			サポステ以外で集計	
	回答数	割合	回答数	割合
1.期間を定めている	9	34.6%	0	0.0%
2.期間を定めていない	14	53.8%	14	93.3%
3.無回答	3	11.5%	1	6.7%
合計	26	100.0%	15	100.0%

期間の定めが無い場合に共同生活型支援が終了する理由についての自由記述式回答を確認すると、本人・家族の意向や希望といった回答が得られた。

図表 12 共同生活型支援が終了する理由(Q10_3)

- ・ 本人・家族の意向とスタッフの助言
- ・ 利用者が、合宿支援を通して「生活スキル」、「就労スキル」、「人間関係スキル」を習得していく中で、主体的に継続的な生活力や経済力を習得したと実感し、社会への一歩を踏み出したいと行動に移した時。※終了決定後も希望者をフォローアップ
- ・ 合宿所で生活しながら一般企業等へ就労通勤し、一定期間無事に経過した段階でアパート等での一人暮らしへと移行
- ・ 生活リズムやバランスが整ったことをご家族も含め三者面談で確認して退寮決定
- ・ ①就職し安定して働けるようになり一人暮らしもしくは実家に戻って生活することになった②体調面・精神面で安定せず共同生活を送るのが難しい状態になった③経済的な事情から保護者が入寮費を支払うことが難しくなった
- ・ ①本人の希望を尊重しアパートを借りて自立生活をする場合②本人の合宿生活の態度に著しい問題がある場合

共同生活型支援期間中に参加者からの希望があった場合、支援期間中でも退所が可能かどうかを確認すると、全体では、「はい」が22件（84.6%）であった。なお、サポステ以外では、「はい」と回答したのは14件（93.3%）であった。

図表 13 共同生活型支援期間中の退所の可否(Q11_1)

全体集計			サポステ以外で集計	
	回答数	割合	回答数	割合
1.はい	22	84.6%	14	93.3%
2.いいえ	1	3.8%	0	0.0%
3.無回答	3	11.5%	1	6.7%
合計	26	100.0%	15	100.0%

共同生活型支援の途中で参加を取りやめる場合の、必要な手続きや決まりの有無につ

いて確認すると、必要な手続きや決まりがあると回答した団体は、全体では、13件(50.0%)であった。なお、サポステ以外では、必要な手続きや決まりがあると回答したのは11件(73.3%)であった。

図表 14 共同生活型支援の途中で参加を取りやめる場合の手続きや決まりの有無(Q11_2)

全体集計			サポステ以外で集計	
	回答数	割合	回答数	割合
1.はい	13	50.0%	11	73.3%
2.いいえ	10	38.5%	3	20.0%
3.無回答	3	11.5%	1	6.7%
合計	26	100.0%	15	100.0%

参加をとりやめる場合の手続きや決まりについての自由記述式回答を確認すると、本人に理由を聞く、本人や家族と話し合う、書類を提出してもらうといった回答が得られた。

図表 15 参加を取りやめる場合の手続きや決まり (Q11_2)

- ・ 退去届の提出、荷物の引き揚げ、居室の清掃
- ・ 書類の提出などは無いが、担当支援員と相談の上取り止めを決める。合宿費の返却は原則無し
- ・ 理由を聞きながら、利用者にとって最大の利益になるにはどうすればよいのかを共に考え、ただの退所ではなくステップアップに出来るように導く。利用日数に応じて返金
- ・ 退寮手続書、委任解除申請書の取り交わし。費用については支払済金額については月途中であっても原則同月内分費用は返却しない(入寮時に誓約済み)、翌月以降分が入金済の場合は全額返却
※本人の希望だけでなく、原則として保護者の同意を条件としている。入寮そのものがほぼ保護者からの依頼であるため(本人は同意済み)
- ・ 参加取りやめ理由を家族も含め話し合う。解約の際は月額の日割り計算で返金する程度。違約金などの設定はなし
- ・ 毎月の寮費は翌月請求の為、退所月については日割り計算し請求
- ・ スタッフの会議による承認
- ・ 定期面談において退所の考えに至った経緯の聞き取り、また保護者の同意をもって、所定の書類に必要事項を記入。預かり品や、預り金がある場合は返却。参加費用の返金はない
- ・ 面談をして、今後のゴールイメージや団体との関わり方を共有する。納入した費用(月額料金)は原則返却されない

合宿の月額の参加費用を確認すると、全体では、参加費の下限、上限ともに「10,000円以上 50,000円未満」が9件(34.6%)で最多であった。その一方で、サポステ以外では、参加費の下限、上限ともに「100,000円以上 150,000円未満」「150,000円以上 200,000円未満」がそれぞれ5件(33.3%)ずつで最多であった。

図表 16 月額の参加費(最大・最小・平均)(Q12_1)

	全体集計			サポステ以外で集計		
	最大	最小	平均	最大	最小	平均
月額の参加費(下限)	214700	3000	88187.39	214700	35000	134236.43
月額の参加費(上限)	214700	4000	100117.83	214700	35000	152622.14

図表 17 月額参加費（下限）(Q12_1)

全体集計			サボステ以外で集計	
月額参加費（下限）	回答数	割合	回答数	割合
10,000円未満	1	3.8%	0	0.0%
10,000円以上50,000円未満	9	34.6%	1	6.7%
50,000円以上100,000円未満	2	7.7%	2	13.3%
100,000円以上150,000円未満	5	19.2%	5	33.3%
150,000円以上200,000円未満	5	19.2%	5	33.3%
200,000円以上	1	3.8%	1	6.7%
無回答	3	11.5%	1	6.7%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 18 月額参加費（上限）(Q12_1)

全体集計			サボステ以外で集計	
月額参加費（上限）	回答数	割合	回答数	割合
10,000円未満	1	3.8%	0	0.0%
10,000円以上50,000円未満	9	34.6%	1	6.7%
50,000円以上100,000円未満	0	0.0%	0	0.0%
100,000円以上150,000円未満	5	19.2%	5	33.3%
150,000円以上200,000円未満	5	19.2%	5	33.3%
200,000円以上	3	11.5%	3	20.0%
無回答	3	11.5%	1	6.7%
合計	26	100.0%	15	100.0%

月額参加費用の内訳はさまざまであるが、家賃・宿泊費や食事代、光熱費、活動参加費などが主であった。

図表 19 費用の内訳(Q12_2)

- ・ 宿泊用のホテル代、交通費、高速代、食事代
- ・ 家賃、食費、体験活動参加費、光熱費、共有施設利用費などすべて込み
- ・ 4泊5日のホテル宿泊代が10,000～25,000円、食事代が10,000円
- ・ 指導料¥50,000、食費¥35,000（食事は月～金曜までの3食と、土曜の朝、日曜の朝の提供。他に、日常的なおやつや飲み物等の費用も含む）部屋代¥40,000円、光熱費¥15,000、雑費¥13,000
※小遣い、医療費、個別研修等の教材・授業料、個人交通費、特別研修旅行費、プログラム以外の行事参加費などは利用者本人の負担
- ・ 宿泊費実費、パソコンテキスト代
- ・ 食費・光熱費・部屋代等 95,000円 生活訓練指導費 40,000円 面談等日常管理費 10,000円。低額宿泊所及び訓練終了後寮に残り就労しながら住む者は 75,000円（部屋代の 20,000円は団体の負担）※一人部屋で無くなる事也有
- ・ 交通費、宿泊費、食費、研修に係る経費（ワーク参加費、材料費、など）
- ・ 居室利用料 49,500、共益費 3,300、食事提供（3食）49,500（1日 1,650）、訓練費 66,000、消耗品その他 1,100
- ・ 入寮費 150,000円、実習費（年度ごと）50,000円、法人年会費（年度ごと）36,000円、月経費・小学生 145,000円・中学生 150,000円・高校生～19歳 155,000円・20～29歳 160,000円・30歳以上 165,000円
※【月経費 160,000円の場合の内訳】家賃 50,000円、食費 45,000円、指導料 65,000円（人件費・光熱費・車両費・備品費・消耗品費・通信費等）、年齢による月経費の差額は指導料に反映される。
- ・ 家賃 45,000円（水道料金、共益費、火災保険料）、電気・ガス料金 12,000円（超過分を徴収）、食事料金 30,690円（朝食・夕食）、サポート料 44,000円（法人他事業を利用の場合 1事業につき 22,000円減額。最大 2事業）

- ・ 寮費\150,000 (消費税別) / 月 (内訳: 部屋代\50,000、食費\30,000、光熱水費\10,000、日用品費\10,000、支援費\50,000)+保険料\1,420/月=\166,420 その他に冷暖房費 (年間\30,000 消費税別) イベント費 (別途)
- ・ 入会費: 入会金 55,000 円、年会費 22,000 円、設備費 55,000 円、保険料 6,980 円、授業料 44,000 円、寮費 99,000 円、冷暖房費 2,200 円 (駐車場代 2,200 円)
- ・ 自主事業の宿泊型支援の内訳: 指導料 74,000 円・寮費 84,700 円・部屋代 56,000 円 = 214,700 円、サポステの 6 か月の合宿訓練の内訳: 食費 30,000 円・光熱費 10,000 円・部屋代 20,000 円 = 60,000 円
- ・ 〈月額〉基本生活費 126,500 円+カリキュラム費 33,000 円+スタッフフォローアップ費 11,000 円 = 170,500 円、別途個別サポート費 (金銭管理 11,000 円、メンタルサポート 33,000 円)
- ・ 生活費 60,000 円、自立支援費 60,000 円、その他入会金 120,000 円
- ・ 家賃 35,000 円、電気代各部屋のメーターにより
- ・ 宿泊代 15,000 円、食費 5,000 円
- ・ 宿泊費 1 日 2,740 円 × 4 日 = 10,960 円、朝食代 1 食 770 円 × 4 日 = 3,080 円、夕食代 1 食 990 円 × 4 日 = 3,960 円、1 名分合計 18,000 円 ※昼食に関しまして、自社が販売しているカレー及びシチュー等を実費で提供しておりましたので、利用者から料金は頂いておりません。
- ・ 共同生活寮利用料・光熱費・食費・スタッフによるサポート (相談) 料、発達障害などでより手厚いサポートが必要な場合は料金が上がる。
- ・ ふとん、シーツレンタル及びクリーニング代 ・ 合宿中の食費 ※実費を事前に徴収の上、余れば残金を返却
- ・ 一日分: 5,000 円の内訳、食費 1,600 円・室料 1,500 円・水道光熱費 400 円・支援費 1,500 円

施設の定員について確認すると、全体では、「5 人以上 10 人未満」の施設が 7 件 (26.9%) で最多であり、次いで「10 人以上 15 人未満」「20 人以上 25 人未満」が 4 件 (15.4%) ずつあった。なお、サポステ以外では、「20 人以上 25 人未満」が 4 件 (26.7%) で最多であり、次いで「5 人以上 10 人未満」「25 人以上」が 3 件 (20.0%) ずつであった。

図表 20 施設の定員(最大・最小・平均) (Q13_1)

	全体集計			サポステ以外で集計		
	最大	最小	平均	最大	最小	平均
定員	55	3	15.76	55	3	19.79

図表 21 施設の定員(Q13_1)

全体集計			サポステ以外で集計	
定員	回答数	割合	回答数	割合
5人未満	1	3.8%	1	6.7%
5人以上10人未満	7	26.9%	3	20.0%
10人以上15人未満	4	15.4%	1	6.7%
15人以上20人未満	2	7.7%	2	13.3%
20人以上25人未満	4	15.4%	4	26.7%
25人以上	3	11.5%	3	20.0%
無回答	5	19.2%	1	6.7%
合計	26	100.0%	15	100.0%

施設の居室数を確認すると、全体では、個室の場合は、「5部屋未満」が6件（23.1%）で「無回答」を除いて最多であり、相部屋の場合も、「5部屋未満」が16件（61.5%）で最多であった。なお、サポステ以外では、個室の場合は、「5部屋未満」「15部屋以上20部屋未満」が3件（20.0%）ずつで最多であった。相部屋の場合は、「5部屋未満」が11件（73.3%）で最多であった。

図表 22 施設の居室数(最大・最小・平均)(Q13_2)

	全体集計			サポステ以外で集計		
	最大	最小	平均	最大	最小	平均
個室	35	0	10.16	35	0	13.33
相部屋	20	0	2.79	20	0	3.15

図表 23 施設の居室数（個室）(Q13_2)

全体集計			サポステ以外で集計	
個室	回答数	割合	回答数	割合
5部屋未満	6	23.1%	3	20.0%
5部屋以上10部屋未満	5	19.2%	2	13.3%
10部屋以上15部屋未満	2	7.7%	1	6.7%
15部屋以上20部屋未満	3	11.5%	3	20.0%
20部屋以上25部屋未満	2	7.7%	2	13.3%
25部屋以上	1	3.8%	1	6.7%
無回答	7	26.9%	3	20.0%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 24 施設の居室数（相部屋）(Q13_2)

全体集計			サポステ以外で集計	
相部屋	回答数	割合	回答数	割合
5部屋未満	16	61.5%	11	73.3%
5部屋以上10部屋未満	2	7.7%	1	6.7%
10部屋以上15部屋未満	0	0.0%	0	0.0%
15部屋以上20部屋未満	0	0.0%	0	0.0%
20部屋以上25部屋未満	1	3.8%	1	6.7%
25部屋以上	0	0.0%	0	0.0%
無回答	7	26.9%	2	13.3%
合計	26	100.0%	15	100.0%

事業者全体の職員数および施設で共同生活型支援に従事する職員の人数を確認すると、事業者全体の常勤職員数が「10人未満」の事業者が11件（42.3%）で最多であった。また、施設の常勤職員数については、「5人未満」が13件（50.0%）で最多であった。なお、サポステ以外では、事業者全体の常勤職員数が「10人以上20人未満」の事業者が6件（40.0%）で最多であった。また、施設の常勤職員数については、「5人未満」が6件（40.0%）で最多であった。

図表 25 事業者全体の職員数および施設の職員数(最大・最小・平均)(Q14_1)

貴事業者全体の職員数	全体集計			サボステ以外で集計		
	最大	最小	平均	最大	最小	平均
常勤	88	3	16.78	88	3	19.23
非常勤	46	0	6.6	46	0	6.75
有償ボランティア	30	0	2.38	4	0	0.89
無償ボランティア	6	0	0.86	1	0	0.14
施設の職員数						
常勤	13	0	4.5	13	2	5.62
非常勤	3	0	0.87	3	0	1.06
有償ボランティア	3	0	0.43	2	0	0.43
無償ボランティア	0	0	0	0	0	0

図表 26 事業者全体の職員数（常勤）(Q14_1)

全体集計			サボステ以外で集計	
事業者全体＞常勤	回答数	割合	回答数	割合
10人未満	11	42.3%	4	26.7%
10人以上20人未満	7	26.9%	6	40.0%
20人以上30人未満	2	7.7%	1	6.7%
30人以上40人未満	1	3.8%	1	6.7%
40人以上50人未満	0	0.0%	0	0.0%
50人以上	2	7.7%	1	6.7%
無回答	3	11.5%	2	13.3%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 27 事業者全体の職員数（非常勤）(Q14_1)

全体集計			サボステ以外で集計	
事業者全体＞非常勤	回答数	割合	回答数	割合
5人未満	17	65.4%	10	66.7%
5人以上10人未満	3	11.5%	1	6.7%
10人以上15人未満	1	3.8%	1	6.7%
15人以上20人未満	0	0.0%	0	0.0%
20人以上25人未満	0	0.0%	0	0.0%
25人以上	2	7.7%	1	6.7%
無回答	3	11.5%	2	13.3%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 28 事業者全体の職員数（有償ボランティア）(Q14_1)

全体集計			サボステ以外で集計	
事業者全体＞有償ボランティア	回答数	割合	回答数	割合
5人未満	15	57.7%	9	60.0%
5人以上10人未満	0	0.0%	0	0.0%
10人以上15人未満	0	0.0%	0	0.0%
15人以上20人未満	0	0.0%	0	0.0%
20人以上25人未満	0	0.0%	0	0.0%
25人以上	1	3.8%	0	0.0%
無回答	10	38.5%	6	40.0%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 29 事業者全体の職員数（無償ボランティア）(Q14_1)

全体集計			サポステ以外で集計	
事業者全体＞無償ボランティア	回答数	割合	回答数	割合
5人未満	12	46.2%	7	46.7%
5人以上10人未満	2	7.7%	0	0.0%
10人以上15人未満	0	0.0%	0	0.0%
15人以上20人未満	0	0.0%	0	0.0%
20人以上25人未満	0	0.0%	0	0.0%
25人以上	0	0.0%	0	0.0%
無回答	12	46.2%	8	53.3%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 30 施設全体の職員数（常勤）(Q14_1)

全体集計			サポステ以外で集計	
施設＞常勤	回答数	割合	回答数	割合
5人未満	13	50.0%	6	40.0%
5人以上10人未満	6	23.1%	4	26.7%
10人以上15人未満	2	7.7%	2	13.3%
15人以上20人未満	0	0.0%	0	0.0%
20人以上25人未満	0	0.0%	0	0.0%
25人以上	0	0.0%	0	0.0%
無回答	5	19.2%	3	20.0%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 31 施設全体の職員数（非常勤）(Q14_1)

全体集計			サポステ以外で集計	
施設＞非常勤	回答数	割合	回答数	割合
5人未満	18	69.2%	10	66.7%
5人以上10人未満	0	0.0%	0	0.0%
10人以上15人未満	0	0.0%	0	0.0%
15人以上20人未満	0	0.0%	0	0.0%
20人以上25人未満	0	0.0%	0	0.0%
25人以上	0	0.0%	0	0.0%
無回答	8	30.8%	5	33.3%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 32 施設全体の職員数（有償ボランティア）(Q14_1)

全体集計			サポステ以外で集計	
施設＞有償ボランティア	回答数	割合	回答数	割合
5人未満	14	53.8%	7	46.7%
5人以上10人未満	0	0.0%	0	0.0%
10人以上15人未満	0	0.0%	0	0.0%
15人以上20人未満	0	0.0%	0	0.0%
20人以上25人未満	0	0.0%	0	0.0%
25人以上	0	0.0%	0	0.0%
無回答	12	46.2%	8	53.3%
合計	26	100.0%	15	100.0%

施設に配置している専門職について確認すると、全体では、「キャリアカウンセラー」の「常勤スタッフ」「非常勤スタッフ」「委託」「ボランティア」を合計した件数が 24 件（26.7%）で最多であった。一方で、「弁護士」は合計で 3 件（3.3%）であった。なお、サポステ以外では、「教員免許保持者」が合計 15 件（25.9%）で最多であり、次いで「キャリアカウンセラー」が 14 件（24.1%）であった。「弁護士」は 2 件（3.4%）であった。

図表 33 施設に配置している専門職(Q14_2)

	全体集計									
	回答数					割合				
	1 常勤スタッフ	2 非常勤スタッフ	3 委託	4 ボランティア	合計	1 常勤スタッフ	2 非常勤スタッフ	3 委託	4 ボランティア	合計
①心理専門職（臨床心理士、公認心理師等）	7	6	2	1	16	7.8%	6.7%	2.2%	1.1%	17.8%
②社会福祉士・精神保健福祉士	11	4	3	1	19	12.2%	4.4%	3.3%	1.1%	21.1%
③キャリアカウンセラー	20	2	2	0	24	22.2%	2.2%	2.2%	0.0%	26.7%
④医師・看護師・保健師	4	1	3	0	8	4.4%	1.1%	3.3%	0.0%	8.9%
⑤教員免許保持者	14	4	2	0	20	15.6%	4.4%	2.2%	0.0%	22.2%
⑥弁護士	0	0	2	1	3	0.0%	0.0%	2.2%	1.1%	3.3%
合計	56	17	14	3	90	62.2%	18.9%	15.6%	3.3%	100.0%
	サポステ以外で集計									
	回答数					割合				
	1 常勤スタッフ	2 非常勤スタッフ	3 委託	4 ボランティア	合計	1 常勤スタッフ	2 非常勤スタッフ	3 委託	4 ボランティア	合計
①心理専門職（臨床心理士、公認心理師等）	3	4	1	1	9	5.2%	6.9%	1.7%	1.7%	15.5%
②社会福祉士・精神保健福祉士	5	4	2	1	12	8.6%	6.9%	3.4%	1.7%	20.7%
③キャリアカウンセラー	12	0	2	0	14	20.7%	0.0%	3.4%	0.0%	24.1%
④医師・看護師・保健師	3	1	2	0	6	5.2%	1.7%	3.4%	0.0%	10.3%
⑤教員免許保持者	10	4	1	0	15	17.2%	6.9%	1.7%	0.0%	25.9%
⑥弁護士	0	0	1	1	2	0.0%	0.0%	1.7%	1.7%	3.4%
合計	33	13	9	3	58	56.9%	22.4%	15.5%	5.2%	100.0%

夜間管理の対応について確認すると、全体では、「宿直員の配置」が 17 件（65.4%）で最多であった。なお、サポステ以外でも 11 件（73.3%）で最多であった。

図表 34 夜間管理の対応(Q15)

全体集計			サポステ以外で集計	
	回答数	割合	回答数	割合
1.宿直員の配置	17	65.4%	11	73.3%
2.警備員や防犯カメラの配置	10	38.5%	8	53.3%
3.緊急時に法人内他施設からのスタッフ派遣・応援体制の整備	12	46.2%	8	53.3%
4.その他	5	19.2%	4	26.7%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 35 夜間管理の対応（その他の回答）(Q15)

・ 近隣在住スタッフの緊急派遣
・ 住み込みのスタッフが 3 名と宿直スタッフがおり第一次緊急対応を担当、第二次対応以下は理事長が引き継ぐ
・ 男女各建物にスタッフが同居。代表者の自宅が同一敷地内
・ 民間の宿泊施設を利用しており宿直員を 2 名程度を配置

職員の配置基準について確認すると、全体では、職員 1 人あたりの参加者数が「2 人以上 4 人未満」「4 人以上 6 人未満」がそれぞれ 9 件（34.6%）で最多であった。また、平均は 4.11 人であった。なお、サポステ以外では、「2 人以上 4 人未満」が 7 件（46.7%）で最多であり、平均は 3.54 人であった。

図表 36 職員の配置基準(最大・最小・平均)（全体）(Q16)

	全体集計			サポステ以外で集計		
	最大	最小	平均	最大	最小	平均
職員1人あたりの参加者数	15	0.6	4.11	6	0.6	3.54

図表 37 職員の配置基準(Q16)

全体集計			サポステ以外で集計	
職員1人あたりの参加者数	回答数	割合	回答数	割合
2人未満	2	7.7%	1	6.7%
2人以上4人未満	9	34.6%	7	46.7%
4人以上6人未満	9	34.6%	5	33.3%
6人以上8人未満	2	7.7%	1	6.7%
8人以上10人未満	0	0.0%	0	0.0%
10人以上	1	3.8%	0	0.0%
無回答	3	11.5%	1	6.7%
合計	26	100.0%	15	100.0%

令和6年度の1年間における共同生活型支援の利用人数（入所者数）の実人数について確認すると、全体では、「5人以上10人未満」が9件（34.6%）で最多であった。延べ人数のうち、施設の所在する都道府県外からの入所者数について確認すると、「5人未満」が7件（26.9%）で「無回答」を除いて最多であった。なお、サポステ以外では、実人数は「5人以上10人未満」が4件（26.7%）で最多であり、延べ人数のうち、施設の所在する都道府県外からの入所者数について確認すると、「5人以上10人未満」が4件（26.7%）で最多であった。

図表 38 令和6年度における共同生活型支援の利用人数（入所者数）(最大・最小・平均)(Q17)

	全体集計			サポステ以外で集計		
	最大	最小	平均	最大	最小	平均
実人数	44	1	12.61	44	1	15.86
延べ人数	44	1	18.04	44	1	17.36
延べ人数のうち、貴施設の所在する都道府県外からの入所者数	40	0	9.82	33	2	10.64
性別ごとの内訳（男性、延べ人数）	38	1	11.55	38	1	14.69
性別ごとの内訳（女性、延べ人数）	10	0	2.24	10	0	2.15
性別ごとの内訳（性別について回答しない入所者、延べ人数）	1	0	0.07	0	0	0
最少年齢	28	12	19.48	28	12	18.33
最高年齢	58	30	43.14	58	30	47.42
平均年齢	40.75	22.5	29.18	40.75	23.5	29.89

図表 39 令和6年度における共同生活型支援の利用人数（入所者数）(実人数) (Q17)

全体集計			サポステ以外で集計	
実人数	回答数	割合	回答数	割合
5人未満	4	15.4%	3	20.0%
5人以上10人未満	9	34.6%	4	26.7%
10人以上15人未満	3	11.5%	0	0.0%
15人以上20人未満	2	7.7%	2	13.3%
20人以上25人未満	2	7.7%	2	13.3%
25人以上	3	11.5%	3	20.0%
無回答	3	11.5%	1	6.7%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 40 令和6年度における共同生活型支援の利用人数（入所者数）(延べ人数) (Q17)

全体集計			サポステ以外で集計	
延べ人数	回答数	割合	回答数	割合
5人未満	2	7.7%	2	13.3%
5人以上10人未満	5	19.2%	4	26.7%
10人以上15人未満	6	23.1%	1	6.7%
15人以上20人未満	1	3.8%	1	6.7%
20人以上25人未満	2	7.7%	2	13.3%
25人以上	7	26.9%	4	26.7%
無回答	3	11.5%	1	6.7%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 41 令和 6 年度における共同生活型支援の利用人数(入所者数) (延べ人数のうち、施設の所在する都道府県外からの入所者数) (Q17)

全体集計			サポステ以外で集計	
延べ人数のうち、貴施設の所在する都道府県外からの入所者数	回答数	割合	回答数	割合
5人未満	7	26.9%	3	20.0%
5人以上10人未満	4	15.4%	4	26.7%
10人以上15人未満	1	3.8%	0	0.0%
15人以上20人未満	3	11.5%	3	20.0%
20人以上25人未満	0	0.0%	0	0.0%
25人以上	2	7.7%	1	6.7%
無回答	9	34.6%	4	26.7%
合計	26	100.0%	15	100.0%

令和 6 年度の 1 年間における共同生活型支援の利用人数(入所者数)を年齢区分ごとに確認すると、最小年齢については、「15 歳以上 20 歳未満」が 9 件 (34.6%) で最多であり、次いで「20 歳以上 25 歳未満」が 8 件 (30.8%) であった。最高年齢については、「35 歳以上」が 17 件 (65.4%) で最多であった。平均年齢については、「25 歳以上 30 歳未満」が 6 件 (23.1%) で最多であった。なお、サポステ以外でも、最小年齢については、「15 歳以上 20 歳未満」が 6 件 (40.0%) で最多であった。最高年齢は「35 歳以上」が 11 件 (73.3%) で最多であった。「平均年齢」については、「15 歳未満」「15 歳以上 20 歳未満」を除くすべての区分で 3 件ずつ (20.0%) であった。

図表 42 令和 6 年度における共同生活型支援の利用人数(入所者数) (最小年齢) (Q17)

全体集計			サポステ以外で集計	
最小年齢	回答数	割合	回答数	割合
15歳未満	2	7.7%	2	13.3%
15歳以上20歳未満	9	34.6%	6	40.0%
20歳以上25歳未満	8	30.8%	3	20.0%
25歳以上30歳未満	2	7.7%	1	6.7%
30歳以上35歳未満	0	0.0%	0	0.0%
35歳以上	0	0.0%	0	0.0%
無回答	5	19.2%	3	20.0%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 43 令和 6 年度における共同生活型支援の利用人数(入所者数) (最高年齢) (Q17)

全体集計			サポステ以外で集計	
最高年齢	回答数	割合	回答数	割合
15歳未満	0	0.0%	0	0.0%
15歳以上20歳未満	0	0.0%	0	0.0%
20歳以上25歳未満	0	0.0%	0	0.0%
25歳以上30歳未満	0	0.0%	0	0.0%
30歳以上35歳未満	4	15.4%	1	6.7%
35歳以上	17	65.4%	11	73.3%
無回答	5	19.2%	3	20.0%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 44 令和 6 年度における共同生活型支援の利用人数(入所者数) (平均年齢) (Q17)

全体集計			サポステ以外で集計	
平均年齢	回答数	割合	回答数	割合
15歳未満	0	0.0%	0	0.0%
15歳以上20歳未満	0	0.0%	0	0.0%
20歳以上25歳未満	5	19.2%	3	20.0%
25歳以上30歳未満	6	23.1%	3	20.0%
30歳以上35歳未満	5	19.2%	3	20.0%
35歳以上	4	15.4%	3	20.0%
無回答	6	23.1%	3	20.0%
合計	26	100.0%	15	100.0%

令和 6 年度の 1 年間における共同生活型支援利用の依頼元ごとの平均人数を確認すると、「家族」が最も多く、全体では 6.71 人であり、サポステ以外では 7.83 人であった。

図表 45 令和 6 年度における共同生活型支援利用の依頼元(最大・最小・平均)(Q18)

	全体集計			サポステ以外で集計		
	最大	最小	平均	最大	最小	平均
本人	33	0	5.55	33	0	4.23
家族	26	0	6.71	26	1	7.83
都道府県・指定都市	1	0	0.14	1	0	0.2
市区町村	3	0	1.25	3	0	1.67
ひきこもり地域支援センター等	2	0	0.43	2	0	0.6
生活困窮者自立支援機関	3	0	0.71	3	0	1
地域若者サポートステーション	9	0	2.33	9	0	3
重層的支援体制整備事業相談窓口	8	0	1.33	0	0	0
障害者基幹相談支援センター	1	0	0.17	1	0	0.25
子ども・若者総合相談センター	0	0	0	0	0	0
他の支援団体	10	0	2.88	10	0	3.83
その他	3	0	1.5	3	1	2.25
不明	0	0	0	0	0	0

図表 46 令和 6 年度における共同生活型支援利用の依頼元(その他の回答) (Q18)

地域生活定着支援センター、児童相談所、保護観察所（自立準備ホーム受託）、医療機関、社会福祉協議会、高校、キリスト教会

図表 47 令和 6 年度における共同生活型支援利用の依頼元(本人) (Q18)

全体集計			サポステ以外で集計	
本人	回答数	割合	回答数	割合
5人未満	14	53.8%	12	80.0%
5人以上10人未満	1	3.8%	0	0.0%
10人以上15人未満	4	15.4%	0	0.0%
15人以上20人未満	0	0.0%	0	0.0%
20人以上25人未満	0	0.0%	0	0.0%
25人以上	1	3.8%	1	6.7%
無回答	6	23.1%	2	13.3%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 48 令和 6 年度における共同生活型支援利用の依頼元(家族) (Q18)

全体集計			サボステ以外で集計	
家族	回答数	割合	回答数	割合
5人未満	8	30.8%	6	40.0%
5人以上10人未満	3	11.5%	3	20.0%
10人以上15人未満	0	0.0%	0	0.0%
15人以上20人未満	3	11.5%	3	20.0%
20人以上25人未満	0	0.0%	0	0.0%
25人以上	0	0.0%	0	0.0%
無回答	12	46.2%	3	20.0%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 49 令和 6 年度における共同生活型支援利用の依頼元(都道府県・指定都市) (Q18)

全体集計			サボステ以外で集計	
都道府県・指定都市	回答数	割合	回答数	割合
5人未満	7	26.9%	5	33.3%
5人以上10人未満	0	0.0%	0	0.0%
10人以上15人未満	0	0.0%	0	0.0%
15人以上20人未満	0	0.0%	0	0.0%
20人以上25人未満	0	0.0%	0	0.0%
25人以上	0	0.0%	0	0.0%
無回答	19	73.1%	10	66.7%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 50 令和 6 年度における共同生活型支援利用の依頼元(市区町村) (Q18)

全体集計			サボステ以外で集計	
市区町村	回答数	割合	回答数	割合
5人未満	8	30.8%	6	40.0%
5人以上10人未満	0	0.0%	0	0.0%
10人以上15人未満	0	0.0%	0	0.0%
15人以上20人未満	0	0.0%	0	0.0%
20人以上25人未満	0	0.0%	0	0.0%
25人以上	0	0.0%	0	0.0%
無回答	18	69.2%	9	60.0%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 51 令和 6 年度における共同生活型支援利用の依頼元(ひきこもり地域支援センター等) (Q18)

全体集計			サボステ以外で集計	
ひきこもり地域支援センター等	回答数	割合	回答数	割合
5人未満	7	26.9%	5	33.3%
5人以上10人未満	0	0.0%	0	0.0%
10人以上15人未満	0	0.0%	0	0.0%
15人以上20人未満	0	0.0%	0	0.0%
20人以上25人未満	0	0.0%	0	0.0%
25人以上	0	0.0%	0	0.0%
無回答	19	73.1%	10	66.7%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 52 令和6年度における共同生活型支援利用の依頼元(生活困窮者自立支援機関) (Q18)

全体集計			サボステ以外で集計	
生活困窮者自立支援機関	回答数	割合	回答数	割合
5人未満	7	26.9%	5	33.3%
5人以上10人未満	0	0.0%	0	0.0%
10人以上15人未満	0	0.0%	0	0.0%
15人以上20人未満	0	0.0%	0	0.0%
20人以上25人未満	0	0.0%	0	0.0%
25人以上	0	0.0%	0	0.0%
無回答	19	73.1%	10	66.7%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 53 令和6年度における共同生活型支援利用の依頼元(地域若者サポートステーション) (Q18)

全体集計			サボステ以外で集計	
地域若者サポートステーション	回答数	割合	回答数	割合
5人未満	8	30.8%	6	40.0%
5人以上10人未満	1	3.8%	1	6.7%
10人以上15人未満	0	0.0%	0	0.0%
15人以上20人未満	0	0.0%	0	0.0%
20人以上25人未満	0	0.0%	0	0.0%
25人以上	0	0.0%	0	0.0%
無回答	17	65.4%	8	53.3%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 54 令和6年度における共同生活型支援利用の依頼元(重層的支援体制整備事業相談窓口) (Q18)

全体集計			サボステ以外で集計	
重層的支援体制整備事業相談窓口	回答数	割合	回答数	割合
5人未満	5	19.2%	3	20.0%
5人以上10人未満	1	3.8%	0	0.0%
10人以上15人未満	0	0.0%	0	0.0%
15人以上20人未満	0	0.0%	0	0.0%
20人以上25人未満	0	0.0%	0	0.0%
25人以上	0	0.0%	0	0.0%
無回答	20	76.9%	12	80.0%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 55 令和6年度における共同生活型支援利用の依頼元(障害者基幹相談支援センター) (Q18)

全体集計			サボステ以外で集計	
障害者基幹相談支援センター	回答数	割合	回答数	割合
5人未満	6	23.1%	4	26.7%
5人以上10人未満	0	0.0%	0	0.0%
10人以上15人未満	0	0.0%	0	0.0%
15人以上20人未満	0	0.0%	0	0.0%
20人以上25人未満	0	0.0%	0	0.0%
25人以上	0	0.0%	0	0.0%
無回答	20	76.9%	11	73.3%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 56 令和 6 年度における共同生活型支援利用の依頼元(他の支援団体) (Q18)

全体集計			サポステ以外で集計	
他の支援団体	回答数	割合	回答数	割合
5人未満	6	23.1%	4	26.7%
5人以上10人未満	1	3.8%	1	6.7%
10人以上15人未満	1	3.8%	1	6.7%
15人以上20人未満	0	0.0%	0	0.0%
20人以上25人未満	0	0.0%	0	0.0%
25人以上	0	0.0%	0	0.0%
無回答	18	69.2%	9	60.0%
合計	26	100.0%	15	100.0%

(2) 令和 6 年度における利用実績について

入所理由について確認すると、全体では、「発達特性による生きにくさ」が 19 件 (73.1%) で最多であり、次いで「ひきこもり」「精神的不調」が 17 件 (65.4%)、「ニート」が 16 件 (61.5%) であった。

また、入所理由について最も多いものを 1 つだけ尋ねたところ、「ひきこもり」が 7 件 (26.9%) で最多であった。

なお、サポステ以外では、複数選択可とした場合には、「ひきこもり」「発達特性による生きにくさ」が 14 件 (93.3%) ずつで最多であり、最も多いものを尋ねた場合には、ひきこもりが 7 件 (46.7%) で最多であった。

図表 57 入所理由(主訴)(Q19_1)

全体集計			サポステ以外で集計	
	回答数	割合	回答数	割合
1.ひきこもり	17	65.4%	14	93.3%
2.ニート	16	61.5%	11	73.3%
3.不登校	10	38.5%	9	60.0%
4.生活困窮等の経済的な問題	7	26.9%	7	46.7%
5.精神的不調	17	65.4%	13	86.7%
6.発達特性による生きにくさ	19	73.1%	14	93.3%
7.その他	9	34.6%	3	20.0%
8.不明	1	3.8%	0	0.0%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 58 入所理由(主訴)(その他の回答) (Q19_1)

- ・ トラウマ、依存症
- ・ 就職活動の準備、集団コミュニケーション活動を通じての自信回復
- ・ 職業的自立に向けた基礎作り
- ・ 刑余者で家に帰すことが出来なかった為、実親からの虐待
- ・ 働く自信をつけたい、コミュニケーション力向上
- ・ 中程度知的障害、自閉スペクトラム症、ADHD、統合失調症、双極性障害、境界性パーソナリティ障害
- ・ 就労
- ・ サポートステーション利用者 集中訓練参加により就労のための訓練

図表 59 入所理由(主訴)として最も多いもの(Q19_2)

全体集計			サポステ以外で集計	
	回答数	割合	回答数	割合
1.ひきこもり	7	26.9%	7	46.7%
2.ニート	3	11.5%	0	0.0%
3.不登校	1	3.8%	0	0.0%
4.生活困窮等の経済的な問題	1	3.8%	1	6.7%
5.精神的不調	3	11.5%	3	20.0%
6.発達特性による生きにくさ	3	11.5%	3	20.0%
7.その他	4	15.4%	0	0.0%
8.不明	0	0.0%	0	0.0%
合計	26	100.0%	15	100.0%

令和6年度の1年間における共同生活型支援の利用者(退所者)の滞在日数について確認すると、全体では、平均滞在日数は、「1週間未満」「9か月以上12か月未満」がそれぞれ6件(23.1%)で「無回答」を除いて最多であった。「9か月以上12か月未満」の6件は、すべてサポステ以外であり、サポステ以外の集計においては40.0%を占め、最多であった。

最短滞在日数は、「1週間以上3か月未満」が7件(26.9%)で最多であり、次いで「1週間未満」が6件(23.1%)であった。「1週間以上3か月未満」の7件はすべてサポステ以外であり、サポステ以外の集計においては46.7%を占め、最多であった。

最長滞在日数は、「9か月以上12か月未満」が7件(26.9%)で最多であり、次いで「1週間未満」が6件(23.1%)であった。「9か月以上12か月未満」の7件はすべてサポステ以外であり、サポステ以外の集計においては46.7%を占め、最多であった。

図表 60 令和6年度における共同生活型支援の利用人数(退所者数)(滞在日数の最大・最小・平均)(Q21)

	全体集計			サポステ以外で集計		
	最大	最小	平均	最大	最小	平均
平均滞在日数	572	0	180.65	572	90	262.56
最短滞在日数	365	0	98.68	365	10	143.08
最長滞在日数	2790	0	349.11	2790	90	508.69

図表 61 令和6年度における共同生活型支援の利用人数(退所者数)の滞在日数(平均滞在日数)(Q21)

全体集計			サポステ以外で集計	
平均滞在日数	回答数	割合	回答数	割合
1週間未満	6	23.1%	0	0.0%
1週間以上3か月未満	2	7.7%	2	13.3%
3か月以上6か月未満	2	7.7%	2	13.3%
6か月以上9か月未満	1	3.8%	1	6.7%
9か月以上12か月未満	6	23.1%	6	40.0%
12か月以上	2	7.7%	2	13.3%
無回答	7	26.9%	2	13.3%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 62 令和 6 年度における共同生活型支援の利用人数(退所者数)の滞在日数(最短滞在日数) (Q21)

全体集計			サポステ以外で集計	
最短滞在日数	回答数	割合	回答数	割合
1週間未満	6	23.1%	0	0.0%
1週間以上3か月未満	7	26.9%	7	46.7%
3か月以上6か月未満	1	3.8%	1	6.7%
6か月以上9か月未満	1	3.8%	1	6.7%
9か月以上12か月未満	3	11.5%	3	20.0%
12か月以上	1	3.8%	1	6.7%
無回答	7	26.9%	2	13.3%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 63 令和 6 年度における共同生活型支援の利用人数(退所者数)の滞在日数(最長滞在日数) (Q21)

全体集計			サポステ以外で集計	
最長滞在日数	回答数	割合	回答数	割合
1週間未満	6	23.1%	0	0.0%
1週間以上3か月未満	1	3.8%	1	6.7%
3か月以上6か月未満	0	0.0%	0	0.0%
6か月以上9か月未満	1	3.8%	1	6.7%
9か月以上12か月未満	7	26.9%	7	46.7%
12か月以上	4	15.4%	4	26.7%
無回答	7	26.9%	2	13.3%
合計	26	100.0%	15	100.0%

共同生活型支援終了時の参加者の状況を確認すると、全体では、「正社員に決定」「アルバイト決定（月収 10 万円以上）」がそれぞれ 12 件（46.2%）ずつで最多であった。

上記について最も多いものを 1 つだけ尋ねたところ、「アルバイト決定（月収 10 万円以上）」が 5 件（19.2%）で最多であり、次いで「正社員に決定」が 4 件（15.4%）であった。

サポステ以外では、複数選択可とした場合には「正社員に決定」が 8 件（53.3%）で最多であり、最も多いものを尋ねた場合でも「正社員に決定」が 4 件（26.7%）で最多であった。

図表 64 共同生活型支援終了時の参加者の状況(Q24_1)

全体集計			サポステ以外で集計	
	回答数	割合	回答数	割合
1.正社員に決定	12	46.2%	8	53.3%
2.アルバイト決定（月収10万円以上）	12	46.2%	7	46.7%
3.働くことができるようになった（月収10万円未満）	8	30.8%	6	40.0%
4.進学決定	7	26.9%	5	33.3%
5.期間満了	7	26.9%	2	13.3%
6.病気により退所	3	11.5%	3	20.0%
7.自主退所	8	30.8%	7	46.7%
8.親の強引な引き取り	0	0.0%	0	0.0%
9.規則違反により退所	3	11.5%	3	20.0%
10.年齢制限	0	0.0%	0	0.0%
11.他の支援団体や支援機関ヘリファアー（具体的に）	7	26.9%	5	33.3%
12.その他	5	19.2%	3	20.0%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 65 共同生活型支援終了時の参加者の状況（その他の回答）(Q24_1)

- ・ 連携する合宿施設に課題を相談したところ医療的な視点を強くケアする必要があったため該当施設にリファー
- ・ 相談事業者を通じ社会福祉法人で GH を運営している所にリファー、就 A はまた別団体がやっており体験から GH へリファー
- ・ 他県で引き受け可能なグループホームと就 B が決まり退寮
- ・ 当法人の障害者グループホームに入所しながら内外の就労継続支援 B 型を利用
- ・ 利用者及び親同意のもと「福祉サービス受給者証」を取得。当事業所との連携機関の「就労継続支援 A 型」へ誘導

図表 66 共同生活型支援終了時の参加者の状況として最も多いもの(Q24_2)

全体集計			サポステ以外で集計	
	回答数	割合	回答数	割合
1.正社員に決定	4	15.4%	4	26.7%
2.アルバイト決定（月収10万円以上）	5	19.2%	3	20.0%
3.働くことができるようになった（月収10万円未満）	2	7.7%	2	13.3%
4.進学決定	1	3.8%	0	0.0%
5.期間満了	3	11.5%	0	0.0%
6.病気により退所	0	0.0%	0	0.0%
7.自主退所	1	3.8%	1	6.7%
8.親の強引な引き取り	0	0.0%	0	0.0%
9.規則違反により退所	0	0.0%	0	0.0%
10.年齢制限	0	0.0%	0	0.0%
11.他の支援団体や支援機関へリファー（具体的に）	0	0.0%	0	0.0%
12.その他	1	3.8%	0	0.0%
合計	26	100.0%	15	100.0%

(3) 共同生活型支援による支援の内容について

施設で対応しているものについて確認すると、全体では、「合宿支援に関する事前の相談」「合宿支援における参加者との定期的な面談」がそれぞれ 21 件（80.8%）で最多であった。なお、サポステ以外では、「合宿支援に関する事前の相談」が 14 件（93.3%）で最多であった。

図表 67 施設で対応しているもの(Q25)

全体集計			サポステ以外で集計	
	回答数	割合	回答数	割合
1.合宿支援に関する事前の相談	21	80.8%	14	93.3%
2.合宿支援の見学	15	57.7%	13	86.7%
3.合宿支援の体験	13	50.0%	12	80.0%
4.アウトリーチ（自機関のみで行うもの）	11	42.3%	9	60.0%
5.アウトリーチ（他機関と協働して行うもの）	7	26.9%	5	33.3%
6.合宿支援参加者の主訴やニーズに関するアセスメント	20	76.9%	13	86.7%
7.合宿支援参加者の個別支援計画の策定	11	42.3%	5	33.3%
8.合宿支援における参加者との定期的な面談	21	80.8%	13	86.7%
合計	26	100.0%	15	100.0%

共同生活型支援において、事前にひきこもり状態の本人の意思の確認、参加への同意取得の有無について確認すると、「可能な範囲で同意を取っており、同意が取れない場合もある」「特に同意は取っていない」は 0 件（0.0%）であった。

図表 68 事前のひきこもり状態の本人の意思の確認・参加への同意取得の有無(Q26)

全体集計			サポステ以外で集計	
	回答数	割合	回答数	割合
1.必ず参加者全員から同意を取っている	23	88.5%	14	93.3%
2.可能な範囲で同意を取っており、同意が取れない場合もある	0	0.0%	0	0.0%
3.特に同意は取っていない	0	0.0%	0	0.0%
4.無回答	3	11.5%	1	6.7%
合計	26	100.0%	15	100.0%

本人から参加の同意を取っている場合、同意取得時に行っていることを確認すると、全体では、「合宿での活動内容の説明」が 23 件（88.5%）で最多であり、次いで「貴施設についての説明」が 22 件（84.6%）であった。なお、サポステ以外では、「両親（家族等）同席による説明」「貴施設についての説明」「合宿での活動内容の説明」が 14 件（93.3%）ずつで最多であり、次いで「合宿の運営規定の説明」が 13 件（86.7%）であった。

図表 69 本人から参加の同意を取っている場合、同意取得時において行っていること(Q27)

全体集計			サポステ以外で集計	
	回答数	割合	回答数	割合
1.両親（家族等）同席による説明	16	61.5%	14	93.3%
2.貴施設についての説明	22	84.6%	14	93.3%
3.合宿の運営規定の説明	19	73.1%	13	86.7%
4.合宿での活動内容の説明	23	88.5%	14	93.3%
5.合宿での支援計画の説明	12	46.2%	5	33.3%
6.その他（具体的に）	4	15.4%	4	26.7%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 70 本人から参加の同意を取っている場合、同意取得時において行っていること(その他の回答)(Q27)

- ・ 施設内の案内、各設備の使用法説明、1 週間程度の体験宿泊
- ・ 個別の利用目的・達成目標の確認

共同生活型支援で行う支援としてあてはまるものについて確認すると、全体では、「就労支援」が 20 件（76.9%）で最多であった。なお、サポステ以外では、「就労支援」「社会参加への支援（地域や社会とつながる機会の提供）」「通院支援・服薬管理」「家族や親族との連絡調整」がそれぞれ 13 件（86.7%）であり、最多であった。

図表 71 共同生活型支援で行う支援(Q29_1)

全体集計			サポステ以外で集計	
	回答数	割合	回答数	割合
1.就学支援	9	34.6%	9	60.0%
2.就労支援	20	76.9%	13	86.7%
3.社会参加への支援（地域や社会とつながる機会の提供）	18	69.2%	13	86.7%
4.日常生活を自立しておくための支援	16	61.5%	12	80.0%
5.通院支援・服薬管理	13	50.0%	13	86.7%
6.学習支援	10	38.5%	9	60.0%
7.心理的ケア（心理面接やカウンセリング等）	13	50.0%	9	60.0%
8.福祉サービスの利用申請に係る支援	12	46.2%	11	73.3%
9.外部の支援機関との連携調整	11	42.3%	10	66.7%
10.家族や親族との連絡調整	13	50.0%	13	86.7%
11.文化的・余暇的な活動	14	53.8%	10	66.7%
12.その他	5	19.2%	5	33.3%
合計	26	100.0%	15	100.0%

共同生活型支援終了後に利用できる支援について確認すると、全体では、「就労支援」「外部の支援期間との連携調整」がそれぞれ 18 件（69.2%）で最多であった。なお、サポステ以外では、「外部の支援機関との連携調整」「家族や親族との連絡調整」がそれぞれ 10 件（66.7%）で最多であった。

図表 72 共同生活型支援終了後に利用できる支援(Q29_2)

全体集計			サポステ以外で集計	
	回答数	割合	回答数	割合
1.就学支援	8	30.8%	5	33.3%
2.就労支援	18	69.2%	9	60.0%
3.社会参加への支援（地域や社会とつながる機会の提供）	17	65.4%	9	60.0%
4.日常生活を自立しておくための支援	10	38.5%	6	40.0%
5.通院支援・服薬管理	7	26.9%	6	40.0%
6.学習支援	8	30.8%	5	33.3%
7.心理的ケア（心理面接やカウンセリング等）	14	53.8%	8	53.3%
8.福祉サービスの利用申請に係る支援	14	53.8%	9	60.0%
9.外部の支援機関との連携調整	18	69.2%	10	66.7%
10.家族や親族との連絡調整	16	61.5%	10	66.7%
11.文化的・余暇的な活動	16	61.5%	9	60.0%
12.その他	3	11.5%	3	20.0%
合計	26	100.0%	15	100.0%

生産活動に参加した場合の参加者への工賃の支払い有無について確認すると、全体では、「工賃あり」も「工賃なし」も共に 6 件（23.1%）であった。また、「生産活動を実施していない」との回答は 11 件（42.3%）あった。なお、サポステ以外では、「工賃あり」が 6 件（40.0%）であり、「工賃なし」「生産活動を実施していない」がそれぞれ 4 件ずつ（26.7%）であった。

図表 73 生産活動に参加した場合の参加者への工賃支払いの有無(Q30_1)

全体集計			サポステ以外で集計	
	回答数	割合	回答数	割合
1.工賃あり	6	23.1%	6	40.0%
2.工賃なし	6	23.1%	4	26.7%
3.生産活動を実施していない	11	42.3%	4	26.7%
4.無回答	3	11.5%	1	6.7%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 74 工賃(Q30_1)

時給 50-500 円、時給 100-500 円、時給 250 円（平均）、時給 300 円/時、時給 800-950 円、時給 1005 円

図表 75 活動時間(Q30_2)

9 時-12 時、9 時-16 時、9 時-17 時、9 時 30 分-15 時、9 時 30 分-15 時 30 分、9 時 30 分-16 時 30 分、10 時-12 時、10 時-16 時、13 時-16 時

共同生活型支援を通して比較的大きく変化すると感じる事項について確認すると、全体では、「本人のコミュニケーション能力の向上」が 22 件（84.6%）で最多であり、次いで「本人の生活習慣の改善」が 21 件（80.8%）、「本人の自己肯定感の向上」が 20 件（76.9%）であった。

大きく変化すると感じる事項のうち、最も変化が大きいものを 1 つ尋ねたところ、「本人の生活習慣の改善」が 6 件（23.1%）で最多であり、次いで「本人の自己肯定感の向上」が 5 件（19.2%）であった。

サポステ以外では、複数選択可とした場合には、「本人の生活習慣の改善」「本人のコミュニケーション能力の向上」「本人をとりまく環境の変化」が 14 件（93.3%）ずつで最多であり、最も変化が大きいものを尋ねた場合には、「本人の生活習慣の改善」が 5 件（33.3%）で最多であった。

図表 76 共同生活型支援を通して大きく変化すると感じる事項(Q32_1)

全体集計			サポステ以外で集計	
	回答数	割合	回答数	割合
1.本人の生活習慣の改善	21	80.8%	14	93.3%
2.本人のコミュニケーション能力の向上	22	84.6%	14	93.3%
3.本人の職業に関する意識の向上	15	57.7%	13	86.7%
4.本人の社会経験の習得	18	69.2%	13	86.7%
5.本人の自己肯定感の向上	20	76.9%	13	86.7%
6.本人の根気強さの向上	12	46.2%	9	60.0%
7.本人をとりまく環境の変化	15	57.7%	14	93.3%
8.地域行事等への参加によるコミュニティ活性化	12	46.2%	10	66.7%
9.地域の人手不足や人材不足の解消	7	26.9%	7	46.7%
10.多世代や多様な住民との交流促進	11	42.3%	8	53.3%
11.地域住民のひきこもりに対する理解促進	7	26.9%	7	46.7%
12.その他	5	19.2%	5	33.3%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 77 共同生活型支援を通して大きく変化すると感じる事項(その他の回答) (Q32_1)

- ・ 家族との関係改善、本人の安心感向上、本人の希死念慮回復、本人の孤独感低下
- ・ 食事の改善。過食や小食が適切な量に収まっていく、好き嫌いがかなり減っていく
- ・ 親子関係、家族関係の改善。「問題解決力」の向上。壁や困難に遭遇した際の考え方、振る舞い、行動力、決断力など、別人の様に成長する事が殆ど
- ・ 親子関係が悪化した家庭の保護者が子が入寮したことで精神的な余裕が持てるようになった、基礎体力の向上

図表 78 共同生活型支援を通して最も大きく変化すると感じる事項(Q32_2)

全体集計			サポステ以外で集計	
	回答数	割合	回答数	割合
1.本人の生活習慣の改善	6	23.1%	5	33.3%
2.本人のコミュニケーション能力の向上	2	7.7%	0	0.0%
3.本人の職業に関する意識の向上	2	7.7%	1	6.7%
4.本人の社会経験の習得	4	15.4%	2	13.3%
5.本人の自己肯定感の向上	5	19.2%	2	13.3%
6.本人の根気強さの向上	0	0.0%	0	0.0%
7.本人をとりまく環境の変化	2	7.7%	2	13.3%
8.地域行事等への参加によるコミュニティ活性化	0	0.0%	0	0.0%
9.地域の人手不足や人材不足の解消	0	0.0%	0	0.0%
10.多世代や多様な住民との交流促進	0	0.0%	0	0.0%
11.地域住民のひきこもりに対する理解促進	0	0.0%	0	0.0%
12.その他	2	7.7%	2	13.3%
4.無回答	3	11.5%	1	6.7%
合計	26	100.0%	15	100.0%

共同生活型支援を行うにあたって、法人として課題や困難さを感じる事項を確認すると、全体では、「資金や予算の不足」が 18 件（69.2%）で最多であった。サポステ以外でも 14 件（93.3%）で最多であった。

図表 79 共同生活型支援を行うにあたって、法人として課題や困難さを感じる事項(Q35)

全体集計			サポステ以外で集計	
	回答数	割合	回答数	割合
1.参加者のモチベーション維持	7	26.9%	3	20.0%
2.参加者間の人間関係の調整	8	30.8%	5	33.3%
3.スタッフの専門性やスキル不足	7	26.9%	5	33.3%
4.家族との連携不足	3	11.5%	2	13.3%
5.他の機関や団体との連携不足	3	11.5%	3	20.0%
6.支援プログラムの効果測定	7	26.9%	4	26.7%
7.資金や予算の不足	18	69.2%	14	93.3%
8.参加者の多様性への対応	8	30.8%	5	33.3%
9.施設や支援環境の確保	10	38.5%	7	46.7%
10.社会的理解や支援の不足	8	30.8%	8	53.3%
11.参加者の継続的な支援体制の構築	6	23.1%	6	40.0%
12.その他	8	30.8%	6	40.0%
合計	26	100.0%	15	100.0%

図表 80 共同生活型支援を行うにあたって、法人として課題や困難さを感じる事項（その他の回答）(Q35)

- ・ 参加者の獲得の困難さ
- ・ 問題行動。対外的な事や就労体験・仕事や通学の無断欠勤等、迅速な対応と謝罪が団体維持の為に必要になる。夜間救急や警察案件等、年 1 回位である。何より、利用者の命が大事とスタッフには常に言って居る。
- ・ ひきこもりとかかわり方等で、誤った情報が多いこと
- ・ 連れ出し依頼への対応。強引な連れ出しはやらない（出来ない）ので原則お断りしている。しかし悠長なことを言われる状態ではない家庭が殆どであり、そうした家庭に対しては我々は実に無力であると痛感させられる。
依頼を断った後、殺人事件として全国ニュースに載ってしまった家庭の事例もあった。
- ・ 全ての利用者が医療や福祉の対象者ではないが背景にある課題は大きい。にもかかわらず支援の制度が無いために支援の幅を広げるために工夫とアイデアで進むしかない現状が課題

- ・ 合宿支援が有効・必要としている人へ支援の手が届かない(公的な補助がないため、全額保護者負担となり料金面でのハードルが高い)
- ・ 保護者に対しての暴言・暴力や家のものを壊すなどの状態で保護者が手に負えなくなり、どこか施設に早く預けたいという要望の方への対応
- ・ 広報の課題、支援が必要な方々やそのご家族、支援者へ合宿支援の情報が適切に届けられない

第4章 ヒアリング調査

1 概要

(1) 目的

既にひきこもり状態にある当事者への共同生活型支援を実施している民間事業者の一部を対象に、共同生活型支援の状況等を視察しながら、運営体制や支援の内容の詳細について実態を把握することを目的とする。

(2) 対象

アンケート調査に回答のあった共同生活型支援を実施している民間事業者から 12 ヶ所を選定して対象とした。対象選定における視点は下記の通りである。

【対象選定における視点】

ひきこもりを主訴とする入所者がいる（Q19_1）ことを必須とした上で、次のことを踏まえて総合的に判断し、ヒアリング調査対象の候補を検討した。

<選定にあたって優先する事項>

- ① 支援内容：合宿参加時の対応（Q26、Q27、Q28）、入所時の制限やきまり（Q31）や豊富な支援内容が聴取できるようにする（Q29）
- ② 行政や地域との関係：行政との連携状況や地域に開かれた活動が聴取できるようにする（Q5、Q20、Q32）
- ③ 退所の状況：途中退所の可否や必要な手続き等が聴取できるようにする（Q10、Q11、Q21）

<選定にあたって留意しておくこと>

- ① 居室の状況：参加者が利用できる居室（Q13）に幅をもたせる（個室に偏らない）
- ② 支援実績：令和6年度の1年間における共同生活型支援の利用人数（入所者数）（Q17）に幅をもたせる（入所者数の多寡に偏らない）
- ③ 地域性：施設が所在する都道府県・市区町村（Q7）に幅をもたせる（特定の地域に偏らない）

図表 81 ヒアリング対象

a) 視察を含めた対面形式でのヒアリング及び c) 座談会形式のヒアリングの対象	
山形県	特定非営利活動法人 東北青少年自立援助センター
栃木県	一般社団法人 とちぎ青少年自立援助センター
東京都	特定非営利活動法人 青少年自立援助センター
神奈川県	株式会社 K2 インターナショナルジャパン、認定特定非営利活動法人 コロンブスアカデミー
富山県	認定特定非営利活動法人 北陸青少年自立援助センター
富山県	特定非営利活動法人 教育研究所
長野県	認定特定非営利活動法人 侍学園スクオーラ・今人
愛知県	特定非営利活動法人 青少年自立援助センター 北斗寮
大阪府	特定非営利活動法人 クラウドナイン
岡山県	特定非営利活動法人 山村エンタープライズ
b) オンライン形式でのヒアリングの対象	
山梨県	特定非営利活動法人 山梨県キャリアコンサルティング協会
福島県	特定非営利活動法人 明日飛子ども自立の里

※a)視察を含めた対面形式でのヒアリングの対象には、c)座談会形式のヒアリングへの協力も依頼した。

なお、協力が得られる場合には、視察のため現地に赴いた際に、d)共同生活型支援に参加する(参加していた)当事者へのヒアリングも実施した。

(3) 調査項目

「a)視察」および「b)オンライン形式」のヒアリング調査項目は、以下の通りである。

図表 82 団体へのヒアリング調査項目（視察、オンライン形式）

1.基本事項	①ヒアリング協力者について ②行政が開催する連携体制構築のための会議体等への参画状況 ③現在の参加者数、入所経緯の状況、近年（直近5～10年程度）の参加者数の変化
2.合宿開始までの手続きについて	①見学・体験時に説明している内容 ②合宿開始までの契約関係等の手続きについて（有りの場合、契約書の内容や様式など） ③利用開始時における本人・家族からの同意取得や説明の方法・内容 ④途中解約時の手続や決まりについて
3.支援内容について	①取組（支援）の具体的な内容 ②利用者の親との連携方法 ③地域との連携に関する事項 ④取組（支援）の効果を実感したエピソード、参加者の声 ⑤共同生活型支援の利点や意義 ⑥共同生活型支援の課題 ⑦共同生活型支援において特に大切にしていること
4.宿泊場所について	①居室の仕様、取組（支援）の実施場所 ②宿泊場所の提供で難しいと感じること ③宿泊場所の提供を行う上で留意していること ④宿泊中のルールや決まりについて ⑤利用者同士でトラブルがあった場合の対応

5. 支援体制（組織、人材、運営費用）について	①組織体制をより良くするための取組について ②人材確保や人材育成のための取組について ③運営費用について（主な財源と利用料設定の考え方など）
-------------------------	--

※ヒアリング実施当時は、共同生活型支援のことを「合宿支援」と表現した。

「c)座談会形式」のヒアリング調査項目は、以下の通りである。

図表 83 団体へのヒアリング調査項目（座談会形式）

1. 基本事項	①共同生活型支援を開始した年度やきっかけ ②ご参加者の団体での役割について ③合宿期間中に入寮者が参加する主なプログラム
2. 共同生活型支援の意義と課題	①共同生活型支援の意義 ②共同生活型支援の課題
3. 共同生活型支援で大切にしていること	①共同生活型支援において大切にしていること （地域とのかかわり、入寮者の親とのコミュニケーションのあり方を含めて）

「d)共同生活型支援に参加する(参加していた)当事者へのヒアリング」のヒアリング調査項目は、以下の通りである。

図表 84 当事者へのヒアリング調査項目

1. 基本事項	①合宿への参加期間を教えてください。 ②合宿に参加するまでの経緯について教えてください。また、その頃どのような思いだったか、どのような助けを求めていたか、差し支えない範囲で教えてください。
2. 合宿開始までについて	①合宿について、どのように知り、どのようにつながりはじめましたか。また、合宿への参加を検討する中で、どのように情報を参考にしましたか。 ②合宿に参加しようと思った理由を教えてください。 ③合宿に参加するまでの家族との関係性はどうか。また、参加を決めた際の家族の反応はどのようなものでしたか。
3. 合宿について	①合宿で最も好きな活動は何ですか。 ②合宿に参加して良かったことは何ですか。また、参加してみて、お気持ちや状態について、どのような変化を感じましたか。 ③合宿に参加して辛かったことや大変だったことは何ですか。 ④合宿について、参加する前と後でイメージが違っていたことは何かありますか。 ⑤合宿において、さらにあると良いと思うサポートは何ですか。 ⑥どのような方法で、どのような情報を知ることができれば、希望者が安心して合宿に参加することができるとおもいますか。
4. これからのこと	①合宿参加後は、どのような生活を送りたいですか（既に合宿が終了している場合は、今現在はどうにすごしていますか）。 ②今後、希望者がよりよい合宿に参加できるようにするために、国や都道府県、市町村といった行政機関ができることはありますか。

※ヒアリング実施当時は、共同生活型支援のことを「合宿支援」と表現した。

(4) 方法

12ヶ所のうち10ヶ所は、実際の共同生活型支援の現場の「a)視察」を行いながらヒアリングを実施した。ヒアリングは半構造化面接技法を用いて、事前に設定した質問項目を、ヒアリング協力者の回答や状況に応じて順番や表現を変更しながら進めた。所要時間は90分程度と想定して実施した。また、この10ヶ所には、後日、「c)座談会形式」のヒアリングへの協力も依頼した。なお、座談会形式のヒアリングは、2回に分けて5団体ずつ実施した。

12ヶ所のうち2ヶ所の団体へは、「b)オンライン形式」にて、半構造化面接技法によりヒアリングを実施した。所要時間は60分程度であった。

(5) 期間

「a)視察」によるヒアリング調査は、2025年11月4日～11月20日の期間において行った。この期間は、「d)当事者ヒアリング」についても同様である。

「b)オンライン形式」によるヒアリング調査は、2025年12月10日、12月24日において行った。

「c)座談会形式」によるヒアリング調査は、2025年12月10日、12月25日において行った。

2 結果

以下、「a)視察」を行いながら実施したヒアリング調査結果を示す。

a)視察

(1) 行政が開催する連携体制構築のための会議体等への参画状況

すべての団体が、行政が開催する会議体へ積極的に参画したり、事業を受託したりしており、行政との連携体制が構築されていた。

東北青少年自立援助センター	● 山形県ひきこもり支援ネットワーク会議、山形県地域定着支援センターネットワーク会議、中学校生徒指導連絡協議会（山形県内各地区ごと）、山形県再犯防止推進協議会、山形刑務所再犯防止地方創生ワークショップ、東北地方自立準備ホーム勉強会・研修会等の会議体に参画している。 ● その他、地域の自立支援ネットワーク、こども若者支援協議会、民生委員との連携会議、健康福祉部の会議等にも参画している。
とちぎ青少年自立援助センター	● 小山市と栃木県のひきこもり支援に関連する会議の委員をしている。また、小山市の生活困窮事業を受託している。 ● 重層的支援体制整備事業関連、子ども・若者支援、社会的養護関連、地域若者サポートステーション関連の会議体にも参画している。
青少年自立援助センター	● 生活困窮者自立支援制度関連、障害者自立支援関連、子ども・若者支援、社会的養護関連、地域若者サポートステーション関連等の会議体に参画している。

	東京都ひきこもり支援協議会、足立区ひきこもり支援協議会にも参加している。ひきこもりも関わっているが、主にこどもを対象としている江東区福祉計画推進会議は策定から携わっている。東京都こども若者協議会の代表者委員である。八王子市の若者子ども・若者育成支援推進法関連の協議会も兼ねているひきこもり支援部会や孤独孤立の協議会のプラットフォームが八王子にあり、それにも参加している。東村山市と八王子市のこども計画にも入っている。板橋区の不登校を主眼においた協議会にも参加している。また、就労継続支援 B 型事業や就労移行支援事業などの福祉系の事業をしていることもあり、グループホームや就労の部会など地域の福祉系の会議には参加している。
K2 インターナショナルジャパン	- 生活困窮者自立支援制度関連、重層的支援体制整備事業関連、障害者自立支援関連、子ども・若者支援、社会的養護関連、地域若者サポートステーション関連等に参画している。 - ひきこもり支援に関連して、横浜市独自の事業であるよこはま南部コースプラザの事業をコロンブスアカデミーが受託している。K2 インターナショナルジャパンでは、地域若者サポートステーションも受託している。こども・子育ての分野でも行政と関わったり、地域と関係性を築いたりしている。コロンブスアカデミーでは、障害福祉サービスでパン屋を営んだり、グループホームの運営をしたりするなど障害福祉という切り口でも行政や地域の方と連携している。
北陸青少年自立援助センター	- 富山県引きこもり対策支援協議会や自治体のひきこもり対策支援協議会などに参画している。また、子ども・若者支援、社会的養護関連（富山県子ども若者支援地域協議会）、地域若者サポートステーション関連（高岡地域若者サポートステーション）に参画している。 2010 年からは厚労省委託事業「地域若者サポートステーション」の運営も行っている。 - その他にも、父母会やシンポジウム、地域活動にも積極的に参画している。
教育研究所	- 生活困窮者自立支援制度関連（自立支援調整会議）、障害者自立支援関連（就労移行や就 B 型の会議）、子ども・若者支援、社会的養護関連（子若系、社会養護系、こども食堂系の連絡会議）、地域若者サポートステーション関連等に参加している。その他に、委員として、理事長が富山県公立夜間中学設置検討協議会、富山県こどもの権利に関する条例の制定に向けた検討委員会にも参画している。 - 県のひきこもり支援関係の会議や、サポステ、児童養護施設、厚生センター等と連携している。認可された共同生活型支援事業として、低額宿泊所や自立援助ホームも運営している。
侍学園スクオーラ・今人	- 子ども・若者支援、社会的養護関連（子ども・若者地域支援協議会事業、事務担当者会議、全体調整会議の企画・運営）など、行政関連の会議に参加している。 - 県の「子ども・若者サポートネット」（子ども・若者支援地域協議会）の東信地区の事務局を担当している。これは長野県からの委託事業である。 - ひきこもり支援に関する会議体にも参加している。東信地区の事務局として年 2 回の調整会議を開催している。また、地域若者サポートステーション事業も受託しており、上田市に事務所を構えている。専属スタッフが関わっている。 - 沖縄県にも校舎がある。沖縄県は、県の補助金を受け運営しており、

	生徒の利用者負担はないが寮設備がなく、就労などの自立に向け、上田本校の「集中訓練プログラム」の枠で受入れている。経済的余裕がある場合、生徒としての受入れもしている。
青少年自立 援助センタ ー 北斗寮	● 重層的支援体制整備事業関連（福祉総合相談室会議（蒲郡市）、ぷらっとフォームカンファレンス（豊川市））、障害者自立支援関連（基幹相談支援センター会議（蒲郡市）、自立支援協議会（就労促進部会／人材確保・定着支援部会）（蒲郡市））、子ども・若者支援、社会的養護関連（蒲郡市子ども・若者ネットワーク協議会（代表者会議／実務者会議）、豊川市子ども・若者支援地域協議会（代表者会議／実務者会議）、西尾市子ども・若者支援地域協議会（代表者会議））、地域若者サポートステーション関連（地域若者連携支援会議（愛知県））といった会議体に参加している。 ● 蒲郡市は子ども・若者育成支援推進法関連のネットワークを早い段階で作ったため、メンバーとして代表者会議や実務者会議に参加している。若者サポートステーションの管轄地域が蒲郡市、豊川市、岡崎市、幸田町であり、豊川にも常設のサポートステーションをもっているため、豊川の子ども・若者育成支援推進法関連のネットワーク会議にも参加している。豊川や西尾の保健所や、岡崎や東三河の精神保健福祉協議会が行っているひきこもりの連絡協議会などにも参加している。ひきこもりの担当部署である保健所や名古屋の精神保健福祉センターの会議に参加している。
クラウドナ イン	● 自治体の若者支援機関が主催する検証会議（2ヶ月に1回開催）にスーパーバイザーとして参加している。共同生活型支援の提案や助言を行うほか、地域若者サポートステーションや市の若者総合支援センター、社会福祉協議会、障害福祉課、保健所など多様な行政・支援機関とのネットワークを持ち、地域・広域での連携を推進している。特にひきこもり支援窓口や医療機関とも連携し、医療的ケアや生活支援が必要な事例の受け入れ・調整・アフターケアを担っている。 ● その他、子ども・若者支援、社会的養護関連（高槻市青少年問題協議会）、大阪府子ども・若者民間支援団体連絡会議等の会議体にも参加している。
山村エンタ ープライズ	● 障害者自立支援関連（勝英地域自立支援協議会）、子ども・若者支援、社会的養護関連（おかやま子ども・若者サポートネット）等の会議体に参加している。 ● 美作市の福祉課と密接に連携している。事業を立ち上げる際、美作市もひきこもりの問題を課題に感じていた。美作市ひきこもり等若年者就労支援事業を8年ほど受託している。この事業はメガソーラーを運営している企業から、年間 200 万円の企業版ふるさと納税を得て、運営されている。

(2) 見学・体験時に説明している内容

すべての団体において親もしくは本人の見学や体験を受け入れており、見学・体験時に共同生活型支援における活動内容や寮生活について説明していた。

東北青少年自立援助センター	● 保護者は必ず事前に面談を兼ねて見学するよう求めている。どうしても来られない場合が稀にあるが、その場合は電話でやり取りを行う。できれば本人同伴が望ましいが、不可のケースもある。中には、見学からそのまま入寮に至るケースもある。 ● 入寮時にはオリエンテーションを実施している。規則・ルールを説明した資料を配布し、スマホやタブレットの持ち込み可否など、利用者が判断に迷わぬよう規則を明記している。
とちぎ青少年自立援助センター	● 親からの相談が最も多い。直近の参加者では、半数が親からの相談である。残りは、市町からの紹介、サポートステーション経由である。 ● インターネットで情報を見て相談にくることが多い。現在は部屋が1部屋しか空いていないので、アウトリーチや広報を積極的に行っている訳ではない。
青少年自立援助センター	● パンフレットやリーフレット、インターネット、見学会で情報を得られるようにしている。その他にも、有料にはなるが個別相談もあり、本人の状況の確認や、施設の見学ができる。状況によるが、参加者本人はほとんど見学に来ない。保護者には必ず見学してもらうようにしており、どのような場であるかを確認してからこどもに話すようにしてもらっている。 ● 保護者には、本人に対して、共同生活型支援が何に役立ちなぜここを選んだのかという目的を伝えてもらうことを大切にしている。個別相談で保護者と伝え方について作戦を練り、必要に応じて次の手を考えたり、アウトリーチを行ったりしている。 ● 保護者と本人の話し合いで入寮につながることもあるが、難しければスタッフが訪問を通して本人に伝えるようにしている。多くは訪問支援からつながっている。
K2 インターナショナルジャパン	● 説明会と事業見学会を月に1回、第二土曜日に行っている。新規に相談を受けた家族や入寮した方がよいという見立てがある家族に案内をする。家族が入寮させたいと思った場合、本人を連れてきてもらい、面談をし、「参加願書」を作成して家族と本人の参加意思を確認する。面談でプログラム内容や期間を説明して入寮となる。 ● 手続に関する書類として、保護者用と本人用の相談申込書と問診票がある。保護者用の問診票には、保護者から見たこどもの様子を聞く欄がある。入寮の有無にかかわらず、相談の段階でその場で記載してもらう。また、別途、個人情報提供の同意書もいただいている。
北陸青少年自立援助センター	● 見学や体験の際には、施設や生活の流れ、作業体験、食事や掃除の当番、勉強会、保険加入（寮生は全員加入）、利用費用、生活ルール等について説明を行っている。 ● 農業体験プログラムの場合は、2泊3日 15,000 円、1泊2日 9,800 円（いずれも食事・保険料・個別相談料を含む）であり、持ち物や生活上の注意点についても説明するようにしている。
教育研究所	● 見学希望があれば必ず受け入れている。保護者と本人が一緒に来ることが多く、説明は現地で行う。遠方の場合は喫茶店等で説明することもある。 ● 本人・保護者の意向やマッチングも考慮して、必要があれば他施設も案内している。見学後、そのまま入所となるケースもあれば、複数施設を案内して選択することもある。問い合わせはメール、電話、SNS 等で受け付けている。

侍学園スク オーラ・今 人	● 見学・体験として何度か来園して1日の活動を体験してもらい、慣れたところで入学を検討してもらっている。カウンセリングから始め、体験をするものの、経済的な事情等で入学に至らない場合もある。 ● 学園の資料も見て理解を深めてもらい、入学までの準備を進める。学園で重視しているのは、教科的な勉強よりも「生きる力」である。衣食住に関する身支度や掃除など、基本的な生活力を養い、座学では自己理解や他者理解、社会的役割を学ぶ。生徒会活動などを通してコミュニケーション能力の醸成も重視している。社会体験を通じて「欲望」や「やりたいこと」を引き出し、就労につなげていく支援を行っている。
青少年自立 援助センタ ー 北斗寮	● メールや電話で問い合わせがあり、都合が合えば来所してもらい、相談や見学を受け付けている。基本的には親が見つけ、本人が来られれば親と一緒に来る。本人が寮の情報を見つけて問い合わせをしてくることはあるが、入寮まで至らない。 ● 本人が動くことができないことも多いため、親と何回か相談する。親が家庭訪問を希望したり、ケースによっては訪問の有効性を伝えたりした上で、訪問支援を通して直接本人にアプローチをすることもある。 ● 2週間の体験入寮を必須としている。本人が寮生活に合うかどうかを判断する場でもあるが、団体としても自団体で行える支援が合うかどうかについて見立てをするという意図もある。 ● 本人が来られない時には訪問をするが、無理に連れてくるわけではなく、訪問する中で本人と会うタイミングを図り、会ったタイミングで情報提供をする。
クラウドナ イン	● 施設の生活ルールや支援内容、利用料金、支援体制、活動内容、個室や共有スペースの使い方、スタッフの対応範囲などについて説明している。本人・家族それぞれに対し、見学の際に直接説明を行うことを基本としている。
山村エンタ ープライズ	● 必ず体験をしてもらうようお願いしている。1泊もせずに帰ってしまう人もいれば、2から3泊で入居を決める人もいる。体験の終了時期は本人たちが前向きになるタイミングを見計らっている。

(3) 共同生活開始までの契約関係等手続き

すべての団体において、共同生活開始までの契約関係等の手続きは書面で行い、本人や家族と認識の相違が生じないよう工夫していた。

東北青少年 自立援助セ ンター	● 申込書が契約書に該当するもので、提出していただく。 ● 費用面については料金表があり、当団体のホームページでも公開している。料金は全てオープンにしており、9割以上の保護者が、参加前にホームページで確認していると思われる。病院から当施設を紹介されることも多いが、ホームページを見るよう病院から案内されることが多いようだ。
とちぎ青少 年自立援助 センター	● 親が電話をかけてくることがほとんどであるが、本人の意思が最も大切であるため、本人の意思確認を含めた簡単なヒアリングをする。アウトリーチや見学を希望する場合は受け付けており、遠方の場合の交通費を除き初回は無料に対応している。見学に来た際に本人の意思と親

	の意向を確認して、問題がなければ承諾書と参加申込書を記載してもらい、入寮につながる。 ● その場で入寮を決定させず、承諾書や参加申し込み用紙は一度持ち帰ってもらい、家族やかかりつけの医者と話し合うようお願いしている。受け入れる側としてもアセスメントをして判断する時間を作っている。
青少年自立援助センター	● 入寮にあたって申込書と同意書に記入してもらい。訓練生²の場合は、病院にかかっている場合は医師の見立て書をもらっている。寮生の場合は、見立て書はなくてもよい。
K2 インターナショナルジャパン	● 入寮のための面談は別途行う。入寮時は参加願書を記載いただくことにしており、写真を貼る欄もある。写真は、本人の雰囲気と顔つき、体形の変化を知ることができるため重要である。 ● 参加願書には入塾動機を本人が記載して、保護者の希望・目的も書いていただいた上で、名前を書いて印鑑を押していただく。後日に持ってきてもらう場合もあれば、当日のうちに用意される場合もある。何度も意思を確認するようにしており、入塾の意思を示して願書を書いていただき、本人と家族の参加意思を確認できれば契約を結ぶ。 ● 願書の記入後、当法人から参加許可書を出し、その後、基本契約書（本人、保証人、当法人での契約）を結ぶ。それとは別に誓約書も記載してもらい。入金後のトラブルなどがあった場合に備えてのもので、弁護士と相談して整えた。医療的な支援や金銭管理のサポートなどのオプションを申し込むための書類もある。
北陸青少年自立援助センター	● 開始にあたっては、厳密な契約書ではなく、保護者に対して誓約書に一筆書いてもらう形で同意を取得している。保証人は必須ではないが、保護者の支払能力等を確認している。書類（様式）は弁護士による確認も行われている。 ● 契約書様式は簡易的にしており、個々の事情に合わせて柔軟に運用している。
教育研究所	● 利用契約書や誓約書を交わしている。契約書類は入所時に作成し、現地で署名することが多い。
侍学園スクオーラ・今人	● 体験後、入学を希望する場合は入学手続きに進む。保護者と本人に契約書類を記載してもらい、経歴や障害者手帳の有無なども記載する。家族の状況や将来の希望についても記入してもらう。最終的には理事長による面接がある。入学試験はないが、入学までに適性を見極めている。入寮時の説明に用いる『入寮のしおり』も用意している。
青少年自立援助センター 北斗寮	● 本人に対して共同生活でのルールの説明を行う。親には委任状を書いてもらい、緊急連絡先も聞いている。体験入寮の間は様子を連絡している。相談票もあり、通院状況、家庭での状況についてチェックしてもらう。
クラウドナイン	● 利用者（主に保護者）と利用契約書を締結している。賃貸借契約に近い形式であり、家賃や食費、損傷時の弁償、生活上のルール等を盛り込んだ内容となっている。 ● 本人には志望書（履歴書要素、好き嫌いやこれまでの経歴等を記載）を記入してもらい、入寮意思を確認している。家族には契約内容を説明し、双方の意思を個別面談で確認する。本人の意思を重視しつつも、親

² 地域若者サポートステーションの「集中訓練プログラム」の参加者。

	の経済的負担に関する意向も聞き取る。
山村エンタープライズ	● 参加時の手続きについては、契約書を書いていただく。美作市ひきこもり等若年者就労支援事業は美作市民向けの事業であるため、可能な場合は住民票を移してもらう。扶養の関係などで移せない場合は移す必要はない。 ● 契約の内容は、賃貸契約をたたき台としている。それに対して、「ひきこもり支援の活動に参加します」という文言を加えたシンプルなものである。

(4) 利用開始時における本人・家族への説明方法・説明内容

すべての団体において、利用開始時には本人・家族へ説明を行い、本人の参加意向を確認していた。

東北青少年自立援助センター	● 入寮時は理事長等も同席して保護者や本人と話をし、その後は親子で話し合う形となる。保護者がどれだけ覚悟を持っているかが重要であり、私たちに入寮の説得をお願いする姿勢である場合は、その後の支援による効果を見込むことは難しい場合がある。本人が参加を拒否する場合は入寮せず帰ることもある。
とちぎ青少年自立援助センター	● 親が電話をかけてくることがほとんどであるが、本人の意思が最も大切であるため、本人の意思確認を含めた簡単なヒアリングをする。アウトリーチや見学を希望する場合は受けつけており、遠方の場合の交通費を除き初回は無料に対応している。見学に来た際に本人の意思と親の意向を確認して、問題がなければ承諾書と参加申込書を記載してもらい、入寮につながる。
青少年自立援助センター	● 寮生は参加期間を定めていないが、2年を目安にしている。長くいればよいというものではない。初期では明確には決めないが、達成目標や利用目的、親の経済状況を踏まえた入寮できる期間の間の目標など、目安を予めある程度決めている。資金には限界があるため、個別の事情を確認して当事者とも猶予期間の間にできることをしようと伝えていかなければならない。 ● 経済的な問題は、はじめの保護者相談で聞く。余裕があると思っていても期間が延びて経済的に厳しい状態になる場合もあり、ケースごとに調整している。
K2 インターナショナルジャパン	● 参加願書には入塾動機を本人が記載して、保護者の希望・目的も書いていただいた上で、名前を書いて印鑑を押していただく。後日に持ってきてもらう場合もあれば、当日のうちに用意される場合もある。何度も意思を確認するようにしており、入塾の意思を示して願書を書いていただき、本人と家族の参加意思を確認できれば契約を結ぶ。
北陸青少年自立援助センター	● 利用開始時には、本人や家族との面談もしくは電話で話をし、生活ルールや費用、支援内容について説明し、同意を得ている。なお、相談は随時受け付けている。
教育研究所	● 保護者と本人が一緒に来て、現地で契約や説明を行う。必要な持ち物や費用については事前に説明しており、着の身着のままで入所できる体制も整えている。布団やシーツ等は貸し出しており、週1回交換している。

侍学園スク オーラ・今 人	● 体験後、入学を希望する場合は入学手続きに進む。保護者と本人に契約書類を記載してもらい、経歴や障害者手帳の有無なども記載する。家族の状況や将来の希望についても記入してもらう。最終的には理事長による面接がある。入学試験はないが、入学までに適性を見極めている。入寮時の説明に用いる『入寮のしおり』も用意している。 ● 費用面については、悪徳業者のように法外な金額を請求することはなく、丁寧に説明している。
青少年自立 援助センタ ー 北斗寮	● メールや電話で問い合わせがあり、都合が合えば来所してもらい、相談や見学を受け付けている。基本的には親が見つけ、本人が来られれば親と一緒に来る。 ● 本人が動くことができないことも多いため、親と何回か相談する。親が家庭訪問を希望したり、ケースによっては訪問の有効性を伝えたりした上で、訪問支援を通して直接本人にアプローチをすることもある。 ● 2週間の体験入寮を必須としている。
クラウドナ イン	● 入所にあたっては、本人の意思を重視し、「妥協と諦め」のバランスで無理強いせず、本人には志望書（履歴書要素、好き嫌いやこれまでの経歴等を記載）を記入してもらい、入寮意思を確認している。家族には契約内容を説明し、双方の意思を個別面談で確認する。本人の意思を重視しつつも、親の経済的負担に関する意向も聞き取る。
山村エンタ ープライズ	● 入居条件は「本人が入居したいという気持ちで来ること」としている。たとえ親であっても、外に出たいと思う段階にいない本人を無理に連れてくることは本人の意思に反しており、逆効果になる可能性もある。条件を満たしていればどのような人も受け入れており、様々なコンディションの入居者がいる。 ● 親が入居させたい場合はまず本人と話し合ってもらう。親子関係が悪く、親が提案することで事態が悪化する場合は、月に1回行っている家族相談会に親のみ来てもらう。施設を見学したり、スタッフと話したり、40年ひきこもり支援の業界に携わっているカウンセラーの先生に相談をしたりしてもらう。

(5) 主な途中解約理由や解約時の手続き及び決まりについて

すべての団体において途中解約は可能なものの、その条件や手続き方法はさまざまであった。

東北青少年 自立援助セ ンター	● 本人の希望を聞くと、最初は参加に消極的な声が多い。その声をどう受け止めるかが重要である。傾向としては、2～3か月経過すると、腹をくくりここでやってくるしかないという気持ちになる場合が多い。本人が「合わない」となれば、保護者の同意をもって退寮となる。
とちぎ青少 年自立援助 センター	● 途中で退所するケースとしては、本人がギブアップしてしまうケースがほとんどである。共同生活が難しいということで退寮することはある。 ● 通常は本人と話し合って終了時期を決めるが、突発的に途中で退所する場合は、日割りで計算し、かかった費用をいただいている。
青少年自立 援助センタ ー	● 利用終了書を提出してもらう。費用は日割りで計算してお返しする。なお、入会にかかる金額は入会時に受け取り、それ以外の費用は月ごとに支払ってもらっている。

	● 退寮の申し入れがあった場合は、ケースごとに異なるが、やめた後のことについて保護者を含めて話したりするが、本人の中で（意思が）決まっていたりする場合もある。やめることは悪いことではないが、次どうするのかという点が重要である。
K2 インターナショナルジャパン	● 途中解約は可能だが、返金はしない。 ● 合わないということで解約になることがある。あるいは、親戚のところで働かせるなど方針転換をされることもある。保護者が途中解約を認めることで、中退ということになる。事前に説明を尽くしたり、入寮後の関係構築を目指したりしているが、途中解約を避けられないケースはある。 ● 解約後は、サポートステーションで支援を続けている場合もある。家族に関しても、家族会に来てもらえれば継続して面談や相談を受けることができる。
北陸青少年自立援助センター	● 途中解約の場合には、食材や生活費の精算を行い、残り日数で計算をして返金している。 ● 退所時には、本人や家族に生活状況や今後の進路について説明し、必要に応じて退所後のフォローを行う。 ● 未成年の場合は、保護者の意思を尊重しつつ、本人の意思も考慮して対応している。
教育研究所	● 途中解約の場合は日割りで返金対応をしている。月途中で退所が決まった場合、残り期間分を返金する。
侍学園スクオーラ・今人	● ご本人の気持ちとこちらの方針が合わない等で、話し合いのうえで退学（退寮）される方もいる。入学時に、入会金などを納めていただく。年会費、設備費は年度毎に収めていただくかたちである。授業料等は、毎月納めていただくようになっている。入学時に納付した費用は退学後も返還しないが、月々の費用は退学した場合は発生しない。
青少年自立援助センター 北斗寮	● 途中で卒寮するケースはある。体調を崩す場合や家の事情で家に戻ったりする場合である。その場合は、理事長やスタッフと話し合って共同生活型支援を終了することを決める。
クラウドナイン	● 途中解約については、本人・家族双方の意思を確認し、退所届や契約解除の意思表示をもって手続きとする。退所の際は、生活状況や今後の見通し、必要に応じてフォローアップの内容を説明する。契約者（保護者）と未成年者の意思が一致しない場合は、個別に面談し、妥協点を探りつつ、無理に入寮を強いることはしない。退所後も必要に応じて訪問看護や相談支援を継続できるよう案内している。
山村エンタープライズ	● 契約後に退去することはある。初めのうちは過剰に適応をしている状態で楽しんで参加するが、ある時を境に限界を感じて帰ってしまう場合もある。退去後の手続きとしては、部屋を原状回復して返してもらう。費用はその日までの費用を日割りでもらう。

(6) 支援内容

団体により、生活リズムの改善を目指した支援を主とする場合や、社会参加を目指した支援を主とする場合があった。

東北青少年自立援助センター	● 活動は主に外での農作業。稲作と畑での野菜十数種を栽培する。この時期は収穫した大根を土に埋め越冬させる作業なども行う。危険な機械作業はスタッフが担当する。 ● 雨の日は学習作業などを行う。各作業は、受験を目指している場合はそれに合わせて行っており、そうでない場合は計算、漢字、クロスワード、読書などで過ごす。雨の日であっても日中から部屋でゴロゴロすることはしないようにしており、たまに卓球などもしている。 ● 日課として、ラジオ体操とランニング（1.5km）も実施している。参加者との交換日記も実施している。また、学習支援から派生して、漢字ドリルも毎日の必須課題。 ● メンバーによっては就労訓練・接客訓練を実施している。指示が通る方が訓練に参加し、旅館やホテルでの接客訓練を経験する。そのまま同じ職種に就く方もいる。
とちぎ青少年自立援助センター	● 入寮後はひとまず 7:00 に起床をして、プログラムが始まる 9:00 までに身だしなみを整え、朝食をとることを目指す。午前中は 12 時まで作業をするところもあるが、昼食準備が 11:00 から始まる。まずは家で親が行っている家事をできるようにしている。昼食後は 16:30 まで活動を行う。午後はある程度時間があるため、参加者に合ったプログラムを行っている。17:30 から夕食準備をし、19:00 に夕食をとる。買い出しに行くなどすることで今まで自分が見えていなかったリアルな部分を掴むことができる。23:00 消灯は必ず守るようにしている。 ● Wi-Fi は 23:00 から 6:30 の間に切れるようにしているが、自身のインターネット回線を用いてゲームをしたりしていることもある。23:00 には部屋に行き、24:00 までには寝られるようにしている。夕食から消灯までは自由時間である。矯正施設ではないため、最低限のルールはあるが、8 割がた自由である。
青少年自立援助センター	● 活動内容は人によって異なる。免許を取得した寮生もおおり、活動に参加する時間と教習所に行く時間を調整して対応した。自身の予定がある場合は予定を優先し、予定がない場合はカリキュラムに則って活動している。訓練生は全員で同じカリキュラムを受けるが、寮生は勉強、パソコンの勉強、作業に行くなど時間は同じであっても一人ずつ個別にプログラムがある。 ● どの活動をするかは週ごとに決め、実際にできたかどうか振り返りをして調整することが基本である。はじめは一通りの活動を体験してもらうようにしており、参加が難しければ更新している。急に集団で動くことが難しければ、職員と 2 人で話すようにして慣れていき、段階的に対人の不安を解消していくようにしている。
K2 インターナショナルジャパン	● 人によって異なるが、多くの方は、はじめはファーム（畑）とフェロップ（作業所）などで日中活動している。最初はセミナー等の座学が多く、はじめの 2 週間ほどは、基本的な生活を整え、日中活動やセミナーを受けるといのが基本である。徐々に活動時間が延び、終了時間が 13 時から 16 時になるなど個別対応をしている。日中の活動場所は参加者の特性や得意不得意によって組み合わせて決めている。
北陸青少年自立援助センター	● まず生活習慣の改善を重視している。早寝早起きや食事時間の遵守を基本とし、生活リズムを整えながら農作業を中心としたさまざまな活動に参加する。 ● 農作業としては、稲作（田植え～刈り取り、袋詰め、配達）や野菜の定植・収穫等の一連の過程を経験する。就労体験先としては、近隣の農家

	や地域の事業所などがある。作業は午前と午後にそれぞれ2時間程度実施し、雨天時は屋内での作業やスポーツ、リクレーション等を行う。無理強いせず、その場にいる(見ている)ことから始める場合もある。 ● 宿泊中は、起床や門限等の時間厳守、食事、掃除などの当番やルールが設けられており、挨拶に始まるコミュニケーションの取り方、「ハウレンソウ」等社会人として最低限の常識を、生活の中で身に付けていくことを目指している。
教育研究所	● 日常生活のリズムを整えることから始まり、運動プログラム、集合支援、就職体験、アルバイト体験などを段階的に実施している。旅館や地域の事業所での就労体験、レクリエーション、金銭管理のサポートも行っている。 ● 生活支援は一緒に生活しながら行う。個々の状況に合わせてスタッフが声かけやサポートを行っている。生活リズムが崩れやすい利用者には柔軟に対応している。 ● 就労支援では履歴書の空白を埋めるため、土日のみでも働ける職場につなぎ、面接対策や履歴書の書き方も指導する。多機能型事業所やサポステとも連携している。生産活動はブルーベリー農園や清掃、内職等を地域と協力して実施している。 ● 参加者は、宿舎で生活しながらサポステや多機能型事業所、地域活動に参加する生活を送る。就労体験や生産活動は宿舎と事業所で実施している。活動場所は事業所内外に広がっている。
侍学園スク オーラ・今 人	● 入学後から卒業までの流れは、個々の事情によって異なる。一年ごとにスタッフと生徒で話し合いながら計画を立てる。最初は座学中心で、徐々に就労へと移行していく。週1回のバイトから始め、徐々に増やして正社員を目指す。年1回のプラン立案のほか、面談も随時行う。 ● カリキュラムは選択制で、年間計画に基づき様々な科目を学べる。コミュニケーション能力や健康面のプログラムも重視している。朝は筋トレやウォーキングを行い、体を動かす習慣をつけている。
青少年自立 援助センタ ー 北斗寮	● 入寮中のプログラムとしては、公民館の床洗浄やワックスがけなどの掃除、草刈り、資源回収を行っている。 ● 平日は9:30から16:00まで作業系の活動、座学、振り返りなどのプログラムを行っている。現在の寮生は高校に通学していたり、アルバイトしていたり、福祉サービスを利用していたりするなど日中は外出していることが多い。アルバイトをしてもアルバイトがない時には一緒にプログラムやスポーツに参加することもある。 ● プログラムは月間で予定を組んでいる。年単位で契約をしていて納期があるもの(草刈りなど)もあるため、おおまかに作業時間を振り分けて、その間にレクリエーションを行っている。平日は毎日活動を行い、土曜日の午前中は仕事が忙しい際は仕事を優先しているが、それ以外はレクリエーションをしたり、ボランティアでキャンプ場の整備をしたりしている。土曜日の午後と日曜日は休みである。
クラウドナ イン	● 朝食は全員で摂ることを基本とし、その後は9時に作業や活動に参加する。農作業(大根等の栽培・収穫)、食品加工、当団体の運営している八百屋での販売などの生産活動を行っている。生産活動には工賃を支給し、金銭管理や就労体験の機会としている。当団体の運営する就労継続支援B型事業所、訪問看護ステーションと連携し、生活支援・医療的ケアも行う。行政機関・医療機関・地域の支援団体等とも

	連携し、必要に応じて情報共有・協働をしている。 ● 日々の活動としては、農業（大根を 2,000～3,000 本規模での栽培・収穫）や食品加工、八百屋の運営等を実施している。参加者やスタッフが協力して作業を分担し、出荷する際は市場流通と直売を使い分けている。農作業や八百屋での販売は、地域住民との交流の場にもなっており、地域とのつながりが自然に生まれている。
山村エンタープライズ	● 活動プログラムとしては、主に平日の午前中と午後にそれぞれ活動を企画している。活動は当日集まったメンバーで行い、完全自由参加である。面談時に参加したい活動を聞き、意見に合わせて講師を招いたり、コンテンツを組んだり、外部の協力者を募ったりしている。

(7) 利用者の親との連携方法

家族会の開催や定期的な連絡を通じて、利用者の親との連携をはかっていた。

東北青少年自立援助センター	● 保護者会は年 3 回開催している。親と本人で目標設定を行い、保護者会前の電話で決定することもある。保護者会や夏の奉仕活動などで親と一緒に活動する時間を確保し、次のステップへの話し合いも保護者会等で行うことも多い。 ● 2 か月に 1 度機関誌を発行しており、毎月の施設での活動の様子を伝える欄がある。 ● 中にはこどもの状況や状態を正直に打ち明けない保護者もあり、仮に精神科を受診する必要があるがあっても、保護者の理解がなければ困難となるため、保護者に理解を促すよう伝えるなど、保護者を対象とした取り組みも極めて重要である。
とちぎ青少年自立援助センター	● 親には、トラブルがあった時はすぐに来てもらうことを約束してもらっている。入寮間もない頃は最低 1 か月に 1 回は来てもらって、本人の様子を見てもらう（親に会うと本人が不安定になる場合は、直接会わせないよう配慮する）。自立につながる手前の段階であるため、2 人 3 脚で動いてもらう必要があると親に伝えている。 ● 親との関係づくりは代表が対応しており、入寮したばかりの頃は日報の内容を参考にしながら寮での様子をまとめてメールで報告したりしている。報告を聞いて、親には喜んでいただいている。
青少年自立援助センター	● 入寮後 1 週間は親も不安であるため、毎日夜に活動報告の電話をしている。その後も何かあれば連絡を受けつけている。ただし、本人がばつが悪いこともあるため、はじめは顔を出さないように頼んでいる。必要があれば三者面談を行っている。毎月活動報告書を書面で出している。 ● 一緒に活動することはないが、文化祭を見に来てもらっている。
K2 インターナショナルジャパン	● 第二土曜日に家族会があるため、そこで参加者の様子を伝えている。（こどもを）預けっぱなしにするのではなく、参加者に対して保護者以外の支援者を増やすために私たちはプロとしてお手伝いをしている。そのため、私たちがきちんと参加者を見ているかどうかを見てもらうようにしており、家族会には来てもらい、活動報告を聞き、参加者の様子を面談で確認するようにお願いしている。家族会は入寮する家族には基本的に入会していただいている。

北陸青少年自立援助センター	● 利用者の保護者とは、父母会の開催や定期的な面談を通じて生活状況や本人の状態を共有している。進路決定時にも保護者と協力して対応している。 ● 保護者が利用を断る場合は、本人の意思も考慮しつつ、退所手続きを行う。生活状況の説明をして、必要に応じて退所後のフォローを行っている。 ● 保護者との連携においては、経済状況や本人との意思不一致への対応に苦慮することがあるが、親子双方への寄り添いを重視している。
教育研究所	● 必ず保護者と連携し、必要に応じて親の会も開催している。最近は個別に面談や夕食を共にする形が多い。親の意向や親子の関係性にも配慮しながら丁寧にコミュニケーションをとっている。必要に応じて児童相談所や福祉課と連携して支援することもある。 ● 親とコミュニケーションをとりながら調整し、本人の意思を尊重しつつ、親子間の関係性に留意しながら対応している。
侍学園スクオーラ・今人	● 年4回ほど保護者会や勉強会を開催している。全国各地から生徒が集まるため限界はあるが、卒業後も参加している方がいる。 ● 家族全体の支援が必要な場合はカウンセリングも行っている。
青少年自立援助センター 北斗寮	● 何か問題があればその度に連絡を取っている。2か月に1回本人の様子や写真を報告書として送る。3から4か月に1回、保護者会として親に寮に来てもらい、面談をしたり、本人と外食したり、荷物を届けたりしている。 ● 会報を発行している。
クラウドナイン	● 定期的な生活状況の報告や、必要に応じた面談を実施している。親には契約面の説明や、生活上のトラブル・進捗についても適宜連絡し、相談に応じている。訪問看護を通じて、親との連携を図っている。 ● 親が関わりたい場合は面談等に応じるが、基本的には本人と親は分離して支援を進める方針である。 ● 親が利用終了を希望した場合、本人・家族双方と面談し、最終的な意思確認を行う。経済的理由等でやむを得ず退所する場合も、今後の生活設計や必要な支援について説明し、行政・福祉機関とも連携して対応する。
山村エンタープライズ	● 保護者には、月に1回報告書を出している。また、24時間電話やメールを受け付けている。親も心配せずに一緒に見守りたいと思っている。保護者から数日連絡が取れないなどの情報が入り、部屋に確認に行くこともある。親が活動に参加することはない。

(8) 地域との連携に関する事項

地域との連携の方法は団体によりさまざまであり、ボランティア活動や地域イベントへの参加、就労機会の開拓などが行われていた。

東北青少年自立援助センター	● 地域との接点もあり、祭りの山車、資源回収、福祉相談会（民間）、民生委員の視察などもある。冬はスキーを実施している。
とちぎ青少年自立援助センター	● 国、県、市町の社会支援の制度を使うことで十分自立の形を作ることができる。県の子ども・若者育成支援推進法関連のネットワーク

	や県の自立支援ネットワークの委員になっており、行政の仕組みを活用しながら連携する中で、共同生活型支援を行っている。
青少年自立援助センター	● 地域とのつながりに関しては、自治会の餅つき大会に参加したり、お祭りでおみこしを担いだりしている。高齢化が進んでいるため、若者がいるだけで喜んでもらえる。地域で活動することで高齢者の孤独対策に役に立っていることを本人たちにも話している。イベントだけではなく、清掃活動なども行っており、このような活動は職員の訓練にもなる。職員としても参加者の着地点である地域を見据えて活動する必要がある、内部がすべてではないという認識を職員にもってもらっている。
K2 インターナショナルルジャパン	● 現在寮に住んでいる人数は、おおよそ 30 から 40 名ほどである。以前は寮に住んでいた方で、外で働きながら事務局の近所に住み、サポート費を支払い、月に 1 回の面談や食事提供を利用している参加者もいる。当社の強みは「コミュニティ イン コミュニティ」と呼んでいる地域に根付いたコミュニティであり、地域に入って活動する場があることである。そのため、細く長いつながりは多くある。
北陸青少年自立援助センター	● 地域祭りや駅伝、旅行、スポーツ大会、農業活動などへの参加を通じて、地域住民や他団体との交流を大切にしている。
教育研究所	● こども食堂や学習支援、地域イベントの手伝いなども行っている。地域の農家や保育園児と連携し、収穫祭や清掃活動なども実施している。 ● 地域のイベントや祭り、町内会等への参加機会は、コロナ禍以降減っているが、今後は再開することを検討している。地域の人や外国人労働者との交流、こども食堂など地域活動にも積極的に関わっている。普段の生活や就労体験先で近隣住民や外国人労働者と交流する機会も多い。
侍学園スクオーラ・今人	● 理事長のネットワークでつながった企業など、複数の協力企業と連携している。
青少年自立援助センター 北斗寮	● 入寮中のプログラムとしては、公民館の床洗浄やワックスがけなどの掃除、草刈り、資源回収を行っている。公民館の掃除については、清掃会社にやり方を教えてもらったり、はじめのうちは手伝ってもらったりしていた。地域の方々に色々な機会をいただいております、草刈りの仕事は市役所から紹介された。焼き鳥の屋台を営業しているが、屋台を運営している人のところに入って勉強した。なお、焼き鳥屋台は市内のイベントなどで出店をしており、評判もよく常連のお客さんもいる。寮生にとっては就労訓練など自立に向けた訓練のプログラムとして行っている。
クラウドナイン	● 農作業や八百屋での販売、地域イベントへの参加などを通じて、地域住民と自然な交流を図っている。地域の方がイベントや店に立ち寄るなど、日常的な接点が生まれている。地域とは、長年の関係性や信頼を大切に、地域の人々におみやげや謝罪を欠かさないと心掛けている。
山村エンタープライズ	● 近隣の地域で月に 1 回ウォーキングをかねてゴミ拾い活動をしている。社会福祉施設は色眼鏡で見られることも多く、施設を作った当初は治安が悪くなるのではないかなどと反発を受けることもあった。対策

	として地域に見える形で貢献することは心掛けている。その他にも活動内容をまとめた新聞を作ったり、年末の餅つきで作った餅や牡丹餅を地域の人に配ったりしている。年に2回地域の出会い仕事として春の溝掃除があり、その掃除にはスタッフと参加者数人で参加している。若い人が地域にいることのプレゼンスを出すようにしている。 ● 毎年、地域の区長と連絡を取り合うようにしている。自治体の委託事業やネットワーク会議の主催はしているが、地域の人々とはつながれないため、草の根的に地道に活動に顔を出してつながっていくしかない。
--	--

以下、「b)オンライン形式」で実施したヒアリング調査結果を示す。

b)オンライン形式

(1) 行政が開催する連携体制構築のための会議体等への参画状況

いずれの事業者も、行政が開催する会議体へ参画するなど行政との連携をしていた。

山梨県キャリアコンサルティング協会 ³	● 山梨労働局主催のプラットフォームである山梨就職氷河期世代活躍支援プラットフォームに所属している。こころの発達総合支援センターが行っている就労関係機関との相談支援定例会議、山梨県発達障害者支援連絡会議、山梨県立精神保健福祉センターの精神障害者等社会適応訓練事業研修会・思春期問題連絡会議・思春期問題ワークショップ、山梨県子育て青少年相談機関の連絡会議、ひきこもり地域支援者の情報交換会、甲府市のひきこもり支援を考える意見交換会、東部圏域自立支援協議会、富士北麓圏域障害者自立支援協議会の会議体に入っている。 ● ひきこもり支援に関係する会議体は、甲府市が行っているひきこもり支援を考える意見交換会と、山梨県が行っている地域支援者研修会があり、スタッフが必ず参加するようにしている。 ● 山梨県を始め、各市町村の福祉課・生活保護課・子育て支援課等、県・市町村社会福祉協議会と連携体制を構築している。
明日飛子ども自立の里 ⁴	● 県内のひきこもり支援センターと連携しており、毎年会議に参加している。生活困窮者・ひきこもり支援に関する県の委託による連携会議があり、来年1月にも開催予定で出席する。福島県は広域であるため、県のひきこもり支援センターではいわき市の状況が把握しきれず、当法人に相談が来ることもある。社協の支援調整会議から繋がるケースもある。共同生活型支援の相談もあるが、当法人では現在実施していないため、他団体を紹介して対応している。

(2) 共同生活開始までの契約関係等手続き

共同生活開始までの契約関係等の手続きは書面にて実施していた。

山梨県キャリアコンサルティング協会	● 参加にあたっては、集中訓練の内容や宿泊費などの費用について、対象者を集めて、何回かにわけて説明会を実施し、過去の写真などを見せながら説明し、本人および家族の同意が得られた場合に、厚生労働省が定める様式を用いて申し込みを行う。 ● 様式の裏面には目標と目的を記入する欄を設けている。その人ならではの目的意識をもって参加してもらうため、希望調書の提出時には支援者とともに目標・目的を設定し、参加への意欲と受講継続のモチベーションを高めていく。
-------------------	---

³ 地域若者サポートステーション事業における「集中訓練プログラム」について聞き取りを行った。

⁴ 共同生活型支援を実施していた当時の状況について聞き取りを行った。

明日飛子ども自立の里	● 家族の背景が分かる調査書、保護者からの承諾書、入園申込書など契約書に準じた書類を取り交わしていた。基本的には年度単位での預かりを行っており、本人・保護者双方の意思が一致した場合は継続していた。
------------	--

(3) 利用開始時における本人・家族への説明方法・説明内容

利用開始時には本人・家族へ説明を行い本人の意向を確認していた。

山梨県キャリアコンサルティング協会	● 本人が「やってみます」と意思を示した場合は、参加への同意が得られたものとして扱い、目標・目的設定を行っていく。ただし、4泊5日の合宿期間中は自宅を離れることにもなるため、家族への共有が不可欠である。そのため、案内チラシを持ち帰ってもらい、家族に内容を読んでもらったうえで、参加について了承が得られた場合には、その旨をこちらに伝えるよう依頼している。成人であっても、集中訓練に参加する際には全員に家族（親）への確認をお願いしている。4泊5日の合宿期間中は自宅を不在にすることに加え、参加費（1万1千円）が必要となるため、就労していない参加者にとっては費用面の調整が必要となる場合がある。 ● また、集中訓練中の40日間は毎日通所することになるため、家族の理解と協力が必要である。このため、家族の同意を得るよう働きかけている。本人と家族（親）の意向が一致しないケースは多くないが、意向が分かれる場合には、双方の状況や思いを丁寧に確認しながら調整を図っている。
明日飛子ども自立の里	● 参加にあたっては、本人や家族からの同意取得を必ず行っていた。 ● 見学・体験の受け入れは行っており、短期型の1週間プログラムも実施していた。夏休みのキャンプ型イベントもあった。山村留学がベースであり、ひきこもり支援の専門施設という看板は掲げておらず、様々な学生が在籍していた。 ● 入所に至るまでには複数回訪問し、信頼関係を築いた上で入所につなげていた。 ● 親が積極的でもこどもが消極的な場合もあったが、強い拒否があれば受け入れなかったため、保護者と本人の意思の乖離は大きくなかった。

(4) 主な途中解約理由や解約時の手続き及び決まりについて

途中解約時には特別な手続きはなく、利用開始時と同様本人の意向を尊重していた。

山梨県キャリアコンサルティング協会	● まずは、途中でプログラムを中断・中止とならないように、こまめに参加者との対話をし、メンタルチェックや生活環境や状況を確認し、フォローアップにつとめている。 ● 何らかの事情で、途中解約となった場合の書類上の特別な手続きは設けていない。参加費として最初に1万1千円を預かるが、費用の大半は合宿にかかるものであるため、合宿に参加しなかった場合は全額返金している。
-------------------	--

明日飛子ども自立の里	● 入退所については本人の意思を最優先しており、やめたい場合は自由に退所できるスタンスであった。途中でやめるケースは稀であり、主に親の経済的理由や転勤、災害などやむを得ない事情によるものであった。
------------	--

(5) 支援内容

団体の特性を活かし集中訓練の枠での支援を行ったり、大家族のような形での集団生活型の支援を行ったりするなど、特徴がみられた。

山梨県キャリアコンサルティング協会	● 集中訓練プログラムとして合宿プログラム（4泊5日）を実施（詳細は第8章を参照のこと）。 ● 集中訓練修了後には、経験者を集め「ジョブクラブ」という小集団を作り、訓練修了後も定期的に集まって交流を続ける仕組みを設けている。ジョブクラブは、近況の共有や相談の場として機能し、参加者が互いの成長を確認し合いながら、社会参加や就労に向けた意欲を維持できる場となっている。また、過去の参加者（OB）も多く、土曜日の開所日には現在働いているOBが自然と集まり、年代や参加年度を問わず、合宿での経験を共通の話題として交流を深めている。
明日飛子ども自立の里	● 日課としては、6時起床。学校へ行く子は7時にスクールバスに乗る。朝の仕事として、鶏や牛の世話、犬の散歩、朝食の準備などの当番を順番にこなしていた。スクールバスで登校する子が出発した後、通学していない子（3～4人程度）は畑仕事や動物の世話などを担当した。乳牛の飼育も行っていたため、乳搾りなども実施していた。 ● 昼食は皆で食べ、午後畑仕事や地域の道路清掃などに参加した。勉強したい子は自由時間に学習することもできた。これは平日の流れである。 ● 土日・祝日は、始めた頃は土曜も学校があったが、後にこどもの要望で朝の起床時間を7時に変更した。朝の仕事や朝食後、月に数回の買い物や、こどもが企画した行事・遊びなどを行った。春は田植え、秋は稲刈りなど季節の行事も実施していた。 ● 生活の中で、こどもは自分から悩みを話しづらいということを感じ、傾聴の必要性を痛感して学び始めた。カウンセラーの協力を得て自立支援カウンセラー養成講座を設け、スタッフと共に学びの機会を持った。保護者や関係職種の希望者にも門戸を開き、7～8年ほど毎年養成講座を開催した。これは団体独自の制度であり、自己研鑽に励んできた。

(6) 利用者の親との連携方法

親との連携方法は、団体によりさまざまであった。

山梨県キャリアコンサルティング協会	● 参加者の状況や家族の不安・心配が大きい場合には、必要に応じて家族と連絡を取り合い、情報共有や相談を行いながら連携し一緒に参加者を支えている。一方で、特別な出来事があった場合や家族からの希望がある場合などを除き、こちらから過度な連絡は行っていない。
-------------------	---

明日飛子ども自立の里	● 親子行事は年 3～4 回行っていた。最初はゴールデンウィークに親に泊まりがけで来てもらい、皆で豚汁を作ったりアウトドア活動をした。夜は親も交えて飲み会をすることもあった。ここが一つの山場であり、親の顔を見て帰りたくなる子もいれば、ならない子もいた。 ● 夏休みには一時帰省できるが、帰りたくない子もおり、そういう子は東京までの送迎について行き、新しく来るキャンプの子のリーダー役をしたりしていた。
------------	---

(7) 地域との連携に関する事項

地域との連携の方法は、団体によりさまざまであった。

山梨県キャリアコンサルティング協会	● 合宿場所は、公的機関であれば比較的安価に借りることができるため、現在は山梨県立八ヶ岳少年自然の家を利用している。この施設は小学生や中学生が林間学校で訪れる場所として知られており、山梨県出身の参加者にとってはなじみ深い環境である。懐かしさを感じる人もいれば、これまで不登校やひきこもりの経験から林間学校に参加できなかった人にとっては、当時するはずだった体験をようやく体験することができ、学び直す機会にもなる。 ● 集中訓練修了後には、経験者を集め「ジョブクラブ」という小集団を作り、訓練修了後も定期的に集まって交流を続ける仕組みを設けている。ジョブクラブは、近況の共有や相談の場として機能し、参加者が互いの成長を確認し合いながら、社会参加や就労に向けた意欲を維持できる場となっている。また、過去の参加者（OB）も多く、土曜日の開所日には現在働いている OB が自然と集まり、年代や参加年度を問わず、合宿での経験を共通の話題として交流を深めている。
明日飛子ども自立の里	● 地域の認識としては、プログラムという感覚ではなく、私の家族のもとに多くのこどもが来ているというものであったと思う。昭和 63 年に事業を始めた当初、自分のこどもが保育所に通い出したことでママ友や地域の保護者と仲良くなり、地域の人との繋がりが広がっていった。地元の子が学園に遊びに来たり、学園の子が地元の家に遊びに行ったりすることもあった。畑作業などで「手伝いに来て」と地域の人に声をかけたり、逆に地域から呼ばれたりすることも多かった。学園の子というより、地域の人に名前と呼ばれるような立ち位置ができていた。 ● 地域との交流について、特別な雰囲気作りをしたわけではないが、例えば 80 代の一人暮らしのおばあちゃんから電話があり、味噌がたくさんあるから食べてくれと言われていただきに行ったことがある。畑が荒れて悲しいので、こどもたちと借りてやったら喜ばれた。そういう地域とのつながりは数多くあった。悪いことをしている子がいれば、近くのおじさんが叱ってくれることもあった。そういった関わり合いが、共同生活で地域にいて自然に生まれ、良い関係性が築けたと思う。それが一番大きかったと思うし、それがなかったらやっていけなかったと思う。 ● 地域の医療機関とは、こどもが怪我をしたり、持病のある子がいたりしたので、学園の主治医的な医師と連携を取っていた。就労に関しては、地域の企業でバイトさせてもらったり、地域の就労継続支援 B 型事業所に見学に行ったりしていた。

以下、「c)座談会形式」で実施したヒアリング調査結果について、質問項目ごとに主な内容を示す。

c)座談会形式

(1) 共同生活型支援の意義

常に顔を合わせて声掛けができる、距離ができることで親子関係が修復できるといった意義が挙げた。

- 密度が濃く、常に人がいるため、その中で色々と学ぶことができると考える。24時間一緒にいるため、金銭管理、睡眠の問題などの生活面での課題が見えてくる。部屋も12部屋のみで少人数であるため、常に顔を合わせて声を掛け合うことができ、心配なことがあれば常に話を聞くことができる。スタッフのケアも重要である。スタッフ1人では大変であるため、スタッフ間で情報共有や相談をしてスタッフも元気になってほしい。家に長くひきこもっている間に親子関係が複雑になることもある。そのため、少し親元を離れて距離ができることで、親子関係を修復できるのではないかと。親も本人も互いに冷静に客観的に考えられるようになる。参加者もずっと家にいて何もしていないことに対して親に負い目を感じている。共同生活やプログラムに参加する中で成長したり、変わったりすることで、参加者も親と顔を合わせて話せるようになる。(特定非営利活動法人 青少年自立援助センター 北斗寮)
- 自分のことを知らない町で親元を離れることで、変わりたい自分に変わっていくきっかけが多くある場に来てくれれば、家では絶対に落ちてこない「ぼたもち」が意外と落ちてくると説明している。難しい理論ではなく、今の孤立状態をおせっかいする必要があるのではないかとという点からスタートしている。(特定非営利活動法人 クラウドナイン)
- 寮生活を見ていると、誰かが終わったと勘違いして勝手に自分の洗濯物を取っていた、あいさつをしたのに返してくれないなどの些細なトラブルがある。人とぶつかる、折り合いをつける、譲り合うということや、対人経験が少ないため、相手への伝え方があまりうまくない。自分が言われたことに対しては気がつくことができるものの、人に言ってしまったことについてはなかなか気がつくことができない場合もある。通所型と異なる部分としては毎日寮にいてくれること。参加者の良い部分も悪い部分もお互いが見えているため、「そのような言い方をしたら嫌な気持ちになるよ」ということを言うことができる。通所型支援を行った経験もあるが、本人が見せたくない部分を指摘すると次から来なくなってしまう場合があるため、指摘がしにくい。「そういう言い方をしたら相手は嫌になるよね」ということを学ぶことができることは共同生活型支援の中で大切なことである。人にもよるが、「自分の言い方が悪かったら教えてください」と言ったりする寮生もいる。「普通になりたい」「皆のように普通に暮らしたい」と思っている寮生が多いため、自分で気がついていない部分や人間関係を構築するための課題を、本人も我々も向き合いながら気がついてもらい、あることを試したらうまくいったというトライアンドエラーができる。人間関係でつまづく方が多いため、このような点を育んでいくことができる点で共同生活の意義は大きい。(特定非営利活動法人 青少年自立援助センター)

- 当事者以外の視点で話すと、家族が安心できることが大きな意義であると思われる。見える所にひきこもり状態の自分のこどもがいるといつもそわそわしてしまう。いつ何をするかわからず、何もしないとしてもいつまでも自分の家の中にいる状況と、安心して自分のこどもが共同生活型支援の場で生活している状況では、親のメンタル面が大きく異なると思われる。(株式会社 K2 インターナショナルジャパン)

(2) 共同生活型支援を行う上での課題等

共同生活型支援に関する認識不足、支援の出口・受け皿の不足、評価の難しさなどが課題として挙げた。

- 30 年以上地域に根づいて様々なイベントに参加し、子ども若者支援地域協議会に参加して名前を知ってもらっているが、共同生活型の支援について理解していただいたり、行っていることを十分に知ってもらうことができていない。相談に来る方で合宿型が有効だと考えられる方に選択肢として伝えてほしい。(特定非営利活動法人 青少年自立援助センター 北斗寮)
- アナウンスに関しては、合宿支援そのものに対して社会や役所の方々がかかなりマイナスのイメージをもっており、決しておすすめできる存在ではないという位置付けをされていると感じている。現場を見ていただいて、正しい情報を発信していただけるとありがたい。正確な状態を知ってもらうためには、普段の生活の他に人数などの数字を出すと最もわかりやすいと考える。ある状態の人が何人来て、何人が最終的に良い形で卒業したり社会に出て行ったりしたということを示すとわかりやすいのではないかと。また、当事者たちの表情も見たい。数週間で別人のように顔つきや目つきが変わる。(特定非営利活動法人 東北青少年自立援助センター)
- 窓口を広げるよりも、就職より前の段階の(訓練できる)出口を作ってほしい。親が相談に行ってもこどもを連れてきてほしいと言われてしまう。しかし、親はこどもを連れて行けないから相談に来ている。相談窓口を広げるよりも出口を作った方がよい。また、紹介まではできなくとも、共同生活をしている施設があるという情報提供を、親にしてほしい。そして、窓口担当者は情報提供の前に1度共同生活の施設を見に来てほしい。(認定特定非営利活動法人 北陸青少年自立援助センター)
- 子ども・若者育成支援推進法の地域協議会に援助センターとして参画している。そのような組織に宿泊型支援を行っている存在として加入することで、サポートステーションや、生活困窮の自立相談等の枠組みに入れてもらうことが大切であると考えており、一番のポイントである。(一般社団法人 とちぎ青少年自立援助センター)
- 合宿型の支援は通所と異なり、タイパやコスパがかかなり悪い。ひきこもりの相談窓口はたくさんあるが、受け皿がなかったり、受け皿が明確になっていなかったりしている。共同生活の後には就労だけではなく様々な生き方があり、仕事に就くだけではなく、地域できちんと生きていくことができることや受け皿や出口がある。ブランクがあっても採用する寮付きの企業は増えているが、業種が警備や物流など人材不足の業種に偏り、業種が広がってほしい。障害者雇用率も来年から上がるが、企業もブランクがある人を受け入れることのメリッ

トがなければ受け入れは進まない。寮生はきちんと学ばばまじめな人が多いため、育ていく。(ブランクのある人を受け入れる) 企業が増えれば出口を確保でき、共同生活をする事で社会の一員として地域という活躍する場も提供でき、仕事に就いて自分で食べていくところまでのトータルでサポートができることを見せれば、大学と同じ、もしくはそれ以上に生きる力が育まれることが伝わるのではないかと。自治体と協働する際には評価や成果の点で難しさがあり、就職数で評価されてしまい、継続できない事業になってしまう。いかに地域に根差していくかが問題である。(特定非営利活動法人 青少年自立援助センター)

- 参加者は社会経験が少ないため生活や社会経験上の問題を抱えているものの、環境を整えば自分の力で色々な経験をして成長し、社会に出ていく力を持っているため、環境を整えることの大切さをわかってほしいとよく考える。当事者に就労支援する前に家族会につなぐなどすることで、家族をケアしたり家庭内でのひきこもりのこどもに対する接し方の知識をもってもらったりするだけでこどもは自然と元気になることがある。この点の理解が進んでいない。心強さに関しては、行政では就職、学習、医療の話になるが、孤独の問題の真の部分は上記の部分である。行政での手当は難しい部分である可能性もあるが、本質的な部分に目を向けてもらえれば変わるのではないかと。(特定非営利活動法人 山村エンタープライズ)
- 強制力をもってひきこもり状態からひき出し、納税できるようにして社会に出しているように見られてしまう。実際はそうではなく、どの団体もこどもの状況を確認している。また、生きる力の部分である社会性や大人になるための試行錯誤の時間を失ってしまっている方が多いため、ゆるやかに経験を積み重ねてもらい、大人へのステップを踏み、自立に結びつけてほしいと思っている。我々は親子関係を分離しているわけではない。「支えてあげないと」「支えてくれるだろう」という親子の微妙なバランスがとれてしまっており、ある種の共依存関係が出来上がっている。この状態を解消するためには、物理的な距離が必要である。お互いの変化していくことを遠くから確認し合いながら、親も自信をもつ必要がある。当事者も親に頼らず自分で生きていけると実感することができれば、当たり前前の親子関係になっていく。そのために距離が必要であるが、隔離していると見られてしまう。違いをしっかりとアピールするべきだと思う。(特定非営利活動法人 青少年自立援助センター)

(3) 共同生活型支援を行う上での工夫や大切にしていること

大切にしていることとして、親子関係の改善や親に安心してもらうこと、参加者と共に歩むことなどが挙げた。

- 「親子関係の改善」を並行して行う。保護者会を年に3回2泊で開催している。自分のこどものことを知らない親がおり、入寮時の書類を記入する際に、こどもの誕生日を書けない親もいる。良い点や悪い点を情報共有しながら、よく知ってもらうようにしている。(特定非営利活動法人 東北青少年自立援助センター)
- 無理やり連れてこられたという課題があることはわかっているため、基本的にアウトリーチはあまりしていない。家族の責任で家族が連れてくることをお願い

いしている。そのため、家族には我々の活動内容を知ってもらうようにしている。親がよく知った上で、親が勧めるよう紹介している。(株式会社 K2 インターナショナルジャパン)

- 合宿支援に来る際に合宿ができるかどうかを精神科の医師に確認する。県外から来る参加者が多いため、提供しているいくつかの病院の中から参加者に合いそうな病院に通うようにしている。よく話を聞いてくれる病院や、投薬をスムーズにしてくれる病院があり、どの病院が良いかは参加者によって千差万別である。関係性の引継ぎは難しいが、投薬や治療を引き継いで通院をしながら治療をすることは原則であると考ええる。(特定非営利活動法人 教育研究所)
- 安心できる空間を当事者に提供することが何よりも大切だと捉えている。安心を担保した上で、本人と社会でどのように自立していくかに関する生涯的なライフキャリアプランを一緒に立てることを確約できることを大切にしたい。(一般社団法人 とちぎ青少年自立援助センター)
- ひきこもっていた年数や年齢が異なっており、(合宿の) 期間は人によって異なる。まずは親も心配して焦っているため、親に安心してもらうようにしており、ステップやケースの話をして希望をもち信頼して預けてもらっている。成果が出るまで2から3年かかる参加者もいるが、入寮時と3年目の状態は全く異なるため、段階的な成長を本人に感じてもらい、親に知ってもらうことが一番の成果であると考ええる。共同生活型の支援は継続的にいる場所ではないため、次のステップに行くために我々も定着支援をしている。就職や進学が決まったから終わりとするのではなく、参加者が選んだ道が続けることもサポートするため、長い付き合いになる。(特定非営利活動法人 青少年自立援助センター 北斗寮)
- 大学では社会福祉を専攻し、障害者福祉分野に従事していたが、他のスタッフは福祉が専門ではない方がほとんどで、様々なバックボーンをもっている。スタッフのバックボーンの多様性が、侍学園の支援に他にはない柔軟性を与えている。(認定特定非営利活動法人 侍学園スクオーラ・今人)
- 多様な生き方や生きる力を育むことが学園の基本的なスタンスであるため、「支援者臭」がしないことが大切だと考えている。最近では外部講師としてバレエの先生を招いた。先日行われた先生の教室の発表会では、土曜日・日曜日と準備や本番で生徒の拘束時間は長かったものの、メイクをして舞台にあがった。数年前は校長も生徒と一緒に舞台に出たこともあった。「教える-教えられる」ではなく、「共に歩む」ことが良いと思われる。(認定特定非営利活動法人 侍学園スクオーラ・今人)
- 10年間参加者と様々なことをしてきたが、参加者は孤独の状態にあったため、最も大切なことのコアの部分は心強さだと考える。「本人が決めたことをサポートする」、「自分らしく」という気持ちでいる。参加者は自分らしい生き方を見つけることができおらず、ネガティブな状態で考えることができない状態である。周囲の我々のような大人や先輩入居者に優しく仲間に入れてもらい、心強さが育っていくと自分のことを次第に考えられるようになり、自然と自身で良い状態になることを目の前で見えてきた。心強さが最も大切である。卒業生が近くに住みたいと思うことは、心強さが育っているからこそであり、コミュニティの一員として心強さを保ったままで次のチャレンジをしたいと思っているからではないか。スタッフには、普通に優しくしてほしいと伝えている。(特定非営利活動法人 山村エンタープライズ)
- 地域に関しては、地域の一番困っている場に参加する糸口を探してきた。結果

的には担い手がいない農地に入ったり、シャッター街の商店街に入っていったりしている。行ってみると、「人がいなかったところに〇〇（理事長）さんのところの若い子が来ているね」というように、気がついたら支援を受けてもらっている状態を生み出している。福祉のイベントには出ず、一般的なお祭りに参加している。メンバーは本当のお祭りに出たがっており、積極的に普通の場に普通に出ることを意識して、それが必然になってきている。（特定非営利活動法人 クラウドナイン）

- 地域に対してオープンであることが大切であり、積極的に地域活動に若者と一緒に参加することに力を入れている。その背景には様々な意味があり、本人たちの経験の場とすることも意味の一つである。宿泊型の支援は家と社会の間に位置し、寮生活で完結するわけではない。参加者はいずれ地域に帰っていくという考えのもと地域との関わりを経験していただき、地域に対して怪しい団体や若者たちではないことを伝え、啓蒙している。地域の方に、直接、利用している若者を見てもらうことが手取り早い方法だと考える。そのため、毎年地域のおみこしに参加したり、高齢化が進んで成り立たなくなっている自治会のもちつきや祭りで出店を手伝ったりしている。大きな活躍をしなかったとしても、若い人が来たということで喜んでもらえるため、参加者にとっては自信になる上に「社会に出るのも悪くない」と思ったりする。（特定非営利活動法人 青少年自立援助センター）
- ひきこもりは現象を表しているため、初めから資格を持っていて、知識を詰め込みすぎてしまっているような人は偏って見てしまうことがある。我々は資格を特に重要視していない。それよりもフラットに幅広く当事者や家族関係を見てほしいと伝えている。いいかげんすぎることはだめだが、多少のいいかげんさをもっている方が支援に向いていると感じられる。参加者は、支援者がどのような人か窺ったりしている。良い意味で、大人にも弱くいいいかげんな面があることを示す必要がある。自分に優しくできず真面目に考えてしまうと、せっかく仕事を始めても長く続かなくなってしまう。どこかで良い意味でのいいかげんさを持ち、抜くところは抜く必要がある。職員は最初のロールモデルであるため、その点を意識している。色々な経験を持っている人に集まってほしい。（特定非営利活動法人 青少年自立援助センター）

以下、「d)当事者ヒアリング」の結果を示す。

d)当事者ヒアリング

(1) 共同生活型による支援の開始まで

開始までの経緯は様々であるが、家族や相談機関等からの紹介を通じて知るとの回答が多い結果となった。

A さん	● 住み込みで支援してくれる施設をネットで検索した。人が多いところを離れたいと感じていたので、ネットで見つけた施設が良さそうと思い、行くことにした。
B さん、 C さん、 D さん、 E さん	● 親から勧められて初めて知った。紙だけ渡された状態で想像しづらく、ホームページで外観の写真だけは確認したが、内装や具体的な活動内容については分からないままであった。(C さん) ● ホームページの情報を親が LINE で送ってくれたので、ちらっと見ただけであり、詳細はほとんど分からなかった。(B さん)
F さん	● 共同生活型支援については、支援員の話のみを聞いて入寮を決めた。他の情報は特に調べていない。 ● 参加しようと思った理由としては、受験に失敗してから4年ほどひきこもっており、新卒で働く年であった。何かしら環境を変えなければ同じことの繰り返しだと思い、家から離れたところに行こうと決めた。無理やりにも環境を変えなければ同じことの繰り返しだと思った。
G さん	● 20歳の頃に社会復帰を目指すために定時制高校に通ったが、継続できず、その後入院した。病院に友人が来てくれ、同い年の人の状況を見てやり直そうと決意した。当時住んでいた県の地域若者サポートステーションの支援員から、この団体があると聞き、数か月悩んでから入寮した。
H さん	● 親や家族から当施設のパンフレットや資料を見せられ、存在を知った。食事を囲んでみんなで鍋を食べるなどの情報が印象的で、当時は食欲があったのでそうした面に惹かれた。職業訓練についても柔軟な対応があることを知り、資料の内容を参考にした。
I さん	● 他機関で相談している中で紹介を受けた。相談員から「こういうところがある」と言われたことがきっかけである。保護者の希望もあり、見学してつながった。
J さん	● 集中訓練を通して合宿を知った。規則正しい生活をしながら、当時は森林ボランティアの活動や陶芸、寮で寮生と共に夕食作りを行った。
K さん	● 父親の紹介でサポステに通うことになった。自分自身で何か情報収集をしたわけではなく、促されるまま週1回程度サポステに通い、最終的に入寮する流れとなった。自分で何かを選択したというよりは、流れに乗った形であった。

(2) 共同生活で最も好きな活動・参加してよかったこと

共同生活型支援への参加を通じて、交流が広がったり、生活力が身についたり、楽しさや自信の回復につながったとの声が寄せられた。

A さん	● ソフトボール大会が最も好きな活動であった。卒業後も参加した。年に2回、春と秋に大規模な大会があり、他施設の参加者も集まった。打ち上げも面白く、普段会わない人と交流できるのが楽しかった。 ● 一緒に生活していると、プログラム以外の時間に気軽にスタッフに相談しやすかった。皿洗い、調理中など、リラックスした状態で自然に話せる環境が良かった。面談だと聞きたいことをまとめて考えないといけないが、日常の中で何気なく聞けるのがありがたかった。
B さん、 C さん、 D さん、 E さん	● 薪割りが最も好きな活動である。週に三回ほど、ほぼ毎日薪割りをしている。作業がないときは、とりあえず薪割りをすることが多い。(B さん) ● 散歩も好きな活動である。散歩中は一人になれる時間があり、自分のペースで自由に歩くことができる。誰にも気兼ねせず、歌を歌うこともできるので、気分転換になる。(C さん) ● ビーチボールが楽しかった。最初は苦手だったがだんだん慣れて楽しくなった。(D さん)
F さん	● 地域の催しに参加することが楽しい。地域のお祭りで出店をした。 ● 初めは久しぶりに人と接することが難しかったが、辛いと思ったことはない。厳格に決められた活動を行うわけではないこともあり、元々もっていた管理的なイメージは変わった。
G さん	● 元々体を動かすことが好きだったため、スポーツの時間が楽しい。ソフトボール、サッカー、体育館でバスケットボール、野球場で野球をしたりしている。 ● 人とのつながりを得られたところは良かった。前に向かって突き進む人を見て、「自分もやらないと」と思うようになった。
H さん	● 作業や薪作業、重いものを持つこと、草刈り、米作りなどさまざまな活動が自分の力になっていると実感できる瞬間が好きである。年単位で生活しているうちに、そうした作業が好きになった。 ● 現在は近くのスーパーマーケットで週5日働いている。ここでの様々な作業経験が仕事を続ける力になっていると感じている。仕事を継続できているのは、ここでの経験が糧になっているからだと思う。
I さん	● スキーなどの活動が好きである。除雪作業も好きである。 ● 少し人と関わる時間が増え、多少は自分が変わることができたという感覚がある。人と話せるようになった。引っ込み思案が改善した。
J さん	● 調理が一番好きで、みんなに食べてもらうことが嬉しい。体験の時に料理が好きになった。様々な料理に挑戦している。 ● 一人で暮らしている際にはなかった交流ができる。共同生活という機会をもらい、生活リズムが整った。みんなが尊重してくれるため、居心地がよい。
K さん	● 好きだったことは、たまに代表を中心にレクリエーション的に催されていた集まりや飲み会であった。お酒が特別好きというわけではなく、場の雰囲気が好きであった。 ● 全てが新鮮であり、選択を自分で行うこと自体が新たな経験であった。やりがいというよりは、面倒だと思いつつも自分で行うことが増え、基本的な生活力が身についたと感じている。

(3) 共同生活型支援に参加して辛かったこと、参加する前後でイメージが違っていったこと

生活面や人間関係で戸惑いはあるものの、多くは経験を通じて印象が好転したとの意見が得られた。

A さん	● 雪かきが大変だった。 ● インターネットの情報では怖い印象が強く不安だったが、実際は全くそんなことはなく、皆優しくて安心できる環境だった。同じ体験をした人たちが少しずつ成長していく様子を見て、良い刺激になった。
B さん、 C さん、 D さん、 E さん	● 作業の大半は体力的に辛かった。(C さん) ● ルールが明確に説明されていない部分もあり、後から指摘されることに不満を覚えた。(B さん) ● 慣れるまではコミュニケーションをとることが大変だった。(D さん) ● 作業の日数が思っていたより多かった。親からは毎日作業があるわけではないと聞いていたが、実際は頻繁に作業があった。農業や作業の内容も事前のイメージとは異なっていた。(C さん)
F さん	● 初めは久しぶりに人と接することが難しかったが、辛いと思ったことはない。厳格に決められた活動を行うわけではないこともあり、元々もっていた管理的なイメージは変わった。 ● 管理される施設というイメージが変わり、ほっとした。他の参加者に関して「ザ・ひきこもり」のような人を想像していたが、アクティブな人も多く、良い意味でギャップに思った。
G さん	● 周囲の人の輪に入れてもらって寮生と打ち解けられたが、人とのつながりがこれまでなかったため、直さなくてはならないことが多くあった。 ● 入寮前は自分の進みたい方向にスタッフと相談して進んでいくと思っていた。やりたい方向に進んではいるが、足りていない点などが思っていた以上にあり、壁ややらないといけなことが色々とある。
H さん	● 身体を動かすことには慣れてきたが、2～3か月では効果が表れなかった。最も辛かったことは共同生活における人間関係である。 ● 特にギャップはなかった。こういう施設があることは事実であり、理解していた内容と大きな違いは感じなかった。違和感もなかった。
I さん	● 共同生活には抵抗があった。寮生活も好きではなかった。作業中にたまに大声を出されることがあり、耳が敏感なため、そうしたことが頭に残り、つらかった。 ● 特にイメージのギャップはなかった。参加前後で大きな変化は感じていない。
J さん	● 慣れるまではコミュニケーションの取り方がわからなかった上に、生活リズムを整えることが難しかった。慣れるまでには時間がかかった。通院していなかったが、定期的に病院に通うようになった。 ● もっと厳しいと思っていた。みんなが尊重してくれていて、とてもありがたい。
K さん	● 特に大きな困難は感じなかった。新しい暮らしになり浮かれていたため、寂しさもなく、日々の雑務が面倒だと感じたり、夕方の集まりや夕食のために移動しなければならなかったりすることがやや負担に感じた程度であった。 ● 共同生活の経験は初めてであったが、個室での生活だったため、集合住

	宅の一室を借りるような感覚で、強い共同生活感はなかった。生活環境の変化にもすぐ馴染んだ。実家から遠いわけでもなく、帰ろうと思えば帰れる距離感であった。
--	--

(4) さらにあると良いと思うサポート、情報

個々の状況に応じた支援、スタッフの存在、事前情報の充実を求める声があり、合宿についてのより丁寧な説明が望まれていた。

A さん	● 専門的な資格よりも、コミュニケーションが上手で、個々の特性や障害に配慮できるスタッフがいるとより良いと感じる。コミュニケーション面にハンディキャップがある人への配慮や周囲への説明ができる人がいた方が円滑である。 ● 卒業生の体験談や、合宿後の復帰の様子など、良い面だけでなく失敗した例も含めて知れると参考になる。選択肢や可能性は全部知れる方がよい。一人で抱え込まず、スタッフや同じ境遇の人と相談できることが現状を変えるきっかけになると思う。
B さん、 C さん、 D さん、 E さん	● ルールを教えてくれるスタッフがもっといてほしいと感じた。現在は人数が少ないため、分からないことが多かった。(B さん) ● スタッフの顔や人柄が分かると安心感が増すと思う。(C さん) ● 外観だけでなく、内装を 360 度カメラなどで事前に確認できると良い。(C さん)
F さん	● 具体的な就労支援があるとよい。就労に関する相談をする機会はあるが、支援員も全員がある職業の専門ではないため、職種によっては漠然とした話になってしまう。専門の人と話をできる機会があるとよい。 ● 実際に利用している人や、その後の進路など卒業した人の話を聞きたい。
G さん	● 1 対 1 でスタッフと過ごす時間はあるが、希望した時にすぐに 1 対 1 になれるわけではない。どうしても相談したいことがあっても定期的な面談でしか言えないため、すぐに相談できる人がいるとよい。 ● 自分で行こうと思わないとだめになってしまう。スタッフを交えて利用者の話をしに行くなど、(希望者が) 生の声を聞くことが大切と思う。
H さん	● 住居にエアコンや除湿器などがあればなお良いと感じている。買い物で外の世界を感じて気晴らしになるので、定番以外の場所にもたまには行けたら嬉しい。 ● 年単位で先を見据えて行動することが重要であり、結果は自分次第で変わる。そうしたことを発信すれば、希望者や保護者にも安心してもらえると思う。
I さん	● 特に追加で望むサポートはない。 ● 特に参考になる情報は思いつかない。
J さん	● ホームページに写真や詳細説明は載っているが、体験談や動画が掲載されているとよいと個人的に思う。 ● みんなと交流できるイベントがあると気分転換にもなってよい。 ● 卒業後のストーリーなど合宿に参加した後の話が参考になる。動画で一日の流れなどを簡単に紹介してもらえるとイメージがわかりやすい。
K さん	● 当時は特に必要性を感じなかった。

(5) 希望者がよりよい共同生活型支援に参加できるようにするために行政機関ができること

事前情報の提供や環境整備・相談体制の充実を求める声があり、安心して合宿に参加できる支援が期待されていた。

A さん	● 施設に入った後に卒業生がどのように復帰しているかを知ることができれば、今の自分のような話を聞いて「入ってみようかな」と思う人もいると思う。自分はたまたま良い方向にいったが、入所してもうまくいかなかった人もいるはずである。良い例だけでなく、うまくいかなかった例についても情報が公開されている方が参考になる。選択肢や可能性は、すべて知ることができた方がよい。 ● 情報発信や体験談の公開を通して、相談できる環境や選択肢、可能性を幅広く提示してもらえると、安心して合宿に参加しやすくなるのではないかな。
B さん、 C さん、 D さん、 E さん	● 設備の改善や、老朽化した部分（階段や床など）の整備をしてほしい。（B さん） ● 情報へのアクセスをより容易にし、福祉など他の機関とも連携して、必要な人が速やかにこうした施設にたどり着けるようにしてほしい。（D さん） ● このような施設のイメージをよくした方がよい。よくない人が集まっているようなイメージだったが、そうではないことを発信してほしい。（B さん）
F さん	● ひきこもっている時はオンラインでも人と面と向かって話すことに抵抗があった。匿名のチャットで、よい意味で適当に相談できるものがあるとよい。
G さん	● 国等からお金が出ていないと場所や参加費に関して苦労する。お金がある程度ないと参加することができない。そのような部分のサポートがあるとよく、親も参加させやすくなると思われる。
H さん	● 要望は特にない。
I さん	● 特に要望はない。
J さん	● どのような制度があるのかを詳しく説明してほしい。
K さん	● こうした支援を行う場所がまだ少ないと感じているため、もっと数が増えたと良いのではないかなと思う。自分はたまたま近い場所に当施設があったが、遠方から当施設へ来る方も多いため、もっと全国に数があればよいと思う。 ● 未成年者をこうした寮や支援につなげることは、保護者の権利や同意の問題が大きく、なかなかうまくいかない現状があるため、改善できないだろうかなと思う。

第5章 共同生活型支援に関するオンライン研修会

1 概要

(1) 目的

自治体でひきこもり支援に従事する担当者が、民間事業者へのアンケート調査の結果や、共同生活型支援を行う民間事業者からの報告、チェックリスト（案）の説明等を通じて共同生活型支援のあり方を確認し、その理解を深めることを目的としてオンライン会議形式による研修会を開催した。

なお、研修会においては、参加者に対して以下の内容を伝えることを目標とした。

①共同生活型支援の実際

（ア）アンケート調査やヒアリング調査により把握した内容

（イ）民間事業者の具体的な取組紹介

②共同生活型支援を活用する際のポイント・留意点

(2) 対象

都道府県・市区町村のひきこもり支援担当部門の職員（ひきこもり支援担当部門からひきこもり支援事業を委託されている民間事業者の職員も含む）及び生活困窮者自立支援制度担当部門の職員（当該制度に基づく事業を委託されている民間事業者の職員も含む）を対象とした。

(3) 方法

Zoom ウェビナー形式で実施した。

(4) 期間

実施日時は 2026 年 3 月 11 日（水）13:00～15:30 である。

2 結果

(1) プログラム

自治体向けオンライン研修は、「共同生活型支援に関するオンライン研修会」という名称で、下記のプログラムを実施した。なお、各パートでの投影資料は、「第8章 参考資料」を参照されたい。

図表 85 共同生活型支援に関するオンライン研修会プログラム

	テーマ	登壇者	時間
1	厚生労働省 挨拶	・野崎 伸一 氏 (厚生労働省社会援護局 地域福祉課長)	13:00-13:05 (5 分)
2	共同生活型支援の調査研究報告 (アンケート調査結果等の説明)	・有限責任監査法人トーマツ	13:05-13:20 (15 分)
3	共同生活型支援の実践報告 (民間事業者からの報告)	・牟田 光生 氏 (NPO 法人教育研究所 理事長)	13:20-13:50 (30 分)
4	共同生活型支援の実際 (座談会形式のヒアリング結果 を用いて行うパネルディスカッ ション)	・玄田 有史 氏 (東京大学社会科学研究所 比較現代経済部門 教授) ・牟田 光生 氏 (NPO 法人教育研究所 理事長) ・厚生労働省 ・有限責任監査法人トーマツ	13:50-15:00 (70 分)
5	チェックリストの説明	・有限責任監査法人トーマツ	15:00-15:25 (25 分)
6	厚生労働省 挨拶及び令和 8 年 度事業に係るご協力をお願い	・吉川 貴士 氏 (厚生労働省社会援護局 地域福祉課長補佐)	15:25-15:30 (5 分)

(2) 参加申込者の属性

共同生活型支援についてのオンライン研修会には、206 件の申し込みがあった。

申込者の所属先の種類としては、「その他のひきこもり支援を行う組織・機関」が最も多く 76.7% (158 件) であった。また、所属先機関の種類は、「自治体のひきこもり支援担当課」が最も多く 40.8% (84 件) であった。

図表 86 申込者の所属先の種類

	申込者の所属先の種類	N	%
1	都道府県もしくは政令指定都市のひきこもり地域支援センター	33	16.0
2	上記以外のひきこもり地域支援センター	15	7.3
3	その他のひきこもり支援を行う組織・機関	158	76.7
	合計	206	100.0

図表 87 申込者の所属先機関の種類

	申込者の所属先機関の種類	N	%
1	自治体のひきこもり支援担当課	84	40.8
2	自治体のひきこもり支援担当課以外の課	6	2.9
3	生活困窮者自立支援機関（受託団体含む）	44	21.4
4	教育支援センター等（受託団体含む）	1	0.5
5	福祉事務所	4	1.9
6	保健所、保健センター	14	6.8
7	精神保健福祉センター	11	5.3
8	社会福祉協議会	5	2.4
9	NPO法人、民間企業	26	12.6
10	その他	11	5.3
	合計	206	100.0

「その他」の内容として、以下のような回答があった：

自治体の孤独孤立・生活困窮対策担当者、自治体の重層的支援体制整備事業担当課、省庁
若者総合支援センター、若者支援機関、自治体委託、社会福祉法人、地域若者サポートステーション
厚生労働省委託事業の就労支援機関、ボランティア団体

(3) 参加者アンケートの結果

研修会の最後に、参加者に対して、アンケート調査への協力を呼び掛けたところ、
118 件（申込者の 57.3%）の回答があった。

回答者の属性としては、所属先の種類は、「その他のひきこもり支援を行う組織・機関」が最も多く 76.3%（90 件）であった。また、所属先機関の種類は、「自治体のひきこもり支援担当課」が最も多く 37.3%（44 件）であった。

図表 88 回答者の所属先の種類（単数回答）

	申込者の所属先の種類	N	%
1	都道府県もしくは政令指定都市のひきこもり地域支援センター	19	16.1
2	上記以外のひきこもり地域支援センター	9	7.6
3	その他のひきこもり支援を行う組織・機関	90	76.3
	合計	118	100.0

図表 89 回答者の所属先機関の種類（単数回答）

	申込者の所属先機関の種類	N	%
1	自治体のひきこもり支援担当課	44	37.3
2	自治体のひきこもり支援担当課以外の課	3	2.5
3	生活困窮者自立支援機関（受託団体含む）	32	27.1
4	教育支援センター等（受託団体含む）	0	0.0
5	福祉事務所	3	2.5
6	保健所、保健センター	9	7.6
7	精神保健福祉センター	6	5.1
8	社会福祉協議会	4	3.4
9	NPO法人、民間企業	7	5.9
10	その他	10	8.5
	合計	118	100.0

「その他」の内容として、以下のような回答があった：

包括的支援体制整備事業担当部署、厚生労働省委託事業の就労支援機関、
都道府県労働局／地域若者サポートステーション、社会福祉法人、自治体委託、相談窓口

これまでに、「共同生活型支援」に関わる相談支援経験があるかを尋ねたところ、相談支援経験なしとの回答が 84.7%（100 件）であった。

図表 90 これまでの「共同生活型支援」に関わる相談支援経験の有無（単数回答）

	共同生活型支援に関わる相談支援経験	N	%
1	相談支援経験あり	13	11.0
2	相談支援経験なし	100	84.7
3	不明	5	4.2
	合計	118	100.0

これまでに持っていた「共同生活型支援」のイメージについて、複数回答形式で尋ねたところ、「よく分からず、イメージが持てなかった」との回答が 50.0%（59 件）であった。

図表 91 これまでに持っていた「共同生活型支援」のイメージ（複数回答）

	共同生活型支援のイメージ	N	%
1	いわゆる「引き出し屋」の問題が想起されるなど、ネガティブなイメージがあった	28	23.7
2	ひきこもり支援において有意義な支援手法であるといった、ポジティブなイメージがあった	26	22.0
3	よく分からず、イメージが持てなかった	59	50.0
4	その他	10	8.5
5	無回答	1	0.8
	有効回答数	118	100.0

「その他」の内容として、以下のような回答があった：

- ・遠方で利用のハードルが高い
- ・施設の選択が重要であると考えていた
- ・現在では対象者の多様化に変化している印象
- ・障害者グループホーム
- ・優良な事業者も悪徳事業者もいる
- ・ネガティブなイメージはないが、内容が分からず、支援としてあるのは知っているが

形のないイメージだった

- ・最初イメージが湧かなかったが若者自立塾という言葉を開いてピンときた
- ・事業所により支援手法が全くことなりネガティブなイメージとポジティブなイメージをもっていた
- ・知らなかった

研修会に参加したことで「共同生活型支援」に関する認識に変化があったかを尋ねたところ、「変化があった」との回答が 81.4% (96 件) であった。

図表 92 研修会に参加したことによる共同生活型支援に関する認識の変化（単数回答）

	研修会に参加したことによる認識の変化	N	%
1	変化があった	96	81.4
2	変化がなかった	21	17.8
3	無回答	1	0.8
4	合計	118	100.0

上記質問で「変化があった」と回答した場合に、どのように認識が変化したかを自由記述式で尋ねたところ、90 件の自由記述式回答が得られた。記述内容を、似た内容同士を分類してコーディングの処理を行い集計したところ、共同生活型支援を知ったことにより支援の選択肢が広がったといった内容が多くあった。

図表 93 認識はどのように変化したか（コーディング作業をして複数回答形式で集計）

	どのように認識が変化したか	N	%
1	共同生活型支援の意義の理解	18	20.0
2	支援者の熱意や使命感の理解	7	7.8
3	共同生活型支援の有効性の理解	22	24.4
4	共同生活型支援の内容の理解	22	24.4
5	共同生活型支援の信頼性の向上	11	12.2
6	共同生活型支援による支援の選択肢の拡大	28	31.1
7	共同生活型支援のデメリットについての理解	12	13.3
	有効回答数	90	100.0

以下に、主な回答を例示する。

図表 94 認識の変化にかかる主な回答

分類	主な回答例
共同生活型支援の意義の理解	・ 共同生活型支援の目的と意義と難しいところがわかり、こういう支援だという具体的なイメージが持てた。 ・ ひきこもりとされる当事者の方の新しい居場所、安全な基地として社会に羽ばたいていく大切な場所だと感じた。 ・ 本人とご家族の意志があって入所でき、共同生活の中で社会生活が学べることは良いことだと思った。
支援者の熱意や使命感の理解	・ 実践者の熱意に感銘を受けた。 ・ 想いをもって活動されている方が多くいらっしゃることがわかり今後の展望には期待している ・ 現場で取り組んでいる方々の人間的な魅力と熱意に敬意の念を新たにしました。

分類	主な回答例
共同生活型支援の有効性の理解	・「共同生活型支援」という言葉を初めて聞き、その内容効果を認識しました。 ・親との物理的な分離を行う効果として、共依存の解消に有効であると思うが、（それ）以外にもさまざまなメリットがあることを知られた。 ・遠方から利用する方も多いと知り、遠方故のメリットもあると感じた。
共同生活型支援の内容の理解	・支援の具体的内容を知ることができた。 ・具体的に取り組まれている施設を知ることができ、どういった支援をしているのかのイメージがついた。 ・当市では共同生活型施設がないことからイメージがつかなかったが、支援の内容等を知ることができた。
共同生活型支援の信頼性の向上	・ネガティブなイメージから、安心なイメージへの転換 ・優良な事業所と悪徳な事業所を判別しづらい→チェックリストで判別 ・現場で活動されている方々の本音を聞くことができ、共同生活型支援に対しての信頼性がより増した。
共同生活型支援による支援の選択肢の拡大	・「共同生活型支援」を知らなかったので、支援の方法の一つとして幅が広がると感じた。 ・共同生活型支援というものがよくわからなく、選択肢にあまり入れたことがなかったが、これからは支援の方法の一つにぜひ入れていきたい。 ・共同生活型支援と聞いても、利用したことがなくよくわからなかったが、今回の研修を通じて、対象となる相談者がいる場合は、提案してみたいと思った。
共同生活型支援のデメリットについての理解	・共同生活型支援のメリットとデメリットが分かりよかった。 ・ポジティブなイメージになった。有効な支援手段の1つだと感じた。半面やはり悪質事業者との線引きも必要だと感じた。また、施設等ハード面でも人材体制等ソフト面でも運営側のハードルは通常のひきこもり支援と比べて高いとも感じた。今後の国の動向や社会情勢等を注視したい。 ・あまりひきこもり支援と共同生活型支援が結びつかなかったが、有効な支援方法であるという認識を持つことが出来た。その一方で一定数おかしい業者がいる危険性についても知ることが出来、良い面と悪い面の両面を把握して利用者に話すという自分の中の引き出しを増やすことが出来たのはありがたかった。

※一部、括弧書きで補足している。

第6章 共同生活型支援チェックリストの作成

1 概要

(1) 目的

共同生活型支援を実施する施設の運営状況や支援内容を詳細に把握し、悪質事業者との差別化が図れるようにすることを目的とし、事業者、ひきこもり状態にある本人や家族、ひきこもり支援やそれに類する支援に従事する者が、事業者の事業内容をチェックするなどして活用できるチェックリストを作成する。

(2) 方法

本事業において実施したアンケート調査やヒアリング調査の結果を用いてチェックリストの案を作成し、検討委員会にてその内容についての議論や検討を行った。

(3) 検討過程

チェックリストは次のような流れで検討を重ねた。

番号	検討のための会議	実施内容
【1】	第1回検討委員会	• チェックリスト作成において参考にするために、全国で共同生活型支援を行う民間団体の実態を把握するためのアンケート調査の計画について議論・検討。 • 委員から、チェックリストについてのご意見を聴取。 (会議で得られた示唆) ➢ 共同生活型支援において様々な支援がある中で、生活訓練についても確認すべきである。 ➢ 参加者の自由度を尊重する一方で集団生活ができるようになることも共同生活型支援の特徴である。 ➢ 地域の力を借りながら、役割を“分担”するケースは、社会性の回復にとって効果的である。 ➢ 親子関係は重要な視点であるが、対立する場合と共依存する場合とがあるという点を考慮しながらチェック項目の検討をする必要がある。
【2】	(アンケート調査の実施、ヒアリング計画の策定)	• アンケート調査を実施し、その結果をもとにして、チェックリスト作成において参考にするために行うヒアリング調査の計画案(対象、内容を含む)を策定。
【3】	第2回検討委員会	• アンケート調査結果の報告を受け、チェックリスト作成において参考にするために行うヒアリング調査の計画(対象、内容を含む)について議論・検討。 • 委員から、チェックリストについてのご意見を聴取。

番号	検討のための会議	実施内容
		(会議で得られた示唆) ➤ 手続きを終了する際のガイドラインのようなものを検討すべきである。 ➤ 日常生活を共にして生活習慣の改善を目指す共同生活型支援と、就労をめざす集中訓練プログラムは、同じ共同生活であっても意味が異なる部分がある。
【4】	(ヒアリング調査の実施、チェックリスト素案の作成)	• ヒアリング調査を実施し、その結果をもとにして、委員からのご意見もふまえながら、チェックリスト素案を作成。
【5】	第3回検討委員会	• ヒアリング調査結果の報告を受け、チェックリスト素案の内容について議論・検討。 (会議で得られた示唆) ➤ 共同生活におけるスケジュールやルールは事業者ごとに様々であり、参加者の状況の違いを理解して一律のルールにあてはめないことが重要である。 ➤ 共同生活型支援にはそれぞれの施設・事業者によって個性があり、最終的には本人との相性や、施設・事業者の違いを知ったうえで、本人が参加を決定できるとよい。 ➤ 地域との関係を大切にすることは、支援終了以降の部分においても意味がある。 ➤ 説明責任という視点は、チェックリストのキーワードである。当事者本人がわかるように説明していることが重要である。 ➤ 医療選択の自由、修学選択の自由が保障されていることが大切である。 ➤ 自立するにあたり、お金を稼ぐだけではなく、家計管理の観点も重要である。 ➤ 共同生活型支援には共通点があるとともに、それぞれの施設・事業者による特徴がある。
【6】	(追加ヒアリング調査の実施、チェックリスト案の作成)	• 追加のヒアリング調査を実施し、その結果をもとにして、委員からのご意見もふまえながら、チェックリスト素案を作成。 • 委員として参画している弁護士の協力を得て、これまでの法務実務において、いわゆる「自立支援」を謳う悪質事業者に対応した事案等を聴取。
【7】	第4回検討委員会	• 追加ヒアリング調査結果等の報告を受け、チェックリストの内容について最終確認。 (会議で得られた示唆) ➤ チェックの有無だけでは判断が難しい部分もあり、事業者がチェックする中で、理由や補足事項をできるだけ書いてもらうことが重要である。

番号	検討のための会議	実施内容
		➤ 共同生活型支援の対象者を必要以上に絞るのではなく、チェックリストはひきこもり支援のみならず、それに類する支援においても利用可能なものである。 ➤ 共同生活型支援への参加は、最終的には本人が選択するものであり、その選択が「自律」につながることを考えられる。 ➤ 共同生活により「環境を整える」ことが、共同生活型支援の根幹である。

(4) 作成した「共同生活型支援チェックリスト」の目的と内容

先述の検討過程を経て作成した「共同生活型支援チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）では、次のように背景・目的を明示し、チェックリストの使用者に、チェックリスト作成の趣旨が伝わるようにした。

図表 95 チェックリスト作成の目的（抜粋）

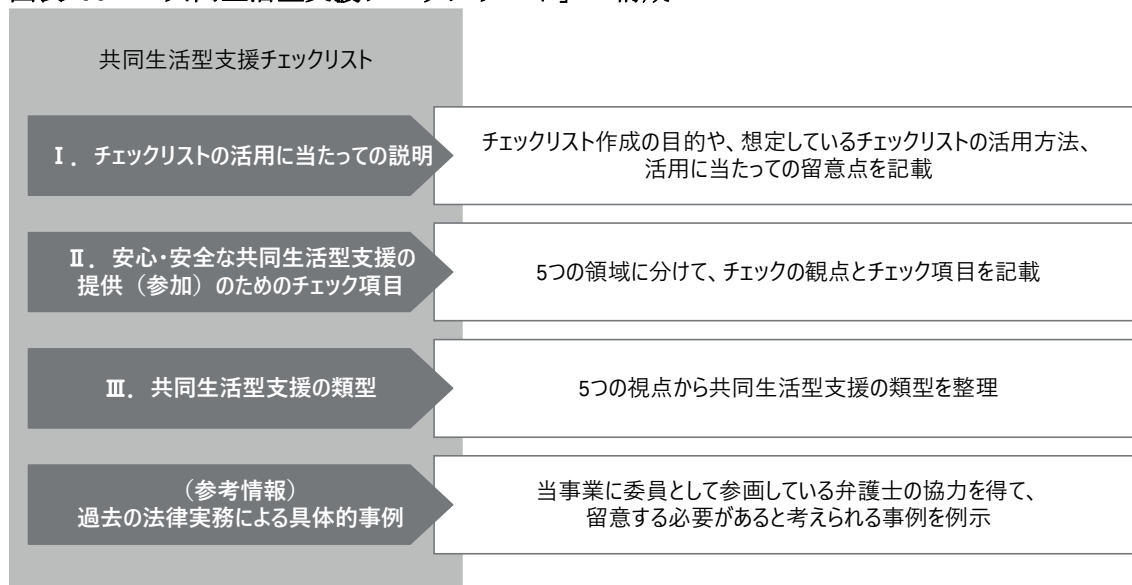
ひきこもり支援における共同生活型支援（ひきこもりも含む困難を抱えた方々に対して、共同生活を取り入れながら伴走型の支援を行うことをいう。以下同じ。）については、ひきこもり状態にある本人や家族の意向に沿って適切に実施する民間事業者（以下「事業者」という。）がある一方で、家族の依頼をもとに本人の同意なく強引に連れ出して満足な支援を行わず、法外な料金を取る、いわゆる「引き出し屋」と呼ばれる悪質事業者がある等の課題がある。

また、共同生活型支援を行う事業者と支援を必要とする本人及び家族との間のトラブル（契約時の説明と参加時の対応が異なる、途中で解約できないなど）や、ひきこもりや不登校などの事情を抱える未成年者等を受け入れ、共同生活により自立を促すなどの事業を実施する自立支援をうたう施設で違法行為が疑われるなどにより、当該施設の代表者等が逮捕された事案が発生するなど、ひきこもり支援を必要とする本人や家族へのトラブルを未然に防ぎ適切な支援を受けられるようにするための方策が急務となっており、本人や家族に寄り添った適切な支援を行っている優良な事業者と悪質事業者との差別化が図れるような標準的な支援例を示すことが求められている。

そこで、共同生活型支援を行う事業者が運営体制や活動内容を自らチェックし、広く一般の方々への情報公開（見える化）を図ることで適正な事業運営を推進するとともに、共同生活型支援への参加を検討しているひきこもり状態にある本人やその家族、共同生活型支援への参加を提案することを検討している自治体等のひきこもり相談窓口及び関係機関等の担当者が、当該事業者の運営体制や活動内容等を確認することで当該事業への参加を判断するための目安とすることができると、トラブルの未然防止やひきこもり状態にある本人の意向に沿った適切な事業者選択に資するようにするため、本チェックリストを策定した。

なお、チェックリストは、以下の4つのパートからなる構成とした。

図表 96 「共同生活型支援チェックリスト」の構成



中でも、「II. 安心・安全な共同生活型支援の提供（参加）のためのチェック項目」では、本体となるチェック項目が5つの分野に分けて示されており、分野によっては、「事業者が遵守すべきもの」を示したものと、「取組内容の特色や適正な組織運営等をチェックするもの」とに分けて提示している。なお、各項目には自由記述欄を設けており、項目へのチェックのみでは説明しきれない事項や補足事項を記載できるような作りとしている。

チェックリストにおいては、留意事項として、「それぞれの事業者が行う共同生活型支援による活動内容は、その目的や支援対象者の状態などの特性によって多種多様であり、最終的には共同生活型支援への参加を検討している本人の意向を尊重することや、当該事業者と本人との相性、見学や体験を通じて本人やその家族が感じたことを大事な拠り所としながら参加を検討すること」が前提であることを示しつつ、「チェック項目は、共同生活型支援を提供する事業者の運営体制や活動内容の適正性を判断する目安であること」や、「項目でチェックが付かないものがある場合やチェック項目以外の内容で参加申込前に確認したいことがある場合は、本人及びその家族をはじめ、自治体等のひきこもり相談窓口や関係機関等の担当者においては、当該事業者に運営体制や活動内容について事業者に直接問い合わせをするなどにより確認することが望ましい」ことを明記している。

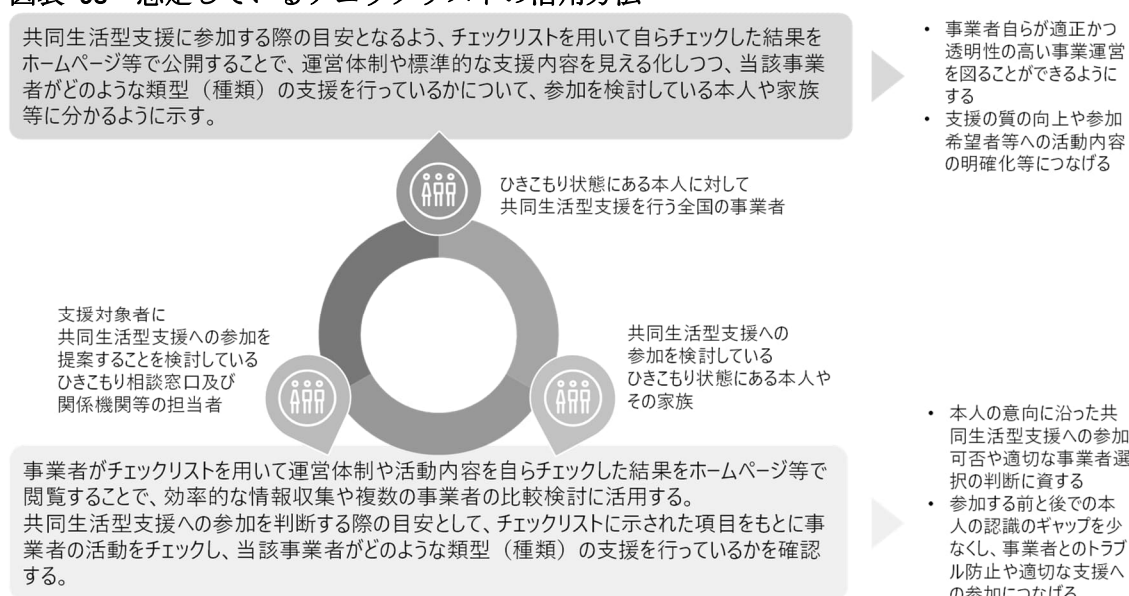
図表 97 II. 安心・安全な共同生活型支援の提供（参加）のためのチェック項目の内容

事業者が遵守するべきもの	1. 共同生活型支援の申込等の契約手続き (1) 申込・契約にあたり必要な情報や説明の手続き (2) 共同生活型支援に参加することの同意取得 2. 共同生活型支援の解約等の契約履行に関する手続き (1) 共同生活型支援の途中で解約する場合の対応 3. 共同生活型支援による具体的な活動内容 (1) 活動内容 (2) 計画（支援計画・活動計画） (3) 家族とのコミュニケーション (4) 共同生活型支援の終了	4. 関係機関や地域との連携 (1) 関係機関との連携 (2) 地域との連携 5. 適正な組織運営と生活環境の確保 (1) 共同生活型支援に関する情報開示 (2) 組織運営や支援体制 (3) 危機管理（健康危機管理を含む）や安全確保 (4) 生活環境の確保 (5) ルールと生活管理	取組内容の特色や適正な組織運営等をチェックするもの
--------------	---	---	---------------------------

あわせて、チェックリストにおいては、想定する使用者や活用方法についての説明も記載している。なお、チェックリストは、共同生活型支援を行う民間事業者の他、共同生活型支援への参加を検討している本人や家族、また、支援対象者に共同生活型支援の参加を提案することを検討しているひきこもり相談窓口及び関係機関等の担当者（必ずしもひきこもり相談窓口の担当者に限るのではなく、生活困窮者自立相談支援関係の部門や、若者支援の部門など、ひきこもり状態のある本人に対して支援を行う関係機関も含める）で使用されることを想定している。

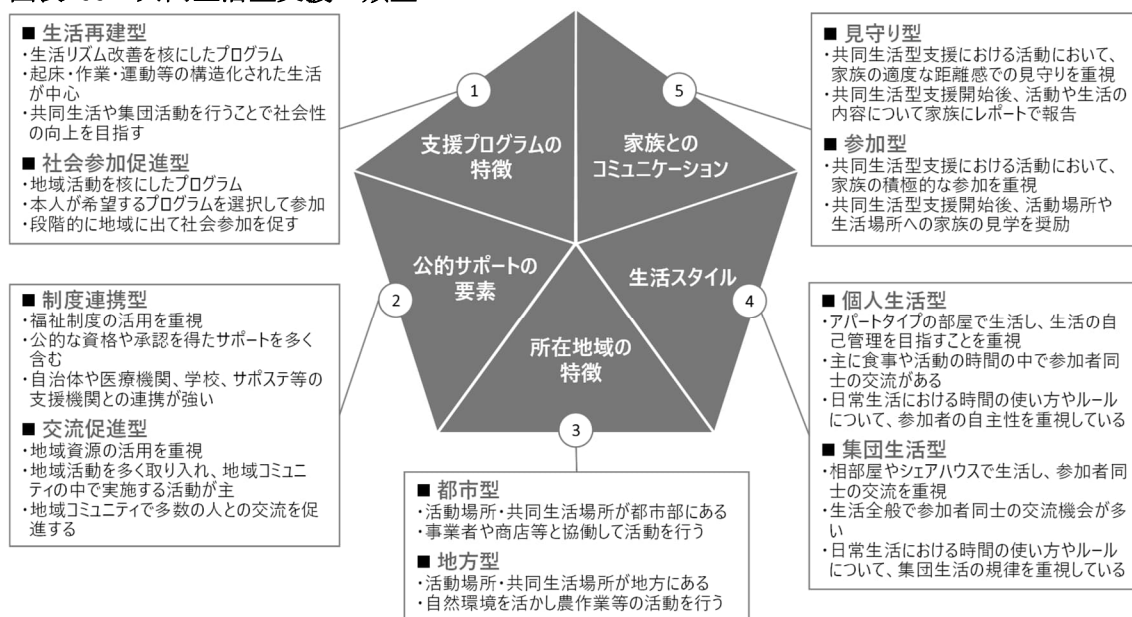
以下に、チェックリストの活用方法のイメージを示す。

図表 98 想定しているチェックリストの活用方法



チェックリストには、共同生活型支援を行う民間事業者についての理解の助けとなるために、5つの視点から類型を示している。なお、各類型において2つの型を提示（例：支援プログラムの特徴の場合、「生活再建型」、「社会参加促進型」がある）しているが、そのうち必ずしもどちらか一方のみにあてはまるものではなく、両方の型にあてはまる場合もある。

図表 99 共同生活型支援の類型



チェックリストの具体的な内容は、別添「共同生活型支援チェックリスト」を参照いただきたい。

第7章 まとめ（総合考察）

1 アンケート調査結果の考察

- 行政が開催する連携体制構築のための各種会議体等への参画もあり、地域における様々な支援をささえるプレーヤーとなっている。

アンケート調査結果から、共同生活型支援を行う民間事業者いくつかの特徴がみられた。まず、事業者の多くは「特定非営利活動法人」(53.8%)である。中には、株式会社もある。国や地方公共団体から委託又は指定されて実施している(していた)事業は、「地域若者サポートステーション事業」、「若者自立塾事業」、「就労継続支援B型・就労移行支援事業」、「就労準備支援事業」等多岐にわたる。

行政が開催する連携体制構築のための会議体等への参画状況は、「地域若者サポートステーション関連」、「子ども・若者支援、社会的養護関連」、「生活困窮者自立支援関連」、「重層的支援体制整備事業関連」、「障害者自立支援関連」等多岐にわたる。中には、ひきこもり対策関連の会議体への参加もあり、地域におけるさまざまな支援をささえる重要なプレーヤーであることが考えられる。

- 共同生活型支援の期間に定めはない場合が多く、費用やその内訳が明確にされている。

共同生活型支援に参加可能な年齢を定めている所が半数以上(57.7%)であり、参加可能な年齢は、「10-40歳、10-59歳、12-39歳、15歳以上、概ね15歳-概ね30歳代、15-49歳、15-65歳、16-49歳」と多様である。なお、参加可能な性別を定めている所はなかった。

共同生活型支援の期間については、地域若者サポートステーション事業における「集中訓練」を行っていると思われる所を除いて確認すると、期間を定めている所はなかった。なお、共同生活型支援の途中で参加を取りやめる場合、必要な手続きや決まりがあると回答した所が半数であった(50.0%)。

施設の定員は10名未満の小規模な所もあれば、15~20名程度の中規模な所もあった。なお、常勤職員は10名未満が多く、職員1人あたり参加者は平均4.11人(地域若者サポートステーション事業における「集中訓練」を行っていると思われる所を除いて確認すると3.54人)であり、24時間の対応を想定すると職員の負担が大きいことが考えられた。非常勤職員やボランティアの活用は限定的で、人材確保の課題がうかがえる。

人材面については、心理職、福祉職、キャリア支援、教員免許保持者などの専門職配置は一定程度進んでいるが、医療職や弁護士との連携体制が取れている所は一部にとどまる。参加者の多様な状況や状態に対応するにはさらなる連携強化が望まれると言えよう。

参加費については、地域若者サポートステーション事業における「集中訓練」を行っていると思われる所を除いて確認すると、月10~20万円帯が中心である。内訳としては、家賃、食費、光熱費、プログラム参加費など明確に設定されている所がほとんどであるが、経済状況によって利用機会に差が生じる可能性がある。

夜間管理や緊急対応体制は多くの施設で整備されており、個室中心の環境も多く、安全面への配慮がなされていることが推察できる。ただし、管理・運営方法に統一し

た指針はなく、現場での検討・工夫にゆだねられている状況にあり、標準的な運営指針の整理が今後の論点と考えられる。

- **共同生活型支援に県外から参加する者もあり、地域の活性化にもつながり得る。**

入所理由は「発達特性による生きにくさ」「ひきこもり」「精神的不調」「ニート」が中心であり、不登校や生活困窮等の経済的な問題が重なるケースもある。背景に複合的に要因が絡み合う状況があると考えられることから、心理的側面と社会的側面を併せてカバーする支援が求められる。

参加者の平均層は20歳～30歳代が中心であるが、35歳以上との回答も一定数あった。新卒採用層(若年層)への支援にとどまらず、いわゆる就職氷河期世代の社会参加を後押しする支援としての役割も担うことが考えられる。

共同生活型支援の依頼元は、地域若者サポートステーション事業における「集中訓練」を行っていると思われる所を除いて確認すると、「家族」が最も多い。ひきこもり地域支援センター等からの依頼は少なく、支援メニューとして共同生活型支援を周知していくことが有意義と考えられる。

年間参加者数の実人数は5～10人規模が中心である。県外からの入所も一定数存在し、広域的な受け皿として機能している。共同生活型支援を通して、施設が所在する地域内外への移動が生じ、それが地域の活性化につながり得ることも、共同生活型支援の特徴の一つであると考えられる。

平均滞在期間は約半年程度であるが、1年以上滞在する事例もみられる。短期集中的支援よりも、生活リズムの回復や自己肯定感の再形成を含む中長期型支援が中心であることが考えられる。

共同生活型支援の終了後は正社員・アルバイト決定など一定の就労が確認できる。一方で自主退所や他機関への移行も多い。共同生活型支援で完結するというより、地域での他の支援に接続する中間的な位置づけを持つ事業であると示唆される。

- **共同生活型支援の内容は、就労支援のみならず、社会参加の支援や家族との調整、通院支援・服薬管理を行う所も多い。**

多くの施設で事前相談や見学、体験の機会を提供している。また、参加者との定期的な面談や参加者の主訴やニーズに関するアセスメントを行う所も多い。本人の意思確認を丁寧に行い、支援中も定期的に確認の機会を持っていることがわかる。参加にあたっては同意取得を重視しており、本人の納得を前提とする参加を基本としていることがうかがえる。

支援内容としては全体では「就労支援」が多く、地域若者サポートステーション事業における「集中訓練」を行っていると思われる所を除いて確認すると、「就労支援」以外にも、「社会参加への支援」や「家族や親族との連絡調整」、「通院支援・服薬管理」、「日常生活を自立しておくための支援」等を行う所も多い。生活と社会参加の両面を支援していることが確認できる。

共同生活支援終了後も、就労支援や福祉サービス利用調整、家族調整、関係機関との連携などのフォローアップが継続されている。共同生活型支援は最終目標ではなく、次の段階へとつなぐための通過点として機能していることが考えられる。

一部の施設では生産活動を取り入れており、一部は工賃が支払われている（工賃が支払われていない場合を確認すると、就労準備支援事業を受託しており、その事業内で行われる活動であることが推察できる）。工賃が支払われている場合の時給は数百円で設定されている場合が多くあり、生産活動は、収入確保というよりも、就労体験をしたり就労経験を重ねたりするといった点を目的とする側面が強いと考えられる。

なお、支援を通じて大きく変化すると感じられる点として、「コミュニケーション能力」「生活習慣」「自己肯定感」が挙げられている。それらは、共同生活の場において、また、地域との交流機会を通じて、徐々に高められていくことが考えられる。

課題として最も多く挙げられたのは資金・予算不足であり、次いで老朽化による施設・設備の修繕や支援環境の確保、参加者間の人間関係の調整、参加者の多様性への対応、社会からの理解不足である。ここから、共同生活型支援の運営にあたっては、各団体の努力と工夫にゆだねられている現状が考えられる。

2 ヒアリング調査結果の考察

- ヒアリング協力事業者では、支援の入口から出口まで、一貫して本人の意思を尊重している。

ヒアリングの対象となった民間事業者は、行政が開催する連携体制構築のための何等かの会議体等に必ず参画するとともに、医療・福祉・就労支援機関との連携も活発に行っており、地域において、ひきこもり状態の者を含め共同生活型支援を必要とする者への支援体制の中で重要な役割を担っている。

ヒアリングの対象となった民間事業者は、支援の入口から出口まで「本人意思の尊重」が一貫している。見学・体験を必須とし、契約は書面化、途中解約も可能とするなど柔軟な対応がとられている。無理な入所は避け、本人の納得を前提に段階的にアプローチを行っていることが考えられる。

支援プログラムの特徴としては、生活リズム改善を基盤とする「生活再建型」のスタイルをとる所が多く、共同生活や集団生活を行うことで社会性の向上を目指すことが、共同生活型支援の基本の形であると考えられる。加えて、地域活動をプログラムの中心に据えたり、本人が希望するプログラムを選択することを重要視したりする「社会参加促進型」のスタイルを取り入れている所もあることが分かった。

また、福祉関係の既存の制度を活用しながら共同生活型支援のプログラムを組み立てている所（「制度連携型」）もあれば、民間の地域資源を活用し、地域コミュニティで多数の人との交流を促進するようなプログラムを有する所（「交流促進型」）もあることが分かった。

さらに、地域コミュニティでの活動についても特徴があり、活動場所が都市部にあり、事業者や商店と協働して活動を行う所（「都市型」）もあれば、地方の豊かな自然を活かして農作業等の活動を行う所（「地方型」）もある。

宿泊環境や生活ルールは団体ごとに多様であり、個室タイプから相部屋タイプまで多様である。なお、相部屋タイプであっても、一人になることのできる空間や時間がしっかりと保障されている。生活における自己管理力の向上を目指す所（「個人生活型」）もあれば、参加者同士の交流を重視し、集団生活の規律を重視する所（「集団生活型」）もあることが分かった。

共同生活型支援において「家族との連携」は重要な要素であり、本人支援と同時に家族関係の再構築を視野に入れた実践が行われている。ただし、連携の形は事業者の支援に関する考え方や支援方法により多様である。所によっては、家族はあえて支援の現場から適度な距離を保ち、事業者から定期的に活動報告を行うなどして本人の状況を共有している場合（「見守り型」）もあれば、保護者会や三者面談等を通じて、支援の現場で家庭と密にコミュニケーションをとる場合（「参加型」）もあることが分かった。

座談会形式のヒアリングにおいて、共同生活型支援の意義としては、常に顔を合わせて声掛けができる、距離ができることで親子関係が修復できるといった点が挙げられた。また、課題としては、共同生活型支援に関する認識不足、支援の出口・受け皿の不足、評価の難しさなどが挙げられた。今後は、共同生活型支援の内容や意義等について正しい情報が展開され、本人や家族、支援担当者が、共同生活型支援を利用する目的や現在おかれている状況等に合わせて選択できる環境を整えていく必要があると言えよう。

- 共同生活型支援での活動に参加することで、生活リズムの改善や体力向上、交流機会の拡大、自信の回復等の変化が生じている。

共同生活型支援への参加は、本人が自ら探し出したというよりは、家族や相談機関からの紹介が契機となる場合が多い。その場合に、本人が十分な情報を収集しないまま参加に至る可能性もあり、共同生活型支援に入る段階で、十分な情報提供が必須であると考えられる。

共同生活型支援に参加する（参加した）当事者からは、参加を通じて生活リズムの改善や体力向上、交流機会の拡大、自信の回復等、参加によって自身におこったポジティブな変化について聞かれた。特に「人との距離感の再構築」や「基本的な生活力の向上」が、参加した意義として語られた。中には、参加当初は他者と共同で生活を送ることや、他者とのコミュニケーション、作業の負荷に戸惑いを感じたと語る当事者もいたが、多くは共同生活の経験を重ねる中で印象が好転していた。また、参加する前には「管理的」「厳しい」といったイメージを持ったと語る当事者もいたが、実際に参加してみるとそのイメージは払しょくされたとのことであった。

共同生活型支援の内容に関しては、スタッフと1対1での相談機会といった個別対応の充実を望む声、より専門的な就労支援を望む声もあった。また、参加前に体験談や一日の流れなど具体的な情報を知ることができれば、見通しが立てられて安心して参加ができるとの声もあった。また、国や自治体等の行政機関に対しては、情報発信の強化、施設環境の整備、経済的支援、制度の分かりやすい説明を求める声があった。

3 総合考察～共同生活型支援による「環境調整」がもたらす変化～

(1) 共同生活型支援の基本的位置づけ

アンケート調査並びにヒアリング調査から明らかとなったのは、共同生活型支援が単に共同生活を通してプログラムをこなしていくために行われているのではなく、生活リズムの改善を図り、他者との関係性を高めていくという、「生活」自体を支援の一

環としてとらえた支援がなされているという点である。通所型の支援が日中活動を中心とするのに対し、共同生活型支援は夜間帯を含めて 24 時間を共にすごすことで生活全体に関与できる点に特徴がある。

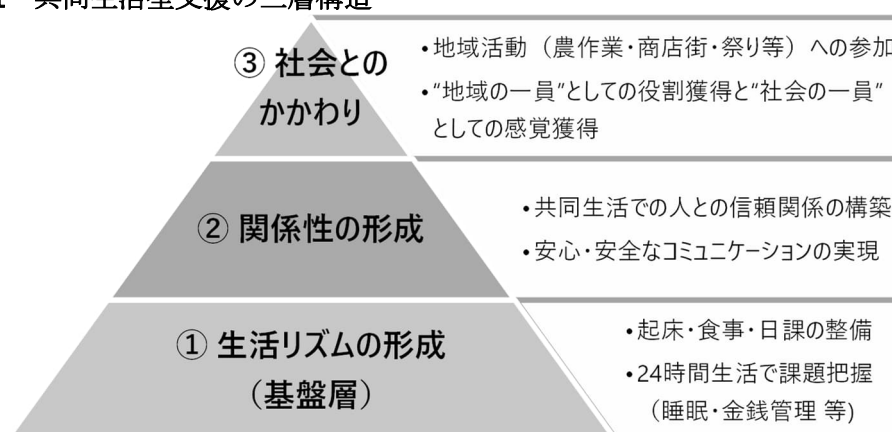
(2) 「生活リズムの形成・関係性の形成・社会とのかかわりの形成」の三層構造

調査結果を総合すると、共同生活型支援は、①生活リズムの形成、②関係性の形成、③社会とのかかわりの形成といった三層による支援と考えられる。

図表 100 アンケート調査結果・ヒアリング調査結果の整理

区分	アンケート結果	ヒアリング結果
③社会とのかかわりの形成	・地域活動（農作業・商店街・祭りなど）への参加	・ “支援される側” から “地域の一員” への意向 ➢ 役割獲得による自己効力感の向上 ➢ 社会の一員である感覚の萌芽
②関係性の形成	・コミュニケーション改善が最多	・ 安心・安全なコミュニケーションの実現 ・ 他者との距離感の再構築 ➢ 関係構築による自己肯定感の向上
①生活リズムの形成	・生活再建型プログラムの実施が多数 ・平均滞在期間は半年～1年以上	・ 24 時間生活の中で生活課題が可視化 ・ 生活習慣の安定化が支援の起点 ➢ 生活リズムの再構築による心理的安定

図表 101 共同生活型支援の三層構造



参加者を対象としたヒアリングからも、共同生活型支援に参加したことでの主な変化として、生活リズムの安定、人と話せるようになった実感、社会で何等かの役割を担うことのできた成功体験、自分を肯定できるようになった感覚が挙げられた。これ

らは短期的に数値化しにくい、社会参加に不可欠となる感覚である。共同生活型支援は、「就労成果を直接生む支援」であることに限らず、「社会参加を可能にする土台形成支援」であるとも考えられる。

生活リズムを整えることが出発点となり、その上で、他者との関係性の再構築が積み重なる。さらに、地域活動やボランティアへの参加、地元事業者との連携などを通じて、地域とのかかわりが生じ、参加者の目線・活動範囲が外へと拡張していく。それにより、自分は社会の一員であるという感覚が想起される。共同生活型支援への参加が、生活リズムの再構築（共同生活ならではの意義）、人間関係の再構築（仲間・地域との日常的交流）、人生体験の再構築（人生経験を積む機会の提供）、社会参加の再構築（自律(自身を肯定し主体的な決断ができる状態)・自己肯定感の向上)、就労準備の再構築（意思決定力・自己実現力の向上）へとつながる。

(3) 地域とのかかわりから社会の一員である感覚へ

共同生活型支援の効果は、単なる生活改善にとどまらない。地域行事への参加、農作業、ボランティア活動、地元企業との連携などを通じ、参加者は「支援される存在」から「地域の一員」へと位置づけを変えていく。

地域とのかかわりには、参加者本人にとって、社会とのつながりを段階的に回復できる、(地域での)役割を持つことで自己効力感（“やればできる”という見通し）が高まるといったメリットがある。また、地域にとっても、地域社会の受容力を育てる、地域を活性化させる重要な担い手を得るといったメリットが考えられる。

地域とのかかわりが生じた先で、「自分はこの社会の一員である」、「自分はこの社会でやっていく」という感覚が芽生える。それが、本人の自律の原動力となる。

(4) 共同生活型支援における家族とのコミュニケーション方法は多様

共同生活型支援において、参加者本人にかかわる事項と共に、家族にかかわる事項についてもよく検討された支援が行われており、「家族との連携」は共同生活型支援における重要な要素と言える。ただし、家族とのコミュニケーションの取り方や距離感は様々であり、連携の形は事業者の支援に関する考え方や姿勢、支援方法により多様であることに留意が必要である。また、本人や家族の関係、状況等によっても多様性が生じるものと考えられる。

(5) 共同生活型支援を行う上での課題と今後の方向性

ここまで、調査を通して確認できた共同生活型支援の意義や利点、事業者によりその支援のスタイルは多様であることを整理した。この整理から、ひきこもり状態の本人や家族の利用目的と、さまざまな事業者が行う共同生活型支援のタイプがよい形で合致すれば、共同生活型支援は有意義な支援であることが考えられる。

一方で、共同生活型支援は、幅広い年齢層の受け皿となり、就労に限定されない個別性の高いプログラム（生活の再建・関係性の形成・地域での役割獲得等）を通じた変化を目指すため、成果の定義が多元的になりとらえにくいことや、人材確保と専門性の継承、運営するための財源確保の難しさ・不安定さ、医療等との連携強化の必要性、質の担保（問題のある事業者との差別化含む）などの課題が明らかになった。

今後は、共同生活型支援を評価できる指標、共同生活型支援の運営や質を担保する指針や仕組み等の整備の上、共同生活型支援の周知が求められる。

第8章 参考資料

アンケート調査票

ひきこもり状態の本人等を対象とした合宿支援に関するアンケート調査

有限責任監査法人トーマツでは、令和7年度厚生労働省社会福祉推進事業として「ひきこもり支援における共同生活等による支援のあり方に関する調査研究」を行っております。

この事業では、自宅から離れたひきこもり状態にある本人に対し共同生活により支援（以下、「合宿支援」という。）を実施する施設の運営状況や支援内容を詳細に把握し、標準的な支援例を種類や特性（効果）ごとに類型化するとともに、研修を通じて自治体への理解促進等を促します。また、合宿支援を事業運営していくにあたって、事業者が自ら事業内容をチェックできるチェックリストを作成します。さらに、この研究事業において得られた合宿支援の実態等も踏まえ、今後のガイドライン策定や、こうした取組への支援も含めた対応の検討を進めていく予定です。

この度、当事業の一環として、既にひきこもり状態にある当事者又はひきこもり経験者を含む就労が困難な若者（無業者）等への合宿支援を実施している民間事業者を対象として、合宿支援の状況等について把握するために、アンケート調査を実施させていただくことになりました。

皆様からの回答が、今後、ひきこもり支援における合宿のあり方について検討する上での貴重な情報となりますため、ご多用の折に大変恐れ入りますが、下記をご確認いただき、アンケート調査へのご協力をお願い申し上げます。

アンケート実施要項

1. 回答方法

- ・ アンケート調査は郵送により行います。同封した調査票に回答を記入した上で、期日までに同封の返信用封筒に入れ、投函してください。
- ・ 調査票の回答欄に直接、黒ボールペンまたは濃い黒色鉛筆で記入してください。
- ・ 調査票は電子媒体（Microsoft Excel ファイル）でも用意しております（メールに添付して提出可能です）。電子媒体の調査票が必要な場合は、下記の問い合わせ先（●●●@tohmatu.co.jp）までご連絡いただけますと幸いです。電子媒体の調査票を送付いたします。
- ・ 貴事業者において合宿支援を実施している施設が複数ある場合、誠に恐れ入りますが、施設ごとに回答をお願いいたします。その場合は、お手数をお掛けしますが、下記の問い合わせ先（●●●@tohmatu.co.jp）までご連絡いただけますと幸いです。

2. 回答期限

令和7年8月20日（水）（当日消印有効）

3. 問い合わせ先

有限責任監査法人トーマツ 担当：●●、●●、●●

Eメール：●●●@tohmatu.co.jp

※ お電話での連絡が必要な場合は、その旨と連絡先の電話番号をメールに記載してください。事務局担当者より折り返し連絡させていただきます。

I. 貴事業者や運営する施設の基本情報

貴事業者や運営する施設について教えてください。

Q1 貴事業者の事業者名および代表者名を教えてください。

事業者名		代表者	
------	--	-----	--

Q2 貴事業者の法人格について教えてください。(あてはまる選択肢の番号一つに○)

- | | | |
|----------------------|--------------|-----------|
| 1. 認定特定非営利活動法人 | 2. 特定非営利活動法人 | 3. 社会福祉法人 |
| 4. 一般社団法人 | 5. 公益財団法人 | 6. 学校法人 |
| 7. 株式会社 | 8. 法人格なし | |
| 9. その他 (具体的に: _____) | | |

Q3 貴事業者について、国や地方公共団体から委託又は指定されて実施している(実施したことがある)ものを教えてください。(あてはまる選択肢の番号すべてに○)

また、実施している(実施したことがある)ものは、実施年度を西暦で記入してください。複数年度ある場合はすべて記入してください。

- | | |
|--|----------------------|
| 1. 厚生労働省の「若者自立塾事業(若者職業的自立支援推進事業)」 | -----▶実施年度 (_____) |
| 2. 地域若者サポートステーションにおける「若年無業者等集中訓練プログラム事業」 | -----▶実施年度 (_____) |
| 3. 生活困窮者自立支援制度の「就労準備支援事業」 | -----▶実施年度 (_____) |
| 4. 障害者・就業生活支援センター事業 | -----▶実施年度 (_____) |
| 5. 就労継続支援B型・就労移行支援事業 | -----▶実施年度 (_____) |
| 6. 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業 | -----▶実施年度 (_____) |
| 7. ひきこもり支援推進事業 | -----▶実施年度 (_____) |
| 8. 自立訓練(生活訓練)事業 | -----▶実施年度 (_____) |
| 9. 児童自立生活援助事業による自立援助ホーム | -----▶実施年度 (_____) |
| 10. (選択肢1～9以外の) 共同生活による支援(合宿支援)を行う事業 | |

-----▶ (「10. (選択肢1～9以外の) 共同生活による支援(合宿支援)を行う事業」を選択した場合、①事業名、②委託又は指定元、③実施年度を記入してください。※複数ある場合は、事業ごとに記入してください。)

Q4 貴事業者について、現在、国や地方公共団体から助成を受けて合宿支援を行っていますか。(あてはまる選択肢の番号一つに○)

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

-----▶ (「1. はい」を選択した場合、①助成事業名、②助成元を記入してください。※複数ある場合は、事業ごとに記入してください。)

Q5 貴事業者について、行政が開催する連携体制構築のための会議体等に参画しているものがあれば教えてください。(あてはまる選択肢の番号すべてに○をし、枠内に具体的な会議体等(例:支援調整会議、定例の〇〇連絡会議、〇〇ネットワーク協議会への参加など)を記入してください)

1. 生活困窮者自立支援制度関連 (会議等:)
2. 重層的支援体制整備事業関連 (会議等:)
3. 障害者自立支援関連 (会議等:)
4. 子ども・若者支援、社会的養護関連 (会議等:)
5. 地域若者サポートステーション関連 (会議等:)
6. その他

(「その他」の内容を具体的に記入してください。)

ここからは、貴事業者が、「ひきこもり状態にある当事者又はひきこもり経験者^(注1)を含む就労が困難な若者(無業者)等に対し、共同生活による支援(以下、「合宿支援」とする。)を実施する場所」として運営している施設(以下、「貴施設」とする。)^(注2)について教えてください。

^(注1)「様々な要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む修学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交友)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態」の方やその経験のある方が該当します。※貴事業者が地域若者サポートステーション事業受託事業者であり、支援対象者のひきこもり状態やその経験の有無が不明な場合、このアンケート調査においては、「若者就労支援システムの「プレ登録詳細」で「無業期間」が6ヶ月以上に該当する方」が対象(地域若者サポートステーションの集中訓練プログラム以外の独自の取組で支援している場合も含みます)であるとお考えください。

^(注2) 調査実施時点で運営している施設についてお答えください。

Q6 施設名を教えてください。

Q7 施設が所在する都道府県・市区町村を教えてください。

Q8 貴施設が合宿支援を始めてから現在までの経過年数を教えてください。

 年

Q9 貴施設において合宿支援を実施するに至った経緯について簡潔に教えてください。

Q10 貴施設での合宿支援の参加要件について教えてください。

Q10_1 原則として、貴施設での合宿支援に参加可能な年齢を定めていますか。(あてはまる選択肢の番号一つに○をし、「1. 年齢を定めている」を選択した場合は、参加可能な年齢を記入してください)

1. 年齢を定めている -----▶ 参加可能な年齢 () 歳から () 歳まで
2. 年齢を定めていない

Q10_2 原則として、貴施設での合宿支援に参加可能な性別を定めていますか。(あてはまる選択肢の番号一つに○をし、「1. 性別を定めている」を選択した場合は、参加可能な性別を記入してください)

1. 性別を定めている -----▶ 参加可能な性別 ()
2. 性別を定めていない

Q10_3 原則として、貴施設での合宿支援の期間を定めていますか。(あてはまる選択肢の番号一つに○をし、「1. 期間を定めている」を選択した場合は、具体的な合宿期間を、「2. 期間を定めていない」を選択した場合は、主としてどのような理由で合宿が終了するかを記入してください)

1. 期間を定めている -----▶ 合宿期間 ()
2. 期間を定めていない

合宿が終了する主たる理由：

Q10_4 年齢や性別、期間の他に、貴施設での合宿支援に参加可能となる条件を定めている場合、その内容を教えてください。

Q11 合宿期間中の退所又は終了について教えてください。

Q11_1 参加者からの希望があった場合、合宿支援期間中でも退所は可能ですか。(あてはまる選択肢の番号一つに○)

1. はい 2. いいえ

Q11_2 合宿支援の途中で参加を取りやめる場合、必要な手続きや決まりがありますか。(あてはまる選択肢の番号一つに○をし、「1. はい」を選択した場合は、具体的な手続きや決まりの内容を記載してください。解約時に参加費用が返却される、特別な費用が必要となるといった費用についてのきまりもあれば合わせて記載してください。)

1. はい 2. いいえ

手続きや決まりの内容：

Q12 合宿の参加費用について教えてください。

Q12_1 合宿の月額参加費用はいくらですか。

月あたり 円 ~ 円

Q12_2 参加費用の内訳を教えてください。また、参加費用が月額で設定されていない場合や対象者により参加費用が異なる場合等は、どのような費用設定になっているかについて補足してください。

Q13 合宿支援を行う貴施設について教えてください。

Q13_1 貴施設の定員(受け入れが可能な人数)を教えてください。

人

Q13_2 貴施設の居室数を教えてください。

個室 部屋 相部屋 部屋

Q14 貴事業者全体の職員数および貴施設での合宿支援に従事する職員について教えてください。

Q14_1 貴事業者全体の職員数および貴施設での合宿支援に従事する職員の人数を教えてください。なお、常勤・非常勤スタッフの人数については、**常勤換算**にてご回答をお願いいたします。有償・無償ボランティアの人数については、実人数でのご回答をお願いいたします

貴事業者全体の職員数		貴施設での合宿支援に従事する職員数	
常勤 ^(注3)	人	常勤 ^(注3) ※貴法人の行う他事業と兼務している場合も含まれます。	人
非常勤 ^(注4)	人	非常勤 ^(注4)	人
有償ボランティア	人	有償ボランティア	人
無償ボランティア	人	無償ボランティア	人

^(注3) 常勤スタッフの人数は、兼務している常勤者（当該施設・事業所が定めた勤務時間数の全てを勤務している者）について、その勤務時間を常勤換算方法（合宿支援に従事した1週間の勤務時間を兼務している他事業に従事している勤務時間も含めた通常の1週間の勤務時間で除し小数点以下第2位を四捨五入）により換算した人数と、常勤者の専従職員数を合計した人数を回答してください。

^(注4) 非常勤スタッフの人数は、非常勤スタッフそれぞれの勤務時間を常勤換算方法（その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設・事業所の通常の1週間の勤務時間で除し小数点以下第2位を四捨五入）により換算した人数を合計して回答してください。

Q14_2 貴施設において配置している専門職を教えてください。（①から⑥までの専門職について、それぞれあてはまる選択肢の番号すべてに○）

①心理専門職（臨床心理士、公認心理師等）

1. 常勤スタッフ 2. 非常勤スタッフ 3. 委託 4. ボランティア

②社会福祉士・精神保健福祉士

1. 常勤スタッフ 2. 非常勤スタッフ 3. 委託 4. ボランティア

③キャリアカウンセラー

1. 常勤スタッフ 2. 非常勤スタッフ 3. 委託 4. ボランティア

④医師・看護師・保健師

1. 常勤スタッフ 2. 非常勤スタッフ 3. 委託 4. ボランティア

⑤教員免許保持者

1. 常勤スタッフ 2. 非常勤スタッフ 3. 委託 4. ボランティア

⑥弁護士

1. 常勤スタッフ 2. 非常勤スタッフ 3. 委託 4. ボランティア

⑦その他の専門職

（①～⑥で示した専門職以外に配置している場合、具体的な専門性と、その方の雇用形態を記入してください。）

- Q15 貴施設において夜間管理の対応として行っていることを教えてください。(あてはまる選択肢の番号すべてに○)
- 1. 宿直員の配員
 - 2. 警備員や防犯カメラの設置
 - 3. 緊急時の法人内他施設からのスタッフ派遣・応援体制の整備
 - 4. その他（具体的に： _____）
- Q16 貴施設の職員の配置基準を教えてください。

参加者 人に対して職員 1 人(常勤換算)を配置

II. 令和 6 年度における利用実績について
令和 6 年度の 1 年間における合宿支援の利用実績を教えてください。
※把握可能な範囲でお答えください。なお、Q17 の入所者数および Q20 の退所者数は実人数と延べ人数の両方をお答えください。それ以外の質問は延べ人数のみお答えください。

- Q17 令和 6 年度の 1 年間における合宿支援の利用人数（入所者数）を教えてください。
※入所者数は、実人数と延べ人数をお答えください。内数は延べ人数のみお答えください。

	実人数	延べ人数
入所者数	人	人

→

うち、貴施設の所在する都道府県外からの入所者数（延べ人数）	人
-------------------------------	---

→

	男性	女性	性別について回答しない入所者
性別ごとの内訳（延べ人数）	人	人	人

→

最少年齢	歳	最高年齢	歳	平均年齢	歳
------	---	------	---	------	---

- Q18 令和 6 年度の 1 年間における合宿支援利用の依頼元を教えてください。①～⑫の依頼元それぞれに当てはまる入所者数を教えてください。

① 本人	人
② 家族	人
③ 都道府県・指定都市	人
④ 市区町村	人
⑤ ひきこもり地域支援センター等（※）	人
⑥ 生活困窮者自立支援機関	人
⑦ 地域若者サポートステーション	人
⑧ 重層的支援体制整備事業相談窓口	人
⑨ 障害者基幹相談支援センター	人
⑩ 子ども・若者総合相談センター	人
⑪ 他の支援団体	人
⑫ その他	人
⑬ 不明	人

(※) ひきこもり支援ステーション、ひきこもりサポート（ひきこもり支援推進事業）を含みます。

→

（「その他」の内容を具体的に記入してください。）

Q19 令和6年度の1年間における合宿支援の利用者（入所者）の入所理由（主訴）について教えてください。
※一つのケースに対してあてはまるものが複数ある場合は、それらを全て含めて回答してください。

Q19_1 入所理由（主訴）としてあてはまるものを教えてください。（あてはまる選択肢の番号すべてに○）

1. ひきこもり
2. ニート
3. 不登校
4. 生活困窮等の経済的な問題
5. 精神的不調
6. 発達特性による生きにくさ
7. その他（具体的に： _____）
8. 不明

Q19_2 上記 Q19_1 で示した選択肢のうち、最も多いものを1つ教えてください。（あてはまる選択肢の番号を下の枠に一つ記入してください）

最も多いもの

選択肢（ _____ ）

Q20 令和6年度の1年間における合宿支援の利用人数（退所者数）を教えてください。
※入所者数は、実人数と延べ人数をお答えください。内数は延べ人数のみお答えください。

	実人数	延べ人数
退所者数	人	人
うち、貴施設の所在する都道府県外からの入所者数（延べ人数）		人
貴施設の所在する都道府県外から入所し退所した者の内訳（延べ人数）	退所後の居住地が 貴施設の所在する 都道府県内	退所後の居住地が 貴施設の所在する 県とは別の都道府県
	人	人
貴施設の所在する都道府県内から入所し退所した者の内訳（延べ人数）	退所後の居住地が 貴施設の所在する 都道府県内	退所後の居住地が 貴施設の所在する 県とは別の都道府県
	人	人

Q21 令和6年度の1年間における合宿支援の利用者（退所者）の滞在日数を教えてください。

平均滞在日数	日	最短滞在日数	日	最長滞在日数	日
--------	---	--------	---	--------	---

Q22 令和6年度の1年間における合宿支援の利用者（退所者）で、参加当初の予定期間よりも早く合宿支援が終了したケースがあった場合、その主な理由を教えてください。

Q23 令和6年度の1年間における合宿支援の利用者（退所者）で、参加当初の予定期間よりも長く合宿支援を実施したケースがあった場合、その主な理由を教えてください。

Q24 令和6年度の1年間における合宿支援の利用者（退所者）の合宿支援終了時の状況について教えてください。

Q24_1 合宿支援終了時の参加者の状況としてあてはまるものを教えてください。（あてはまる選択肢の番号すべてに○をし、直近に至るまでのその後の状況について主なものを簡潔に記入してください）

- | | | |
|-----------------------------|-------|---|
| 1. 正社員に決定 | （その後： | ） |
| 2. アルバイト決定(月収10万円以上) | （その後： | ） |
| 3. 働くことができるようになった(月収10万円未満) | （その後： | ） |
| 4. 進学決定 | （その後： | ） |
| 5. 期間満了 | （その後： | ） |
| 6. 病気により退所 | （その後： | ） |
| 7. 自主退所 | （その後： | ） |
| 8. 親の強引な引き取り | （その後： | ） |
| 9. 規則違反により退所 | （その後： | ） |
| 10. 年齢制限 | （その後： | ） |
| 11. 他の支援団体や支援機関へリファー | （その後： | ） |
| 12. その他 | | |

（「その他」の内容と、その後の状況を記入してください。）

（どのような支援団体・支援機関へリファーしたか記入してください。）

Q24_2 上記 Q24_1 で示した選択肢のうち、最も多いものを1つ教えてください。（あてはまる選択肢の番号を下の枠に一つ記入してください）

最も多いもの

選択肢（ ）

Ⅲ. 合宿支援の内容について

Q25 次のうち、貴施設が対応しているものを教えてください。（あてはまる選択肢の番号すべてに○）

1. 合宿支援に関する事前の相談
2. 合宿支援の見学
3. 合宿支援の体験
4. アウトリーチ（自機関のみで行うもの）
5. アウトリーチ（他機関と協働して行うもの）
6. 合宿支援参加者の主訴やニーズに関するアセスメント
7. 合宿支援参加者の個別支援計画の策定
8. 合宿支援における参加者との定期的な面談

Q26 貴施設での合宿支援は、事前にひきこもり状態の本人の意思を確認し、参加の同意を取っていますか。（あてはまる選択肢の番号一つに○）

1. 必ず参加者全員から同意を取っている
2. 可能な範囲で同意を取っており、同意が取れない場合もある
3. 特に同意は取っていない

Q27 本人から参加の同意を取っている場合、同意取得時に行っていることを教えてください。(あてはまる選択肢の番号すべてに○)

- | | | |
|-------------------|----------------|---------------|
| 1. 両親（家族等）同席による説明 | 2. 貴施設についての説明 | 3. 合宿の運営規定の説明 |
| 4. 合宿での活動内容の説明 | 5. 合宿での支援計画の説明 | |
| 6. その他（具体的に： | |) |

Q28 貴施設での情報発信について教えてください。

Q28_1 貴施設での合宿支援の内容や合宿支援の効果等について、どのように情報を発信していますか。

- | | |
|---|---|
| 1. ホームページやSNS等によりインターネット上で情報を発信している--▶(URL： |) |
| 2. リーフレットや冊子などで情報を発信している | |
| 3. 講演や研修などで情報を発信している | |
| 4. その他（具体的に： |) |
| 5. 合宿支援については特に情報を発信していない | |

※PDFなどの電子媒体がありましたら、事務局（●●●@tohatsu.co.jp）までお送りいただけますと幸いです。電子媒体ではなく紙による資料をご提供いただける場合は返信用封筒に同封してください。

Q28_2（上記のQ28_1で、選択肢1から選択肢4を選んだ場合）情報発信する際には、どのような内容を発信していますか。概要や特にアピールしている点について教えてください。

Q29 合宿支援で行う支援の内容について教えてください。

Q29_1 合宿支援で行う支援としてあてはまるものを教えてください。(あてはまる選択肢の番号すべてに○をし、具体的な支援内容を簡潔に記入してください)

- | | | |
|------------------------------|--------|---|
| 1. 就学支援 | (支援内容： |) |
| 2. 就労支援 | (支援内容： |) |
| 3. 社会参加への支援(地域や社会とつながる機会の提供) | (支援内容： |) |
| 4. 日常生活を自立しておくための支援 | (支援内容： |) |
| 5. 通院支援・服薬管理 | (支援内容： |) |
| 6. 学習支援 | (支援内容： |) |
| 7. 心理的ケア(心理面接やカウンセリング等) | (支援内容： |) |
| 8. 福祉サービスの利用申請に係る支援 | (支援内容： |) |
| 9. 外部の支援機関との連携調整 | (支援内容： |) |
| 10. 家族や親族との連絡調整 | (支援内容： |) |
| 11. 文化的・余暇的な活動 | (支援内容： |) |
| 12. その他 | | |

-----▶ (「その他」の内容を具体的に記入してください。)

Q29_2 合宿支援終了後（退所後）に利用できる支援について教えてください。(あてはまる選択肢の番号すべてに○)

- | | | |
|-------------------------|---------------------|------------------------------|
| 1. 就学支援 | 2. 就労支援 | 3. 社会参加への支援(地域や社会とつながる機会の提供) |
| 4. 日常生活を自立しておくための支援 | 5. 通院支援・服薬管理 | 6. 学習支援 |
| 7. 心理的ケア(心理面接やカウンセリング等) | 8. 福祉サービスの利用申請に係る支援 | |
| 9. 外部の支援機関との連携調整 | 10. 家族や親族との連絡調整 | |
| 11. 文化的・余暇的な活動 | 12. その他 | |

Q30 貴施設での合宿支援における生産活動について教えてください。

Q30_1 貴施設での合宿支援において生産活動に参加した場合、参加者に工賃は支払われますか。(あてはまる選択肢の番号一つに○)

1. 工賃あり -----▶(1時間あたりの工賃： 円／時間あたり)
2. 工賃なし
3. 生産活動を実施していない

Q30_2 貴施設での合宿支援における生産活動が行われる時間帯を教えてください。

時から 時まで

Q31 合宿支援への参加にあたり、次のうち、参加者に対して制限やきまりがあるものを教えてください。(あてはまる選択肢の番号すべてに○をし、制限や決まりを設けた理由を記入してください)

1. 両親との連絡・面会 (理由：)
2. 一時的な帰宅 (理由：)
3. 外出 (理由：)
4. 入浴や食事 (理由：)
5. 金銭管理 (理由：)
6. 電話やスマートフォンの利用 (理由：)
7. テレビ、ラジオ、新聞や本等のメディア視聴 (理由：)
8. その他

-----▶ (「その他」の内容と、理由を記入してください。)

Q32 合宿支援を通して比較的大きく変化すると感じる事項について教えてください。

Q32_1 合宿支援を通して比較的大きく変化すると感じる事項について、あてはまるものを教えてください。(あてはまる選択肢の番号すべてに○)

1. 本人の生活習慣の改善
2. 本人のコミュニケーション能力の向上
3. 本人の職業に関する意識の向上
4. 本人の社会経験の習得
5. 本人の自己肯定感の向上
6. 本人の根気強さの向上
7. 本人をとりまく環境の変化
8. 地域行事等への参加によるコミュニティ活性化
9. 地域の人手不足や人材不足の解消
10. 多世代や多様な住民との交流促進
11. 地域住民のひきこもりに対する理解促進
12. その他(具体的に：)

Q32_2 上記 Q32_1 で示した選択肢のうち、最も変化が大きいものを1つ教えてください。(あてはまる選択肢の番号を下の枠に一つ記入してください)

最も変化が大きいもの 選択肢 ()

Q33 合宿支援の参加後であっても、参加者が継続的に有する課題として特徴的と考えられるものについて教えてください。

Q33_1 合宿支援の参加後であっても、参加者が継続的に有する課題として特徴的と考えられるものについて、あてはまるものを教えてください。(あてはまる選択肢の番号すべてに○)

1. 生活習慣
2. コミュニケーション能力
3. 職業に関する意識
4. 社会経験
5. 自己肯定感
6. 根気強さ
7. 本人をとりまく環境
8. その他（具体的に： _____）

Q33_2 上記 Q33_1 で示した選択肢のうち、最も多いものを1つ教えてください。(あてはまる選択肢の番号を下の枠に一つ記入してください)

最も多いもの

選択肢（ _____ ）

Q34 合宿支援において重視しているゴールや大切にしていることについて、あてはまるものを教えてください。(あてはまる選択肢の番号すべてに○)

1. 生活習慣の改善と健康管理
2. コミュニケーション能力の向上
3. 社会経験と環境適応力の獲得
4. 職業意識の醸成や社会復帰の準備
5. 本人にとっての自律（自身を肯定し主体的な決断ができる状態）
6. 自己肯定感と自己価値の再発見
7. 根気強さの習得や問題解決能力の育成
8. 孤立の解消と社会的つながりの形成
9. その他（具体的に： _____）

Q35 合宿支援を行うにあたって、貴法人として課題や困難さを感じる事項について、あてはまるものを教えてください。(あてはまる選択肢の番号すべてに○をし、どのような課題等を感じているかについて具体的に記載してください)

1. 参加者のモチベーション維持（課題等： _____）
2. 参加者間の人間関係の調整（課題等： _____）
3. スタッフの専門性やスキル不足（課題等： _____）
4. 家族との連携不足（課題等： _____）
5. 他の機関や団体との連携不足（課題等： _____）
6. 支援プログラムの効果測定（課題等： _____）
7. 資金や予算の不足（課題等： _____）
8. 参加者の多様性への対応（課題等： _____）
9. 施設や支援環境の確保（課題等： _____）
10. 社会的理解や支援の不足（課題等： _____）
11. 参加者の継続的な支援体制の構築（課題等： _____）
12. その他

（「その他」の内容を具体的に記入してください。）

Q36 貴施設での合宿支援において、支援体制を整えるために取り組んでいることがあれば教えてください。
(職員の知識・技術の向上のための研修、職員間での支援内容の共有など)

Q37 貴施設での合宿支援において、参加者の権利擁護や虐待防止のために取り組んでいることがあれば教えてください。(意見箱の設置や相談窓口の周知、対応マニュアルの策定など)

Q38 貴施設での合宿支援において、緊急時の対応のために備えていることがあれば教えてください。(緊急時の対応マニュアルの策定や、利用者の事故やけがの対応の流れの確認など)

Q39 貴施設での合宿支援を行うための運営資金を確保するために工夫して取り組んでいることがあれば教えてください。

Q40 その他、貴施設で合宿支援を実施していく上で、国及び地方公共団体に対して望むことやご意見がありましたら、教えてください。

Ⅳ. ヒアリング調査への協力可否について

Q41 当事業において、ひきこもり状態の当事者に対して合宿支援を行う民間事業者へのヒアリング調査を計画しています(時期:令和7年9月~11月頃、オンライン会議形式)。このヒアリング調査にご協力いただくことは可能ですか。(あてはまる選択肢の番号一つに○)

1. 協力できる 2. 詳細を聞いてから協力の可否を判断する 3. 協力できない

Ⅴ. 照会先について

Q42 このアンケート調査への回答に関する照会先を教えてください。

お名前		Eメール アドレス	
-----	--	--------------	--

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

ヒアリング調査記録

1. 基本事項

○行政が開催する連携体制構築のための会議体等への参画状況

- 山形県ひきこもり支援ネットワーク会議、山形県地域定着支援センターネットワーク会議、中学校生徒指導連絡協議会（山形県内各地区ごと）、山形県再犯防止推進協議会、山形刑務所再犯防止地方創生ワークショップ、東北地方自立準備ホーム勉強会・研修会等の会議体に参加している。
- その他、地域の自立支援ネットワーク、こども若者支援協議会、民生委員との連携会議、健康福祉部の会議等にも参加している。

○現在の参加者数と近年の参加者数の変化

- 現在の利用者は16～57歳（57歳と44歳は特殊例）、16名である。世代ごとの温度差があり、16～20代前半は思春期特有の言い合い、30代は病気の影響で周囲と距離を置く傾向がある。
- 長期ひきこもりの場合は精神的課題を抱えている方の割合が高く精神科通院者も半数強。活動当所からの傾向でもあるが、近年は病院や自治体から引き継ぐこともあり、徐々に増加した。他施設で入居を断られるため、引き受け依頼されることも多い。

2. 共同生活型支援開始までの手続きについて

○見学・体験時に説明している内容

- 保護者は必ず事前に面談を兼ねて見学するよう求めている。どうしても来られない場合が稀にあるが、その場合は電話でやり取りを行う。できれば本人同伴が望ましいが、不可のケースもある。中には、見学からそのまま入寮に至るケースもある。
- 入寮時にはオリエンテーションを実施している。規則・ルールを説明した資料を配布し、スマホやタブレットの持ち込み可否など、利用者が判断に迷わぬよう規則を明記している。

○共同生活型支援開始までの契約関係等の手続きについて

- 申込書が契約書に該当するもので、提出していただく。
- 費用面については料金表があり、当団体のホームページでも公開している。料金は全てオープンにしておき、9割以上の保護者が、参加前にホームページで確認していると思われる。病院から当施設を紹介されることも多いが、ホームページを見るよう病院から案内されることが多いようだ。
- 入寮時は理事長等も同席して保護者や本人と話をし、その後は親子で話し合う形となる。保護者がどれだけ覚悟を持っているかが重要であり、私たちに入寮の説得をお願いする姿勢である場合は、その後の支援による効果を見込むことは難しい場合がある。本人が参加を拒否する場合は入寮せず帰ることもある。

○途中解約時の手続や決まりについて

- 本人の希望を聞くと、最初は参加に消極的な声が多い。その声をどう受け止めるかが重要である。傾向としては、2～3か月経過すると、腹をくくりここのでやっ行くしかないという気持ちになる場合が多い。本人が「合わない」となれば、保護者の同意をもって退寮となる。

- 卒業の方向性は本人の状態を見てスタッフ側が導く場合が多い。例えば、就労や就学、貯金の目標額等を設定し、達成したら一人暮らしに進むという形である。目標設定はケースバイケースであり、保護者と本人、スタッフで話し合っ決めてる。

3. 支援内容について

○取組（支援）の具体的な内容

- 活動は主に外での農作業。稲作と畑での野菜十数種を栽培する。この時期は収穫した大根を土に埋め越冬させる作業なども行う。危険な機械作業はスタッフが担当する。
- 雨の日は学習作業などを行う。各作業は、受験を目指している場合はそれに合わせて行っており、そうでない場合は計算、漢字、クロスワード、読書などで過ごす。雨の日であっても日中から部屋でゴロゴロすることはしないようにしており、たまに卓球などもしている。
- 参加者で食事の当番を決めており、朝食の準備をする。夕食はスタッフが作っており、当番は湯沸かし、食器準備、テーブル拭きなどが役割。食事では、コメは全て自家栽培、野菜類も極力施設で採れたものを使用している。
- 日課として、ラジオ体操とランニング（1.5km）も実施している。参加者との交換日記も実施している。また、学習支援から派生して、漢字ドリルも毎日の必須課題。
- メンバーによっては就労訓練・接客訓練を実施している。指示が通る方が訓練に参加し、旅館やホテルでの接客訓練を経験する。そのまま同じ職種に就く方もいる。
- パソコンの利用も可能であるが、使用目的を明らかにしてもらい、単なるネットサーフィンの利用は不可としている。
- 地域との接点もあり、祭りの山車、資源回収、福祉相談会（民間）、民生委員の視察などもある。冬はスキーを実施している。
- 週に1回スタッフミーティングを実施し、支援プランを作成している。
- 大きな方向性は保護者会で決定する。スタッフももちろん関与している。保護者会においては、個別面談を1家庭1時間程度行っている。多い時は週末に10組以上対応する。家族関係の修復にも力を入れており、個別面談の時間を確保している。スタッフが書面やノートに記録し、トラブル発生時は記録を提示できる体制を整えている。
- 退所後のアフターケアとして相談も受けている。卒業後も定期的に顔を見せる者、全く来ない者、相談を続ける者など多様である。

○利用者の親との連携方法

- 保護者会は年3回開催している。親と本人で目標設定を行い、保護者会前の電話で決定することもある。保護者会や夏の奉仕活動などで親と一緒に活動する時間を確保し、次のステップへの話し合いも保護者会等で行うことも多い。
- 2か月に1度機関誌を発行しており、毎月の施設での活動の様子を伝える欄がある。
- 中にはこどもの状況や状態を正直に打ち明けない保護者もあり、仮に精神科を受診する必要があるがあっても、保護者の理解がなければ困難となるため、保護者に理解を促すよう伝えるなど、保護者を対象とした取り組みも極めて重要である。

○共同生活型支援の課題等

- 人手不足が課題である。現在はスタッフ8人で運営しているが、体制のバランスをとることが難しい。元寮生からのリクルートの他、地元のネットワークを活用し紹介してもらうこともある。特に精神的なストレスも多く身を削る労働環境であるため、熱意や理想だけで応募する一般的な求人、採用方法では殆ど継続しない。
- 参加者の平均在籍期間は2～2.5年程度であり比較的長い。中学・高校で不登校のまま5～10年ひきこもり状態であった方も少なくないので、数か月での社会復帰は難しい場合が多い。精神科医等からの勧めによって福祉サービス利用へ進む場合、本人、保護者共にその現実を受け入れられず状況が進まない場合もある。

○共同生活型支援の利点や意義

- 時間や密度が高いことである。通所型支援では1年かけて行うようなことを共同生活では1週間で経験できる。共同生活により参加者の本当の姿が表出しやすく、最初は「いい子」を演じていても、2～3か月で素が出てくる。そういった本当の姿が出てからが本格的な支援の始まりであると捉えている。
- 常に誰かと共に過ごすので、一人で殻に閉じこもることはない。人付き合いが苦手な人でも必然的にコミュニケーション能力が磨かれる。

1. 基本事項

○行政が開催する連携体制構築のための会議体等への参画状況

- 小山市と栃木県のひきこもり支援に関連する会議の委員をしている。また、小山市の生活困窮事業を受託している。
- 重層的支援体制整備事業関連、子ども・若者支援、社会的養護関連、地域若者サポートステーション関連の会議体にも参画している。

○現在の参加者数と近年の参加者数の変化

- 5人は長く住んでおり、残りの一部屋は寮生が入れ替わりで入っている。直近10年で最も多い時は10人ほどいたが、食事の場所が手狭であった。部屋が埋まっている時は新規の入寮をお断りしている。
- 若者自立塾の事業が終了してからは、参加者数は減少している。以前は若者自立塾の流れがあり、社会資源として活用する人はいた。地域若者サポートステーション事業の集中訓練を行っていた時は11から12人ほどの参加者がいたが、集中訓練を実施しなくなってからの寮生の数は平均6名ほどである。

2. 共同生活型支援開始までの手続きについて

○見学・体験時に説明している内容

- 親からの相談が最も多い。直近の参加者では、半数が親からの相談である。残りは、市町からの紹介、サポートステーション経由である。
- インターネットで見学を見て相談にくることが多い。現在は部屋が1部屋しか空いていないので、アウトリーチや広報を積極的に行っている訳ではない。
- 離れて暮らすことで関係性を俯瞰して見たいと思った時に、当施設のある場所は都心からも近く、適度な距離にあるように思う。あまりに遠距離であると、親としてはこどもがそこに行く想像ができないために戸惑うということがあるのではないかとされる。
- 親が電話をかけてくることがほとんどであるが、本人の意思が最も大切であるため、本人の意思確認を含めた簡単なヒアリングをする。アウトリーチや見学を希望する場合は受けつけており、遠方の場合の交通費を除き初回は無料に対応している。見学に来た際に本人の意思と親の意向を確認して、問題がなければ承諾書と参加申込書を記載してもらい、入寮につながる。
- 見学から入寮はすぐに決まるケースが多い。見学前の電話での問い合わせの段階で、別の機関を勧めた方がよい場合は医療機関など別機関を勧めたりしている。別の自治体につなげる場合には、同意を得た上で名前を伏せ、他県の市町であっても連絡して状況を説明し、受け入れてくれるようであれば親に改めてその旨を連絡するようにしている。
- 医療機関にかかっている場合は、就労許可がなければ受け入れられない場合もある。
- (支援終了までの) 目安時期を聞かれることがよくあるが、本人のペースによるため、経済的な事情がないかぎり期限を想定しないで参加してほしいと伝えている。寮で生活がきちんとできるようになり、自信をもって次の機関にお願いできる状態になるまでには短くても半年、長いと1年はかかる。
- その場で入寮を決定させず、承諾書や参加申し込み用紙は一度持ち帰ってもらい、家族やかかりつけの医者と話し合うようお願いしている。受け入れる側としてもアセスメントをして判断する時間を作っている。有料ではない自立ができる仕組みを

活用することができる人はそちらを活用した方がよいと考えており、経営のために受け入れたら悪徳業者と近いことをすることになってしまう。なお、その後、入寮することになった場合、申し込み用紙等を事前に郵送してもらったり、電話で話して入寮を決定した上で入寮当日に資料を持ってきてもらったりするようにしている。

- ひきこもり支援関係からつながることはあまりなく、子ども・若者育成支援関連の協議会の関係団体や、生活困窮者自立支援関係の機関からつながることがある。ひきこもり支援担当者が共同生活型支援についてあまり知らない上に、有料であるためにつなげられないのではないかとと思うが、実際はニーズがかなり高いと考える。中には、生活保護制度を利用する中で、自立を目指して共同生活型支援を活用させてほしいというケースもある。
- 本人から直接、参加の希望があることはあまりないが、そのような場合は、成人であっても本人の一存で決められないため、親に来てもらうようにする。料金と趣旨などを説明して親に納得してもらった上で入寮につなげるようにしている。
- 親子で意見が一致しないことはある。親が先走ってしまうことがあり、そのようなケースが“引き出し”につながってしまうのではないかと考える。

○途中解約時の手続や決まりについて

- 途中で退所するケースとしては、本人がギブアップしてしまうケースがほとんどである。共同生活が難しいということで退寮することもある。
- 通常は本人と話し合って終了時期を決めるが、突発的に途中で退所する場合は、日割りで計算し、かかった費用をいただいている。
- 共同生活型支援は強制的なものではないという認識をもたせているため、自主的に出ていく場合は追いかけないとはじめから伝えている。親にもこの点を話して納得してもらっている。

3. 支援内容について

○取組（支援）の具体的な内容

- 入寮後はひとまず7:00に起床をして、プログラムが始まる9:00までに身だしなみを整え、朝食をとることを目指す。午前中は12時まで作業をするところもあるが、昼食準備が11:00から始まる。まずは家で親が行っている家事をできるようにしている。昼食後は16:30まで活動を行う。午後はある程度時間があるため、参加者に合ったプログラムを行っている。17:30から夕食準備をし、19:00に夕食をとる。買い出しに行くなどすることで今まで自分が見えていなかったリアルな部分を掴むことができる。23:00消灯は必ず守るようにしている。Wi-Fiは23:00から6:30の間に切れるようにしているが、自身のインターネット回線を用いてゲームをしたりしていることもある。23:00には部屋に行き、24:00までには寝られるようにしている。夕食から消灯までは自由時間である。矯正施設ではないため、最低限のルールはあるが、8割がた自由である。
- 多くの寮生は、最初はスケジュール通りに動くことが難しい。朝起きたり決めた目標を守ったりすることは難しく、昼食後に起きてくることもあるが、適宜スタッフが促している。
- 日頃の生活はスタッフが支えている。分類が苦手な寮生にはかごに紙を貼って洗濯物をしまう場所を明確にしている。洗濯物を外に干すことが難しければ室内に干すところまで寮生に行ってもらい、代わりに外に干したり、掃除が難しければ一緒に部屋の掃除をしたりしている。

- 生活支援をしているスタッフは 8:40 から来ている。それまでは宿直が担当している。緊急時は代表に連絡してもらうようにしている。代表が宿直をすることもある。当直担当が新しく入った寮生や当番の寮生と一緒に朝食を作り、生活支援をしているスタッフにつなぐ。
- 社会の一般的な生活を想定しており、土曜日と日曜日はフリーである。ただし、朝食は生活リズムを整えるために時間が決まっている。
- 活動に関しては生活支援のスタッフも交えながら代表が中心となって支援計画を立ててアセスメントをしている。本人とも方向性について話し合っている。生活支援のスタッフが毎日代表に日報を提出しているため、様子を把握しながら対応している。入寮して間もない頃は代表とは2週間に1回面談し、生活支援のスタッフとは毎日話し合っている。
- 卒寮後については、以前は「お元気です会」という宴会が年に1回あったが、今は行っていない。卒寮後間もない人は夕食に誘って話を聞いたりしている。我々はプラットフォームや途中駅のイメージでいる。過度な後追いをしないことが本当の自立の形だと考えている。ひきこもり支援ハンドブックで示された「自律」の形を目指している。一緒に過ごした時間を心の支えにしてもらい、自身の生活の中に、いずれはサードプレイスを見つけることができるとよいと考えている。
- 国、県、市町の社会支援の制度を使うことで十分自立の形を作ることができると考える。県の子ども・若者育成支援推進法関連のネットワークや県の自立支援ネットワークの委員になっており、行政の仕組みを活用しながら連携する中で、共同生活型支援を行っている。

○利用者の親との連携方法

- 親には、トラブルがあった時はすぐに来てもらうことを約束してもらっている。入寮間もない頃は最低1か月に1回は来てもらって、本人の様子を見てもらう（親に会うと本人が不安定になる場合は、直接会わせないよう配慮する）。自立につながる手前の段階であるため、2人3脚で動いてもらう必要があると親に伝えている。
- 親との関係づくりは代表が対応しており、入寮したばかりの頃は日報の内容を参考にしながら寮での様子をまとめてメールで報告したりしている。報告を聞いて、親には喜んでいただいている。

○共同生活型支援の課題等

- 日中の支援に加え、宿直や土曜日・日曜日の対応をするスタッフが必要であるが、現在は十分に配置できているとは言えない状況である。他事業の経営を絡めることで何とか運営できている状況である。また、求人をして以前に比べて応募がなくなっている。
- 安心して一定期間入ることのできる行政による公的な共同生活のシステムは、各県や保護・福祉事務所のある各市町は持つべきだと考えている。相談につながっても、無言でいなくなってしまうような人の行き場の選択肢にもなり得る。中には、寮つきの会社の離転職を繰り返し、50代、60代でメンタル不全となり、生活保護を受給するようになる方もいる。行政の公的な相談機関に相談した人が、良い方向と悪い方向に二極化していくことは、国として対応する必要があるのではないかと感じている。

○共同生活型支援の利点や意義

- 共同生活型支援を利用しなくてはならない状況とは、家庭の中に問題が渦巻いてい

る状態である。一過性の居場所や日中の居場所とは異なり、そのような親子が 24 時間一定期間距離をおくことができることは最大の利点である。

- 共同生活型支援を通して、俯瞰的に状況を生活面と社会面から見てコンサルティングをすることができるという点は自団体の強みであると認識している。俯瞰的に見ることで理解して一歩踏み出せる場をつくり、小さい頃に家庭等の何等かの事情でその子が習得できなかった生活の中の細かいことを、24 時間体制で関わりながら習得してもらい、次のステージである社会に一歩踏み出すことにつなげることができる。
- その他にも、心の安定を図ることができることも利点として考えられる。寮生に対して、ここに来てどう思ったかと質問すると、「ほっとした」と回答する場合が多い。家庭にいても、一人暮らしから家を失ってしまっても、この場で共同生活をするによりほっとするということは理解できるし、我々が目指していることでもある。参加後は、ほっとする状態を参加者が自分で作ることができるよう、期間を定めず 24 時間一緒に生活している。

1. 基本事項

○行政が開催する連携体制構築のための会議体等への参画状況

- 生活困窮者自立支援制度関連（役所との定例連絡会議）、障害者自立支援関連（自立支援協議会、障害者雇用連絡会）、子ども・若者支援、社会的養護関連（若者支援地域協議会）、地域若者サポートステーション関連等の会議体に参加している。
- 東京都ひきこもり支援協議会、足立区ひきこもり支援協議会にも参加している。ひきこもりも関わっているが、主にこどもを対象としている江東区福祉計画推進会議は策定から携わっている。東京都こども若者協議会の代表者委員である。八王子市の若者子ども・若者育成支援推進法関連の協議会も兼ねているひきこもり支援部会や孤独孤立の協議会のプラットフォームが八王子にあり、それにも参加している。東村山市と八王子市のこども計画にも入っている。板橋区の不登校を主眼においた協議会にも参加している。また、就労継続支援B型事業や就労移行支援事業などの福祉系の事業をしていることもあり、グループホームや就労の部会など地域の福祉系の会議には参加している。

○現在の参加者数と近年の参加者数の変化

- 共同生活型支援の寮生が12人、訓練生⁵が8人参加している。大学生や高校生もいる。
- 参加者は減少している。元々は会社の独身寮を用いて実施していたが、参加者が多くなったため施設を建てた経緯がある。当時は地域の社会資源も少なかった。
- ひきこもり相談窓口からつながれることはほとんどない。最も多い公的なつながりはひきこもり状態の生活保護受給者を担当しているケースワーカーである。共同生活型支援に限らず何かサポートがないか質問される。
- 当団体は東京都ひきこもりサポートネットを行っているが、公的な支援で対応が難しい部分があって気になるケースがある場合は、有料であることを示した上で共同生活型支援につなぐことはある。公的なサービスとして対応していたところに有料の相談につなげるため、慎重に行っている。
- ひきこもり相談を担当する側からすれば、宿泊を伴う支援はメジャーなものではなく、支援員が有意義だと感じていてもうまくいかなかったときのリスクを考えてしまうものと思料する。実態がわからないためにつながらないのであろう。
- 20年前は親にも経済的な余裕があったが、現在は若い世代も含めて余裕がなくなっている。近年はお金が貯まっている現役世代のこどもが入寮することが多く、10代後半や20代前半の参加者が多い。
- 今はインターネットで情報を得る人がほとんどだが、以前から、口コミなどで親が見つけてつながることが多かった。中には悪質な団体もあり、参加を検討する側も悩むことがあると思う。当団体は説明会や見学会などを開催し、情報をオープンにしているため、悪い団体ではないだろうということで入寮を決めた人もいた。

2. 共同生活型支援開始までの手続きについて

○見学・体験時に説明している内容

- パンフレットやリーフレット、インターネット、見学会で情報を得られるようにし

⁵ 地域若者サポートステーションの「集中訓練プログラム」の参加者。

ている。その他にも、有料にはなるが個別相談もあり、本人の状況の確認や、施設の見学ができる。状況によるが、参加者本人はほとんど見学に来ない。保護者には必ず見学してもらうようにしており、どのような場であるかを確認してからこどもに話すようにしてもらっている。

- 保護者には、本人に対して、共同生活型支援が何に役立ちなぜここを選んだのかという目的を伝えてもらうことを大切にしている。個別相談で保護者と伝え方について作戦を練り、必要に応じて次の手を考えたり、アウトリーチを行ったりしている。
- 保護者と本人の話し合いで入寮につながることもあるが、難しければスタッフが訪問を通して本人に伝えるようにしている。多くは訪問支援からつながっている。

○共同生活型支援開始までの契約関係等の手続きについて

- 入寮にあたって申込書と同意書に記入してもらう。訓練生の場合は、病院にかかっている場合は医師の見立て書をもらっている。寮生の場合は、見立て書はなくてもよい。
- 通院している場合は、必要に応じて同行したり薬の管理を行ったりしている。また、通院している場合、共同生活型の支援に耐えられるか、治療の妨げにならないかを、主治医に確認するよう求めている。実際に、途中でやめる理由の大半は精神面が整う前に入寮してしまったというものが多い。顕著に精神疾患がある場合は入寮を断り、治療を優先する。
- 寮生は参加期間を定めていないが、2年を目安にしている。長くいけばよいというものではない。初期では明確には決めないが、達成目標や利用目的、親の経済状況を踏まえた入寮できる期間の間の目標など、目安を予めある程度決めている。資金には限界があるため、個別の事情を確認して当事者とも猶予期間の間にできることをしようと伝えていかなければならない。
- 経済的な問題は、はじめの保護者相談で聞く。余裕があると思っても期間が延びて経済的に厳しい状態になる場合もあり、ケースごとに調整している。
- インテーク面談の際は、情報が欲しいのか、親としてのこどもへの関わり方を教えてほしいのか、色々手を尽くしたがうまくいかず入寮を見据えて訪問を希望しているのかなど希望を聞くようにしている。情報提供や関わり方を知りたい場合は、受け皿があることを示しつつ、かわり方や声掛けの方法を伝える。

○途中解約時の手続や決まりについて

- 利用終了書を提出してもらう。費用は日割りで計算してお返しする。なお、入会にかかる金額は入会時に受け取り、それ以外の費用は月ごとに支払ってもらっている。
- 退寮の申し入れがあった場合は、ケースごとに異なるが、やめた後のことについて保護者を含めて話したりするが、本人の中で（意思が）決まっていたりする場合もある。やめることは悪いことではないが、次どうするのかという点が重要である。
- 本人と保護者の意見が一致しないこともある。家庭内暴力がある場合でなければ、我々の提案を踏まえて、本人と保護者の意思が一致している場合には退寮となる。
- 退寮後につなぐ先まで一緒に行くこともある。寮にいる頃は周囲に巻き込まれて朝起きて、週5日活動をするが、家に帰ると動きが止まってしまう。そのため、関係機関やサポートステーションにつなぐために一緒に訪問するなどのアウトリーチをする。

3.支援内容について

○取組（支援）の具体的な内容

- アルバイトや通学の予定がない寮生は 8:45 に点呼と朝礼を受けて当日の活動内容を確認し、ラジオ体操をする。その後、館内を掃除する。9:30 から 12:00 まで午前中の活動をし、昼食をはさんで 13:00 から 16:30 頃まで活動をする。18:00 から 21:00 までに夕食が食べられる。16:30 以降は入浴、洗濯、食事のほか、宿直者と部屋や座敷でゲームをしたり、テレビを見ながらしゃべったりするなどのんびりと過ごしている。
- 活動内容は人によって異なる。免許を取得した寮生もあり、活動に参加する時間と教習所に行く時間を調整して対応した。自身の予定がある場合は予定を優先し、予定がない場合はカリキュラムに則って活動している。訓練生は全員で同じカリキュラムを受けるが、寮生は勉強、パソコンの勉強、作業に行くなど時間は同じであっても一人ずつ個別にプログラムがある。習熟面は人によって異なるため、ここが大きなポイントとなる。集団で動く場合、集中訓練のように期限が決まっていれば、期限が近づいて仲間の就職が決まったりすると、自分もできるという自信をもてるなどのメリットがある。一方、集団で枠組みにそって動けるかどうかは人により異なるというデメリットもある。寮生においては、枠組みはあるものの入寮時期が異なるため、他者と比べる必要がなく、自分がやりたいことややるべきことをカスタマイズできるようにしている。
- 対人不安が強く朝時間通りに参加することが難しい場合は、朝遅めに参加を促すなど個別に方針を立てたり、週間スケジュールを立てたりする。ただし、個別に対応するため職員の数も必要になる。
- どの活動をするかは週ごとに決め、実際にできたかどうか振り返りをして調整することが基本である。はじめは一通りの活動を体験してもらうようにしており、参加が難しければ更新している。急に集団で動くことが難しければ、職員と 2 人で話すようにして慣れていき、段階的に対人の不安を解消していくようにしている。
- 寮生が何年でどのような達成目標があるかを大まかにスタッフ間で共有する。目標を立てることも難しく、漠然とした方向性は立てるが、実態としては日々の本人との関わりのなかで中期的な目標や中期目標を達成するために日々の支援計画を立てている。寮生ごとの担当者を付けてはおらず、日々の計画は事務局長を中心に立てている。毎日 3 回ミーティングをしており、朝は宿直からの引き継ぎと一日の確認、昼は寮生の在席認等をし、夜は一日の報告と宿直への引継ぎを行う。また、毎週の会議で寮生の状況を確認している。常に（寮生と職員が）一緒に過ごしており、状況は刻々と変わるため、クラウド基盤で個人の情報を共有している。休んでいる職員も出勤した際に確認できるようにしている。
- 入寮して最初の 1 週間は、活動の際に一緒につく職員がおり、活動の様子を見学している。職員はよく本人に話しかけるようにして、関係性を作っていく。本人の反応や言動を確認して、2 週目からの活動を促したり、個別で対応をしたり、生活リズムの確認をしたりしている。寮生は嫌であれば嫌と言ってよく、言わなければそのまま活動を行うことになるので、寮生としても要望を伝えようと思うようになっていく。
- 宿直は 2 名体制で、一人は寮生と話すことを中心に行い、もう一人は片付けなどの雑務を行う。夜の方が声をかけてくる方が多く、相談室で一对一になり話すこともある。
- 寮生同士で買い物に行って交流につながる場合などもあるので、お小遣いを用意するよう保護者にお願いしている。お小遣いが足りなくなることができなくな

らないよう、散髪代・医療費・日用品費は事務局で立て替えている。必要に応じて金銭管理を行っており、お小遣いを渡す頻度を変えている。退寮が近い寮生はお小遣いを増やし、その代わりに自分で年金を支払うようにする場合もある。

- 地域とのつながりに関しては、自治会の餅つき大会に参加したり、お祭りでおみこしを担いだりしている。高齢化が進んでいるため、若者がいるだけで喜んでもらえる。地域で活動することで高齢者の孤独対策に役に立っていることを本人たちにも話している。イベントだけではなく、清掃活動なども行っており、このような活動は職員の訓練にもなる。職員としても参加者の着地点である地域を見据えて活動する必要があり、内部がすべてではないという認識を職員にもってもらえる機会になっている。共同生活型支援が大切にするべきことは地域との連携であると考えている。寮は一般的なものではないので、地域に開かれていなければ理解してもらうことができない。参加者にとっても寮の中での生活が常識になってしまい、いつでも話を聞いてもらえるものになってしまうと実際の世の中と乖離が生じてしまう。地域活動はバッファーであり、本格的に地域に出る前に、寮を拠点に地域の人と関わりをもつようにして、徐々に地域の一員として暮らしていくようにすることが非常に大切である。

○利用者の親との連携方法

- 入寮後1週間は親も不安であるため、毎日夜に活動報告の電話をしている。その後も何かあれば連絡を受けつけている。ただし、本人がばつが悪いこともあるため、はじめは顔を出さないように頼んでいる。必要があれば三者面談を行っている。毎月活動報告書を書面で出している。
- 昔は家族会があったが、次第に人が集まらなくなった。一緒に活動することはないが、文化祭を見に来てもらっている。

○共同生活型支援の課題等

- 利用のハードルが高いこととコスト面に課題がある。24時間個別で対応しようとすると人手が必要になる。近年は集中訓練の参加費である月6万円が払えず参加できない人もいるが、ここ数年は逆転現象が起きており、集中訓練に参加するためにアルバイトをする人もいる。友達がおらず家庭の事情もあって孤独であり、経験が少ないため集中訓練への参加を希望するものと思われる。
- 若手の人材がなかなか入ってこない。給料に関しては、宿直があるため比較的高額となる。労働基準法に抵触しないように丁寧に管理している。
- 様々な事業があるため何とか運営できているが、寮の事業単体では大赤字である。

○共同生活型支援の利点や意義

- 24時間寮生活をしていると取り繕ってずっと笑顔でいることは不可能であり、苦しくなった際に誰かに相談する必要がある。相談したら楽になるという感覚をもってもらうことが一番大切だと考えている。相談ができれば社会に出た時に困りごとがあっても解決する力が身についていく。
- 通所型であると昼間に何かあってもリカバリーが難しいが、寮生活であると宿直の職員がリカバリーできる。
- 長期間ひきこもっていると親子間の共依存関係が深くなっている場合があり、その関係を解消するためには物理的な距離が大切である。同じ建物にいないことでお互いの関係性を確認していくことができる。親とこどもの変化は同時並行に起こると考えていて、親から見てこどもが大人になったと感じたり、こどもが大人になって

いく過程で親の気持ちを理解したりしていく中で当たり前の親子関係に戻っていく。

- 地方の場合は周囲の皆が顔見知りであるため、一度つまずくと一歩も外に出られなくなることも多い。同級生や地域の人に関わってほしくないと思う本人や保護者もいて、地元の役所にも相談できないこともある。その点で言えば、共同生活型支援は環境を変えることができることが利点である。ただし、環境を変えることは本人にとってハードルが高いものであるので、メリットとデメリットは表裏一体かもしれない。

1. 基本事項

○行政が開催する連携体制構築のための会議体等への参画状況

- 生活困窮者自立支援制度関連、重層的支援体制整備事業関連、障害者自立支援関連（磯子区自立支援協議会、地域連携支援会議、磯子区就労支援連絡会、発達障害者連絡会（はっちネット））、子ども・若者支援、社会的養護関連（横浜市子ども支援協議会、横浜市南部地域若者支援連絡会、地域連携相談員連絡会、不登校ひきこもり連絡会、4YP 連絡会、神奈川県 SSW 連絡会）、地域若者サポートステーション関連（横浜市支援調整会議、横浜市三機関連絡会議）等に参画している。
- ひきこもり支援に関連して、横浜市独自の事業であるよこはま南部ユースプラザ（青少年相談センター及び若者サポートステーションが互いに連携して取り組む相談機関）の事業をコロンブスアカデミーが受託している。ユースプラザでは居場所作り、相談支援、講座の運営が一体でなされている。K2 インターナショナルジャパンでは、地域若者サポートステーションも受託している。こども・子育ての分野でも行政と関わったり、地域と関係性を築いたりしている。コロンブスアカデミーでは、障害福祉サービスでパン屋を経営したり、グループホームの運営をしたりするなど障害福祉という切り口でも行政や地域の方と連携している。

○現在の参加者数と近年の参加者数の変化

- 現在寮に住んでいる人数は、おおよそ 30 から 40 名ほどである。以前は寮に住んでいた方で、外で働きながら事務局の近所に住み、サポート費を支払い、月に 1 回の面談や食事提供を利用している参加者もいる。当社の強みは「コミュニティ イン コミュニティ」と呼んでいる地域に根付いたコミュニティであり、地域に入って活動する場があることである。そのため、細く長いつながりは多くある。
- 共同生活の観点からみると、利用ニーズは減少している。背景まではわからないが、不登校に関する支援機関や行政の無料の窓口など選択肢が増加し、当法人にたどりつかない方もいるように思う。また、貧困化も一因だと考えている。運営に関しては基本的に受益者負担であり、当法人の活動に価値を感じる家族に対価を頂いて責任をもって参加者を見ることが運営の基盤である。若者自立塾が無くなってから利用ニーズは一気に減ったが、若者や家庭がもつ困難度はむしろ高まっていると感じている。
- 若者自立塾を実施していた時代は、当事者が自ら探して入寮するケースが多かった。毎月 5 から 10 人入寮していたが、そのうち 5 から 6 割は自分で若者自立塾の検索サイトを利用し、自らの居住地から遠い施設を選択するケースがあった。一方で、現在は、共同生活型支援の最初の相談はほとんど家族と行う。
- 民間の悪質な団体がニュースで取り上げられていることも原因の一つだと感じる。我々は（参加者を）無理に引き出すことはせず、親に対して、覚悟と責任をもって私たちを信頼して託してもらえようお願いしている。信頼してもらうためには色々なことを見てもらう必要があり、家族支援を本人支援と同じくらい大切にしている。

2. 共同生活型支援開始までの手続きについて

○見学・体験時に説明している内容

- 説明会と事業見学会を月に 1 回、第二土曜日に行っている。新規に相談を受けた家族や入寮した方がよいという見立てがある家族に案内をする。家族が入寮させたい

と思った場合、本人を連れてきてもらい、面談をし、「参加願書」を作成して家族と本人の参加意思を確認する。面談でプログラム内容や期間を説明して入寮となる。

- すぐに決断できない場合や、家族の中で意見がわれるなど見学から入寮まで期間が空く場合もある。その間は、家族や本人に対してサポートを受けることを希望する場合は、月に一度行っている家族会を案内している。
- 参加者は近郊から来るケースが多い。以前は全国から集まっていた。すぐに帰ることができる気持ちの切り替えがしにくいという点から、遠方であるほど効果はある。

○共同生活型支援開始までの契約関係等の手続きについて

- 手続きに関する書類として、保護者用と本人用の相談申込書と問診票がある。保護者用の問診票には、保護者から見たこどもの様子を聞く欄がある。入寮の有無にかかわらず、相談の段階でその場で記載してもらおう。また、別途、個人情報提供の同意書もいただいている。
- 相談に家族のみが来た場合は、保護者用の資料のみ記載してもらおう。その後、本人が来た際に本人にも記載してもらい、情報を集約して面談する。これまでの家庭での様子、家族の希望は本人からの情報だけではわからないため、入寮の有無にかかわらず、保護者面談を頻繁に行う。
- 入寮のための面談は別途行う。入寮時は参加願書を記載いただくことにしており、写真を貼る欄もある。写真は、本人の雰囲気と顔つき、体形の変化を知ることができるため重要である。
- 参加願書には入塾動機を本人が記載して、保護者の希望・目的も書いていただいた上で、名前を書いて印鑑を押していただく。後日に持ってきてもらう場合もあれば、当日のうちに用意される場合もある。何度も意思を確認するようにしており、入塾の意思を示して願書を書いていただき、本人と家族の参加意思を確認できれば契約を結ぶ。
- 願書の記入後、当法人から参加許可書を出し、その後、基本契約書（本人、保証人、当法人での契約）を結ぶ。契約などの流れは若者自立塾の時代に整えた。それとは別に誓約書も記載してもらおう。入金後のトラブルなどがあった場合に備えてのもので、弁護士と相談して整えた。医療的な支援や金銭管理のサポートなどのオプションを申し込むための書類もある。
- 入金については、3か月、もしくは6か月分を前払いしてもらう。賠償責任保険の案内もしており、その関係で、期間はいったん入寮時に定めている。

○途中解約時の手続きや決まりについて

- 途中解約は可能だが、返金はしない。
- 合わないということで解約になることがある。あるいは、親戚のところで働かせるなど方針転換をされることもある。保護者が途中解約を認めることで、中退ということになる。事前に説明を尽くしたり、入寮後の関係構築を目指したりしているが、途中解約を避けられないケースはある。
- 解約後は、サポートステーションで支援を続けている場合もある。家族に関しても、家族会に来てもらえれば継続して面談や相談を受けることができる。

3.支援内容について

○取組（支援）の具体的な内容

- 人によって異なるが、多くの方は、はじめはファーム（畑）とフェロップ（作業所）

などで日中活動している。最初はセミナー等の座学が多く、はじめの2週間ほどは、基本的な生活を整え、日中活動やセミナーを受けるというのが基本である。徐々に活動時間が延び、終了時間が13時から16時になるなど個別対応をしている。日中の活動場所は参加者の特性や得意不得意によって組み合わせて決めている。

- 活動プログラムは、面談を定期的に行い、見立てに合わせてコーディネートしている。まずは「やってみてもらおう」ことが重要であり、苦手意識があるものでも丁寧にコミュニケーションをとりながらやってみてもらい、様子を見て活動を変えている。
- 最低1か月に1回は面談をしている。また、毎日その日の活動に関するレポートを書いてもらい、夕方提出してもらおう。その際に、スタッフと5分程度のフィードバックや雑談をする。大きな問題があれば適宜関与している。
- 入寮時に決めた支援終了予定の1、2か月前に今後の進路について本人や保護者と相談する。まずは保護者の希望を聞くようにしており、入寮すると多くの情報で本人を見ることになるため、入寮したことでわかったことを伝える。また、本人の特性や状況を踏まえた今後のアドバイス、我々ができるサポートなどの見通しについても伝えている。基本的には保護者が参加費用を払っており、延長によって費用が発生する関係上、まずは親に見通しを伝えて要望を聞くようにしている。家族が継続を希望している場合、家族の要望を本人に伝え、見通しをもてるようにサポートをして、本人の希望を聞いて、それぞれの次のステップへと進む。
- 卒寮後は家に戻り、就職のサポートをサポートステーションで行うケースが半分である。入寮中もサポートステーションで行っている支援を受けることができるので、拠点をどちらにおくかの違いである。
- 数か月や数年での復帰が難しい方こそが参加しているため、関係を断ち切ることはできない。当法人は就職を斡旋する団体ではないこともあり、目標達成や未達成、料金の支払いの有無にかかわらず、いつでも相談できる関係ができていたことを伝えた上で、家族会等でもつながりながら関係を断ち切らないようにして、基本的には送り出す。
- 入寮期間は6か月～1年が多い。離れることで家族が正常化する実感をもつからと思われる。連絡をすれば様子を知ることにもできる上に、これまでは四六時中心配していたことをプロに任せることで家族の気持ちは楽になる。また、家に戻ることによって状況が元に戻ってしまうのではないかという懸念から、生活環境は変えず、就労のためのOJTを行ったり、活動の時間を9時から17時・週5日にして活動の強度をあげたりする形で期間を延長する参加者もいる。

○利用者の親との連携方法

- 第二土曜日に家族会があるため、そこで参加者の様子を伝えている。（こどもを）預けっぱなしにするのではなく、参加者に対して保護者以外の支援者を増やすために私たちはプロとしてお手伝いをしている。そのため、私たちがきちんと参加者を見ているかどうかを見てもらうようにしており、家族会には来てもらい、活動報告を聞き、参加者の様子を面談で確認するようにお願いしている。家族会に入寮する家族には基本的に入会していただいている。
- 家族会の中に部会があり、ボランティア活動をして、サポーターの役割も担っていただいている。自分のこどもではなく、当法人に来ている他のこどもも見てもらえるように伝えている。

○共同生活型支援の課題等

- 社会的にあまり認知されていないことである。制度化されていないため、悪徳業者がいるというようなネガティブなイメージがもたれてしまっている。また、経済的に負担できない人は利用できず、親の経済力に依存してしまう。金銭的なサポートの仕組みがあればいろいろな人にも参加してもらえと考える。
- 課題解決型の支援にはなりえないことである。我々に預けたことで病気が治ったり悩みが解決したりすることではない。絡まっているものを解きほぐしたり、得意不得意を活かす方法を知ってもらう機会を提供したりすることしかできない。家族にも本人にも劇的な変化を期待されると難しい。
- 成果が見せにくいことも課題である。社会インパクト評価や金銭的指標への置き換えなどをプロジェクトの際に試しているが、難しい上に、家族の実感をどう出力するのかは毎回苦労している。
- 共同生活型支援の事業のみで収支を立てておらず、参加費のみで人件費や共同生活にかかる費用を全て捻出しているわけではない。共同生活を担っているスタッフも、日中は当法人の別の場所で仕事をすることで運営できている。人材は足りていない。
- 一般的にファンドレイズされにくい分野である。課題を示しても家族の問題であるという考えが多く、寄付やサポートにつながりにくい。当事者ではなく、支援者が発信しても難しい。

○共同生活型支援の利点や意義

- 場面転換ができるということが一番大きい。一度、家族との関係をリセットできる。離れることで冷静になってお互いを見られるようになる。同じ空間にいたからこそ問題が深刻になってしまっており、離れることで見えることがお互いにある。共同生活はひきこもりの問題において有意義な方法だと思う。
- 家族の距離の適正化は共同生活の醍醐味であり、根幹である。物理的に離れることで、精神的な距離が適正化されるケースが多くある。近すぎても離れすぎてもいけず、支援者はプロとして介入して助けることができる。信頼を得るために親に様々なことをすると同時に、本人にも信頼構築のための関わりをするが、一番大切なことは、親がこどものことを思って預けているということをこどもに伝えることである。親の愛は正しく伝わらないこともあり、ひねくれてしまったり、過剰に依存してしまったりすることもある。

1. 基本事項

○行政が開催する連携体制構築のための会議体等への参画状況

- 富山県引きこもり対策支援協議会や自治体のひきこもり対策支援協議会などに参画している。また、子ども・若者支援、社会的養護関連（富山県子ども若者支援地域協議会）、地域若者サポートステーション関連（高岡地域若者サポートステーション）に参画している。
- 2005年に厚生労働省「若者自立塾」の実施機関に選定された。
- 2010年からは厚労省委託事業「地域若者サポートステーション」の運営も行っている。
- その他にも、父母会やシンポジウム、地域活動にも積極的に参画している。

○現在の参加者数と近年の参加者数の変化

- 現在、当施設の利用者は約16名であり、農業体験プログラムや短期利用者も含まれる。
- 過去37年間で480人以上が参加しており、県外出身者も多く、地域に住所を移した者は200人に及ぶ。そのうち59人がアパート等で自立し、12人が結婚して家庭を持っている。
- 近年は経済的な理由や公的補助の不足により、参加者数は減っている。

2. 共同生活型支援開始までの手続きについて

○見学・体験時に説明している内容

- 見学や体験の際には、施設や生活の流れ、作業体験、食事や掃除の当番、勉強会、保険加入（寮生は全員加入）、利用費用、生活ルール等について説明を行っている。
- 農業体験プログラムの場合は、2泊3日15,000円、1泊2日9,800円（いずれも食事・保険料・個別相談料を含む）であり、持ち物や生活上の注意点についても説明するようにしている。

○共同生活型支援開始までの契約関係等の手続きについて

- 開始にあたっては、厳密な契約書ではなく、保護者に対して誓約書に一筆書いてもらう形で同意を取得している。保証人は必須ではないが、保護者の支払能力等を確認している。書類（様式）は弁護士による確認も行われている。
- 契約書様式は簡易的にしており、個々の事情に合わせて柔軟に運用している。
- 利用開始時には、本人や家族との面談もしくは電話で話をし、生活ルールや費用、支援内容について説明し、同意を得ている。なお、相談は随時受け付けている。

○途中解約時の手続や決まりについて

- 途中解約の場合には、食材や生活費の精算を行い、残り日数で計算をして返金している。
- 退所時には、本人や家族に生活状況や今後の進路について説明し、必要に応じて退所後のフォローを行う。
- 未成年の場合は、保護者の意思を尊重しつつ、本人の意思も考慮して対応している。
- 突然の退所もありうるが、食材等の準備があるため、できるだけ早めに連絡してほしいと伝えている。

3. 支援内容について

○取組（支援）の具体的な内容

- 支援においては、家庭的で温かい雰囲気、個々人のペース、地域とのつながり、失敗を学びに変える姿勢を特に大切にしている。
- まず生活習慣の改善を重視している。早寝早起きや食事時間の遵守を基本とし、生活リズムを整えながら農作業を中心としたさまざまな活動に参加する。
- 農作業としては、稲作（田植え～刈り取り、袋詰め、配達）や野菜の定植・収穫等の一連の過程を経験する。就労体験先としては、近隣の農家や地域の事業所などがある。作業は午前と午後にそれぞれ2時間程度実施し、雨天時は屋内での作業やスポーツ、リクレーション等を行う。無理強いせず、その場にいる（見ている）ことから始める場合もある。
- 宿泊中は、起床や門限等の時間厳守、食事、掃除などの当番やルールが設けられており、挨拶に始まるコミュニケーションの取り方、「ホウレンソウ」等社会人として最低限の常識を、生活の中で身に付けていくことを目指している。
- 勉強会は教員免許を持つスタッフが担当している。地域行事や駅伝などにも参加しており、父母会もある。また、農地所有適格法人と連携して、農福連携を推進している。
- 地域の NPO や医療機関、福祉機関とも連携し、実践的な社会参加支援を行っている。
- 地域祭りや駅伝、旅行、スポーツ大会、農業活動などへの参加を通じて、地域住民や他団体との交流を大切にしている。
- 「人間は土に触れることで元気になれる」「親が変わらなくても子どもが変わる」「午前・午後ともに2時間程度の作業」「雨でもできる限り体を動かす」「久しぶりの肉体労働で筋肉痛」といったように、実際の生活体験に基づいた支援を行う。
- 定期的に本人と面談をしたり、保護者に連絡したりして、個別支援計画は柔軟に運用している。その情報は、支援者間でも随時共有を行っている。
- 退所後も進路相談や生活相談に応じており、必要に応じて他機関へつないだりしてフォローアップを行っている。

○利用者の親との連携方法

- 利用者の保護者とは、父母会の開催や定期的な面談を通じて生活状況や本人の状態を共有している。進路決定時にも保護者と協力して対応している。
- 保護者が利用を断る場合は、本人の意思も考慮しつつ、退所手続きを行う。生活状況の説明をして、必要に応じて退所後のフォローを行っている。
- 保護者との連携においては、経済状況や本人との意思不一致への対応に苦慮することがあるが、親子双方への寄り添いを重視している。
- 父母会に参加した保護者が子どもの元気な姿を見て、保護者の方に余裕が生まれることが大事。

○共同生活型支援の課題等

- 課題としては、経済的負担の増加、施設運営にかかる財政基盤の不安定さ、人材の不足等が挙げられる。
- 30年前は費用を支払うことのできる家庭が多かったが、今は厳しい。経済的な事情が理由で入寮をためらう家庭が増えている。
- 当施設は参加者（家族）からの月額利用料（15～16万円／月：人件費・食費・水道光熱費等を含む）により運営費を賄っている。公的補助はなく、財政基盤は不

安定である。建物や設備の老朽化も課題としてある。

- 昔と違い、今は皆が貧しくなっており、公的機関が施設を構え、民間団体が運営するといった公設民営のようなモデルに対する補助や助成があればよいと考えている。
- 人材については、特に、アウトリーチ人材の不足が深刻である。また、スタッフの24時間体制での支援を維持していくことが難しいと感じている。

○共同生活型支援の利点や意義

- フリースペースと比べれば、本人と寄り添う時間が圧倒的に長い。丸1日関わることで、食事の支度、身の回りの整理整頓等生活面を含めた全般を支援できる。また、夜の時間帯においては、他愛のない話から現在の不安や将来のことについての相談や、スマホの使い過ぎ等にも気を配ることが可能。
- 体を動かして規則正しく食事をとるので、偏食・過食が収まってくる。
- 当施設の特徴として、農福連携がある。共同生活を通じて自己変革を促し、社会復帰や自立への第一歩となる。「人間、太陽の下、土に触れれば元気になる」という理念が根底にあり、農福連携による実践的な社会参加支援も意義深いことであると捉えている。
- 当施設での成功体験を重ねて自立した参加者は多く、この地域に定住した例も多い。参加者からは「一人暮らしをしてみたい」「自分に厳しくしたい」などの声が寄せられており、卒業生の中には家庭を持った者も複数いる。「ひきこもりとなり絶望したが、当施設で体験を重ねて自分を出せるようになった」「家族とのすれ違いがあったが、父母会でコミュニケーションがとれるようになった」なども語られ、本人・家族双方にとって大きな変化がもたらされたケースがあった。

1. 基本事項

○行政が開催する連携体制構築のための会議体等への参画状況

- 生活困窮者自立支援制度関連（自立支援調整会議）、障害者自立支援関連（就労移行や就 B 型の会議）、子ども・若者支援、社会的養護関連（子若系、社会養護系、こども食堂系の連絡会議）、地域若者サポートステーション関連等に参加している。その他に、委員として、理事長が富山県公立夜間中学設置検討協議会、富山県こどもの権利に関する条例の制定に向けた検討委員会にも参画している。
- 県のひきこもり支援関係の会議や、サポステ、児童養護施設、厚生センター等と連携している。認可された共同生活型支援事業として、低額宿泊所や自立援助ホームも運営している。

○現在の参加者数と近年の参加者数の変化

- 現在は 21 名が入所している。コロナ禍以降は生活困窮者の利用が増え、ひきこもり支援希望者は減少傾向にある。以前に若者自立塾を行っていた時代は 22～23 名ほどの利用があったが、近年は自立援助ホームや低額宿泊所の利用が中心となっている。
- 利用者の年齢層は幅広く、若年層だけでなく、70 代の高齢者もいる。県外からの参加者も多く、地元で働きづらい若者が、当所に来てやり直すケースもある。

2. 共同生活型支援開始までの手続きについて

○見学・体験時に説明している内容

- 見学希望があれば必ず受け入れている。保護者と本人と一緒に来ることが多く、説明は現地で行う。遠方の場合は喫茶店等で説明することもある。
- 本人・保護者の意向やマッチングも考慮して、必要があれば他施設も案内している。見学後、そのまま入所となるケースもあれば、複数施設を案内して選択することもある。問い合わせはメール、電話、SNS 等で受け付けている。

○共同生活型支援開始までの契約関係等の手続きについて

- 利用契約書や誓約書を交わしている。契約書類は入所時に作成し、現地で署名することが多い。
- 保護者と本人と一緒に来て、現地で契約や説明を行う。必要な持ち物や費用については事前に説明しており、着の身着のままで入所できる体制も整えている。布団やシーツ等は貸し出しており、週 1 回交換している。

○途中解約時の手続や決まりについて

- 途中解約の場合は日割りで返金対応をしている。月途中で退所が決まった場合、残り期間分を返金する。
- 参加期間については、期間が定められている集中訓練プログラムの場合は、3 ヶ月や 6 ヶ月などの設定があるが、状況に応じて柔軟に対応している。
- 正規料金は月額 145,000 円であるが、状況により正規料金が支払われないケースも多い。集中訓練期間は 60,000 円である。冬季（11 月～3 月）は暖房費が加算される。なお、生活保護利用者の場合は生活保護費の範囲で運営している。
- 退所時は本人の希望や状況を見て、卒業日を決定する。連絡が途絶えるケースもあるが、退所後も連絡を取り合うことが多い。

3. 支援内容について

○取組（支援）の具体的な内容

- 共同生活型支援においては、一人ひとりの特性に合わせて支援すること、生活全体を伴走して支援すること、地域との関係づくりを大切にしている。
- 日常生活のリズムを整えることから始まり、運動プログラム、集合支援、就職体験、アルバイト体験などを段階的に実施している。旅館や地域の事業所での就労体験、レクリエーション、金銭管理のサポートも行っている。
- 生活支援は一緒に生活しながら行う。個々の状況に合わせてスタッフが声かけやサポートを行っている。生活リズムが崩れやすい利用者には柔軟に対応している。共用スペースの消灯時刻、生活リズムを守るための声かけなど、生活上は最低限のルールとしている。
- 就労支援では履歴書の空白を埋めるため、土日のみでも働ける職場につなぎ、面接対策や履歴書の書き方も指導する。多機能型事業所やサポステとも連携している。生産活動はブルーベリー農園や清掃、内職等を地域と協力して実施している。
- 参加者は、宿舎で生活しながらサポステや多機能型事業所、地域活動に参加する生活を送る。就労体験や生産活動は宿舎と事業所で実施している。活動場所は事業所内外に広がっている。
- こども食堂や学習支援、地域イベントの手伝いなども行っている。地域の農家や保育園児と連携し、収穫祭や清掃活動なども実施している。
- 地域のイベントや祭り、町内会等への参加機会は、コロナ禍以降減っているが、今後は再開することを検討している。地域の人や外国人労働者との交流、こども食堂など地域活動にも積極的に関わっている。普段の生活や就労体験先で近隣住民や外国人労働者と交流する機会も多い。
- 地域との関係づくりは「お願いと謝ること」が大切だと考えている。イベントや祭りの手伝いなどを通じて地域から信頼を得るよう努めている。
- 毎週金曜日にスタッフミーティングを実施し、利用者の体調や進捗を共有している。参加者ごとに1週間の流れやプログラムを調整し、本人と相談しながら決定する。日々の予定表を作成し、本人と話し合いながら微調整を行っている。退所時には個別に面談して話をする。また、もしも問題行動があった場合には、個別面談で話を聞くようにしている。
- 退所後も卒業生と連絡を取り合っている。年2回のイベントに来てもらったり、LINE等でやり取りを続けていたりする。連絡が途絶えるケースもあるが、中には、卒業後にこの地域の会社で働き、定期的に交流している例もある。

○利用者の親との連携方法

- 必ず保護者と連携し、必要に応じて親の会も開催している。最近は個別に面談や夕食を共にする形が多い。親の意向や親子の関係性にも配慮しながら丁寧にコミュニケーションをとっている。必要に応じて児童相談所や福祉課と連携して支援することもある。
- 親とコミュニケーションをとりながら調整し、本人の意思を尊重しつつ、親子間の関係性に留意しながら対応している。
- こどもから「帰りたい」などの訴えがあった場合は、受け止めつつも、親がこどもの訴えをすぐに受け入れてしまうと支援が進まなくなる場合もあるため、丁寧にコミュニケーションをとるよう心がけている。

○共同生活型支援の課題等

- 費用のハードルが高く、利用者が限られてしまう。
- 共同生活や冬季の雪かき、生活リズムの調整なども難しい点である。
- 生活保護利用者の支給額が少ないため、運営費のやりくりで苦労している。職員の高齢化や人手不足も課題である。
- 住み込み職員が3名、その他にも、通いの職員もいる。生活支援を担当する職員の他、事業所職員もいる。人手不足感があり、若くて元気な人材を求めている。女性スタッフも必要となるが、現状としては不足している。人材については、ボランティアや卒業生から当法人のスタッフになるケースもある。
- 運営費用のやりくりは厳しく、薄利多売で維持している。物価高騰や維持費の増加も課題。エレベーターや設備の修繕費用など、内部留保が難しい状況である。灯油や食材費も高騰しているため、利用料を上げたいが難しい。なお、月額利用料は回収できないこともある。
- 広報活動の不足も課題であり、ハローワークへの求人票掲示やSNSでの情報発信などを行っているが、ネット上では悪徳業者と混同されてしまう現状もある。

○共同生活型支援の利点や意義

- 住み込み型で生活全体を支援できることが利点である。生活習慣や社会性の獲得、親元を離れて自分の力で生活する経験を積むことができる。相談支援だけではあまり変化がなかった人でも、実際に生活を共にすることで、自立に向けて変化しやすいように感じる。
- 仲間と一緒に生活し、イベントや共同作業を通じて社会性や自立心を育むことができる点も利点である。卒業生同士が互いに刺激を受け、成長していく姿が見られる。ソフトボール大会などのレクリエーションを通じて、コミュニケーション力や社会性が向上したとの声もある。

1. 基本事項

○行政が開催する連携体制構築のための会議体等への参画状況

- 子ども・若者支援、社会的養護関連（子ども・若者地域支援協議会事業、事務担当者会議、全体調整会議の企画・運営）など、行政関連の会議に参加している。
- 県の「子ども・若者サポートネット」（子ども・若者支援地域協議会）の東信地区の事務局を担当している。これは長野県からの委託事業である。
- ひきこもり支援に関する会議体にも参加している。東信地区の事務局として年2回の調整会議を開催している。また、地域若者サポートステーション事業も受託しており、上田市に事務所を構えている。専属スタッフが関わっている。
- 沖縄県にも校舎がある。沖縄県は、県の補助金を受け運営しており、生徒の利用者負担はないが寮設備がなく、就労などの自立に向け、上田本校の「集中訓練プログラム」の枠で受入れている。経済的余裕がある場合、生徒としての受入れもしている。長野県と沖縄県で持ち味を活かしながら連携している。

○現在の参加者数と近年の参加者数の変化

- 現在の参加者数については、籍のある生徒を含めると28名、通学している生徒は12名である。体験生として沖縄から来ている生徒もいる。最年少は15歳、最年長は46歳である。中には、児童養護施設では継続が難しかった子どもも、当学園では楽しく生活できているというケースもある。
- 直接の申し込みや、外部からの紹介・相談も受けている。サポートネットやサポートステーションを通じて、行政では対応しきれなくなった場合の相談先として要請が来ることもある。障がい福祉サービス等の事業所ではないためある程度の利用者負担が発生するが、行政担当者は制度を最大限活用している。全てのニーズにフル対応するのは難しいが、できる範囲でオーダーメイド的に支援している。また、中退した高校生の進路として当学園を選択肢にしたいという相談もある。
- 参加者数の推移については、20年前は少人数で始まったが、映画やテレビ番組などで当団体の活動が取り上げられた影響で一時的に増加し、最大30名程度に達したこともある。卒業生が増えたことで一時期は人数が減ったが、最近は再び増加傾向にある。制度的な要因よりも口コミで広がることが多い。公的支援が少なく、費用の壁で利用を断念されるケースもあり、定員は30名程度が限度と考えている。
- かつては「若者自立塾」を受託していたが、制度終了後は経済的な余裕がある家庭でなければ利用が難しくなった。
- 支援を手厚くすればするほど、ニーズが増えていく傾向がある。
- 直接申し込みがある場合は、基本的に家族、特に母親からの依頼が多い。寮体験を経て、本人・保護者が「ここでやっていけそうだ」と思えば入学となる。

2. 共同生活型支援開始までの手続きについて

○見学・体験時に説明している内容

- 見学・体験として何度か来園して1日の活動を体験してもらい、慣れたところで入学を検討してもらっている。カウンセリングから始め、体験をするものの、経済的な事情等で入学に至らない場合もある。
- 学園の資料も見て理解を深めてもらい、入学までの準備を進める。学園で重視し

ているのは、教科的な勉強よりも「生きる力」である。衣食住に関する身支度や掃除など、基本的な生活力を養い、座学では自己理解や他者理解、社会的役割を学ぶ。生徒会活動などを通してコミュニケーション能力の醸成も重視している。社会体験を通じて「欲望」や「やりたいこと」を引き出し、就労につなげていく支援を行っている。

○共同生活型支援開始までの契約関係等の手続きについて

- 体験後、入学を希望する場合は入学手続きに進む。保護者と本人に契約書類を記載してもらい、経歴や障害者手帳の有無なども記載する。家族の状況や将来の希望についても記入してもらう。最終的には理事長による面接がある。入学試験はないが、入学までに適性を見極めている。入寮時の説明に用いる『入寮のしおり』も用意している。
- 時期を問わず入寮・入学は可能であるが、基本的には9月に行われる入学式への参加も含めて入寮という形になる。
- 入寮者の中には40歳代の方もいる。10年以上引きこもっていたが、スタッフがアウトリーチという形で80回ほど訪問した。シェアハウスに入居し、働きたいという希望があり、協力企業（後述）にて働き始めた。今でも週1回ほど当学園に通っている。そういった方は2〜3年ほどで卒業するケースもある。
- ひきこもり期間が長いほど卒業までの期間も長くなる傾向がある。最近も40歳くらいで卒業した方がいるが、9年ほど通っていた。
- 入寮期間の目途としては、だいたい3〜4年程度を見込んでいる。卒業の要件としては、経済的利益の可能性を作ること、3カ月以上働ける状態であること、精神的な安定があることが求められる。働き始めてから1年ほど経過してから卒業する生徒が多い。卒業の時期は本人の希望や状況に応じてケースバイケースで対応している。
- 費用面については、悪徳業者のように法外な金額を請求することではなく、丁寧に説明している。無料にすると継続利用が長期化する懸念もあるため、一定の自己負担を設けている。ただし、公的支援があれば受け入れが広がると考えている。
- 経済的に難しいケースもあり、保護者の理解が得られない場合もある。公的制度の助成や制度の整備を検討してほしい。
- 障害者手帳を取得して障害者雇用に進むケースもあるが、本人や保護者の理解が進まないことがネックになることもある。
- 以前は障害者支援型の事業所設立も検討したが、制度や助成金の問題で難しくなった。今は理事長のネットワークでつながった企業など、複数の協力企業と連携している。

○途中解約時の手続や決まりについて

- ご本人の気持ちとこちらの方針が合わない等で、話し合いのうえで退学（退寮）される方もいる。入学時に、入会金などを納めていただく。年会費、設備費は年度毎に収めていただくかたちである。授業料等は、毎月納めていただくようになっている。入学時に納付した費用は退学後も返還しないが、月々の費用は退学した場合は発生しない。

3. 支援内容について

○取組（支援）の具体的な内容

- 入学後から卒業までの流れは、個々の事情によって異なる。一年ごとにスタッフ

と生徒で話し合いながら計画を立てる。最初は座学中心で、徐々に就労へと移行していく。週1回のバイトから始め、徐々に増やして正社員を目指す。年1回のプラン立案のほか、面談も随時行う。

- 入学時には理事長のカウンセリングがあり、審査に合格すれば入寮となる。寮生活では共同で助け合いながら生活している。人によっては部屋の掃除が苦手な場合もあるが、スタッフや仲間が支援している。
- 就労支援や障害者雇用のサポートも行っており、本人が納得して進めるよう支援している。ケースバイケースで対応している。職員側では担当がつき、必要に応じて週1回のミーティングで方針を決定している。通知表は前期・後期で生徒や保護者にコメントを伝えている。
- カリキュラムは選択制で、年間計画に基づき様々な科目を学べる。コミュニケーション能力や健康面のプログラムも重視している。朝は筋トレやウォーキングを行い、体を動かす習慣をつけている。
- 卒業後もOBとのつながりを維持している。遠足などの行事にはOBが参加し、在校生を支援している。スタッフは生徒と共に活動し、教育は一方的に教えるのではなく、共に汗を流しながら行っている。
- 学園内での生産活動は、以前は農業などを手広く行っていたが、今は規模を縮小している。現在は自分たちで食べる分のみお米を作っている。
- 学園祭は大きな行事の一つであり、協調性を養う機会となっている。
- 1年ごとに現場のスタッフと生徒で話し合いながら計画を立てている。障害者のサービスであれば支援計画などを取り交わすことになるが、当学園の場合は話し合って決めていくという形で、年間のプランを作成している。それ以外にも面談などを行っている。
- 計画や方針の決定は現場スタッフと生徒の話し合いを基本としており、職員全体での情報共有やミーティングを通して最終的な方針を決めている。職員側ではそれぞれの生徒に担当がつき、その担当が本人と話をする。大事なことは職員のミーティングにおいて皆で話し合っ方向性を見て決める。なお、職員ミーティングは毎週開催しており、生徒に何か問題が生じた場合は、そのミーティングにおいて皆で判断し、対応を決めていく形になっている。
- 年に2回は必ずプランの見直しをしている。また、前期と後期で通知表を分けて、生徒や保護者の方にコメントを伝えている。学校のような形式で通知表を出しており、コメントを通じて進捗や課題を伝えている。
- 他団体とのネットワークもあり、県内外の団体と連携している。
- 共同生活については基本的に一定の決まりが設けられているが、その内容については生徒同士で話し合っ決めて決めることも多い。生徒会が存在し、学園祭などの大きな行事に向けては、生徒が主体となって準備や運営を行い、その過程で自然と必要なルールや協力体制が生まれている。決まりを一方的に押し付けるのではなく、生徒自身が主体的に関わることで、協調性や自律性が養われていると考える。

○利用者の親との連携方法

- 年4回ほど保護者会や勉強会を開催している。全国各地から生徒が集まるため限界はあるが、卒業後も参加している方がいる。
- 家族全体の支援が必要な場合はカウンセリングも行っている。

○共同生活型支援の課題

- 費用面で課題があり、若者自立塾のような仕組みの復活が必要であると感じる。

○共同生活型支援の利点や意義

- 利点としては、通学だけよりも寮生活によって生活力が養われ、支援がコンパクトに終わる傾向がある。寮設備のため全国から希望者を受け入れられる。
- 親子関係に課題がある場合は、一旦家庭から離れて生活力を養うことが重要である。共同生活型支援では「生きる力」を養うことを重視している。日中の活動だけであれば少しだけの関わりで済むが、共同生活で一日中人と接していれば、色々と折り合いをつけなければならないことも生じてくる。共同生活を通じてそのあたりの経験値を上げることができると思う。
- 教育という一方的に教える形ではなく、現場のスタッフも一緒に農業や田植えも汗をかいてやるため、共同生活型支援によって、参加者が仲間とつながり、困難なことも一緒に乗り越えていく力が育まれていると実感している。OB/OG が行事や日常に関わってくれることで、縦のつながりもでき、コミュニケーションや社会性が養われていると感じる場面が多い。

1. 基本事項

○行政が開催する連携体制構築のための会議体等への参画状況

- 重層的支援体制整備事業関連（福祉総合相談室会議（蒲郡市）、ぷらっとフォームカンファレンス（豊川市））、障害者自立支援関連（基幹相談支援センター会議（蒲郡市）、自立支援協議会（就労促進部会／人材確保・定着支援部会）（蒲郡市））、子ども・若者支援、社会的養護関連（蒲郡市子ども・若者ネットワーク協議会（代表者会議／実務者会議）、豊川市子ども・若者支援地域協議会（代表者会議／実務者会議）、西尾市子ども・若者支援地域協議会（代表者会議））、地域若者サポートステーション関連（地域若者連携支援会議（愛知県））といった会議体に参加している。
- 蒲郡市は子ども・若者育成支援推進法関連のネットワークを早い段階で作ったため、メンバーとして代表者会議や実務者会議に参加している。若者サポートステーションの管轄地域が蒲郡市、豊川市、岡崎市、幸田町であり、豊川にも常設のサポートステーションをもっているため、豊川の子どもの若者育成支援推進法関連のネットワーク会議にも年に2回参加している。豊川や西尾の保健所や、岡崎や東三河の精神保健福祉協議会が行っているひきこもりの連絡協議会などにも参加している。ひきこもりの担当部署である保健所や名古屋の精神保健福祉センターの会議に参加しており、勉強会をしたり、講演の機会をもらったりしている。

○現在の参加者数と近年の参加者数の変化

- 入寮の相談については、親が情報をインターネットで探してホームページを見つけて問い合わせをするケースが多い。
- 保健所での紹介を受けて保護者や本人が来ることはある。共同生活型支援に関しては、民間の有料施設であるため、保健所やひきこもりの担当部署から紹介されることはあまりない。
- （参加者数の変化について）若者自立塾や基金訓練を行っていた時期の直後は、自立塾や基金訓練を契機に入寮した寮生もあり、16から17人ほど入寮していた。現在、参加者数は減少している。コロナ禍の影響もあるが、窓口が増え、そこで相談ができていることが一因ではないか。
- 寮生については、近年は愛知県内からの寮生も多いが、様々な地域から入寮している。卒業後、蒲郡に住む人もいれば、地元で就職する人もいる。蒲郡で就労経験を積んでから地元に戻る人もいる。

2. 共同生活型支援開始までの手続きについて

○見学・体験時に説明している内容

- メールや電話で問い合わせがあり、都合が合えば来所してもらい、相談や見学を受け付けている。基本的には親が見つけ、本人が来られれば親と一緒に来る。本人が寮の情報を見つけて問い合わせをしてくることはあるが、入寮まで至らない。
- 本人が動くことができないことも多いため、親と何回か相談する。親が家庭訪問を希望したり、ケースによっては訪問の有効性を伝えたりした上で、訪問支援を通して直接本人にアプローチをすることもある。
- 2週間の体験入寮を必須としている。本人が寮生活に合うかどうかを判断する場合もあるが、団体としても自団体で行える支援が合うかどうかについて見立てをするという意図もある。
- （本人と親の希望の相違について）本人が来られない時には訪問をするが、無理に連れてくるわけではなく、訪問する中で本人と会うタイミングを図り、会ったタイミングで

情報提供をする。家庭訪問の際は親を通して訪問日時を伝えてもらうようにしている。面会するかどうかは本人に任せており、本人が部屋から出てこない場合は親と2時間ほど話す。数回訪問し、本人が無理なことをするわけではないと安心するタイミングで声をかける。

○共同生活型支援開始までの契約関係等の手続きについて

- 本人に対して共同生活でのルールの説明を行う。親には委任状を書いてもらい、緊急連絡先も聞いている。体験入寮の間は様子を連絡している。相談票もあり、通院状況、家庭での状況についてチェックしてもらう。

○途中解約時の手続や決まりについて

- 卒寮の時期は個々の状況によるが、寮費の関係もあるので平均的な在寮期間（3から4年）を親に伝えている。なお、在寮期間は1年半の人や平均期間より長い人もいる。
- 卒寮時期の目途は、本人と話をして決める。目安として同一の職場で半年以上継続して勤務できたら、仕事を継続したり、働いたお金で一人暮らしができたりするのではないかと考えている。県外出身であっても、蒲郡市のアパートを借りて仕事に行き、夜は寮に来て夕飯を食べる人もいて、段階的に寮から離れていくイメージである。通信制高校卒業後、卒寮し、他県の大学に通っている寮生もいる。
- 途中で卒寮するケースはある。体調を崩す場合や家の事情で家に戻ったりする場合がある。その場合は、理事長やスタッフと話し合って共同生活型支援を終了することを決める。
- 卒寮後の進路については、本人も将来の希望や自信がない中で様々な経験をすることでステップアップし、方向性が見えてくる。就労が続かず、一般就労が難しい場合は福祉就労につながりつつある。

3. 支援内容について

○取組（支援）の具体的な内容

- 入寮中のプログラムとしては、公民館の床洗浄やワックスがけなどの掃除、草刈り、資源回収を行っている。公民館の掃除については、清掃会社にやり方を教えてもらったり、はじめのうちは手伝ってもらったりしていた。地域の方々に色々な機会をいただいており、草刈りの仕事は市役所から紹介された。焼き鳥の屋台を営業しているが、屋台を運営している人のところに入って勉強した。なお、焼き鳥屋台は市内のイベントなどで出店をしており、評判もよく常連のお客さんもいる。寮生にとっては就労訓練など自立に向けた訓練のプログラムとして行っている。
- 平日は9:30から16:00まで作業系の活動、座学、振り返りなどのプログラムを行っている。現在の寮生は高校に通学していたり、アルバイトしていたり、福祉サービスを利用していたりするなど日中は外出していることが多い。アルバイトをしてもアルバイトがない時には一緒にプログラムやスポーツに参加することもある。社会に出ることが難しい場合はプログラムに必ず参加するようにしており、徐々に社会に出ている場合であっても寮にいる時間は参加するようにしている。
- プログラムは月間で予定を組んでいる。年単位で契約をしていて納期があるもの（草刈りなど）もあるため、おおまかに作業時間を振り分けて、その間にレクリエーションを行っている。平日は毎日活動を行い、土曜日の午前中は仕事が忙しい際は仕事を優先しているが、それ以外はレクリエーションをしたり、ボランティアでキャンプ場の整備をしたりしている。土曜日の午後と日曜日は休みである。
- 草刈りや掃除など料金を受け取って行っている活動に参加した寮生には「報奨金」として工賃を支払っている。

- 食事については、平日の夕食は作ってもらったものを取りに行き、配膳を行う。朝食は宿直のスタッフが作り、休日の夕食もスタッフが作る。昼食は当番制で寮生が作る。メニューはスタッフが決め、寮生が自分でレシピを調べて作る。週末に食材の棚卸と買い出しもプログラムの一環として行っている。
- 卒寮後について、寮の近隣で暮らしており、一人暮らしが寂しかったり、相談場所が欲しいという希望があった場合などは、夕食を一緒に食べて話したり、夜の時間を寮で過ごしたりしてもらっている。

○利用者の親との連携方法

- 何か問題があればその度に連絡を取っている。2か月に1回本人の様子や写真を報告書として送る。3から4か月に1回、保護者会として親に寮に来てもらい、面談をしたり、本人と外食したり、荷物を届けたりしている。コロナ禍前は保護者会で親と寮生全員で食事をしながら会議をして個別面談をしていたが、現在は個別面談のみである。
- 会報を発行している。

○共同生活型支援の課題等

- 公的な補助がなく、親の負担が大きい。最初の電話での問い合わせ時点で訪問支援や入寮の値段がネックとなって支援ができないこともある。共同生活型支援以前の構造的な問題がある。
- 仕事を面白いと感じて長く勤めるスタッフもいるが、スタッフによっては働き方が合わず辞めてしまったスタッフもいる。今後の人材確保に課題がある。
- 費用の内訳は示しているが、月に15万円という費用は決して安くはない。さらに時間のかかる支援であり、平均で3から4年かかり、それ以上かかることもある。来た時の状況や経験によっても異なり、ひきこもっていた時間が長ければ支援にも時間がかかり、親の負担も重くなる。スタッフへの給料も高くすることができない。現在は待遇を変えているが、以前、自身の給料では家庭を支えられないとして結婚を機に辞める男性スタッフもいた。数年の勤務によってスキルアップしたスタッフが辞めてしまい、また新しい人を雇うことになると（ノウハウが）蓄積されない。宿直もあり、人材面でも課題がある。宿直は当番で行っており、365日24時間スタッフが寮にいるようにしている。
- 寮ができてから30年ほど経過し、施設が老朽化しているため、修繕に費用がかかる。
- 寮生の人数に増減があり、人数が多ければ料金も多く入ってくるが、人数が少ないと収入が少なく、やりくりが大変になる。

○共同生活型支援の利点や意義

- 本人の生活面が見えることである。通所であれば来ている時間の様子しかわからないが、一緒に生活することで本人の特徴、得意な点、課題が見えてくる。濃密な時間を共有することができる。寮生は集団や人といることが苦手だが、集団の中にいることで人との距離感やかかわり方などをプログラムだけではなく日常生活を通して学ぶことができる。1人の空間や1人の時間も必要だと考え、個室を用意しているが、一緒にいる間に人との接点ができることは共同生活型支援ならではの点と考える。
- 親元を離れることができることも利点である。自宅では食事や洗濯など生活面での面倒を親が見ていることが多いが、寮では日常生活で必要なことを自分で行うため、人によって程度の差はあるものの自立心や感謝の気持ちが芽生える。わだかまりがあった気持ちが距離を置くことで冷静にみられるようになり、親子関係への良い効果がある。

1. 基本事項

○行政が開催する連携体制構築のための会議体等への参画状況

- 自治体の若者支援機関が主催する検証会議（2ヶ月に1回開催）にスーパーバイザーとして参画している。共同生活型支援の提案や助言を行うほか、地域若者サポートステーションや市の若者総合支援センター、社会福祉協議会、障害福祉課、保健所など多様な行政・支援機関とのネットワークを持ち、地域・広域での連携を推進している。特にひきこもり支援窓口や医療機関とも連携し、医療的ケアや生活支援が必要な事例の受け入れ・調整・アフターケアを担っている。
- その他、子ども・若者支援、社会的養護関連（高槻市青少年問題協議会）、大阪府子ども・若者民間支援団体連絡会議等の会議体にも参画している。

○現在の参加者数と近年の参加者数の変化

- 寮の定員は最大8名であり、法人が借り上げるワンルーム等も含めて複数名の生活支援を行っている。入所経緯は主に家族や支援機関、行政・医療機関からの紹介によるものであり、本人からの直接相談は稀である。
- 入所者の年齢や背景は多様であり、学齢期の若年者から40歳程度まで幅広い。入所期間は半年程度から5年以上と幅広く、卒業後も地域で自立生活を続けるケースが多い。近年は経済的困難や医療的ケアを要する参加者、ひきこもり経験者が増加傾向にある。地域の支援機関や行政ネットワークを通じて、困難事例の受け皿としての役割も強まっている。

2. 共同生活型支援開始までの手続きについて

○見学・体験時に説明している内容

- 施設の生活ルールや支援内容、利用料金、支援体制、活動内容、個室や共有スペースの使い方、スタッフの対応範囲などについて説明している。本人・家族それぞれに対し、見学の際に直接説明を行うことを基本としている。

○共同生活型支援開始までの契約関係等の手続きについて

- 利用者（主に保護者）と利用契約書を締結している。賃貸借契約に近い形式であり、家賃や食費、損傷時の弁償、生活上のルール等を盛り込んだ内容となっている。
- 入所にあたっては、本人の意思を重視し、「妥協と諦め」のバランスで無理強いせず、本人には志望書（履歴書的要素、好き嫌いやこれまでの経歴等を記載）を記入してもらい、入寮意思を確認している。家族には契約内容を説明し、双方の意思を個別面談で確認する。本人の意思を重視しつつも、親の経済的負担に関する意向も聞き取る。

○途中解約時の手続や決まりについて

- 途中解約については、本人・家族双方の意思を確認し、退所届や契約解除の意思表示をもって手続きとする。退所の際は、生活状況や今後の見通し、必要に応じてフォローアップの内容を説明する。契約者（保護者）と未成年者の意思が一致しない場合は、個別に面談し、妥協点を探りつつ、無理に入寮を強いることはしない。退所後も必要に応じて訪問看護や相談支援を継続できるよう案内している。

- 当団体が行っている訪問看護の事業を通じて最低限の連絡・報告は継続している。卒業（退所）時期は自己管理能力や生活状況、仲間との関係等を総合的に判断し、本人・スタッフが相談の上で決定している。実家に戻る人は少なく、地域で自立生活に移行するケースが多い。

3. 支援内容について

○取組（支援）の具体的な内容

- 本人の意思やペースを尊重し、無理に自立や卒業を強いないこと、地域や仲間とのつながりを大切にすること、失敗しても再チャレンジできる環境を維持すること、親や家族との関係にも柔軟に対応することを大切にして活動している。
- 朝食は全員で摂ることを基本とし、その後は9時に作業や活動に参加する。農作業（大根等の栽培・収穫）、食品加工、当団体の運営している八百屋での販売などの生産活動を行っている。生産活動には工賃を支給し、金銭管理や就労体験の機会としている。当団体の運営する就労継続支援B型事業所、訪問看護ステーションと連携し、生活支援・医療的ケアも行う。行政機関・医療機関・地域の支援団体等とも連携し、必要に応じて情報共有・協働をしている。
- 日々の活動としては、農業（大根を2,000～3,000本規模での栽培・収穫）や食品加工、八百屋の運営等を実施している。参加者やスタッフが協力して作業を分担し、出荷する際は市場流通と直売を使い分けている。農作業や八百屋での販売は、地域住民との交流の場にもなっており、地域とのつながりが自然に生まれている。
- 農地や八百屋など、施設外の活動場所も活用している。宿泊場所と活動場所が近接しているため、移動の負担を軽減し、生活と就労の連続性を持たせている。
- 工賃の考え方については、出荷価格と直売価格の違いを参加者に伝え、「自分で働いたお金で欲しい物を買う」ことの大切さを説明している。欲や目標を持つことが、働く意欲につながると考えている。
- 内職や加工、イベント出店など多彩な活動を通じて、本人のモチベーションや社会参加を促している。
- 農作業や八百屋での販売、地域イベントへの参加などを通じて、地域住民と自然な交流を図っている。地域の方がイベントや店に立ち寄るなど、日常的な接点が生まれている。地域とは、長年の関係性や信頼を大切にし、地域の人々へお願いや謝罪を欠かさないよう心掛けている。新しい支援機関では地域との関係構築が課題であり、既存のネットワークを活かしつつ、地道な交流を重視している。当団体は「地域福祉・社会福祉とは、地域住民との関わりなくして成り立たない」という理念を持ち、スタッフだけでなく隣近所の人々も支援の担い手として位置づけている。今後、新規施設を検討する場合も、地域資源との連携や地域活性化へのビジョンを持つことが重要だと考えている。
- 支援スタッフは看護師、就労継続支援B型事業所スタッフ、事務スタッフなど複数職種が連携し、訪問看護も導入している。ケース対応は、まず窓口となる理事長自身が他機関からの相談・連絡を受け、現場スタッフと情報共有し、必要に応じて医療連携・生活支援・訪問看護などを組み合わせて支援計画を立てる。
- 運営会議は月1回、部門ごとのチーム会議は週1回開催し、日々の申し送りもほぼ毎日実施しているが、ケースによっては、受け入れ可否を代表が判断し、必要に応じてリスク対応や生活支援の調整を行う。受け入れ困難なケース（アルコール・薬物依存、性癖、盗癖等）については、司法や他機関への連携も検討する。
- 退所後も訪問看護による月1回のフォローアップや、就労支援、相談支援を継続で

きる体制である。必要に応じて他機関へのリファーも行い、進学・就職・自立生活等個々のニーズに応じたサポートを継続している。

○利用者の親との連携方法

- 定期的な生活状況の報告や、必要に応じた面談を実施している。親には契約面の説明や、生活上のトラブル・進捗についても適宜連絡し、相談に応じている。訪問看護を通じて、親との連携を図っている。
- 親が関わりたい場合は面談等に応じるが、基本的には本人と親は分離して支援を進める方針である。かつては家族会も開催していたが、現在は実施していない。
- 親が利用終了を希望した場合、本人・家族双方と面談し、最終的な意思確認を行う。経済的理由等でやむを得ず退所する場合も、今後の生活設計や必要な支援について説明し、行政・福祉機関とも連携して対応する。
- 親子で意見が一致しない場合は、個別に意見を聴取し、無理強いせず妥協点を模索する。親が過干渉にならないよう、距離感を調整しつつ、必要な報告・連絡は怠らないよう配慮している。
- 親の意向と本人の意向が一致しない場合が多く、親だけが熱心でも本人が納得しなければ無理に入寮等させない方針である。親が傷つかないよう、本人に嫌われないよう、両者の橋渡しに留意している。親には「一時的に嫌われても仕方ない」と覚悟してもらう説明を行うことが多い。

○共同生活型支援の課題

- 運営資金の確保や、医療・福祉制度の枠組みを活用するための調整が課題である。
- 建物の老朽化など、施設の維持管理も課題である。また、体育館などの施設を借り際には多額の費用がかかるため、活動場所の確保には苦労がある。自然環境や広い活動空間がある地域とは異なり、都市部では就労支援や起業活動と並行して運営する必要がある、業務の両立に難しさを感じている。
- 参加者の多様なニーズや経済的負担にどう対応するかも課題である。
- 夜間の当直や家族会なども本来であれば実施したいが人手が不足しており難しい。
- 新しくこの分野に参入する団体にとっては、地域との信頼関係の構築が難しいことも課題となるのではないかと思う。

○共同生活型支援の利点や意義

- 集団生活や共同作業を通じて社会性・生活力を養い、地域とのつながりを持ちながら自立を後押しできる点が大きな意義である。本人の状況に応じた多様な支援が可能であり、単なる一時的な居場所ではなく、社会復帰や自立へのステップとなる。また、失敗してもやり直せるセーフティネットとしての役割や、本人の自立のモチベーションを引き出す場としての意義も大きい。
- 共同生活を通じて、仲間ができ、土日に遊びに行くようになり、自己管理（服薬・金銭・生活）やコミュニケーション力が向上したという声がある。
- 寮を出て自立生活を始めても、再び困難が生じた際には戻ることのできる安心感や、地域での居場所があることが、参加者における大きな変化として挙げられる。生きづらさや孤立感が和らぎ、前向きな気持ちを持てるようになったという参加者が多い。

1. 基本事項

○行政が開催する連携体制構築のための会議体等への参画状況

- 障害者自立支援関連（勝英地域自立支援協議会）、子ども・若者支援、社会的養護関連（おかやま子ども・若者サポートネット）等の会議体に参加している。
- 美作市の福祉課と密接に連携している。事業を立ち上げる際、美作市もひきこもりの問題を課題に感じていた。美作市ひきこもり等若年者就労支援事業を8年ほど受託している。この事業はメガソーラーを運営している企業から、年間200万円の企業版ふるさと納税を得て、運営されている。

○現在の参加者数と近年の参加者数の変化

- 参加者のほとんどはホームページ等の団体の広報を見て来ている。共同生活型支援のチラシを様々なところに送っており、事業運営のためには寄付だけでは足りないため、広報に力を入れている。
- 現在は18名が参加している。参加者数については、波はありつつも、増加傾向にある。去年は全24室が満室で、キャンセル待ちの人もいた。

2. 共同生活型支援開始までの手続きについて

○見学・体験時に説明している内容

- 必ず体験をしてもらうようお願いしている。1泊もせずに帰ってしまう人もいれば、2から3泊で入居を決める人もいる。体験の終了時期は本人たちが前向きになるタイミングを見計らっている。
- 参加者の8割は、家族がホームページで見つけて参加に至る。近年は本人からの問い合わせも増えており、公式LINEで問い合わせができるようにしたことの効果も考えられる。

○共同生活型支援開始までの契約関係等の手続きについて

- 入居期間は入居時には決めず、参加中に行う面談時に本人から「そろそろ退去したい」と伝えてくる形である。平均入居期間は1年ほどだが、近年は長期間入居している人が多い。日々の面談などで退去の準備ができていく兆候は見えてくる。退去のタイミングは気持ちが最優先であり、自信がついた、やりたいことがみつかったなど本人の気持ちが定まることが大切である。親の資金不足で退去になることもある。
- 参加時の手続きについては、契約書を書いていただく。美作市ひきこもり等若年者就労支援事業は美作市民向けの事業であるため、可能な場合は住民票を移してもらう。扶養の関係などで移せない場合は移す必要はない。
- 契約の内容は、賃貸契約をたたき台としている。それに対して、「ひきこもり支援の活動に参加します」という文言を加えたシンプルなものである。
- 費用については、入会金はない。月ごとに料金を支払ってもらう。全て含んで税込み14万円である。
- 入居条件は「本人が入居したいという気持ちで来ること」としている。たとえ親であっても、外に出たいと思う段階にいない本人を無理に連れてくることは本人の意思に反しており、逆効果になる可能性もある。条件を満たしていればどのような人も受け入れており、様々なコンディションの入居者がいる。
- 親が入居させたい場合はまず本人と話し合ってもらおう。親子関係が悪く、親が提案

することで事態が悪化する場合は、月に1回行っている家族相談会に親のみ来てもらう。施設を見学したり、スタッフと話したり、40年ひきこもり支援の業界に携わっているカウンセラーの先生に相談をしたりしてもらう。家族相談会は入居を勧める場ではなく、真摯に相談に乗る場であり、カウンセラーの先生からも、この団体が合わないと感じた場合はその旨も伝えてもらっている。

- 本人から連絡があった場合は親に許可をとっているかどうかを確認する。原則として入居料は本人ではなく、保護者が支払うこととしている。アルバイト代などを使って入居すると、大きな負担になり、精神衛生上よくないためである。
- 親から反対されることはないが、お金を出せないという場合もある。推奨はしていないが、入居料が払える期間まで入居する場合もある。本人が色々探して来たいと思っけていても、経済状況によって入れないことはやるせない。

○途中解約時の手続や決まりについて

- 契約後に退去することはある。初めのうちは過剰に適応をしている状態で楽しんで参加するが、ある時を境に限界を感じて帰ってしまう場合もある。退去後の手続としては、部屋を原状回復して返してもらう。費用はその日までの費用を日割りしてもらう。

3. 支援内容について

○取組（支援）の具体的な内容

- 共同生活については、ひきこもり経験者にはさまざまな発達特性をもっている人もおり、別のタイプの人と一緒に住む場合に折り合いが悪くなる場合がある。常に調整をする必要があり、一部の人がストレスを抱えないように毎朝の朝活でシェアハウスの共用部分を掃除して、リセットするようにしている。
- 16歳から48歳くらいまでの参加者がいるが、様々な年代の入居者がいることはプラスに働いている。同世代と話すことが苦手な入居者は多いが、年代に幅があると壁がなくなる。
- 活動プログラムとしては、主に平日の午前中と午後にそれぞれ活動を企画している。活動は当日集まったメンバーで行い、完全自由参加である。面談時に参加したい活動を聞き、意見に合わせて講師を招いたり、コンテンツを組んだり、外部の協力者を募ったりしている。
 - 引退したサラブレッドを引き受けているホーススクールが近くにあり、団体を始めた頃から協力いただいている。動物好きの入居者が多く、馬のお世話のボランティアをしたり、乗馬を教えてもらったりしている。
 - 草刈りのアルバイトもある。施設の前にある田んぼの持ち主からあぜの草刈りを頼まれている。団体が年間で契約しており、その中から参加者に支払いをしている。田舎では人手が足りず、草刈りに悩んでいるため、田んぼだけではなく、畑や隣の敷地の草刈りを地域の人から頼まれることもある。
 - 廃校になった小学校の職員室でコミュニティーカフェを運営している。調理室で活動している人がコーヒーを頼んでくれたり、打ち合わせで使ったりしてくれている。
 - 「ヨレール」という居場所もオープンした。誰でも無料で寄ることができるもので、パンの販売やイベント等を行っており、参加者も手伝っている。場所代や設備代などは地域おこし協力隊の経費を使っているため、活動が終わったあとの資金繰りは今後の課題である。
- 自団体でできることはするが、就労移行支援事業所や就労継続支援B型事業所につ

なげることもあり、外部機関と連携することもある。個人的なつながりのある会社等に面接を促すこともある。

- 近隣の地域で月に1回ウォーキングをかねてゴミ拾い活動をしている。社会福祉施設は色眼鏡で見られることも多く、施設を作った当初は治安が悪くなるのではないかなどと反発を受けることもあった。対策として地域に見える形で貢献することは心掛けている。その他にも活動内容をまとめた新聞を作ったり、年末の餅つきで作った餅や牡丹餅を地域の人に配ったりしている。年に2回地域の出会い仕事として春の溝掃除があり、その掃除にはスタッフと参加者数人で参加している。若い人が地域にいたことのプレゼンスを出すようにしている。
- 毎年、地域の区長と連絡を取り合うようにしている。自治体の委託事業やネットワーク会議の主催はしているが、地域の人々とはつながれないため、草の根的に地道に活動に顔を出してつながっていくしかない。
- 受け入れ企業は隣町も含めて協力者がいる。ひきこもりや若者の問題に興味をもち、力になりたいという人がいて、草の根的な会話から人を紹介してもらうなどして、人脈が広がっていった。
- 社会福祉協議会の広報誌に3年ほどコラムを書いている。「ひきこもりについて」など基礎的な部分から執筆しているが、よい記事とさせていただくことが増えた。
- 参加者に活動を促すことは基本的にない。面談の機会に本人からニーズがあったら、できることは手伝っている。行政的な支援ではできることが限られているが、人間的にできることは何でもするため、車の運転の練習を付き合ったりもしている。
- 参加者とは、月に1回代表が面談をしている。スタッフ間の情報共有については、FacebookのMessengerを活用している。スタッフのグループや入居者とスタッフのグループがある。朝礼などがいないため、連絡がある際はMessengerを使っている。
- 支援者と利用者という関係は意図的に出していない。参加者のことはそれぞれの名前や「メンバー」と呼んでいる。仲間というスタンスでいる。
- 退去後も近所に住んでいるメンバーは時々遊びにくる。なお、卒業後すぐに自団体で働くことは基本的に受け入れていない。OB/OGで、一定期間、外部で働いた経験のある方の場合はその限りではない。
- 「卒業後支援プラン」として、月2万円で日々の活動に参加可能にしたり、相談を受けたり、緊急時につけたり、就労支援や就労先との関係調整などをワンストップで引き受けている。入居時とほぼ同じサービスを受けながら一人暮らしができるようにしている。1万円追加すると月に1回の面談と保護者への報告も行っている。

○利用者の親との連携方法

- 保護者には、月に1回報告書を出している。また、24時間電話やメールを受け付けている。親も心配せずと一緒に見守りたいと思っている。保護者から数日連絡が取れないなどの情報が入り、部屋に確認に行くこともある。親が活動に参加することはない。

○共同生活型支援の利点や意義

- 親と離れられることである。家庭内の親との関係は年齢が上がることで難しくなる。お互い愛し合っても近くにいることで空回りしてしまう。心配からこどもに働くように親がプレッシャーをかけてしまうが、こどもは働きたくても働けないにもかかわらず親から働くよう言われることに苦しむ。親から離れて自分の人生について落ち着いて自分で考えられるようになることが大きな意義である。

- 料理、洗濯、生活リズムを整える、着替え、食べるなど生活に関する技術的な部分ができるようになることで、親がいなくても一人で生きていけることに自信をもつようになる。
- 友達ができることは大きな意義である。会話をしなくても済むゲームを通して自然と仲良くなる。ゲームを一緒にする仲間に連れられてアルバイトに行くこともあるが、それはスタッフにはできないことである。

1. 基本事項

○行政が開催する連携体制構築のための会議体等への参画状況

- 山梨労働局主催のプラットフォームである山梨就職氷河期世代活躍支援プラットフォームに所属している。こころの発達総合支援センターが行っている就労関係機関との相談支援定例会議、山梨県発達障害者支援連絡会議、山梨県立精神保健福祉センターの精神障害者等社会適応訓練事業研修会・思春期問題連絡会議・思春期問題ワークショップ、山梨県子育て青少年相談機関の連絡会議、ひきこもり地域支援者の情報交換会、甲府市のひきこもり支援を考える意見交換会、東部圏域自立支援協議会、富士北麓圏域障害者自立支援協議会の会議体に入っている。
- ひきこもり支援に関係する会議体は、甲府市が行っているひきこもり支援を考える意見交換会と、山梨県が行っている地域支援者研修会があり、スタッフが必ず参加するようにしている。
- 山梨県を始め、各市町村の福祉課・生活保護課・子育て支援課等、県・市町村社会福祉協議会と連携体制を構築している。

(以降、地域若者サポートステーションの集中訓練プログラムの一環として行われている合宿支援についてうかがった。)

○現在の参加者数と近年の参加者数の変化

- やまなし若者サポートステーションでは、2016 年の開所当初から毎年 1 ～ 2 回、通所型合宿付きの「集中訓練プログラム」を実施している。
- 「集中訓練プログラム」はひきこもり状態から自立を目指している方、働くことに不安がある方、ブランクが長い方、生活リズムが乱れている方、コミュニケーションに苦手意識が強い方などに向けて実施しており、就職活動ができるようになるきっかけや動機づけに繋げ、就職活動をしたのち、自信を持って、仕事に臨み、働き続けることができる、社会人基礎力の強化を目標として行っている。
- 同じプログラムを受講する仲間たちと、出会い、同じ時間を過ごし、関わっていくことで、自己を知り自己を深めていき（自己分析・自己受容）、集団でのチームワークを学び、協働や適応ができる力を育んでいくことを目指している。そのため、毎回、参加される方の傾向や状況に合わせて、プログラム内容を柔軟に変更している。
- 集中訓練プログラムは全 40 日間サポステに通所して受講するプログラムであり、合宿以外の日は中央市の本所もしくは富士吉田市のぐんないサテライトにて、10:00 から 16:00 までオンラインで繋いでプログラムを受ける。訓練が始まり 20 日以内に 4 泊 5 日の合宿を行う。また、プログラムでの後半では 5 ～ 10 日間の職場体験を組み込んでいる。2025 年度は年 1 回の開催を予定し、定員通りの 12 名が参加した。年度によって定員や参加人数には多少の変動があるものの、例年おおむね定員に近い人数で実施している。昨年度まで 1 年に 2 回開催していたが、今年度から 1 年に 1 回の開催となった。定員 12 名のところ 12 名が参加した。年度によって参加人数定員はさまざまであり、差異はあるものの、おおむね定員通りの人数で開催している。
- 集中訓練プログラム及び訓練内の合宿に参加するためには、事前に気持ちや心構えを整える期間が必要である。参加者の中には、2 年前からプログラム受講を目標に据え、まずスタッフとの 1 対 1 の信頼関係づくりから始め、徐々に他者がいる環境

に慣れていくなど、段階的に集団適応の準備を進めてきた者もいる。すぐに参加を決断できないケースも多く、今年度は参加者のうち約半数は、約1年前からグループワークへの段階的な参加などを通して「集団の中で過ごすこと」への不安を和らげる取り組みを行っていた。また、生活リズムを整え、決まった時間に決まった場所へ通う習慣を身につけることにも継続して取り組んでいた。

- 事前の面談等で参加者の興味があることを引き出し、それを意識したプログラムを作っている。

2.合宿支援開始までの手続きについて

○見学・体験時に説明している内容

- 1～2年前から集中訓練に向けて準備を進めている参加者もいる。一例では、ひきこもり状態を15年続けてサポステに繋がった男性の場合、翌年の合宿参加を目標とし、実際に実施中の集中訓練の見学に誘ったり、合宿所まで同行したりするなど、段階的に参加イメージを持てるよう支援してきた。
- また、参加者によって不安に感じるポイントは異なるため、一人ひとりの不安を丁寧に聞き取り、個別に対応しながら安心につながる声掛けを行っている。
- 例えば、「自分の枕でないと眠れない」という不安には、枕を持参してよいことを伝えるなど、聞き取るだけでなく具体的な提案や調整を行っている。合宿中の過ごし方について、朝のラジオ体操からの一日の流れ、Wi-Fi環境が整っており空き時間にはゲームができること、二段ベッドの相部屋でもプライバシーが保ちやすいことなど、参加者が心配に思うところや気にしやすい点の一つずつ確認し、不安を軽減している。また、お風呂のタイミングや一人で入浴できるかどうかを気にする参加者には、浴室とシャワールームが別にあることを説明し、安心感を得てもらっている。こうした物理的な生活環境に関する不安を事前に取り除くことは、心理的・対人関係的な緊張を和らげ、合宿中に他者との交流へ意識を向けられるようになるための重要な土台となっている。

○合宿支援開始までの契約関係等の手続きについて

- 集中訓練に向けた準備期間は人によって大きく異なり、1～2年前から取り組む方もいれば、サポステの利用登録後、数日で参加を決める方もいる。参加にあたっては、集中訓練の内容や宿泊費などの費用について、対象者を集めて、何回かにわけて説明会を実施し、過去の写真などを見せながら説明し、本人および家族の同意が得られた場合に、厚生労働省が定める様式を用いて申し込みを行う。
- また、様式の裏面には目標と目的を記入する欄を設けている。その人ならではの目的意識をもって参加してもらうため、希望調書の提出時には支援者とともに目標・目的を設定し、参加への意欲と受講継続のモチベーションを高めていく。その際は、個人の目標「働くためのコミュニケーションスキルを上げる」「自分の得意なことを見つける」「前向きに取り組む」などだけでなく、「グループの中でどのように振る舞うか」「他者とどう関わるか」「どのように協働するか」といった対人関係面の目標も意識できるよう働きかけている。そして、その先の就職活動や就労してから自分のためにどう準備をしていきたいかを一緒に考えて、集中訓練や合宿だけでなく、その先に目指すところまで一緒にイメージしていく。目先の目標だけでなく、本人が望む将来像まで考えて取り組むことを意識している。
- 本人が「やってみます」と意思を示した場合は、参加への同意が得られたものとして扱い、目標・目的設定を行っていく。ただし、4泊5日の合宿期間中は自宅を離れることにもなるため、家族への共有が不可欠である。そのため、案内チラシを持ち帰ってもらい、家族に内容を読んでもらったうえで、参加について了承が得られ

た場合には、その旨をこちらに伝えるよう依頼している。成人であっても、集中訓練に参加する際には全員に家族（親）への確認をお願いしている。4泊5日の合宿期間中は自宅を不在にすることに加え、参加費（1万1千円）が必要となるため、就労していない参加者にとっては費用面の調整が必要となる場合がある。また、集中訓練中の40日間は毎日通所することになるため、家族の理解と協力が必要である。このため、家族の同意を得るよう働きかけている。本人と家族（親）の意向が一致しないケースは多くないが、意向が分かれる場合には、双方の状況や思いを丁寧に確認しながら調整を図っている。

- 過去にはハローワークに設置されていた集中訓練のチラシを見た保護者から問い合わせがあり、そのことをきっかけにサポートステーションにつながり、実際に合宿へ参加したケースもある。

○途中解約時の手続や決まりについて

- まずは、途中でプログラムを中断・中止とならないように、こまめに参加者との対話をし、メンタルチェックや生活環境や状況を確認し、フォローアップにつとめている。

何らかの事情で、途中解約となった場合の書類上の特別な手続きは設けていない。参加費として最初に1万1千円を預かるが、費用の大半は合宿にかかるものであるため、合宿に参加しなかった場合は全額返金している。また、合宿期間中に途中帰宅するケースもある。理由としては、感染症による体調不良、メンタル面の不調、就職活動への対応などが挙げられる。同様に、これらの事情により、合宿途中から参加するケースもある。

3. 支援内容について

①取組（支援）の具体的な内容

- 4泊5日の合宿では、全日程に同行する支援者と、一部日程のみを担当する支援者が協力して運営にあたっている。
- 合宿中は、参加者の安全確保、参加者の自主性を尊重した見守りと計画実行に合わせた促しを行っている。また、天気や変更によるスケジュール調整、参加者の体調とメンタルの状態への留意・声掛け、全体的なフォローアップなど、円滑な運営に必要な支援を包括的に実施している。

合宿プログラムのご紹介（4泊5日）（内容は一例）

1日目 | 移動・オリエンテーション・交流の導入

昼食後に集合し、バス・電車・徒歩で会場へ向かう。荷物はスタッフが車で運搬するため、参加者は身軽に移動できる。

到着後はオリエンテーションや荷ほどきを行い、夕食後にはコミュニケーションゲームを実施し、緊張感でいっぱいになっている参加者同士の交流を促す。

入浴後は自由時間とし、いずれかの部屋に集まってゲームをする、個別で静かに過ごすなど、リラックスして過ごすことができるよう配慮している。

2日目 | 自然体験プログラム①

八ヶ岳少年自然の家のプログラムに参加する。

- 冒険ハイク：自然の遊具コースを巡り、体力や運動能力を確認しながら協力して進む活動である。コース設定や時間配分は参加者自身が考え、主体性を育む構成としている。

- ・竹のキーホルダーづくり：工芸室で竹を切り、オリジナルのキーホルダーを制作する。手を使っての作業をすることで、器用さや集中力、丁寧などがわかり、自信につながるよう支援者がその様子をフィードバックする。

3日目 | 調理実習（買い出し～調理～片付け）

3日目は、合宿における重要な協働プログラムとして、参加者全員で一食を作り上げる活動を行う。

事前にメニュー決め、材料費の計算、レシピ作成、役割分担、時間配分、実習に必要なものの準備などを参加者全員で話し合い計画する。当日は近隣のスーパーで買い出しを行い、公民館の調理室で調理・配膳・片付けまでを実施する。

この活動は、単に食事を作ることが目的ではなく、

- ・意見のすり合わせ（合意形成）
- ・得意・不得意に応じた自然な役割分担
- ・集団内での自己有用感の獲得
- ・他者との協力の大切さ
- ・コミュニケーションスキルアップ

これらの対人関係スキルを育むことを意図したプログラムである。

4日目 | 自然体験プログラム②（ハイキング）・振り返り

4日目は、自然の中を歩くハイキングを実施する。合宿所から別の施設まで歩き、ソフトクリームを食べるといった小さな達成体験を含むプログラムである。歩くペースやルートは参加者同士で相談しながら決定し、協力して行動する。4日目なので、家族へのお土産や自分自身の思い出に残るものなどを購入する方もいる。

夜は全体の振り返りをする時間を長めに取り、参加者ひとりひとりがゆっくり語れるようにしている。また支援者も語り、フィードバックを行う。自由時間も設け、最後の夜の交流を楽しむ時間もある。

5日目 | 片付け・移動・解散

朝食後に荷物整理を行い、スタッフが荷物を車で運搬する。

参加者は徒歩・電車・バスで集合場所へ戻り、参加者だけで軽食を取り、簡単な打ち上げのような時間を取ってから解散し、家路につく。

- プログラム中の個別面談については、特に細かなルールは設けていないが、参加者から要望があれば速やかに対応している。プログラムを受講していく中で不安や心配ごとを持つ参加者もいるため、そのような様子が見られた場合には、すぐに話を聞き、必要な支援や解決策と一緒に検討するよう努めている。
- 集中訓練修了後には、経験者を集め「ジョブクラブ」という小集団を作り、訓練修了後も定期的に集まって交流を続ける仕組みを設けている。ジョブクラブは、近況の共有や相談の場として機能し、参加者が互いの成長を確認し合いながら、社会参加や就労に向けた意欲を維持できる場となっている。また、過去の参加者（OB）も多く、土曜日の開所日には現在働いているOBが自然と集まり、年代や参加年度を問わず、合宿での経験を共通の話題として交流を深めている。
- 合宿では、OB・OGに依頼し、講話や交流の場に関わってもらうことがある。こうした協力を通じて現役参加者とのつながりが生まれ、後日ジョブクラブで再会できる関係づくりにもつながっている。OBもやりがいを感じてくれ前向きに取り組んでくれている。また、現役参加者にとっては、かつて自分と同じ悩みを抱えていたOB

の姿が身近なロールモデルとなり、集団内にポジティブな相互作用を生み出している。

- 合宿は、あらゆる学びや気づきの場になってほしいと考えている。得意・不得意や、意外とコミュニケーションを取ることができること、『あの人を苦手だと思っていたが、良い人だった』などに気がついてもらえるようにスタッフにも声を掛けてもらっている。他者からのフィードバックを通して自分自身の新たな一面に気づくことが重要であるため、スタッフが褒めたり、気がついたことを伝え返したりすることを中心に意識的に行っている。
- 合宿場所は、公的機関であれば比較的安価に借りることができるため、現在は山梨県立八ヶ岳少年自然の家を利用している。この施設は小学生や中学生が林間学校で訪れる場所として知られており、山梨県出身の参加者にとってはなじみ深い環境である。懐かしさを感じる人もいれば、これまで不登校やひきこもりの経験から林間学校に参加できなかった人にとっては、当時するはずだった体験をようやく体験することができ、学び直す機会にもなる。

○利用者の家族との連携方法

- 参加者の状況や家族の不安・心配が大きい場合には、必要に応じて家族と連絡を取り合い、情報共有や相談を行いながら連携し一緒に参加者を支えている。一方で、特別な出来事があった場合や家族からの希望がある場合などを除き、こちらから過度な連絡は行っていない。

○合宿支援の課題等

- 参加者の心身の負担への配慮：長期の集団生活は、対人関係が苦手な参加者にとって大きな負担となることがある。疲労や緊張が蓄積しやすく、体調不良や情緒の不安定さにつながる場合がある。個別面談や休息の調整への配慮が必要。
- 集団内の関係調整の難しさ：参加者同士のコミュニケーションスキルの差や違いから、誤解や摩擦が生じることがある。役割分担や協働作業の場面で、得意・不得意の差が表れ、負担感や不公平感につながることもある。スタッフが介入しすぎると主体性が損なわれ、介入が少なすぎるとトラブルが拡大するため、バランスが難しい。
- 家族との連携の調整：参加者の状況や家族の不安が大きい場合には密に連絡を取る必要があるが、どの程度の頻度・内容が適切かの判断が難しい。家族の期待と本人の意向が異なる場合、双方の調整に時間と丁寧な対話が求められる。
- OB・OG との関わりの質の確保：OB・OG に協力を依頼する際、現役参加者との関係づくりは有益だが、OB・OG 側の負担や役割の明確化が必要となる。年代や経験の差が大きい場合、交流の場をどう設計するかが課題となる。
- スタッフ側の負担と役割分担：24 時間体制に近い支援となるため、スタッフの疲労や心理的負担が蓄積しやすい。個別対応・集団運営・安全管理を同時に行う必要があり、役割分担の最適化が求められる。
- 安全面・健康面のリスク管理：長時間の移動、自然体験、調理活動など、事故や怪我のリスクが常に存在する。参加者の体調変化に気づくための観察力や、緊急時の対応体制が不可欠である。
- プログラムの柔軟な調整の難しさ：参加者の特性やその日のコンディションに合わせてプログラムを調整する必要があるが、変更が多いと全体の進行に影響が出る。「予定通り進めること」と「参加者の状態に合わせること」の両立が常に課題となる。

○合宿支援の利点や意義

- 合宿支援の意義は、集中訓練の期間を通して準備してきたことを、合宿で実際に具現化して集団でやり遂げることで、参加者は達成感や自己効力感を強く実感することができる場所である。また、同じ体験をした仲間ができることで、他者とのつながりを実感でき、共通の思い出ができることで共有する体験ができる。
- また、家族のもとを離れて過ごすことで、既存の家族関係から一時的に距離を置き、仲間との新しい関係性を築く機会にもなる。1～2泊では見えにくいですが、4泊という一定の長さがあることで、最初の遠慮がちな関係から、葛藤や本音のやり取りを経て、最終的には深い相互理解と信頼を共有する集団へと成熟していく過程が生まれる。この変化は、参加者が自身の成長を実感できる重要なプロセスである。さらに合宿では、
 - さまざまな人との関わりや共同作業を通じた経験
 - コミュニケーション力の向上
 - 社会人基礎力（自主性・協調性・ディベート力など）の実践的な学習
 - チームワークの体験と役割分担の経験
 - 自分の特性や得意・不得意の理解といった、多面的な学びが自然に生まれる。また、体力面についても、自身の体力について見つめ直す場になっている。思っていたより動けた、このくらい動くところ疲労を感じるなど、ある意味強制的に体を動かし、プログラムに参加していくため、普段は気が付かず、できないときめつけているところが、やってみたらできたという、自己効力感に繋がっている。
- 役割を担う経験や、仲間と協力して課題を乗り越える体験は、参加者が自分の強みや課題を把握し、今後の社会参加や就労に向けた基盤を築くうえで大きな意味を持つ。
- 4泊5日という期間は、集団での体験・経験を個人の成長へと転化させるために適した長さであると実感している。
- 不登校から長期間ひきこもり状態になっていた方、離職後に気力を失いひきこもり状態が続いていた方、コミュニケーションに苦手意識のある方、集団行動やチームワークに不安を抱える方、生活リズムが乱れている方、他者との関わりに不安がある方などにとって、「合宿に挑戦する」「5日間の日程をやり遂げる」「仲間と協力して体験する」という時間と経験は、その後の人生における土台の一部になっている。

1. 基本事項

○行政が開催する連携体制構築のための会議体等への参画状況

- 県内のひきこもり支援センターと連携しており、毎年会議に参加している。生活困窮者・ひきこもり支援に関する県の委託による連携会議があり、来年1月にも開催予定で出席する。福島県は広域であるため、県のひきこもり支援センターではいわき市の状況が把握しきれず、当法人に相談が来ることもある。社協の支援調整会議から繋がるケースもある。共同生活型支援の相談もあるが、当法人では現在実施していないため、他団体を紹介して対応している。

○現在の参加者数と、近年の参加者数の変化

- 現在は2名が共同生活型支援に参加しており、長く参加している方である。現在は、基本的には新規の受け入れを行っておらず、相談には継続して対応している。
- 人数縮小の理由は、震災と原発事故の影響で受け入れが困難になったことと、地域若者サポートステーション事業を開始するため、毎日、サポステの事務所が所在する市に通うことになったことによる。共同生活型支援の施設は日中にスタッフが不在となり、サポステの事務所がある市を拠点とすることに決めた経緯がある。

(以降は、共同生活型支援を行っていた当時のお話を伺った。)

2. 合宿開始までの手続きについて

○見学・体験時に説明している内容

- 見学・体験の受け入れは行っており、短期型の1週間プログラムも実施していた。夏休みのキャンプ型イベントもあった。山村留学がベースであり、ひきこもり支援の専門施設という看板は掲げておらず、様々な学生が在籍していた。
- 相談は主に家族や学校関係者からであり、本人からは稀であった。開園当初は地域から不安の声もあったが、時間をかけて受け入れてもらった。開園後数年間は報道の影響で問い合わせが多かったが、その後は口コミによる利用が圧倒的に多くなった。
- 入所に至るまでには複数回訪問し、信頼関係を築いた上で入所につなげていた。

○共同生活型支援開始までの契約関係等の手続きについて

- 家族の背景が分かる調査書、保護者からの承諾書、入園申込書など契約書に準じた書類を取り交わしていた。基本的には年度単位での預かりを行っており、本人・保護者双方の意思が一致した場合は継続していた。
- 参加にあたっては、本人や家族からの同意取得を必ず行っていた。

○途中解約時の手続や決まりについて

- 入退所については本人の意思を最優先しており、やめたい場合は自由に退所できるスタンスであった。途中でやめるケースは稀であり、主に親の経済的理由や転勤、災害などやむを得ない事情によるものであった。
- 合宿費用は毎月支払いとし、入園金、年間管理費、学園費(生活費)、PTA会費などを親に負担してもらっていた。通学している子は月6万円、生活コースは月12万円であった。途中退所の場合、日割り精算はせず、月単位での支払いとした。支払い方法は月毎の振込や一括支払いなど、参加者の親によって異なった。

- 親が積極的でもこどもが消極的な場合もあったが、強い拒否があれば受け入れなかったため、保護者と本人の意思の乖離は大きくなかった。

3. 支援内容について

○取組（支援）の具体的な内容

- 日課としては、6時起床。学校へ行く子は7時にスクールバスに乗る。朝の仕事として、鶏や牛の世話、犬の散歩、朝食の準備などの当番を順番にこなしていた。
- スクールバスで登校する子が出発した後、通学していない子（3～4人程度）は畑仕事や動物の世話などを担当した。乳牛の飼育も行っていたため、乳搾りなども実施していた。
- 昼食は皆で食べ、午後にも畑仕事や地域の道路清掃などに参加した。勉強したい子は自由時間に学習することもできた。これは平日の流れである。
- 土日・祝日は、始めた頃は土曜も学校があったが、後にこどもの要望で朝の起床時間を7時に変更した。朝の仕事や朝食後、月に数回の買い物や、こどもが企画した行事・遊びなどを行った。春は田植え、秋は稲刈りなど季節の行事も実施していた。
- 卒業してからもつながりは続いている。子育てで困ったといった相談があれば、会いに行ったり話を聞いたりする。頻繁には会いに行けないが、近くに行ったときはできるだけ顔を出す。こどもを連れて帰ってくる子もあり、そうしたつながりは今も濃い。
- 地域の認識としては、プログラムという感覚ではなく、私の家族のもとに多くのこどもが来ているというものであったと思う。昭和63年に事業を始めた当初、自分のこどもが保育所に通い出したことでママ友や地域の保護者と仲良くなり、地域の人との繋がりが広がっていった。地元の子が学園に遊びに来たり、学園の子が地元の家に遊びに行ったりすることもあった。畑作業などで「手伝いに来て」と地域の人に声をかけたり、逆に地域から呼ばれたりすることも多かった。学園の子というより、地域の人に名前と呼ばれるような立ち位置ができていた。
- 地域との交流について、特別な雰囲気作りをしたわけではないが、例えば80代の一人暮らしのおばあちゃんから電話があり、味噌がたくさんあるから食べてくれと言われていただきに行ったことがある。畑が荒れて悲しいので、こどもたちと借りてやったら喜ばれた。そういう地域とのつながりは数多くあった。悪いことをしている子がいれば、近くのおじさんが叱ってくれることもあった。そういった関わり合いが、共同生活で地域にいて自然に生まれ、良い関係性が築けたと思う。それが一番大きかったと思うし、それがなかったらやっていけなかったと思う。
- 地域の医療機関とは、こどもが怪我をしたり、持病のある子がいたりしたので、学園の主治医的な医師と連携を取っていた。就労に関しては、地域の企業でバイトさせてもらったり、地域の就労継続支援B型事業所に見学に行ったりしていた。
- サポートステーションに来る人で、共同生活ができればよいのと思う子は山ほどいるが、費用を親が出せるケースが少なく、リファーマーしたくてもできないのが現状である。
- 生活の中で、こどもは自分から悩みを話しばらばということを感じ、傾聴の必要性を痛感して学び始めた。カウンセラーの協力を得て自立支援カウンセラー養成講座を設け、スタッフと共に学びの機会を持った。保護者や関係職種の希望者にも門戸を開き、7～8年ほど毎年養成講座を開催した。これは団体独自の制度であり、自己研鑽に励んできた。

○利用者の親との連携方法

- 親子行事は年3~4回行っていた。最初はゴールデンウィークに親に泊まりがけで来てもらい、皆で豚汁を作ったりアウトドア活動をしたりした。夜は親も交えて飲み会をすることもあった。ここが一つの山場であり、親の顔を見て帰りたくなる子もいれば、ならない子もいた。
- 夏休みには一時帰省できるが、帰りたくない子もあり、そういう子は東京までの送迎について行き、新しく来るキャンプの子のリーダー役をしたりしていた。

○共同生活型支援の課題等

- 人材確保については、充足しているとは言いきれない。いろいろな自立支援事業をしている中で、限られた人件費で運営しているため、もっと若い男性が欲しいという思いはある。だが、みんな長く働いてくれていて、辞める人はほとんどいない。
- 運営費については、保護者からいただく金額が主な財源であったが、ほぼ赤字であった。ボランティアの若者が来てくれていたが、後半は給与を払うスタッフもいた。仕事の割にもっと払ってあげたいと思っていたが、最低賃金しか払えないというジレンマがあった。こどもに寄り添うには時間が必要であり、どうしても「時間」「空間」「人間」の三つの間が必要になる。人間が動いて一緒にいてくれるにはお金がかかるし、時間も取られればお金もかかる。事情がありお金が払えないという場合もあり、支払いは払えるようになった後でよいと言って預かった。中には卒園後連絡が取れなくなった家庭もあった。そうしたことも含めて、どうしても赤字が出ていた。
- 設備については、働く練習になるような設備があったらよかったなと思うことがたくさんあった。18歳を過ぎてお金がなくて免許が取れない子も多かった。特に山の中なので、免許を取らせてあげられれば通勤もできるのになと思うことが多かった。

○共同生活型支援の利点や意義

- 自身の思いとしては、共同生活、つまり生活を一緒にしないと自立は難しいのではないかと考えている。生活を共にすることの利点は非常に大きい。改まって「話を聴きますよ」と言っても話せないが、安心できる生活空間の中で話せることがある。これはこどもだけでなく大人にも当てはまることで、家の中で安心できるからこそ話せることがあるのだと感じている。生活を共にすることは非常に大きな意味がある。
- 人数が多く大変なこともあるが、切磋琢磨できる、我慢や自己主張を学べるなど、大人数で暮らす中で得られることは非常に多かった。やる側としては逃げ場がなく大変だが、奇跡のような出来事に立ち会えることもある。支援の受け皿として、共同生活型支援の存在は大事であると痛感している。
- スキルアップやコミュニケーション、働く力を身に付けさせて、いざ「社会に出ていけ」と言われると、突き落とされるように感じるという子がいた。そこで、皆で稼げる仕事をやろうということになり、牛を飼い、牛乳を搾って売るなどの取り組みをした。牧場ができ、出荷もできるようになったときに、皆が「もういい」と言って社会に出ていった。なぜかと聞くと、「外で働いて嫌になったらここに帰ってきていいだろう。帰ることのできる場所があるから外に出られる」と言われた。後戻りできない怖さが彼らにはあったものと思う。帰ることのできる場所があることで、社会に挑戦できるのだと学んだ。

Aさん

○開始までについて

- 住み込みで支援してくれる施設をネットで検索した。人が多いところを離れたいと感じていたので、ネットで見つけた施設が良さそうだと思い、行くことにした。最初の1~2カ月はうつ症状も強く、焦りもあった。ひきこもっている状態から抜け出したいという気持ちはあったが、日常の中でそのイメージがつかなかった。ただ、常に相談できるスタッフが常駐していたため、困ったときも安心できた。
- 親元にいると甘えてしまうし、現状から抜け出すイメージが家族全員持てなかった。通いよりも寮に入って集中的に治した方が早いだろうと考え、両親にも伝えた。両親も最終的には「行った方がいい」と話し合いの中で決めてくれた。
- 自分の症状が悪化した時、両親は互いに責め合い、夫婦関係も悪くなっていたのが見えていた。自分のせいで家族がバラバラになるのは見たくなく、家を離れることを決断した。

○共同生活型支援について

・最も好きな活動

- ソフトボール大会が最も好きな活動であった。卒業後も参加した。年に2回、春と秋に大規模な大会があり、他施設の参加者も集まった。打ち上げも面白く、普段会わない人と交流できるのが楽しかった。

・参加して良かったこと

- 一緒に生活していると、プログラム以外の時間に気軽にスタッフに相談しやすかった。皿洗い、調理中など、リラックスした状態で自然に話せる環境が良かった。面談だと聞きたいことをまとめて考えないといけませんが、日常の中で何気なく聞けるのがありがたかった。社会に出たときのトラブル対応や、同じ体験をした仲間と一緒に階段を上がっていく感覚があった。家事も役割分担して行い、社会に出たときのチームワークの練習になった。家では親がやってしまいがちだが、ここでは自分でやる必要があった。

・参加して辛かったことや大変だったこと

- 雪かきが大変だった。地元ではほとんど雪が降らないので、毎日雪かきをしたり、滑りやすい坂を上ったりするのは苦労した。共同生活も初めてで、洗濯物の管理や他の寮生との気遣い、部屋の使い方など悩むことが多かった。最初の1~2カ月は睡眠障害もあり、スケジュール通りに動くのが大変だったが、スタッフが親身に対応してくれた。

・参加する前と後でイメージが違ったこと

- インターネットの情報では怖い印象が強く不安だったが、実際は全くそんなことはなく、皆優しくて安心できる環境だった。同じ体験をした人たちが少しずつ成長していく様子を見て、良い刺激になった。

・さらにあると良いと思うサポート

- 専門的な資格よりも、コミュニケーションが上手で、個々の特性や障害に配慮できるスタッフがいてより良いと感じる。コミュニケーション面にハンディキャップがある人への配慮や周囲への説明ができる人がいた方が円滑である。

- ・希望者が安心して合宿に参加することができる方法や情報
- 卒業生の体験談や、合宿後の復帰の様子など、良い面だけでなく失敗した例も含めて知れると参考になる。選択肢や可能性は全部知れる方がよい。一人で抱え込まず、スタッフや同じ境遇の人と相談できることが現状を変えるきっかけになると思う。

○行政機関等にのぞむこと

- 施設に入った後に卒業生がどのように復帰しているかを知ることができれば、今の自分のような話を聞いて「入ってみようかな」と思う人もいると思う。自分はたまたま良い方向にいったが、入所してもうまくいかなかった人もいるはずである。良い例だけでなく、うまくいかなかった例についても情報が公開されている方が参考になる。選択肢や可能性は、すべて知ることができた方がよい。
- 周囲に同じような人がいて、変わっていく姿を見ることで自分も刺激を受けた経験がある。それが勇気や継続する力につながった。知識や成功体験を教えてくれる人がいなければ、プログラムに取り組んでいても「自分は変われるのか」という不安がつきまとう。卒業生と直接話をしたり、今しんどい人の気持ちを分かってくれる卒業生から、「今はそんな状態でも無理しなくても大丈夫だ」「後でよくなってくる」といった言葉をかけてもらえたりすると励みになる。情報発信や体験談の公開を通して、相談できる環境や選択肢、可能性を幅広く提示してもらえると、安心して合宿に参加しやすくなるのではないかな。

Bさん、Cさん、Dさん、Eさん ※グループインタビューを実施した。

○開始までについて

- 親から勧められて初めて知った。紙だけ渡された状態で想像しづらく、ホームページで外観の写真だけは確認したが、内装や具体的な活動内容については分からないままであった。判断ができなかった。特に明確な理由はなく、どこが良いかを積極的に検討したわけではない。むしろ、どこでもよいという消極的な気持ちであった。両親はもともと強くここを勧めていたため、私が参加を決めた時は非常に喜んでいった。参加決定後は、服の準備なども迅速に進めてくれて、すぐに送り出してもらった。金銭的な負担もしてもらった。(Cさん)
- ホームページの情報を親がLINEで送ってくれたので、ちらっと見ただけであり、詳細はほとんど分からなかった。現地の様子や生活の雰囲気については、実際に来てみるまでほとんどイメージが持てなかった。自分の実家から離れており、田舎からよいと思った。何をしているかは知らなかった。入寮を決めた時、特に両親は反応はなかった。(Bさん)
- 特にイメージはなかった。(Eさん)
- どこでもよいから現在の状況から抜け出したいという焦燥感が強かった。(Dさん)

○共同生活型支援について

・最も好きな活動

- 薪割りが最も好きな活動である。週に三回ほど、ほぼ毎日薪割りをしている。作業がないときは、とりあえず薪割りをすることが多い。(Bさん)
- 散歩も好きな活動である。散歩中は一人になれる時間があり、自分のペースで自由に歩くことができる。誰にも気兼ねせず、歌を歌うこともできるので、気分転換になる。(Cさん)
- ビーチボールが楽しかった。最初は苦手だったがだんだん慣れて楽しくなった。(Dさん)

・参加して良かったこと

- 筋肉がついたことが良かった点である。30kgあるものを持ち上げたり、草刈りや薪割り等の活動をしたりして力がついた。また、同世代と話すことができてよかった。(Cさん)
- 生活習慣も整い、朝は散歩をして早起きし、夜は早く寝るようになった。体力がつき、健康的になったと感じている。アルバイトをしている人は朝の当番をやらなくてよいので、自分もアルバイトをしたいと思うようになった。(Bさん)
- 本を読む時間も増え、作業や人との距離感も楽しめるようになった。共同生活には最初戸惑いがあったが、次第に慣れることができた。(Dさん)
- 一般的には、身体的にも精神的にも以前の生活より良くなると思う。(Cさん)
- 自分はここにきて良かった。以前の生活はしんどかった。作業で時間がつぶれるのがよい。同世代と話をすることができるのもよかった。(Bさん)

・参加して辛かったことや大変だったこと

- 作業の大半は体力的に辛かった。特に田植えや草刈りなどは非常に大変であった。慣れないルールや当番(朝食、掃除等)にも最初は戸惑いを感じた。知らないルールについて後から言われたこともあり、掃除やタオルの回収など覚えることが多く、ストレスを感じることもあった。朝起きなかつたり、日課をやらなかつたり、門限

- を破ったりすると当番が増えたりする。(Cさん)
 - ルールが明確に説明されていない部分もあり、後から指摘されることに不満を覚えた。(Bさん)
 - 掃除をする場所やタオルを戻す場所など、書かれていない細かいルールが多く、大変である。(Cさん)
 - 慣れるまではコミュニケーションをとることが大変だった。(Dさん)
- ・ 参加する前と後でイメージが違ったこと
 - 作業の日数が思っていたより多かった。親からは毎日作業があるわけではないと聞いていたが、実際は頻繁に作業があった。農業や作業の内容も事前のイメージとは異なっていた。(Cさん)
- ・ さらにあると良いと思うサポート
 - ルールを教えてくれるスタッフがもっといてほしいと感じた。現在は人数が少ないため、分からないことが多かった。(Bさん)
 - その役割を寮生が担っていたが、今は少ないため教えてくれる人も少ない。(Cさん)
- ・ 希望者が安心して合宿に参加することができる方法や情報
 - スタッフの顔や人柄が分かると安心感が増すと思う。(Cさん)
 - 外観だけでなく、内装を 360 度カメラなどで事前に確認できると良い。(Cさん)
- 行政機関等にのぞむこと
- 設備の改善や、老朽化した部分（階段や床など）の整備をしてほしい。(Bさん)
 - 情報へのアクセスをより容易にし、福祉など他の機関とも連携して、必要な人が速やかにこうした施設にたどり着けるようにしてほしい。(Dさん)
 - このような施設のイメージをよくした方がよい。よくない人が集まっているようなイメージだったが、そうではないことを発信してほしい。(Bさん)

Fさん

○開始までについて

- 共同生活型支援については、支援員の話のみを聞いて入寮を決めた。他の情報は特に調べていない。
- 参加しようと思った理由としては、受験に失敗してから4年ほどひきこもっており、新卒で働く年であった。何かしら環境を変えなければ同じことの繰り返しだと思い、家から離れたところに行こうと決めた。無理やりにでも環境を変えなければ同じことの繰り返しだと思った。
- 家族との関係は悪くはない。支援員と親の間の会話はわからないが、入寮について親から言われたことはない。入寮を伝えた時は「行ってきなさい」という反応であった。

○共同生活型支援について

- ・最も好きな活動
- 地域の催しに参加することが楽しい。地域のお祭りで出店をした。
- ・参加して良かったこと
- 支援員や他の参加者など周りに必ず人がいることは、ひきこもっていた頃とは異なる。
- ひきこもっていた頃はこれからのことを考えることを拒否していたが、入寮後は今後のことを考えるようになった。周りに人がいて交流をしたり、生活環境が変わったりしたことで、変化したと思う。
- ・参加して辛かったことや大変だったこと
- 初めは久しぶりに人と接することが難しかったが、辛いと思ったことはない。厳格に決められた活動を行うわけではないこともあり、元々もっていた管理的なイメージは変わった。
- ・参加する前と後でイメージが違っていたこと
- 管理される施設というイメージが変わり、ほっとした。他の参加者に関して「ザ・ひきこもり」のような人を想像していたが、アクティブな人も多く、良い意味でギャップに思った。
- ・さらにあると良いと思うサポート
- 具体的な就労支援があるとよい。就労に関する相談をする機会はあるが、支援員も全員がある職業の専門ではないため、職種によっては漠然とした話になってしまう。専門の人と話をできる機会があるとよい。
- ・希望者が安心して合宿に参加することができる方法や情報
- 実際に利用している人や、その後の進路など卒業した人の話を聞きたい。

○行政機関等へのぞむこと

- ひきこもっている時はオンラインでも人と面と向かって話すことに抵抗があった。匿名のチャットで、よい意味で適当に相談できるものがあるとよい。

Gさん

○開始までについて

- 20歳の頃に社会復帰を目指すために定時制高校に通ったが、継続できず、その後入院した。病院に友人が来てくれ、同い年の人の状況を見てやり直そうと決意した。当時住んでいた県の地域若者サポートステーションの支援員から、この団体があると聞き、数か月悩んでから入寮した。
- ある程度施設の話は聞いており、復帰しようとしている人やひきこもり状態から自立しようとしている人が来ていることを聞いた。パンフレットを読んでおり、スケジュールなどもパンフレットである程度知っていた。
- 頑張りたい気持ちはあったが、踏み出せない気持ちがあった。一生このままではまずいという気持ちから入寮を決意した。外に出ないといけないという気持ちが強かったため、入寮した。
- 家族との関係は悪くは無かったが、あまり積極的に動くタイプの母親ではなかった。「やるなら応援する」というスタンスであった。入寮を決めた際、家族は嬉しそうだった。

○共同生活型支援について

・最も好きな活動

- 元々体を動かすことが好きだったため、スポーツの時間が楽しい。ソフトボール、サッカー、体育館でバスケットボール、野球場で野球をしたりしている。

・参加して良かったこと

- 人とのつながりを得られたところは良かった。前に向かって突き進む人を見て、「自分もやらないと」と思うようになった。
- 一人暮らしして自立したいという気持ちは変わらない。仕事でどう動けばよいか考えるようになったり、考え方が変わったりするようになった。前の自分より将来のことなどについて具体的に考えられるようになった。活動を何回も行っていると、どうすればよいか分かるようになっていった。
- アルバイトをしており、スーパーで働いている。午前中は青果をつめて、午後はレジ打ちをしている。
- 地域の活動はこれまで行ったことのないことであり、楽しい。特に学校に通っていなかったため、学校の行事に参加しているようで楽しい。

・参加して辛かったことや大変だったこと

- 周囲の人の輪に入れてもらって寮生と打ち解けられたが、人とのつながりがこれまででなかったため、直さなくてはならないことが多くあった。自身のコミュニケーションの方法が幼いと思ったり、深い話ができないと思ったりした。

・参加する前と後でイメージが違ったこと

- 入寮前は自分の進みたい方向にスタッフと相談して進んでいくと思っていた。やりたい方向に進んではいるが、足りていない点などが思っていた以上にあり、壁ややらないといけないことが色々ある。共同生活については元々イメージをもっていなかった。

・さらにあると良いと思うサポート

- 1対1でスタッフと過ごす時間はあるが、希望した時にすぐに1対1になれるわけではない。どうしても相談したいことがあっても定期的な面談でしか言えないため、すぐに相談できる人がいるとよい。入寮間もない頃は些細なことでも相談したく、相談できないと不安になる。相談したいことを溜めるとストレスになる。

・希望者が安心して合宿に参加することができる方法や情報

- 自分で行こうと思わないとだめになってしまう。スタッフを交えて利用者の話をしに行くなど、（希望者が）生の声を聞くことが大切と思う。

○行政機関等にのぞむこと等

- 国等からお金が出ていないと場所や参加費に関して苦勞する。お金がある程度ないと参加することができない。そのような部分のサポートがあるとよく、親も参加させやすくなると思われる。
- 地元から離れて参加することについては、変わろうと思っていたので、不安よりも「やらないといけない」という気持ちが強かった。自分がだめだと思っている環境から離れて新しい環境を作らなければだめなままになってしまうため、地元からはある程度離れた方がよいと思う。帰ることのできる状況があることはよくないと思う。

Hさん

○合宿開始までについて

- 親や家族から当施設のパンフレットや資料を見せられ、存在を知った。食事を囲んでみんなで鍋を食べるなどの情報が印象的で、当時は食欲があったのでそうした面に惹かれた。職業訓練についても柔軟な対応があることを知り、資料の内容を参考にした。
- 親から「一度ここで生活して、一呼吸おいて職業訓練を受けて、仕事ができる力をつけてから次に進んだらどうか」と助言されたことも理由の一つである。食事が魅力的だったこともあり、軽い気持ちで参加を決めた。
- 家族との関係は悪くない。保護者は4か月に1回程度訪問し、来訪時には外出して市街地で一緒に食事をすることもある。参加を決めた際、保護者は自分で決めたことなので準備もできていたし、必然的にここに来たという感じであった。

○共同生活型支援について

・最も好きな活動

- 作業や薪作業、重いものを持つこと、草刈り、米作りなどさまざまな活動が自分の力になっていると実感できる瞬間が好きである。年単位で生活しているうちに、そうした作業が好きになった。

・参加して良かったこと

- 現在は近くのスーパーマーケットで週5日働いている。ここでの様々な作業経験が仕事を続ける力になっていると感じている。仕事を継続できているのは、ここでの経験が糧になっているからだと思う。

○参加して辛かったことや大変だったこと

- 身体を動かすことには慣れてきたが、2～3か月では効果が表れなかった。最も辛かったことは共同生活における人間関係である。24時間単位で宿泊場所においてぎっしりと生活し、時には怖い人がいたらどうしようかと想像してしまい、神経をすり減らしながら過ごす必要があった。共同生活がすんなりいけば良いが、ぎくしゃくしながら生活することが大変だった。

・参加する前と後でイメージが違っていたこと

- 特にギャップはなかった。こういう施設があることは事実であり、理解していた内容と大きな違いは感じなかった。違和感もなかった。

・さらにあると良いと思うサポート

- 住居にエアコンや除湿器などがあればなお良いと感じている。買い物で外の世界を感じて気晴らしになるので、定番以外の場所にもたまには行けたら嬉しい。

・希望者が安心して合宿に参加することができる方法や情報

- 一人で生活する力を身につけたい人には共同生活の体験が有効だと考えている。すぐに効果は表れないが、無駄口をたたかず、順当に続けていけば自立という目標が達成できる。年単位で先を見据えて行動することが重要であり、結果は自分次第で変わる。そうしたことを発信すれば、希望者や保護者にも安心してもらえると思う。

○行政機関等にのぞむこと

- 要望は特にない。

Iさん

○開始までについて

- 他機関で相談している中で紹介を受けた。相談員から「こういうところがある」と言われたことがきっかけである。保護者の希望もあり、見学してつながった。
- バイトをするか、施設に入るかを選択する必要があったが、バイトにも抵抗があったため、最終的にここへの入所を選んだ。両親の希望も強く、気持ち的には半ば強制的に入所した面もある。
- 家族関係は良好だったと思う。最初はアルバイトを3か月してから出る予定だったが、予定が変わった。就職すべきか、大学進学も検討していたため、迷いがあった。
- 参加を決めた際、保護者は「よかった」という反応であった。親とは今も保護者会などで交流もある。

○共同生活型支援について

- ・最も好きな活動
- スキーなどの活動が好きである。除雪作業も好きである。
- ・参加して良かったこと
- 少し人と関わる時間が増え、多少は自分が変わることができたという感覚がある。人と話せるようになった。引っ込み思案が改善した。
- ・参加して辛かったことや大変だったこと
- 共同生活には抵抗があった。寮生活も好きではなかった。作業中にたまに大声を出されることがあり、耳が敏感なため、そうしたことが頭に残り、つらかった。
- ・参加する前と後でイメージが違ったこと
- 特にイメージのギャップはなかった。参加前後で大きな変化は感じていない。
- ・合宿において、さらにあると良いと思うサポートは何ですか。
- 特に追加で望むサポートはない。
- ・希望者が安心して合宿に参加することができる方法や情報
- 特に参考になる情報は思いつかない。

○行政機関等へのぞむこと

- 特に要望はない。

Jさん

○開始までについて

- 集中訓練を通して合宿を知った。規則正しい生活をしながら、当時は森林ボランティアの活動や陶芸、寮で寮生と共に夕食作りを行った。
- 当時住んでいた部屋が散らかっており、今後生活をするにあたって厳しい(状態だ)と自分でも感じていた。一度リセットして新しい生活で頑張ってみようという気持ちになった。
- 当時は家族とは疎遠で全く関わりがなかった。

○共同生活型支援について

- ・最も好きな活動
- 調理が一番好きで、みんなに食べてもらうことが嬉しい。体験の時に料理が好きになった。様々な料理に挑戦している。
- ・参加して良かったこと
- 一人で暮らしている際にはなかった交流ができる。共同生活という機会をもらい、生活リズムが整った。みんなが尊重してくれるため、居心地がいい。
- 参加前は将来への不安があった。当時は生活が昼夜逆転していたり、金銭管理、適切な薬の服用、整理整頓ができなかったりしたが、改善した。
- ・参加して辛かったことや大変だったこと
- 慣れるまではコミュニケーションの取り方がわからなかった上に、生活リズムを整えることが難しかった。慣れるまでには時間がかかった。通院していなかったが、定期的に病院に通うようになった。
- ・参加する前と後でイメージが違っていたこと
- もっと厳しいと思っていた。みんなが尊重してくれていて、とてもありがたい。
- ・さらにあると良いと思うサポート
- ホームページに写真や詳細説明は載っているが、体験談や動画が掲載されているとよいと個人的に思う。
- みんなと交流できるイベントがあると気分転換にもなってよい。
- ・希望者が安心して合宿に参加することができる方法や情報
- 卒業後のストーリーなど合宿に参加した後の話が参考になる。動画で一日の流れなどを簡単に紹介してもらえるとイメージがわかりやすい。

○行政機関等へのぞむこと

- どのような制度があるのかを詳しく説明してほしい。
- 1年ほど何もしておらず、ハローワークに行ってもすぐに働くよう言われ、通院などもしていた。ケースワーカーに共同生活型支援を紹介された際にチャンスだと思った。

Kさん

○合宿開始までについて

- 父親の紹介でサポステに通うことになった。自分自身で何か情報収集をしたわけではなく、促されるまま週1回程度サポステに通い、最終的に入寮する流れとなった。自分で何かを選択したというよりは、流れに乗った形であった。
- 当時家族との関係は、ほとんど会話がないう状況であり、夕食の席で顔を合わせる程度であった。私自身が家族を避けていた面もある。父から選択肢としてこうした支援を提案された際、ほぼその場で決断した。家族の反応については、あまり記憶に残っていない。

○共同生活型支援について

- ・最も好きな活動
 - 共同生活については、初めての経験であった。好きだったことは、たまに代表を中心にレクリエーション的に催されていた集まりや飲み会であった。お酒が特別好きというわけではなく、場の雰囲気が好きであった。
- ・参加して良かったこと
 - 全てが新鮮であり、選択を自分で行うこと自体が新たな経験であった。やりがいというよりは、面倒だと思いつつも自分で行うことが増え、基本的な生活力が身についていったと感じている。
 - 以前の状態があまりにも良くなかったため、参加後は前向きに変化していった。家族との関係も多少改善し始め、会話も増えた。
- ・参加して辛かったことや大変だったこと
 - 特に大きな困難は感じなかった。新しい暮らしになり浮かれていたため、寂しさもなく、日々の雑務が面倒だと感じたり、夕方の集まりや夕食のために移動しなければならなかったりすることがやや負担に感じた程度であった。
- ・参加する前と後でイメージが違ったこと
 - 共同生活の経験は初めてであったが、個室での生活だったため、集合住宅の一室を借りるような感覚で、強い共同生活感はなかった。生活環境の変化にもすぐ馴染んだ。実家から遠いわけでもなく、帰ろうと思えば帰れる距離感であった。
- ・さらにあると良いと思うサポート
 - 特に思い浮かばない。
- ・希望者が安心して合宿に参加することができる方法や情報
 - 当時は特に必要性を感じなかった。

○行政機関等へのぞむこと

- こうした支援を行う場所がまだ少ないと感じているため、もっと数が増えると良いのではないと思う。自分はたまたま近い場所に当施設があったが、遠方から当施設へ来る方も多いため、もっと全国に数があればよいと思う。
- 未成年者をこうした寮や支援につなげることは、保護者の権利や同意の問題が大きく、なかなかうまくいかない現状があるため、改善できないだろうと思う。

- 自分自身の経験を振り返ると、家を出ることへの未練や不安はほとんどなく、むしろ前向きな気持ちで新しい生活を始めたという実感が強い。しかし、同じような状況の人が必ずしも前向きではなく、ひきこもり支援の現場では、家族との関係やさまざまな要因によって複雑なケースが多いことも理解している。

共同生活型支援に関するオンライン研修会資料



共同生活型支援に関するオンライン研修（資料）

開催日時：2025年3月11日（水）13:00～15:30（Zoomウェビナー）

令和7年度社会福祉推進事業
「ひきこもり支援における共同生活等による支援のあり方に関する調査研究」（有限責任監査法人トーマツ）

共同生活型支援に関するオンライン研修

プログラム

	テーマ	登壇者	時間
1	厚生労働省 挨拶	・野崎 伸一 氏 （厚生労働省社会援護局地域福祉課長）	13:00-13:05 （5分）
2	共同生活型支援の調査研究報告 （アンケート調査結果等の説明）	・有限責任監査法人トーマツ	13:05-13:20 （15分）
3	共同生活型支援の実践報告 （民間事業者からの報告）	・牟田 光生 氏 （NPO法人教育研究所 理事長）	13:20-13:50 （30分）
4	共同生活型支援の実際 （座談会形式のヒアリング結果を用いて 行うパネルディスカッション）	・玄田 有史 氏 （東京大学社会科学研究所比較現代経済部門 教授） ・牟田 光生 氏 （NPO法人教育研究所 理事長） ・厚生労働省 ・有限責任監査法人トーマツ	13:50-15:00 （70分）
5	チェックリストの説明	・有限責任監査法人トーマツ	15:00-15:25 （25分）
6	厚生労働省 挨拶及び 令和8年度事業に係るご協力をお願い	・吉川 貴士 氏 （厚生労働省社会援護局地域福祉課長補佐）	15:25-15:30 （5分）
合計			150分 （2.5時間）

2 ひきこもり支援における共同生活等による支援のあり方に関する調査研究「共同生活型支援に関するオンライン研修」（3月11日開催）

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

共同生活型支援を行う全国の民間事業者を対象としてアンケート調査を行いました

アンケート調査概要

アンケート調査結果（1/4）

目的	ひきこもり状態にある本人に対して共同生活型支援を実施している民間事業者を対象としてアンケート調査を実施し、共同生活等による支援の状況について実態を把握する。
調査対象	ひきこもり状態にある本人に対して共同生活型支援を行う全国の民間事業者（44所） ① 共同生活型自立支援機構*に加盟している民間事業者 ② 集中訓練プログラムのある地域若者サポートステーション事業を委託された民間事業者 ③ かつて「若者自立塾」（若者職業的自立支援推進事業）を行っていた団体で、事業廃止後も同様の事業を行っていると考えられる民間事業者 ④ ①～③以外で、独自にひきこもり状態にある当事者へ合宿支援を実施していると考えられる民間事業者（デスクトップリサーチにより抽出）
調査方法	郵送調査
調査期間	2025年7月22日（火）～8月20日（水）
回答数	26件（回収率59.1％）

*かつて「若者自立塾」を行っていた団体を中心となり結成した、共同生活支援を実施している集まり。
参考：共同生活型自立支援機構ホームページ <https://genver.jp/>

事業者の法人格	回答数	割合
1 認定特定非営利活動法人	3	11.5%
2 特定非営利活動法人	14	53.8%
3 社会福祉法人	0	0.0%
4 一般社団法人	3	11.5%
5 公益財団法人	1	3.8%
6 学校法人	0	0.0%
7 株式会社	2	7.7%
8 法人格なし	0	0.0%
9 その他	3	11.5%
合計	26	100.0%

国や地方公共団体から委託又は指定されて実施している(実施したことがある)もの	回答数	割合
1 厚生労働省の「若者自立塾事業（若者職業的自立支援推進事業）」	12	46.2%
2 地域若者サポートステーションにおける「若年無業者等集中訓練プログラム事業」	16	61.5%
3 生活困窮者自立支援制度の「就労準備支援事業」	6	23.1%
4 障害者・就業生活支援センター事業	1	3.8%
5 就労継続支援B型・就労移行支援事業	7	26.9%
6 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業	5	19.2%
7 ひきこもり支援推進事業	3	11.5%
8 自立訓練（生活訓練）事業	2	7.7%
9 児童自立生活援助事業による自立援助ホーム	2	7.7%
10（選択肢1～9以外の）共同生活による支援（合宿支援）を行う事業	6	23.1%
合計	26	100.0%

4 ひきこもり支援における共同生活等による支援のあり方に関する調査研究「共同生活型支援に関するオンライン研修」（3月11日開催）

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

さまざまな事業者が、さまざまな共同生活型支援を行っています

アンケート調査結果（1/4）

・現在、国や地方公共団体から助成を受けて合宿支援を行っているか

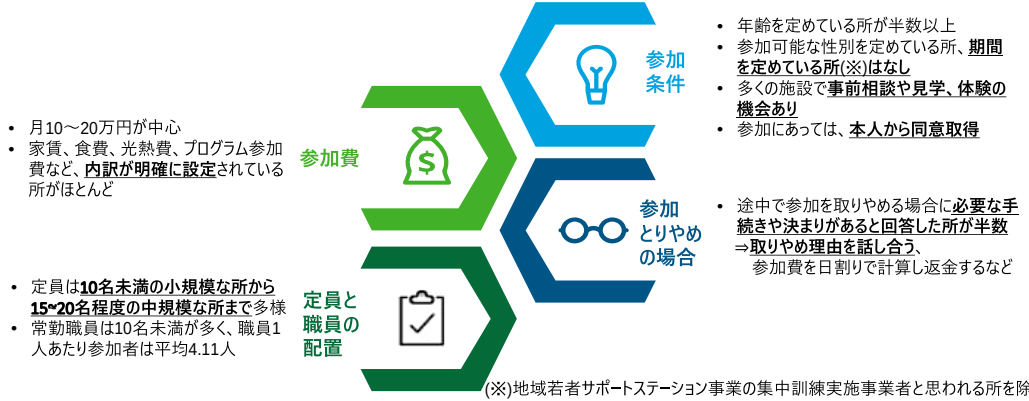
	回答数	割合
1.はい	12	46.2%
2.いいえ	14	53.8%
合計	26	100.0%

集中訓練実施事業者と思われる所を除くと、「はい」は4件（26.7%）

中には、ひきこもり支援関連の会議体に参加している事業者もある

・行政が開催する連携体制構築のための会議体等に参加しているもの

	回答数	割合
1.生活困難者自立支援制度関連	12	46.2%
2.重層的支援体制整備事業関連	9	34.6%
3.障害者自立支援関連	9	34.6%
4.子ども・若者支援、社会的養護関連	15	57.7%
5.地域若者サポートステーション関連	19	73.1%
6.その他	9	34.6%
合計	26	100.0%



5 ひきこもり支援における共同生活等による支援のあり方に関する調査研究「共同生活型支援に関するオンライン研修」（3月11日開催）

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

共同生活型支援では、就労支援以外にも、社会参加への支援や家族や親族との連絡調整、通院支援・服薬管理、日常生活を自立しておくための支援などが行われています

アンケート調査結果（1/4）

・共同生活型支援で行う支援

全体集計			集中訓練以外で集計	
	回答数	割合	回答数	割合
1.就学支援	9	34.6%	9	60.0%
2.就労支援	20	76.9%	13	86.7%
3.社会参加への支援（地域や社会とつながる機会の提供）	18	69.2%	13	86.7%
4.日常生活を自立しておくための支援	16	61.5%	12	80.0%
5.通院支援・服薬管理	13	50.0%	13	86.7%
6.学習支援	10	38.5%	9	60.0%
7.心理的ケア（心理面接やカウンセリング等）	13	50.0%	9	60.0%
8.福祉サービスの利用申請に係る支援	12	46.2%	11	73.3%
9.外部の支援機関との連携調整	11	42.3%	10	66.7%
10.家族や親族との連絡調整	13	50.0%	13	86.7%
11.文化的・余暇的な活動	14	53.8%	10	66.7%
12.その他	5	19.2%	5	33.3%
合計	26	100.0%	15	100.0%

「就労支援」以外にも、「社会参加への支援」や「家族や親族との連絡調整」、「通院支援・服薬管理」、「日常生活を自立しておくための支援」等を行う所も多い

全体集計			集中訓練以外で集計	
	回答数	割合	回答数	割合
1.就学支援	8	30.8%	5	33.3%
2.就労支援	18	69.2%	9	60.0%
3.社会参加への支援（地域や社会とつながる機会の提供）	17	65.4%	9	60.0%
4.日常生活を自立しておくための支援	10	38.5%	6	40.0%
5.通院支援・服薬管理	7	26.9%	6	40.0%
6.学習支援	8	30.8%	5	33.3%
7.心理的ケア（心理面接やカウンセリング等）	14	53.8%	8	53.3%
8.福祉サービスの利用申請に係る支援	14	53.8%	9	60.0%
9.外部の支援機関との連携調整	18	69.2%	10	66.7%
10.家族や親族との連絡調整	16	61.5%	10	66.7%
11.文化的・余暇的な活動	16	61.5%	9	60.0%
12.その他	3	11.5%	3	20.0%
合計	26	100.0%	15	100.0%

終了後も、「就労支援」や「福祉サービスの利用申請に係る支援」、「家族や親族との連絡調整」、「外部の支援機関との連携調整」などのフォローアップが継続されている

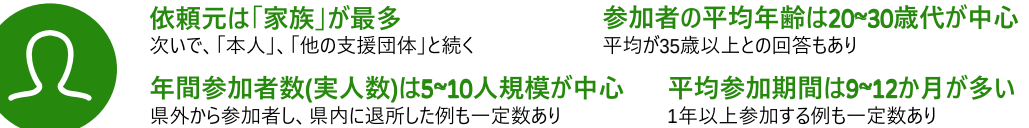
(※)地域若者サポートステーション事業の集中訓練実施事業者と思われる所を除く。

6 ひきこもり支援における共同生活等による支援のあり方に関する調査研究「共同生活型支援に関するオンライン研修」（3月11日開催）

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

令和6年度における利用実績では、参加の依頼元は「家族」である場合が最も多い結果となりました

アンケート調査結果（1/4）



・入所理由(主訴)としてあてはまるもの

全体集計			集中訓練以外で集計	
	回答数	割合	回答数	割合
1.ひきこもり	17	65.4%	14	53.8%
2.ニート	16	61.5%	11	42.3%
3.不登校	10	38.5%	9	34.6%
4.生活困難等の経済的な問題	7	26.9%	7	26.9%
5.精神的不調	17	65.4%	13	50.0%
6.発達特性による生きにくさ	19	73.1%	14	53.8%
7.その他	9	34.6%	3	11.5%
8.不明	1	3.8%	0	0.0%
合計	26	100.0%	26	173.3%

・共同生活型支援終了時の参加者の状況

全体集計			集中訓練以外で集計	
	回答数	割合	回答数	割合
1.正社員に決定	12	46.2%	8	53.3%
2.アルバイト決定（月収10万円以上）	12	46.2%	7	46.7%
3.働くことができるようになった（月収10万円未満）	8	30.8%	6	40.0%
4.進学決定	7	26.9%	5	33.3%
5.期間満了	7	26.9%	2	13.3%
6.病状により退所	3	11.5%	3	20.0%
7.自主退所	8	30.8%	7	46.7%
8.親の強引な引き取り	0	0.0%	0	0.0%
9.親別退院により退所	3	11.5%	3	20.0%
10.年齢制限	0	0.0%	0	0.0%
11.他の支援団体や支援機関へリファール（具体的）	7	26.9%	5	33.3%
12.その他	5	19.2%	3	20.0%
合計	26	100.0%	15	100.0%

7 ひきこもり支援における共同生活等による支援のあり方に関する調査研究「共同生活型支援に関するオンライン研修」（3月11日開催）

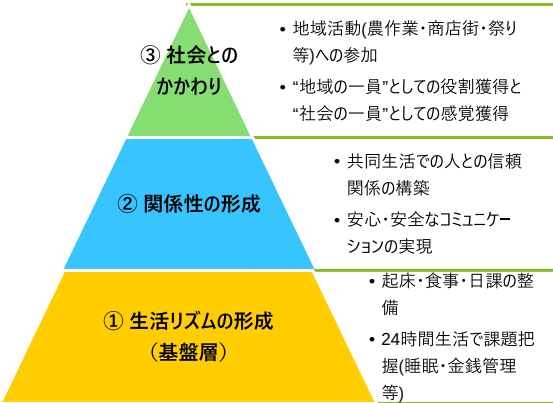
© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

(※)地域若者サポートステーション事業の集中訓練実施事業者と思われる所を除く。

共同生活型支援は、① 生活リズムの形成、② 関係性の形成、③ 社会とのかかわりの形成といった三層による支援と考えられます

まとめ（1/2）

区分	アンケート結果	ヒアリング結果
③社会とのかかわり	・地域活動(農作業・商店街・祭りなど)への参加	・“支援される側”から“地域の一人”への意向 →役割獲得による自己効力感の向上 →社会の一人である感覚の萌芽
②関係性の形成	・コミュニケーション改善が最多	・安心・安全なコミュニケーションの実現 ・他者との距離感の再構築 →関係構築による自己肯定感の向上
①生活リズムの形成	・生活再建型プログラムの実施が多数 ・平均滞在期間は半年~1年以上	・24時間生活の中で生活課題が可視化 ・生活習慣の安定化が支援の起点 →生活リズムの再構築による心理的安定

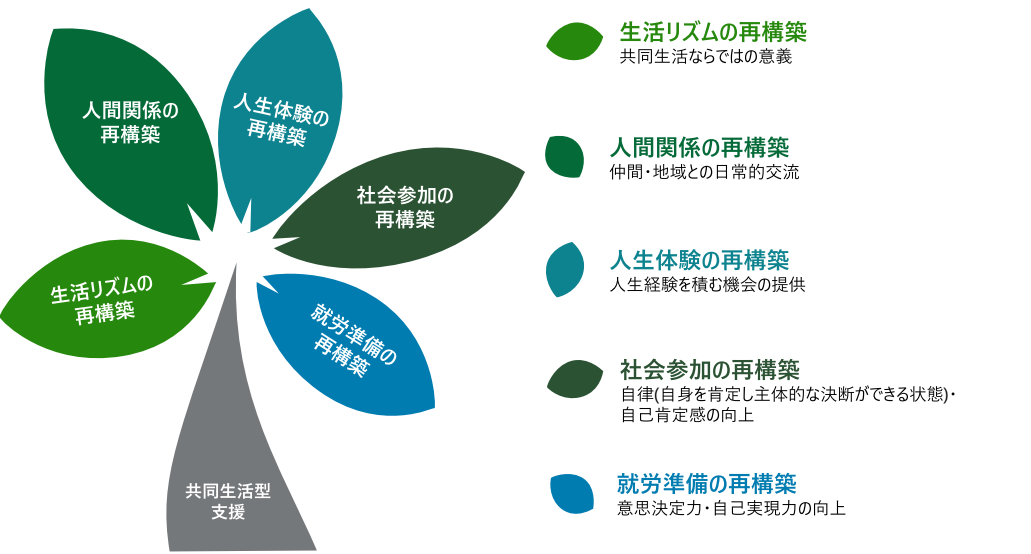


8 ひきこもり支援における共同生活等による支援のあり方に関する調査研究「共同生活型支援に関するオンライン研修」（3月11日開催）

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

共同生活型支援への参加により、5つの要素が再構築されることが考えられます

まとめ（2/2）



共同生活型支援の実際
（座談会形式のヒアリング結果を用いて行う
パネルディスカッション）

東京大学社会科学研究所比較現代経済部門 教授
玄田 有史 氏
NPO法人教育研究所 理事長
牟田 光生 氏
厚生労働省
有限責任監査法人トーマツ

2025年12月10日に、5つの事業者の皆様と、第1回座談会形式ヒアリングを実施しました
参加団体

団体名 （所在地）	氏名 ※敬称略	合宿支 援年数	団体の活動概要 （各団体HPより）	宿泊場所や活動場所 （各団体HPより）
特定非営利活動法人 青少年自立援助センター （東京都）	河野 久忠 菅野 周平 山本 依里子	45年	ひきこもり支援のみならず、若年無業 者・障害者・生活困窮等の学習居場 所・海外にルーツのある子ども若者支 援等幅広く子ども・若者を支援	
認定特定非営利活動法人 侍学園スクオーラ・今人 （長野県）	志摩 治男	19年	社会で生きづらさを抱えた若者や、社 会の中でサポートが必要な子どもたち に対して、自分らしく充実した人生が 送れるように、学校形式での包括的 な自立支援を展開	
特定非営利活動法人 青少年自立援助センター 北斗寮 （愛知県）	鈴木 法政	29年	社会参加する事に悩みや困難を抱え る多くの若者と向き合い、ひとりひと りの課題を乗り越えて自立した社会参 加が出来るようサポートを実施	
特定非営利活動法人 クラウドナイン （大阪府）	小林 将元	20年	主に不登校やひきこもり、またその背 景に何らかの課題や事情を抱えなが らも医療や福祉に関する支援の対象 とならない子ども・若者を支援	
特定非営利活動法人 山村エンタープライズ （岡山県）	能登 大次	9年	すべての若者たちが可能性を発揮で きる社会の実現に向けて様々なプロ ジェクトを企画、運営。田舎合宿型リ フレッシュ・プログラムである「人おこし」 などを実施	

2025年12月25日に、5つの事業者の皆様と、第2回座談会形式ヒアリングを実施しました
参加団体

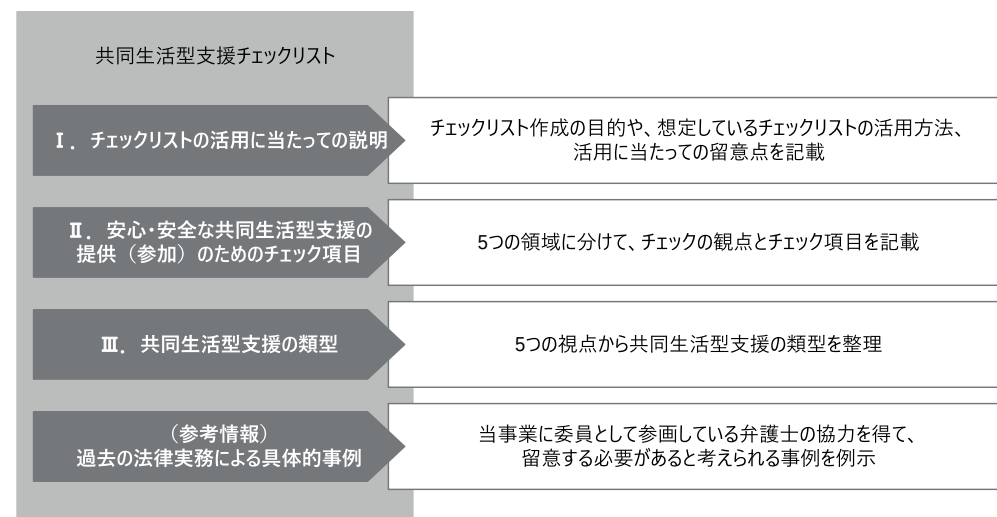
団体名 （所在地）	氏名 ※敬称略	合宿支 援年数	団体の活動概要 （各団体HPより）	宿泊場所や活動場所 （各団体HPより）
特定非営利活動法人 東北青少年自立援助セン ター（山形県）	岩川 耕司	39年	不登校や引きこもり等の若者を対象 に、共同生活による24時間365日対 応の自立支援を行う。蔵王の自然と 共同生活を活かした支援を実施。	
一般社団法人 とちぎ青少年自立援助セン ター（栃木県）	菊地 修介	20年	若者たちが共同生活を行いながら、 自立、社会参加、就労に向けた様々 な経験を積むプログラムを提供する共 同生活寮を運営	
株式会社 K2インターナショナルジャパン （神奈川県）	坂本 牧裕	37年	若者の自立就労支援事業を多角的 に展開し、ネットワークの力で若者に 活力を持って活動してもらいたいと、 様々な事業や働く場、住まいを作り、 地域との連携をとりながら活動	
特定非営利活動法人 教育研究所（富山県）	牟田 光生	20年	不登校児童・生徒及びその保護者 並びに生活困窮者に対して、不登校 やひきこもり等の青少年問題並びに 生活困窮者に関する支援を行う	
特定非営利活動法人 北陸青少年自立援助セン ター（富山県）	川又 直	37年	困難を抱えた青少年たちが共同生 活を送りながら協調性・忍耐力・責任 感を少しずつ身に着け、社会的な自 立を目指していけるよう支援	

チェックリストの説明

有限責任監査法人トーマツ

当事業において「共同生活型支援チェックリスト」を作成しました

「共同生活型支援チェックリスト」の構成



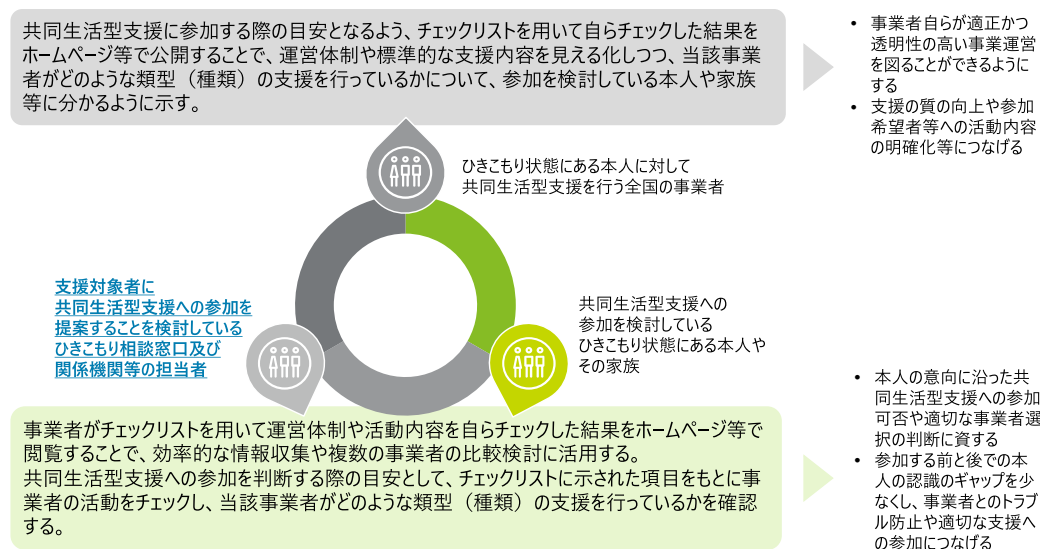
トラブルの未然防止やひきこもり状態にある本人の意向に沿った適切な事業者選択に資するようにするためのチェックリストです

チェックリスト作成の目的

- ひきこもり支援における**共同生活型支援（ひきこもりも含む困難を抱えた方々に対して、共同生活を取り入れながら伴走型の支援を行うことをいう。**以下同じ。）については、ひきこもり状態にある本人や家族の意向に沿って適切に実施する民間事業者（以下「事業者」という。）がある一方で、家族の依頼のもとに本人の同意なく強引に連れ出して満足な支援を行わず、法外な料金を取る、いわゆる「引き出し屋」と呼ばれる悪質事業者がある等の課題がある。
- また、共同生活型支援を行う事業者と支援を必要とする本人及び家族との間のトラブル（契約時の説明と参加時の対応が異なる、途中で解約できないなど）や、ひきこもりや不登校などの事情を抱える未成年者等を受け入れ、共同生活により自立を促すなどの事業を実施する自立支援をうたう施設で違法行為が疑われるなどにより、当該施設の代表者等が逮捕された事案が発生するなど、ひきこもり支援を必要とする本人や家族へのトラブルを未然に防ぎ適切な支援を受けられるようにするための方策が急務となっており、**本人や家族に寄り添った適切な支援を行っている優良な事業者と悪質事業者との差別化を図れるような標準的な支援例を示す**ことが求められている。
- そこで、**共同生活型支援を行う事業者が運営体制や活動内容を自らチェックし、広く一般の方々への情報公開（見える化）を図ることで適正な事業運営を推進するとともに、共同生活型支援への参加を検討しているひきこもり状態にある本人やその家族、共同生活型支援への参加を提案することを検討している自治体等のひきこもり相談窓口及び関係機関等の担当者が、当該事業者の運営体制や活動内容等を確認することで当該事業への参加を判断するための目安とすることができる**など、トラブルの未然防止やひきこもり状態にある本人の意向に沿った適切な事業者選択に資するようにするため、本チェックリストを策定した。

共同生活型支援を行う事業者、ひきこもり状態にある本人・家族、ひきこもり相談担当者等に活用いただくためのチェックリストです

想定しているチェックリストの活用方法



本人の意向を尊重することや、事業者と本人との相性、見学や体験を通じて本人やその家族が感じたことを大事な拠り所としながら参加を検討することが活用の前提です

II. 安心・安全な共同生活型支援の提供（参加）のためのチェック項目の内容

1. 共同生活型支援の申込等の契約手続き
- (1) 申込・契約にあたり必要な情報や説明の手続き
- (2) 共同生活型支援に参加することの同意取得
2. 共同生活型支援の解約等の契約履行に関する手続き
- (1) 共同生活型支援の途中で解約する場合の対応

事業者が
遵守する
べきもの

3. 共同生活型支援による具体的な活動内容
- (1) 活動内容
- (2) 計画（支援計画・活動計画）
- (3) 家族とのコミュニケーション
- (4) 共同生活型支援の終了

取組内容の
特色や
適正な
組織運営
等をチェック
するもの

4. 関係機関や地域との連携
- (1) 関係機関との連携
- (2) 地域との連携
5. 適正な組織運営と生活環境の確保
- (1) 共同生活型支援に関する情報開示
- (2) 組織運営や支援体制
- (3) 危機管理（健康危機管理を含む）や安全確保
- (4) 生活環境の確保
- (5) ルールと生活管理

☑ チェックリストの活用にあたっての留意事項

それぞれの事業者が行う共同生活型支援による活動内容は、その目的や支援対象者の状態などの特性によって多種多様であり、最終的には共同生活型支援への参加を検討している本人の意向を尊重することや、当該事業者と本人との相性、見学や体験を通じて本人やその家族が感じたことを大事な拠り所としながら参加を検討することが前提であること。

※ チェック項目は、共同生活型支援への参加を検討している本人及びその家族が安心・安全に共同生活型支援に参加できるよう、共同生活型支援を提供する事業者の運営体制や活動内容の適正性を判断する目安となる内容を作成していること。

※ 特に、「1. 共同生活型支援の申込等の契約手続き」及び「2. 共同生活型支援の解約等の契約履行に関する手続き」のチェック項目は、トラブルを未然に防ぎ、本人が安心・安全に共同生活型支援に参加するために事業者が遵守するべきものである。また、「3. 共同生活型支援による具体的な活動内容」以降のチェック項目は、チェックのついた項目数により共同生活型支援の優劣が必ずしも判断できるものではないが、事業者の取組内容の特色や、適正な組織運営等が図られているかをチェックする項目であり、事業者の比較検討にあたって積極的に活用することが望まれるものであること。

※ 示された項目でチェックが付かないものがある場合やチェック項目以外の内容で参加申込前に確認したいことがある場合は、本人及びその家族をはじめ、自治体等のひきこもり相談窓口や関係機関等の担当者においては、当該事業者に運営体制や活動内容について事業者に直接問い合わせをするなどにより確認することが望ましい。

実際のチェックリストを用いて説明します

共同生活型支援チェックリスト

II. 安心・安全な共同生活型支援の提供（参加）のためのチェック項目

1. 共同生活型支援の申込等の契約手続き

(1) 申込・契約にあたり必要な情報や説明の手続き

(チェックの観点)

・相談時から利用開始時までの流れにおいて、事業者は本人及び家族に対し、契約締結の判断に必要な情報を丁寧に説明することで、（家族をとおして）本人の意思を確認できるタイミングを持つことが重要である。

・なお、事業者においては、説明すべき内容をリーフレットやインターネットに公開、あるいは、あらかじめ書面で用意するなど明確化していることが望ましい。

No	チェック項目	対応	チェックした理由や補足事項（自由記述）
	申込の相談窓口や見学、体験についての情報が公開されている（リーフレットやインターネット等で確認できる）。		
	申込の相談窓口や見学、体験を通して、本人や家族が、共同生活型支援の参加や申込について相談できる機会がある。		
	公開情報や、申込の相談、見学、体験を通して、共同生活型支援におけるルール、禁止事項等の説明がある。		
	申込・契約の流れや手順、申込・契約にあたっての必要書類が明確である。		
	申込・契約にあたり、共同生活型支援の期間やかかる費用（追加料金も含む）の目安、解約方法、解約条件の説明がある。		

(2) 共同生活型支援に参加することの同意取得

(チェックの観点)

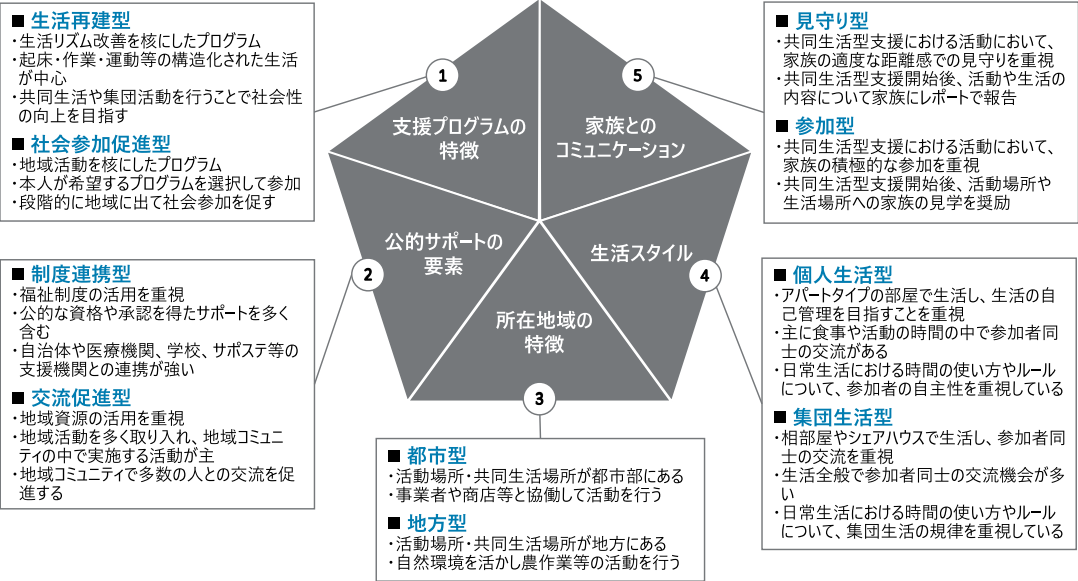
・共同生活型支援の参加前に行う訪問支援（アウトリーチ）も同様に、事業者は本人及びその家族の意向を確認してから行うことが重要である。

・例えば、本人が意向を示さない、あるいは特に良い反応を示していない場合では、まずは共同生活型支援への参加ではなく、家族を通じて電話やメール、アウトリーチなどを行いつつ、本人の意向を確認した上で参加いただくプロセスが大事である。

No	チェック項目	対応	チェックした理由や補足事項（自由記述）
	共同生活型支援に参加することについて、必ず、家族だけでなく、本人に対して直接意向の確認がある。		
	共同生活型支援に参加することについて、本人が拒否する意向を示した場合に、それを無視して無理やり参加させることはしない。		
	本人と家族の意向に相違がある場合はすぐに契約を行うことはせず、本人や家族と事業者の両者において、検討する態勢がある。		

5つの視点から共同生活型支援の類型を整理しました

III. 共同生活型支援の類型



共同生活型支援に関する実践報告



特定非営利活動法人 教育研究所・宇奈月自立塾 理事長
共同生活型自立支援機構 事務局長

牟田 光生

具体的な支援プログラムの内容



生活基盤・日常訓練

- ・生活リズムの再構築：朝起きる、食事を摂るなど規則正しい生活。
- ・家事・自立スキル：掃除、洗濯、料理の分担を通じて生活力を養う。
- ・体力づくり：散歩や運動などで基礎体力を回復。



対人・社会性回復

- ・ミーティング・対話：共同生活のルール決めや、感情を共有する場の設定。
- ・イベント・余暇：スポーツ、旅行、季節行事で「楽しむ」経験を共有。
- ・地域交流：ボランティア活動などを通じた地域社会との接点。



就労・学習支援

- ・就労体験：農作業、内職、カフェ運営などの軽作業体験。
- ・職業訓練：PCスキル習得、履歴書作成、面接練習。
- ・学習支援：高認試験対策や資格取得のためのサポート。



個別・メンタルケア

- ・個別面談：生活の不安や悩みに対する定期的な面談。
- ・医療機関との連携：必要に応じた通院同行や服薬管理のサポート。
- ・家族調整：卒業後の環境調整や親子関係の修復支援。

メリットとデメリット（課題）

★✔ メリット

- ・物理的な親子分離：
・親の干渉から離れ、適切な距離感を保つことができる。親も安心できる。
- ・生活を通じた実践訓練：
・家事や他者との共同生活を通じ「生きる力」を養う。
- ・ピアサポート：
・同じ境遇の仲間との交流で、安心感や共感を得られる。
- ・専門スタッフの見守りやサポートがある。
- ・仲間同士の横の関係が成長を促進する。

⚠️ デメリット・課題

- ・費用の負担：
・民間運営が多いため、公的支援が少なく高額になりがち。
- ・質のばらつき：
・団体により支援の質や方針、目指すゴールに差があり、悪質な業者も存在するため見極めが必要。
- ・経営の持続性：
・経営基盤が不安定な場合があり、長期的な存続が課題。

「共同生活（寮）」と「居場所」の比較

比較項目	① 共同生活型支援（寮）	② 居場所（フリースペース）
主な目的	社会参加・自立へのステップアップ	安心・交流できる場の確保
本人の意思	親の意向と本人の納得（しぶしぶ…が9割）	本人が自分の意思で参加
利用期間	一時的（卒業を目指す）	継続的（長く通える）
費用感	比較的高額（生活費+支援費）	比較的安価（場所代くらい）
スタッフ	専門家や福祉職がいる場合が多い	支援者がいない場合もある（当事者会など）

善良な支援団体と悪質業者の違い

✓ 善良な支援団体

- ・本人の人権を尊重：しぶしぶでも本人の納得がある。強要しない。
- ・信頼関係の構築
 - ・訪問支援や親面談などで関係を作ってから提案する。
 - ・親や本人に施設見学などで現場を見るよう提案する。
- ・透明性がある
 - ・費用や期間、支援内容が明確。契約書がある。

△ 悪質業者（いわゆる引き出し屋）

- ・強引な連れ出し：本人の人権を無視し、恐怖心を与える。
- ・不安を煽り急がせる
 - ・初回訪問で連れ出すなど関係づくりをせず短期で強行。
 - ・親や本人に現場を見せようとししない（見学を拒否する）
- ・内容があいまい
 - ・費用や期間、支援内容が不明瞭。契約書がない。



© NotebookLM

安全な団体を選ぶ3つのチェックポイント



① 現場を見る

- ・かならず現地に行き、寮生やスタッフの雰囲気、生活環境やサポートの実態を自分の目で確かめてください。
- ・団体が謳っている目的やゴールを実現するための仕組みや環境があるか、確認してください。



② 複数と比較する

- ・一団体だけで決めず、複数の団体を比較することで、偏った意見や提案に流されるのを防げます。
- ・サポート内容や期間の目安、料金、卒業要件などに違いがあるため、自分たちが納得できる団体を選んでください。



③ 目的に忠実か

- ・団体のスタンスが、自分たちの都合よりも親や本人の都合を優先しているか、また親や本人の都合よりも社会参加や自立などの目的やゴールを尊重できているか、言動や行動をよく観察してください。

© NotebookLM

結論



“ しっかりと情報を集めた上で、
困っている本人が
自分の意思で決めることが大切 ”

© NotebookLM

共同生活型支援は何を目指すか？

・将来的には、**経済的な自立を果たし、日本を共に支える人間**に育て欲しい！



・共同生活型支援を通じて、規則正しい生活・体力・コミュニケーションスキル・金銭管理・信頼関係の構築・などを身につけて。

自律を叶えられる**人間教育**を行います。

集中訓練との違い

- ・サポステ集中訓練は「就労」を目指す特化型訓練



- ・その**前段階**の支援を行うのが、共同生活型支援（勿論、**社会参加**を目指していく、自律→自立に導いていくのが目標）

共同生活型支援のメリット

- ・ひきこもりのみならず、**困難を抱える層**に対応出来る
- ・シェルターだけでは無く、**育ち直しの教育的**な意味がある
- ・発達障害や精神疾患等、**第三者の目で発見**出来、**医療機関に繋がれる**
- ・**24H体制**での対応が可能
- ・団体それぞれで地域社会との関りがあり、**独自の就労ルート等**を構築している

効果検証（17年21年）を見ての報告

- ・元データ

共同生活型自立支援機構HP



お知らせ



2021年度共同生活型支援の効果に関するデータ検証



2021年度・共同生活型支援の効果検証報告

効果検証（17年21年）を見て利用者の傾向

- ・男女比は8対2程度で、**男性が多い**
- ・**利用年齢は高くなっている**（凡そ30代前後）が、団体により特色は異なるだろう。
- ・入所の目的は**就職（自立）の為が4割を超える、生活リズムの改善は凡そ3割、人とかかわりを持ちたい**と考えている層も多く居る。
- ・**半数が何らかの精神疾患**を抱えている傾向がある（鬱・統失・双極性・発達・依存・強迫・パーソナリティ・性同一等）
- ・**中卒者が1割強、通信・サポート校が2割強、大学進学は3割居る、だが大学進学後中退者が3割強**

効果検証（17年21年）を見て共同生活型の効果 生活習慣

体力・食事・清潔感・季節感・清掃片付け・時間厳守・生活リズムの改善 で、利用前と利用後、スタッフが判定

全項目伸びが見られる

- ・ **生活リズムの改善**と**体力の向上**が最も向上が見られる
- ・ 季節感の有無・清掃片付け・清潔感が向上する人とそうでない人との差がある

効果検証（17年21年）を見て共同生活型の効果 コミュニケーション能力

集団に対する苦手意識・話の整合性・適切な受け答えや返答・リーダーシップ・声の大きさ・相手を見てのコミュニケーションで、利用前と利用後、スタッフが判定

全項目伸びが見られるが...

- ・ **集団に対する苦手意識**や**相手を見てのコミュニケーション**が改善の大きな項目
- ・ 話の整合性は元々そんなに乱れている訳ではない
- ・ リーダーシップや声の大きさの**改善値は少なく気質的な部分**もある

効果検証（17年21年）を見て共同生活型の効果 職業に関する意識・社会常識

仕事への見方や意識、偏見・働く事に関するイメージ・決断力・気遣い・当番等取り決め事への積極性・ルール、規則の遵守で、利用前と利用後、スタッフが判定

全項目伸びが見られるが...

- ・ **仕事への見方や意識、偏見**や**働く事に関するイメージ**が改善の大きな項目
- ・ 決断力・気遣いは、入所当初は意識として低いものの、伸びてくる。ただし**同年代程度の水準には満たない**。
- ・ 当番等取り決め事への積極性やルール・規則の遵守は元々基準は高いが、更に伸びてくる。**利用者の生真面目な気質が垣間見える**

効果検証（17年21年）を見て共同生活型の効果 自己肯定感・辛抱強さ

自己否定的な感情の強弱（本人の意識の中で）自分を否定されるのが怖い（他人の評価）失敗のイメージしか浮かばない（マイナス的感情）困難な場面に遭遇したらすぐ諦める で、利用前と利用後、スタッフが判定

全項目伸びが見られるが...

- ・ **全項目非常に低い状態で参加する**が、共同生活を続けるうちに改善が見られてくる。ひきこもり状態の中で他人の評価等を気にしすぎて動けなくなる事等、**日々の生活やGW、利用者同士のコミュニケーションの中改善していく**のだろう、だが、同年代の水準にはまだ隔たりはある。
- ・ 当困難な場面に遭遇したらすぐ諦める、は**最も改善した**項目だ、共同生活の経験が今までの生活に比べて、我慢強くなる生活態度が自然と求められることがあるのだろう。

効果検証（17年21年）を見て共同生活型の効果 終了後の状況

- ・期間の定め（3～6か月）がある中で、**進路決定率（進学含む）55%**、期間満了で地元に戻るが**40%**、これは期間の定めが無ければもっと進路決定率は高くなると推測する。
- ・強制的な退所や脱走は期間が決まって居ると、起こる率は下がる。

効果検証（17年21年）を見て共同生活型の効果 共同生活型支援で良かった事

- ・環境の変化**55%**生活習慣の改善**52,5%**、が非常に高く、半分以上を占める、その他はコミュニケーション能力の改善が**20%**となっている。
- ・自分や家族だけでは改善できなかった生活習慣が、**共同生活による環境の変化を通じて生活リズムの改善につながっている。**

2026年3月11日（水）



共同生活型支援に関する実践報告

END



(別添) 共同生活型支援チェックリスト

共同生活型支援チェックリスト

Ⅰ. チェックリストの活用にあたっての説明

【チェックリスト作成の目的】

ひきこもり支援における共同生活型支援（ひきこもりも含む困難を抱えた方々に対して、共同生活を取り入れながら伴走型の支援を行うことをいう。以下同じ。）については、ひきこもり状態にある本人や家族の意向に沿って適切に実施する民間事業者（以下「事業者」という。）がある一方で、家族の依頼をもとに本人の同意なく強引に連れ出して満足な支援を行わず、法外な料金を取る、いわゆる「引き出し屋」と呼ばれる悪質事業者がある等の課題がある。

また、共同生活型支援を行う事業者と支援を必要とする本人及び家族との間のトラブル（契約時の説明と参加時の対応が異なる、途中で解約できないなど）や、ひきこもりや不登校などの事情を抱える未成年者等を受け入れ、共同生活により自立を促すなどの事業を実施する自立支援をうたう施設で違法行為が疑われるなどにより、当該施設の代表者等が逮捕された事案が発生するなど、ひきこもり支援を必要とする本人や家族へのトラブルを未然に防ぎ適切な支援を受けられるようにするための方策が急務となっており、本人や家族に寄り添った適切な支援を行っている優良な事業者と悪質事業者との差別化が図れるような標準的な支援例を示すことが求められている。

そこで、共同生活型支援を行う事業者が運営体制や活動内容を自らチェックし、広く一般の方々への情報公開（見える化）を図ることで適正な事業運営を推進するとともに、共同生活型支援への参加を検討しているひきこもり状態にある本人やその家族、共同生活型支援への参加を提案することを検討している自治体等のひきこもり相談窓口及び関係機関等の担当者が、当該事業者の運営体制や活動内容等を確認することで当該事業への参加を判断するための目安とすることができると、トラブルの未然防止やひきこもり状態にある本人の意向に沿った適切な事業者選択に資するようにするため、本チェックリストを策定した。

【想定しているチェックリストの活用方法】

活用者	活用法
ひきこもり状態にある本人に対して共同生活型支援を行う全国の事業者	共同生活型支援に参加する際の目安となるよう、チェックリストを用いて自らチェックした結果をホームページ等で公開することで、運営体制や標準的な支援内容を見える化しつつ、当該事業者がどのような類型（種類）の支援を行っているかについて、参加を検討している本人や家族等に分かるように示す。 これにより、事業者自らが適正かつ透明性の高い事業運営を図ることができるようにするとともに、支援の質の向上や参加希望者等への活動内容の明確化等につなげることが期待される。
共同生活型支援への参加を検討している、ひきこもり状態にある本人やその家族	事業者がチェックリストを用いて運営体制や活動内容を自らチェックした結果をホームページ等で閲覧することで、効率的な情報収集や複数の事業者の比較検討に活用する。 共同生活型支援への参加を判断する際の目安として、チェックリストに示された項目をもとに事業者の活動をチェックし、当該事業者がどのような類型（種類）の支援を行っているかを確認する。
支援対象者に共同生活型支援への参加を提案することを検討しているひきこもり相談窓口及び関係機関等の担当者	これにより、ひきこもり状態にある本人の意向に沿った共同生活型支援への参加可否や適切な事業者選択の判断に資するとともに、事業者が提供する共同生活型支援の具体的なイメージを持つことで参加する前と後での本人の認識のギャップを少なくし、事業者とのトラブル防止や適切な支援への参加につなげることが期待される。

【チェックリストの活用にあたっての留意事項】

それぞれの事業者が行う共同生活型支援による活動内容は、その目的や支援対象者の状態などの特性によって多種多様であり、最終的には共同生活型支援への参加を検討している本人の意向を尊重することや、当該事業者と本人との相性、見学や体験を通じて本人やその家族が感じたことを大事な拠り所としながら参加を検討することが前提であること。

- ※ チェック項目は、共同生活型支援への参加を検討している本人及びその家族が安心・安全に共同生活型支援に参加できるよう、共同生活型支援を提供する事業者の運営体制や活動内容の適正性を判断する目安となる内容を作成していること。
- ※ 特に、「Ⅱ-1.共同生活型支援の申込等の契約手続き」及び「Ⅱ-2.共同生活型支援の解約等の契約履行に関する手続き」のチェック項目は、トラブルを未然に防ぎ、本人が安心・安全に共同生活型支援に参加するために事業者が遵守すべきものである。また、「Ⅱ-3.共同生活型支援による具体的な活動内容」以降のチェック項目は、チェックのついた項目数により共同生活型支援の優劣が必ずしも判断できるものではないが、事業者の取組内容の特色や、適正な組織運営等が図られているかをチェックする項目であり、事業者の比較検討にあたって積極的に活用することが望まれるものであること。なお、今後、共同生活型支援に関するガイドラインを作成するとともに、本チェックリストについても、継続して共同生活型支援に関する情報収集を行った上で、内容の改訂を行う予定である。
- ※ 「Ⅱ.安心・安全な共同生活型支援の提供（参加）のためのチェック項目」に示された項目でチェックが付かないものがある場合やチェック項目以外の内容で参加申込前に確認したいことがある場合は、本人及びその家族をはじめ、自治体等のひきこもり相談窓口や関係機関等の担当者においては、当該事業者に運営体制や活動内容について事業者に直接問い合わせをするなどにより確認することが望ましい。

Ⅱ. 安心・安全な共同生活型支援の提供（参加）のためのチェック項目

Ⅰ. 共同生活型支援の申込等の契約手続き

(1) 申込・契約にあたり必要な情報や説明の手続き

(チェックの観点)

- ・相談時から利用開始時までの流れにおいて、事業者は本人及び家族に対し、契約締結の判断に必要な情報を丁寧に説明することで、(家族をととして) 本人の意思を確認できるタイミングを持つことが重要である。
- ・なお、事業者においては、説明すべき内容をリーフレットやインターネットに公開、あるいはあらかじめ書面で用意するなど明確化していることが望ましい。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項(自由記述)
	申込の相談窓口や見学、体験についての情報が公開されている(リーフレットやインターネット等で確認できる)。		
	申込の相談窓口や見学、体験を通して、本人や家族が、共同生活型支援の参加や申込について相談できる機会がある。		
	公開情報や、申込の相談、見学、体験を通して、共同生活型支援におけるルール、禁止事項等の説明がある。		
	申込・契約の流れや手順、申込・契約にあたっての必要書類が明確である。		
	申込・契約にあたり、共同生活型支援の期間やかかる費用(追加料金も含む)の目安、解約方法、解約条件の説明がある。		

(2) 共同生活型支援に参加することの同意取得

(チェックの観点)

- ・共同生活型支援の参加前に行う訪問支援(アウトリーチ)も同様に、事業者は本人及びその家族の意向を確認してから行うことが重要である。
- ・例えば、本人が意向を示さない、あるいは特に良い反応を示していない場面では、まずは共同生活型支援への参加ではなく、家族を通じて電話やメール、アウトリーチなどを行いつつ、本人の意向を確認した上で参加いただくプロセスが大事である。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項(自由記述)
	共同生活型支援に参加することについて、必ず、家族だけでなく、本人に対して直接意向の確認がある。		
	共同生活型支援に参加することについて、本人が拒否する意向を示した場合に、それを無視して無理やり参加させることはしない。		
	本人と家族の意向に相違がある場合はすぐに契約を行うことはせず、本人や家族と事業者の両者において、検討する猶予がある。		

2. 共同生活型支援の解約等の契約履行に関する手続き

(1) 共同生活型支援の途中で解約する場合の対応

(チェックの観点)

- ・ 事業者においては、解約時のルールに関する内容をリーフレットやインターネットに公開、あるいは、あらかじめ書面で用意するなど明確化していることが望ましい。
- ・ 加えて、解約の際には、本人及びその家族にかかる生活状況や今後の見通し、その後も「いつでも相談できる」、「いつでも戻ることができる」ことを説明するなど、フォローアップ体制を整えていることも明確化していることが重要である。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項(自由記述)
	共同生活型支援の途中で、法外な違約金が発生することなく解約が可能である。		
	途中で解約する場合、解約までの手順や返金等、解約にかかるルールについての説明がある。		
	解約にあたっての相談、解約後や他の支援機関へつないだ後の相談支援について説明がある。		

3. 共同生活型支援による具体的な活動内容

(1) 活動内容

(チェックの観点)

- ・ 共同生活型支援の参加者は、個々に状況や特性が異なることから、全ての参加者を一律に当てはめるようなプログラムの設定は望ましくない。
- ・ 例えば、参加して間もない頃は、ある程度、プログラムが固定されている方が参加しやすいことが考えられるが、本人の状況に応じて、複数の選択肢から選べるほか、参加する頻度、時間帯、参加のルールなど、徐々に本人が選択できる幅を広げていくことも重要である。
- ・ こうしたプログラムの提供方法などをリーフレットやインターネットに公開、あるいは、あらかじめ書面で説明するなど明確化していることが望ましい。
- ・ 生産活動を行う場合は、一般的な労働時間と同様の時間内で行われることが重要である。また、生産活動によって得られた利益を過度に事業者の収益とすることは望ましくない。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項(自由記述)
	本人の状況に応じたプログラムが体系的に設計されている。 (プログラム例) ➤ 生活習慣を見直したり生活リズムを整えたりするプログラム ➤ ボランティア活動等の地域とかかわりの中で行うプログラム ➤ 就労のための準備や訓練にあたるプログラム ➤ スポーツや余暇活動にあたるプログラム		
	本人の意向や体調、特性に応じて、プログラムへの参加が選択できる。		
	本人の意向や体調、特性に応じて、段階的に活動の内容を変更できるなど調整することができる。		
	プログラムへ参加することや対人関係についての不安に対応できるスタッフがおり、相談にのることができる。		

(2) 計画(支援計画・活動計画)

(チェックの観点)

- ・ 支援計画や活動計画が特定の職員の判断のみで決定されないよう、その進捗や効果を複数の職員が共有できる仕組みが重要である。
- ・ さらに、本人へわかりやすく説明する機会を設けているか、家族に対して本人の様子や課題などを説明しているかといった観点も留意して確認することも重要である。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項(自由記述)
	本人の意向を踏まえた上で適切なアセスメント(情報を集め本人の特性等を把握・評価すること)を行い、個別の支援・活動計画が作成されている。		
	個別の支援計画や活動計画について、本人やその家族にわかりやすく説明している。		

	複数の職員が支援や活動の計画の進捗、効果を確認し、必要に応じて組織的に検討を行った上で見直し等を行う仕組みがある。		
--	---	--	--

(3) 家族とのコミュニケーション

(チェックの観点)

- ・ 本人と家族の間で意向が異なる場合もあり、家族が共同生活を見学するなど支援中に家族とのかかわりが生じることが本人にとっての過剰な負担や不安につながる場合がある。本人の意向を尊重し、家族が過剰に介入することがないように留意する必要がある。
- ・ ただし、共同生活型支援を行う事業者が、本人と家族の対立構造をむやみに助長することは望ましくなく、まずは家族への支援をとおして、本人と家族の関係性の改善に努めているかという観点で確認する必要がある。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項(自由記述)
	家族会や研修会等、家族が参加できるイベントが開催されている。		
	家族が共同生活の様子を見学できる。		
	家族に対して、定期的に、写真等を用いて本人の状況や活動の様子についての具体的な報告がある。		
	家族が本人の状況や本人との関係等について相談できる窓口を定めて周知している。		
	本人と家族との関係性をよく理解した上で、双方の気持ちに寄り添いつつ、本人の意向に沿うよう家族とコミュニケーションをとっている。		

(4) 共同生活型支援の終了

(チェックの観点)

- ・ 共同生活型支援を終了する時期は、本人の状況や状態、意向によって様々である。共同生活型支援を行う事業者は、日々の支援を通して支援を終了する時期を見極め、本人や家族と話し合いながら決定していく必要がある。
- ・ 終了にあたっては、本人の意向に応じて、適切な支援機関や就労・就学先の相談窓口等につなぐとともに、事業者以外に属する他の支援者の意見も踏まえ、本人の納得が得られる選択ができるような支援が行われることが求められる。
- ・ 共同生活型支援への参加を通じて、地域コミュニティとのつながりが生じ、終了後も活動・共同生活場所の周辺に居住し社会参加を続けていくことは、共同生活型支援による効果の一つの形である。
- ・ ただし、共同生活型支援は、共同生活という支援方法の特性上、支援を行う者と本人との関係が極めて密接であることから、支援に必要な信頼関係の構築を超えた過度な依存や心理的・経済的な支配関係が生じる可能性があることを知っておき、共同生活型支援終了後の本人の活動や居住場所が、本人の意に反して制限される状態ではないか留意する必要がある。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項（自由記述）
	共同生活型支援の終了時期について、共同生活型支援を通して本人や家族と話し合い、決定する仕組みがある。		
	終了後の進路や居住地について、他の地域資源の支援者と適切に連携しつつ、本人の納得する選択ができるようにしている。		
	終了後も相談ができるなど、本人の希望に応じて、事業者と引き続きつながりが持てる仕組みがある。		

4. 関係機関や地域との連携

(1) 関係機関との連携

(チェックの観点)

- ・ 行政機関等が主催する連絡会議やネットワークには、生活困窮者自立支援制度や重層的支援体制整備事業、地域若者サポートステーション、子ども・若者支援等に関連する会議等があり、参加によって情報共有が行える体制となっていることが重要である。
- ・ 医療や保健とのつながりについては、参加者が治療等により定期的な通院が必要となる場合の通院先や、参加者の日常的な健康管理について相談できる先があることを想定している。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項(自由記述)
	行政機関等から相談業務等の事業を委託／指定されている。		
	行政機関等が主催する連絡会議やネットワークに参加している。		
	医療、保健、雇用、教育等の関係機関とつながりがあり、本人の意向や状態・状況に沿う形で、協力して対応することができる。		

(2) 地域との連携

(チェックの観点)

- ・ 共同生活型支援においては、参加者がその地域で実際に共同生活を行うことから、共同生活型支援の趣旨や内容について、地域住民の理解が必要不可欠である。はじめは見知らぬ者が活動していることに不安な気持ちを抱く場合があるかもしれないが、丁寧な説明やコミュニケーションを重ね、顔の見える関係性を構築していることが重要である。
- ・ 地域における協力先としては、例えば、近隣住民、町内会・自治会、民生委員、社会福祉協議会、企業、商工会、地域若者サポートステーション等が想定される。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項(自由記述)
	地域の祭りやイベント、自治会・町内会等の地域活動に参加する機会がある。		
	農業体験や就業体験、就労・就学支援等の地域資源を活用したプログラムが設定されている。		
	地域に共同生活型支援の趣旨が理解され、協力体制がある。		
	ボランティアや就労のための準備、訓練、スポーツや余暇活動等にあたっては、地域において複数の協力先や体験先がある。		

5. 適正な組織運営と生活環境の確保

(1) 共同生活型支援に関する情報開示

(チェックの観点)

- ・ 共同生活の環境を知るための情報として、部屋割や設備、プライバシー保護、防犯対策等の情報があると参考になる。
- ・ 情報開示の方法は、リーフレットやインターネット等で確認できることが望ましい。
- ・ 本人及びその家族の背景や経緯、本人の個々の特徴や状況は百人百様であり、それに応じた支援も生活リズムを整えるための支援から社会参加のための支援など多種多様である。そのため、共同生活型支援の参加により一律に効果がでるような説明内容には留意する必要がある。
- ・ 参加者の体験談や自宅復帰・地域生活移行後の様子については、成功した良い面のみではなく、一進一退のスモールステップの例なども含め、様々な選択肢や可能性を知ることができる環境があると望ましい。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項(自由記述)
	共同生活型支援におけるプログラムや活動内容、共同生活の環境、必要な費用等についての情報が公開されている。		
	公開情報は写真や詳細な説明を掲載するなどして、参加の前後でイメージにギャップが生じないような工夫がある。		
	共同生活型支援に参加することで、「必ずよくなる」、「すぐによくなる」といった、極端な効果をうたっていない。		
	OB や OG(これまでに共同生活型支援に参加したことのある人)についての情報が公開されている。		
	どのような職員がどのような支援をしているかといった職員のプロフィール、自己紹介の情報が公開されている。		
	生産活動が行われる場合には、活動の内容や時間、その対価に関する必要な情報が公開されている。		

(2) 組織運営や支援体制

(チェックの観点)

- ・ コンプライアンス(法令や倫理、社会規範等)を守り、公正・公平に誠実に行動するという姿勢は、適正な事業運営を行うための根幹であり、職員研修等を通じて組織内で徹底されていることが重要である。また、組織内の規定でコンプライアンスについて具体的に定めることや、ホームページ等で対外的に表明されていることが望ましい。
- ・ 支援に携わる職員の育成や支援の質の向上のため、外部講師を招いての職員向けの研修や、外部研修への職員の派遣、ケース検討会やスーパービジョン(経験豊富な支援者からの助言・指導)が定期的に行われていることが望ましい。
- ・ 権利擁護や虐待防止のための取組として、意見箱の設置、外部相談窓口の設置、権利擁護や虐待防止に関する研修の受講等の例がある。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項(自由記述)
	コンプライアンス(法令や倫理、社会規範等)を遵守するための具体的な取組が行われている。		
	情報管理や個人情報保護の方針が策定されている。		
	苦情解決の仕組みが設けられ、苦情相談窓口が参加者やその家族に周知されている。		
	職員向けの研修やスーパービジョン(経験豊富な支援者からの助言・指導)が定期的実施されている。		
	権利擁護や虐待防止のための具体的な取組が行われている。		

(3) 危機管理(健康危機管理を含む)や安全確保

(チェックの観点)

- ・ 災害や事故、感染症等が発生した際の緊急時対応としては、対応マニュアルの整備、緊急連絡網の設定、緊急時対応のシミュレーションや訓練等の例がある。
- ・ 参加者や家族とのトラブル等が発生した場合には、その内容について職員間で共有し、対応を協議し、同様のトラブルを未然に防止する改善策の検討が行われていることが望ましい。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項(自由記述)
	災害や事故、急病等による緊急時の対応の流れが整備されている。		
	感染症への対策等、公衆衛生面での対策がたてられている。		
	緊急時の対応マニュアルを整備するなどして備えられている。		
	職員間でトラブル等の記録と共有が行われ、トラブル等を未然に防止する方策や改善策が検討実施されている。		
	宿直あるいは緊急連絡先の周知等により夜間も対応可能な職員がいる体制が敷かれている。		
	困りごとがあれば、いつでも家族や外部の関係機関等に各種サポートを求める連絡手段(携帯電話等)が確保されている。		

(4) 生活環境の確保

(チェックの観点)

- ・ 情報へのアクセスがしやすい環境とは、例えば、テレビやラジオの視聴、新聞や書籍の購読、インターネット環境及びスマートフォン・パソコンが使用できる環境が想定される。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項(自由記述)
	ひとりになることのできるスペースや時間があり、本人のプライバシーや安全、衛生が確保されている。		
	性別等による部屋割りへの配慮がある。		
	隣接する部屋に入居する者とのトラブルがあった場合等に居室の変更の相談が可能である。		
	情報へのアクセスがしやすい環境である。		

(5) ルールと生活管理

(チェックの観点)

- ・ ルールはあくまでも安心・安全に共同生活を送ったり生活リズムを整えたりする上で必要な内容となっており、本人の状態や本人の意向に反して外部への移動や他者との交流を制限するものではないことが重要である。
- ・ 共同生活を送る上で必要なルールの情報は、リーフレットやインターネットに公開、あるいは、あらかじめ書面で用意するなど明確化していることが望ましい。
- ・ 個々の状況や状態に配慮せず全ての参加者を一律のルールにあてはめることがないようにすることが重要であるが、地域での生活を送るための社会規範や、生活リズムを整えるための起床・就寝時間や食事時間といった最低限のルールは必要になる。
- ・ ルールを運用するにあたり、本人の状態や状況にあわせて共同生活における自由度を変更していくことが重要である。
- ・ 金銭管理をサポートするにあたっては、管理する範囲や管理方法、保管記録などを本人やその家族に確認するとともに、本人の生活状況も踏まえながら、退所後の本人の日常生活に資する資産形成や、本人が自ら金銭管理ができるようにすることを目的として行うものであることに留意する。
- ・ 本人が適切に通院や服薬管理をするためのサポートにあたり、医療機関の選定に関しては本人やその家族の意向を尊重することに留意する。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項(自由記述)
	共同生活を送ったり生活リズムを整えたりする上で必要なルール(日課等)が明確である。		
	ルールは本人にあわせて変更する余地があり、必要以上に制限したり、負荷を与えたりしない運用がなされている。		
	夜間や休日等において自由に過ごす時間が設定されている。		

	本人の状態や状況により必要な場合は、本人が適切に通院や服薬管理をするためのサポートができる。		
	本人の状態や状況により必要な場合は、本人の意向を踏まえた上で、金銭管理のサポートができる。		
	共同生活に慣れるまでの間はスタッフが丁寧に見守り、いつでも相談・面談が受けられる体制がある。		

Ⅲ. 共同生活型支援の類型

ここでは、どのようなタイプの共同生活型支援を行っているかを確認するために、5つの視点から支援内容の類型を整理した。あてはまるものに事業者自らがチェックした内容をもとに、どのような共同生活型支援を行っているか、どのような共同生活型支援に参加できるかを確認する際の参考とされたい。

【視点1】支援プログラムの特徴			
生活再建型		社会参加促進型	
	生活リズム改善を核にしたプログラム		地域活動（ボランティア・外出・就労体験）を核にしたプログラム
補足事項（自由記述）		補足事項（自由記述）	
	起床・作業・運動等の構造化された生活が中心		本人が希望するプログラムを選択して参加
補足事項（自由記述）		補足事項（自由記述）	
	共同生活や集団活動を行うことで社会性の向上を目指す		段階的に地域に出て社会参加を促す
補足事項（自由記述）		補足事項（自由記述）	
【視点2】公的サポートの要素			
制度連携型		交流促進型	
	福祉制度の活用を重視		地域資源の活用を重視
補足事項（自由記述）		補足事項（自由記述）	
	公的な資格や承認を得たサポートを多く含む		地域活動を多く取り入れ、地域コミュニティの中で実施する活動が主
補足事項（自由記述）		補足事項（自由記述）	
	自治体や医療機関、学校、サポステ等の支援機関との連携が強い		地域コミュニティで多数の人との交流を促進する
補足事項（自由記述）		補足事項（自由記述）	
【視点3】所在地域の特徴			
都市型		地方型	
	活動場所・共同生活場所が都市部にある		活動場所・共同生活場所が地方にある
補足事項（自由記述）		補足事項（自由記述）	
	事業者や商店等と協働して活動を行う		自然環境を活かし農作業等の活動を行う

補足事項(自由記述)		補足事項(自由記述)	
【視点4】生活スタイル			
個人生活型		集団生活型	
	アパートタイプの部屋で生活し、生活の自己管理を目指すことを重視		相部屋やシェアハウスで生活し、参加者同士の交流を重視
補足事項(自由記述)		補足事項(自由記述)	
	主に食事や活動の時間の中で参加者同士の交流がある		生活全般で参加者同士の交流機会が多い
補足事項(自由記述)		補足事項(自由記述)	
	日常生活における時間の使い方やルールについて、参加者の自主性を重視している。		日常生活における時間の使い方やルールについて、集団生活の規律を重視している。
補足事項(自由記述)		補足事項(自由記述)	
【視点5】家族とのコミュニケーション			
見守り型		参加型	
	共同生活型支援における活動において、家族の適度な距離感での見守りを重視		共同生活型支援における活動において、家族の積極的な参加を重視
補足事項(自由記述)		補足事項(自由記述)	
	共同生活型支援開始後、活動や生活の内容について家族にレポートで報告		共同生活型支援開始後、活動場所や生活場所への家族の見学を奨励
補足事項(自由記述)		補足事項(自由記述)	

(参考情報) 過去の法律実務による具体的事例

本留意事項は、共同生活型支援チェックリストの取りまとめに委員として参画している弁護士の協力を得て、これまでの法律実務において、いわゆる「自立支援」を謳う悪質事業者に対応した事案等を踏まえ、留意する必要があると考えられる事例を例示したものである。

共同生活型支援への参加を検討中、あるいは参加中の本人及びその家族はもとより、自治体のひきこもり相談窓口や関係機関等の担当者においても、この留意事項に照らして、事業者の対応に違和感や気になる点がないかをあらためて確認し、一つでも該当する場合は、契約・参加を再検討・中止するなど、参考情報として積極的に活用していただきたい。

なお、本留意事項は当事者や家族への注意喚起を主な目的としており、悪質な事例を網羅的に記載できていないわけではないが、「事業者との契約内容と利用時の対応が異なる」、「途中で解約できない」等、本留意事項に掲載されている事例の一つでも当てはまると思われる対応を事業者から受けた場合、本人及びその家族は、安全確保を最優先の上、「消費者ホットライン」(局番なしの188)を活用し、消費生活センター等へ相談するほか、まずは自治体や関係機関等のひきこもり相談窓口にご相談することが望ましい。その際、自治体や関係機関等の窓口担当者は、本人やその家族から丁寧に相談を聞き取った上で、悪質事業者からの被害防止のため、継続して対応することが大切である。

1. 宣伝方法

- ・ ホームページなどで、「絶対に自立する」「ひきこもりが必ず治る」といった誇大な表現や、著しく事実に相違する情報を与える、又は必ずしも虚偽ではないが、十分な根拠なく人を誤認させたりするおそれがある広告をするような宣伝を行っている。

2. 参加にあたっての本人の同意

- ・ 入所しない場合に「害悪が起きる」としてことさらこれを強調して恐怖心を抱かせる。
- ・ 本人の明確かつ真摯な同意を得ずに参加させる。親子の十分な話し合いの機会を与えず、「本人を騙してでも連れてくるように」等と保護者や家族を促し、本人の同意なく強制的に参加させる。

3. 契約及び費用

- ・ 参加者が契約終了する意思を表示した場合にこれを認めない。
- ・ 長期間の契約を結び、その契約を口実に解約することを一切認めない。
- ・ 多額の解約違約金を定めて、事実上解約を困難にさせる。
- ・ 契約時の説明とは異なる、あるいは必要な支援を行っていないにも関わらず、高額な追加費用を請求する。

4. 従属関係の構築及び過剰な労働負荷

- ・ 睡眠時間を極度に削ったり、不要な投薬などにより、参加者が施設に従属しやすい意識状態にする。
- ・ 施設の監視下におき、施設の長や経営者の崇拝を求め、その家族・親族の世話をさせる。
- ・ 施設の管理下で、過度な長時間作業、重労働または危険な作業をさせる。

- ・ 参加者に対し、実質的な労務を提供させているにも関わらず、賃金等の報酬を支払わずに不当な収益を得ている。
- ・ テレビ・ラジオ・インターネット・書籍など外部の情報に触れさせず、施設が行う教育や施設の認めた書籍のみ触れさせる。
- ・ 定期的に一定時間を確保した休憩、娯楽の時間を与えていない。

5. 自由の制限

- ・ 施設の敷地や職場以外に出ることを禁じる。参加者の脱走を防止する目的で外部から施錠する。
- ・ 外部に連絡する目的で外出した参加者を脱走者として懲罰を与え、場合によっては暴力をふるう。
- ・ プライバシーが守られる方法で行う外部への電話等による自由な連絡を禁じる、あるいは自由に連絡することができるようにする措置をとっていない。
- ・ 常時監視し、参加者同士で話ができないようにしている。
- ・ 居室等のプライベート空間を含む施設内に監視カメラ・盗聴機器を設置し、常時監視・記録する。
- ・ 現金を含めて私物を持たせない。

6. 施設による虐待及び受診の制限

- ・ 参加者への指導と称して体罰や暴力行為（言葉の暴力を含む）が施設側または参加者によって行われる。
- ・ 参加者の間で、暴力行為が行われなくするための措置が取られていない。
- ・ 必要な診療や歯科治療などの医療を受けさせない。
- ・ 参加者が相談または治療を受ける医師を、施設指定の医師に限定している。自由に選択することを認めない。
- ・ 不必要な薬や過剰な量の薬を服用させる。

7. 家族との関係

- ・ **親族、友人との面談の場所を施設内に限定したり、施設職員の立会いを義務づけるなど、監視・管理に繋がる面談方法を強制する。家族と面談する場所に録音機、盗聴器を設置する。**
- ・ 意図的に家族との関係を悪化させるよう仕向けるなど、本人と家族を会わせないようにする。
- ・ 本人が両親のもとに一時帰宅することを希望した場合、これを可能にするための支援をしない。
- ・ 長期契約の場合であっても、期間の途中で家族のもとに一時帰宅できない。
- ・ 参加者の現状を把握しようとする親権者等からの質問に対して回答しない。

8. 人権侵害の救済措置

- ・ 参加者が、自らの権利を守るために、施設とは無関係の外部の弁護士に対して、施設に知られず、依頼、相談できない。

謝辞

本調査研究事業の実施に際して、アンケート調査やヒアリング調査にご協力くださいました皆様に心より感謝申し上げます。

また、本調査研究事業の検討委員会の委員としてご指導賜りました委員の皆様におかれましては、調査設計や分析・考察、チェックリストの作成、研修会の実施、報告書の作成に至るまで、ご助言・ご指導をいただき心より感謝申し上げます。

免責事項

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本調査研究報告書は、厚生労働省令和 7 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業として、厚生労働省社会・援護局長より採択を受けた有限責任監査法人トーマツ（以下、「当法人」）が提供したものであり、保証業務として実施したものではありません。

本調査研究報告書を受領または閲覧する名宛人（本調査研究報告書に関して当法人へ採択事業者の通知をしている機関）以外の方（以下、「閲覧者等」）は、例外なく本調査研究報告書に記載される事項を認識し了解したものとみなされます。

1. 本調査研究報告書は、厚生労働省令和 7 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業として、厚生労働省社会・援護局長より採択を受けた当法人が提供したものであり、閲覧者等に対して注意義務または契約上の義務を負って実施されたものではないこと。従って、当法人は、本調査研究報告書及び本調査研究報告書に関連する業務に関して、閲覧者等に対して裁判上または裁判外を問わずいかなる義務または責任も負わないこと。
2. 本調査研究報告書には、閲覧者等が理解し得ない情報が含まれ、また、閲覧者等が必要とする情報が必ずしも網羅されていない可能性があること。なお、本調査研究報告書に記載されている以外の情報が名宛人に伝達されている可能性があること。
3. 閲覧者等は、本調査研究報告書を受領または閲覧によって本調査研究報告書に依拠する権利及びこれを引用する権利を含むいかなる権利も取得しないこと。閲覧者等は本調査研究報告書に記載された一定の前提条件・仮定及び制約について受容するとともに閲覧者等による本調査研究報告書の利用及び利用の結果に関する全ての責任を閲覧者等自身が負うこと。
4. 閲覧者等は、当法人及びその役員、社員、職員等に対して本調査研究報告書を受領または閲覧に関連して閲覧者等に生じるいかなる損害や不利益についてもその賠償請求を行わず、また、いかなる権利の行使も行わないこと。

令和 7 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

ひきこもり支援における
共同生活等による支援のあり方に関する調査研究
報告書

令和 8（2026）年 3 月 発行
編集・発行 有限責任監査法人トーマツ

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.